

国指定特別史跡「旧弘道館」  
保存活用計画書

平成 29 年 3 月

茨 城 県



## 例 言

1. 本計画は、国指定特別史跡「旧弘道館」の保存・活用に関する事項を定めた計画書である。
2. 本計画の策定は、平成27年度と28年度の2か年で実施した。
3. 本計画は、旧弘道館保存活用計画策定委員会の会議及び文化庁文化財部記念物課・茨城県教育庁総務企画部文化課・水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課の指導・助言を得て、茨城県土木部都市局公園街路課が策定した。
4. 本計画の策定に係る事務は、茨城県土木部都市局公園街路課が担当し、策定に係る支援業務を株式会社プレック研究所に委託した。
5. 本計画は、第1章「計画策定の沿革・目的」、第2章「旧弘道館」の概要」、第3章「本質的価値」、第4章「保存・活用の課題」、第5章「保存・活用の目標と基本方針」、第6章「保存（保存管理）」、第7章「活用」、第8章「整備」、第9章「運営・体制」、第10章「事業の実施」、第11章「経過観察」、資料編で構成した。
6. 本計画では、国指定特別史跡「旧弘道館」のことを指す場合は「旧弘道館」と表示している。
7. 弘道館全図という名称の図面はいくつか存在するため、本計画書においては、弘道館事務所所蔵の弘道館全図を「弘道館全図」と表示する。
8. 特別史跡指定地内に復元された塀は「築地塀」という呼名で管理しているが、修理報告書や日本建築大辞典の定義から「土塀」という表現が適切であることから、本計画書では「土塀」という表現に統一した。
9. 特別史跡指定地周辺に残る土塁と堀については、一体的な要素として取扱う必要があるが、本計画は、「弘道館全図」の範囲の内と外との観点で整理する必要があるため、土塁と塀を一部分けて整理している箇所がある。
10. 本計画に掲載している図のうち、下記については所蔵機関等からの提供を受けた。

図2-18：水戸弘道館之図（古河歴史博物館所蔵）

図2-19：弘道館総図（個人蔵）

図2-21：明治初期の弘道館の状況（写真原版 石黒コレクション保存会所蔵）

図2-23：茨城県高等女学校の仮校舎（明治33年～36年）として使用されていた当時の作法指導の様子（茨城県立水戸第二高等学校百年史編纂委員会2000『水戸二高百年史』）

図2-28：大正から昭和初期の弘道館跡地の状況（水戸市立博物館所有の絵葉書より）

図7-6：弘道館に関連する施設・資源等 西山御殿跡（公益財団法人 徳川ミュージアム）

# 国指定特別史跡「旧弘道館」 保存活用計画書 目次

<b>第1章 計画策定の沿革・目的</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の沿革	1
2. 計画の目的と対象	1
3. 委員会の設置	3
<b>第2章 「旧弘道館」の概要</b>	<b>6</b>
1. 指定地の概要	6
2. 弘道館の概要	13
3. 歴史的変遷	34
4. 指定地及び周辺の現況	44
<b>第3章 本質的価値</b>	<b>69</b>
1. 弘道館の特徴	69
2. 「旧弘道館」の本質的価値	72
3. 構成要素	74
<b>第4章 保存・活用の課題</b>	<b>79</b>
1. 保存（保存管理）の課題	79
2. 活用の課題	79
3. 整備の課題	80
4. 運営・体制の課題	81
<b>第5章 保存・活用の目標と基本方針</b>	<b>82</b>
1. 保存・活用の目標	82
2. 保存・活用の基本方針	83
<b>第6章 保存（保存管理）</b>	<b>84</b>
1. 保存（保存管理）の方向性	84
2. 保存管理の方法	88
3. 法令に基づく諸手続き	98
4. 所蔵資料の保存管理	106
5. 調査・研究	108
6. 周辺環境の保全	109
<b>第7章 活用</b>	<b>110</b>
1. 活用の方向性	110
2. 活用の方法	111
3. 周辺地域と連携した活用	122

<b>第8章 整備</b>	<b>123</b>
1. 整備の方向性	123
2. 短期整備	124
3. 中長期整備	127
<b>第9章 運営・体制</b>	<b>129</b>
1. 運営・体制の方向性	129
2. 保存・活用の体制	130
<b>第10章 事業の実施</b>	<b>132</b>
1. 事業実施の考え方	132
2. 藩校時代の再現に向けた事業の進め方	132
<b>第11章 経過観察</b>	<b>135</b>
1. 経過観察の考え方	135
2. 経過観察の方法	135
<b>資料編</b>	
資料1：特別史跡指定地内の建造物の修復履歴	資1
資料2：上位・関連計画の概要	資6
資料3：文化財保護法等の抜粋	資14



## 第1章 計画策定の沿革・目的

### 1. 計画策定の沿革

弘道館は江戸時代の藩校を代表するものとして著名であり、その跡地の一部については、歴史的な価値が高く評価され、大正11年（1922）に「旧弘道館」の名称で国の指定史跡となり、昭和27年（1952）3月29日には特別史跡に指定された。また、昭和39年（1964）5月26日には正門、正庁、至善堂が重要文化財に指定されている。

これらの国の文化財指定を受け、貴重な文化財である「旧弘道館」を適切に保存するとともに活用を図るために、平成27年度と平成28年度の2か年で「旧弘道館」の保存活用計画を策定するものである。

### 2. 計画の目的と対象

#### （1）計画の目的

本計画は、「旧弘道館」の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として作成したものである。

本計画は、「旧弘道館」の歴史及び現状を整理し、特別史跡の本質的価値と構成要素の明確化、保存管理をしていくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備・活用の基本的考え方を示したものであり、今後、「旧弘道館」の取扱いの指針として位置付けられるものである。

#### （2）計画の対象

本業務における計画の対象範囲は、「旧弘道館」の指定範囲とするが、弘道館の藩校時代の敷地範囲は指定範囲の周辺にも広がっていることから、弘道館跡地を含む指定範囲周辺についても調査範囲とする。なお、特別史跡内に存する重要文化財については、史跡の構成要素として保存や活用の方向性についての検討を行うが、重要文化財としての建造物の保存活用計画については今後別途策定する。

#### （3）計画の評価・見直し

本計画は、「旧弘道館」を次世代へと確実に伝えていくことを目的としていることから、長期的な視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれる。そのため、本計画の推進に当たっては、実現に必要な各実施計画を策定し、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要性が生じた場合には、見直しを行うこととする。また、「旧弘道館」をとりまく地域のまちづくりの取組みの状況や社会的環境の変化、上位・関連計画の見直し、調査・研究の進展などにより、計画の内容を変更する必要性が生じた場合も、見直しを行うこととする。





### 3. 委員会の設置

#### (1) 設置及び委員等

本計画を策定するに当たり、平成27年(2015)7月24日に「旧弘道館保存活用計画策定委員会設置要項」を定め、「旧弘道館保存活用計画策定委員会」を設置した。

委員会は、学識経験者や地元有識者等の9名の委員、文化庁文化財部記念物課、茨城県教育庁総務企画部文化課、水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課の指導助言者、茨城県や水戸市の関係部局や地域団体の助言者で構成し、事務局は茨城県土木部都市局公園街路課が担当した(表1-1)。

#### 旧弘道館保存活用計画策定委員会設置要項

##### (設置)

第1条 特別史跡である旧弘道館の本質的な価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用を図るため、旧弘道館保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 委員会は、特別史跡「旧弘道館」の保存活用計画等について必要な調査、研究及び審議を行う。

##### (構成)

第3条 委員会は、委員、指導助言者及び助言者をもって構成する。

2 委員は、関係分野を専門とする学識経験者及び地元有識者等とする。

##### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員がこれを互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

3 委員長が、委員会を欠席するときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は、意見を述べさせることができる。

##### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部都市局公園街路課において処理する。

##### (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 付 則

この要項は、平成27年7月24日から施行する。

表 1-1：旧弘道館保存活用計画策定委員会 委員会名簿

(敬称略。順不同)

	所属等	氏名	備考
委員	1 茨城県文化財保護審議会会長 茨城大学名誉教授	鈴木 暎一	委員長
	2 (公財)文化財建造物保存技術協会顧問 茨城県文化財保護審議会委員	濱島 正士	
	3 東京大学大学院農業生命科学研究科教授 日本遺産審査委員会委員	下村 彰男	
	4 茨城大学工学部都市システム工学科教授	山田 稔	
	5 茨城県立歴史館副参事兼歴史資料課長 水戸市文化財保護審議会委員	永井 博	
	6 茨城大学部人文学部人文コミュニケーション学科教授	西野 由希子	
	7 水戸市立博物館協議会委員	小塚 のり子	
	8 三の丸女性会会長 水戸市三の丸市民センター運営審議会副会長	才丸 洋子	
	9 東照宮宮司 弘道館鹿島神社宮司	宮本 章	
指導助言者	10 文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官	山下 信一郎	
	11 茨城県教育庁総務企画部文化課長	小沼 和美 (平成 27 年度) 入野 浩美 (平成 28 年度)	
	12 水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長	白石 嘉亮	
助言者	13 茨城県商工労働部観光物産課長	小泉 元伸 (平成 27 年度) 梶原 清 (平成 28 年度)	
	14 茨城県土木部都市局都市計画課長	肥高 孝之 (平成 27 年度) 小林 一洋 (平成 28 年度)	
	15 茨城県土木部水戸土木事務所長	小泉 恵三 (平成 27 年度) 橋本 義彦 (平成 28 年度)	
	16 水戸市産業経済部観光課長	小川 邦明	
	17 水戸市都市計画部市街地整備課長	塚 貴之	
	18 水戸商工会議所会頭	和田 祐之介	
	19 (一社)水戸観光協会会長	加藤 高藏	
事務局	茨城県土木部都市局公園街路課		

※所属等については、第1回策定委員会(平成27年8月27日)開催時の所属等を表記している。

## (2) 協議経緯

策定委員会の概要は次のとおり。

### ■第1回策定委員会

- 日時 :平成27年8月27日(木)14時～16時  
場所 :茨城県三の丸庁舎 3階共用会議室A  
審議内容 : (1) 旧弘道館保存活用計画策定委員会の公開について  
(2) 保存活用計画の趣旨について  
(3) 保存活用計画の進め方について  
(4) 旧弘道館の概要について  
(5) 計画策定にあたっての課題について  
※閉会后、現地視察を実施

### ■第2回策定委員会

- 日時 :平成27年11月27日(金)14時30分～16時  
場所 :茨城県立歴史館 講堂  
審議内容 : (1) 第1回委員会の子な意見と対応について  
(2) 保存活用計画の進め方について  
(3) 保存活用計画の位置付けについて  
(4) 本質的な価値について

### ■第3回策定委員会

- 日時 :平成28年2月24日(水)13時30分～16時  
場所 :茨城県立歴史館 講堂  
審議内容 : (1) 本質的な価値について(再整理)  
(2) 構成要素について  
(3) 保存活用の課題について  
(4) ICT技術を用いた案内解説(試行)について

### ■第4回策定委員会

- 日時 :平成28年7月28日(火)13時30分～15時  
場所 :茨城県三の丸庁舎 3階共用会議室A  
審議内容 : (1) 本質的な価値について(第3回委員会の意見を受けた再整理)  
(2) 保存活用の目標と基本方針について  
(3) 保存(保存管理)・活用・整備の方向性について

### ■第5回策定委員会

- 日時 :平成28年12月15日(木)13時30分～15時30分  
場所 :茨城県立歴史館 講堂  
審議内容 : (1) 第5回委員会の検討内容と第4回委員会の主な意見について  
(2) 旧弘道館保存活用計画の概要  
(3) 孔子廟の公開等について

### ■第6回策定委員会

- 日時 :平成29年1月30日(月)13時30分～15時  
場所 :茨城県三の丸庁舎 3階共用会議室A  
審議内容 : (1) 第6回委員会の検討内容と第5回委員会の主な意見について  
(2) 国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画の概要について

## 第2章 「旧弘道館」の概要

### 1. 指定地の概要

#### (1) 指定内容

##### ①特別史跡の指定内容

大正11年(1922)に「旧弘道館」の名称で国の指定史跡となり、昭和27年(1952)には特別史跡に指定された。指定の概要は以下のとおりである。

名称	旧弘道館(きゅうこうどうかん)
指定年月日	史跡指定：大正11年(1922)3月8日 特別史跡指定：昭和27年(1952)3月29日
所在地	茨城県水戸市三の丸
指定面積	34,105 m <sup>2</sup>
指定基準 (史跡)	四. 学校, 研究施設, 文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
解説	(国指定文化財等データベースより引用(一部年代等を付記))

<史跡指定時の解説>

舊ト水戸藩ノ藩學ニシテ天保九年徳川齊昭之ヲ創メ藩士ノ子弟ヲシテ此ニ文武ノ道ヲ講セシメ弘道館ノ名嘗テ天下ニ高シ城内ニ鹿島神社聖廟弘道館碑等アリ建築多ク当時ノ物ニシテ舊規尚ホ存ス

<特別史跡指定時の解説>

旧水戸藩の藩学であって徳川齊昭の創立にかかり、弘道館記は既に天保九年に撰ばれていたが、天保十二年假に開館、ついで安政四年に至って開館式を行った。南東に向って正門を開き、外側に番所を設け、正門を入れて正面に学校御殿と云はれる正庁が建てられ、これにつづいて至善堂がある。維新後、文武その他の学寮等取り拂はれ、敷地も縮少し、更に今次の戦災によって、孔子廟、鹿島神社及び八卦堂等焼失したが、質実にして堂々たる正庁、至善堂を始め孔子廟の戟門、弘道館記の碑等、遺存し、孔子廟はその礎石によって旧規を偲び得べく、著名な藩学としてまた江戸時代に盛行しその文運に貢献するところの多かつた藩学の代表的なものとして学術上の価値が極めて高い。

## ②特別史跡指定地内のその他の文化財

特別史跡指定地内の正庁，至善堂，正門が重要文化財指定となっている。

名称及び員数	旧弘道館（きゅうこうどうかん）3棟 正庁（せいちょう） 至善堂（しぜんどう） 正門（せいもん）附 塀
指定年月日	重要文化財指定：昭和39年（1964）5月26日
所在地	茨城県水戸市北三の丸119番地
構造及び形式等	正庁：二十四畳（床，棚，附書院付）十五畳，十二畳，二十四畳（床付），十畳，十二畳（押入付），六畳，玄関，入側，廊下より成る，一重，南面，北面及び玄関入母屋造，西面寄棟造，棧瓦葺 至善堂：十二畳半（床，棚付），十畳，十七畳半，十二畳半，十畳，畳廊下，入側，縁より成る，西面及び北面寄棟造，棧瓦葺 正門：四脚門，切妻造，本瓦葺 附 正門南10.0m，北11.4m，棧瓦葺
所有者	国（財務省）
管理者	茨城県
解説	（国指定文化財等データベースより引用）
<p>天保12年（1841）に竣工した水戸の藩学校である。正庁は文武の試験をするところ，至善堂は藩主の坐所である。ともに大規模な書院造である。学校建築の代表作。国有（大蔵省所管）で，特別史跡に指定されており，茨城県が管理に当たっている。</p>	

また，特別史跡指定地内の鹿島神社の本殿等が水戸市指定文化財（建造物）となっている。

名称	鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣(附設計図9点)
所在地	水戸市三の丸1丁目119番5
所有者	宗教法人鹿島神社
指定年月日	水戸市指定文化財：平成29年（2017）2月3日
員数	3棟
解説	（水戸市ホームページより引用）
<p>鹿島神社は，水戸藩第9代藩主徳川斉昭が創設した藩校弘道館の主要施設として，敷地中央部に建てられました。旧水戸城三の丸の区域に当たります。安政4年（1857）に弘道館が本開館した際，常陸国一宮である鹿島神宮を分祀して成立しました。</p> <p>昭和20年（1945）8月2日の空襲で本殿一式が焼失しましたが，昭和49年（1974），第60回伊勢神宮式年遷宮の後に，伊勢神宮内宮の境内別宮である風日祈宮の旧殿一式（本殿，拝殿，中門及び瑞垣）が特別譲渡・移築されて，現在に至っています。</p> <p>移築に当たっては，伊勢神宮独自の建築技法である神明造が用いられました。また，伊勢神宮の社殿は造営後20年で解体され，旧社殿は原則として残りませんが，鹿島神社の社殿は，旧殿一式が移築された全国的にも珍しい事例です。昭和28年（1953）の第59回伊勢神宮式年遷宮によって造営された神明造の技法を今に伝える存在として，建築史の観点からも高い価値を有しています。</p> <p>あわせて，設計図9点は，施工会社による施工書と仕様の概要が記されており，社殿の構造を明らかにする貴重な資料と言えます。</p>	

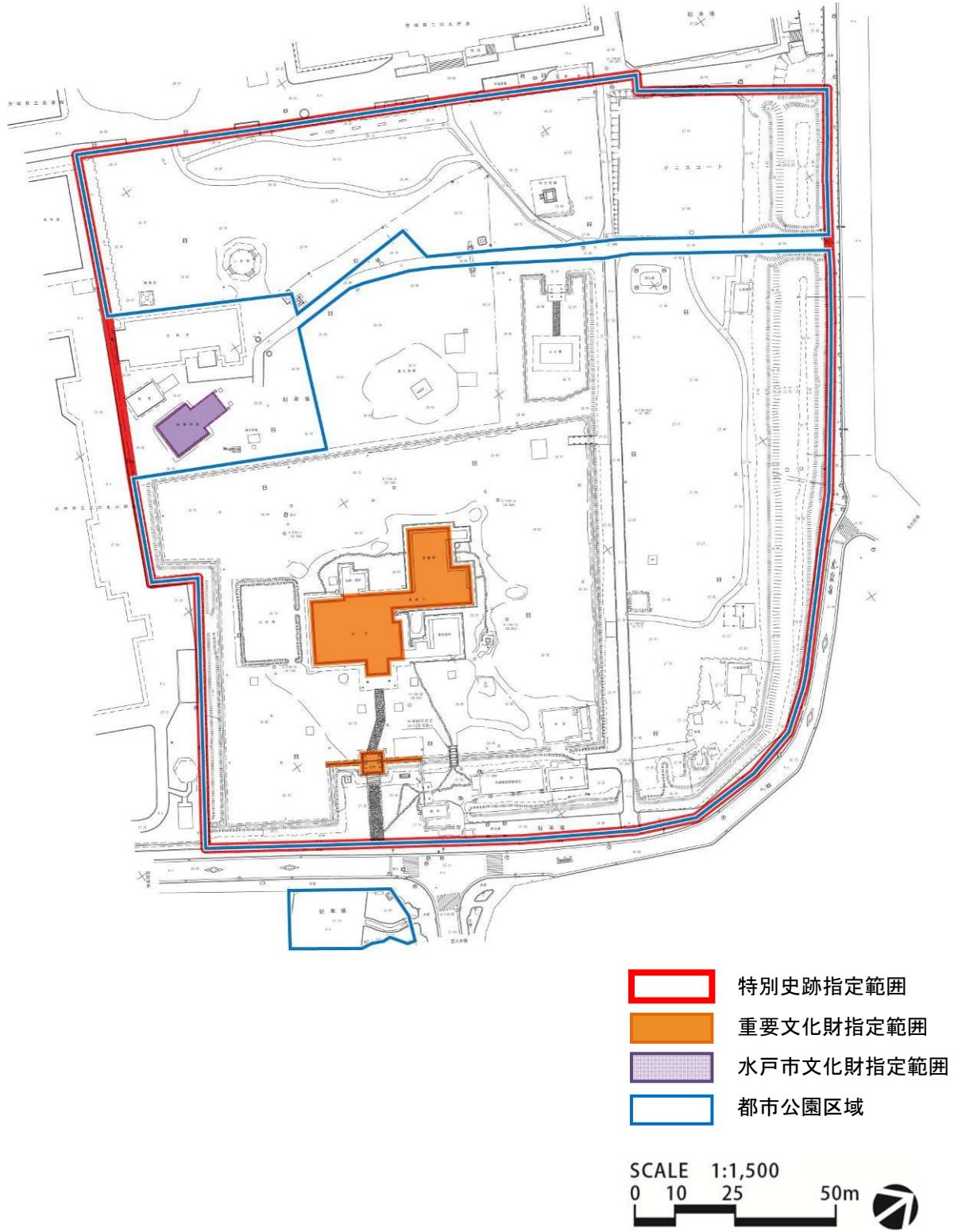


図 2-1 : 現況図

(2) 指定地の状況

① 土地所有

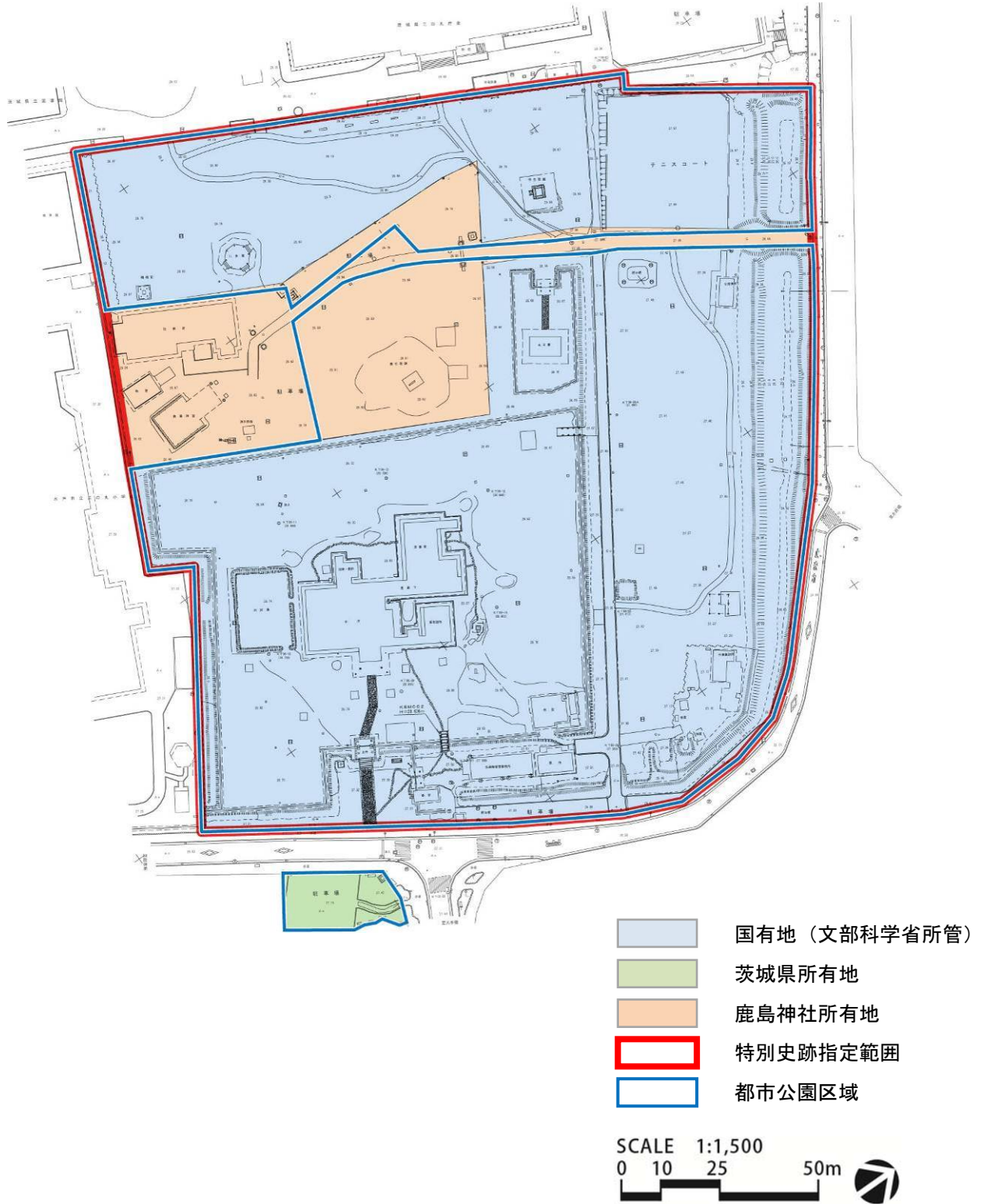


図 2-2 : 土地所有図

②管理体制

管理者(所管課) 茨城県土木部 水戸土木事務所(土木部 都市局 公園街路課)

管理形態 直営

事務所体制 4名(事務職2名, 嘱託2名〔学芸員〕)

その他 兼務 4名(事務職 1名, 技術職3名)

施設等維持管理・運営

表 2-1 : 維持管理内容 (平成 28 年度現在)

維持管理内容		実施時期又は頻度	範囲	実施者
料金徴収		12/29～31 を除く毎日	有料区域内	業務委託
公園内巡視		毎週水・土曜日	特別史跡内	
弘道館雨戸等開閉及び清掃		12/29～31 を除く毎日	正庁, 至善堂, 国老詰所	
機械警備・夜間巡回警備		毎日	有料区域, 孔子 廟区域	
設備点検	非常通報装置保守点検	年 4 回		
	防犯カメラ保守点検	年 4 回		
	消防用設備保守点検	年 3 回		
	電気設備保守点検	年 1 回		
植栽管理		12/29～31, 日曜日を除く毎日 (梅まつり期間は日曜日も実施)	特別史跡内	
施設補修		適宜対応	特別史跡内	
公園内巡視		1 日 1 回 (職員の出勤する日)	特別史跡内	事務所
防火管理		年 1 回, 自衛消防訓練を実施	特別史跡内	



③空中写真

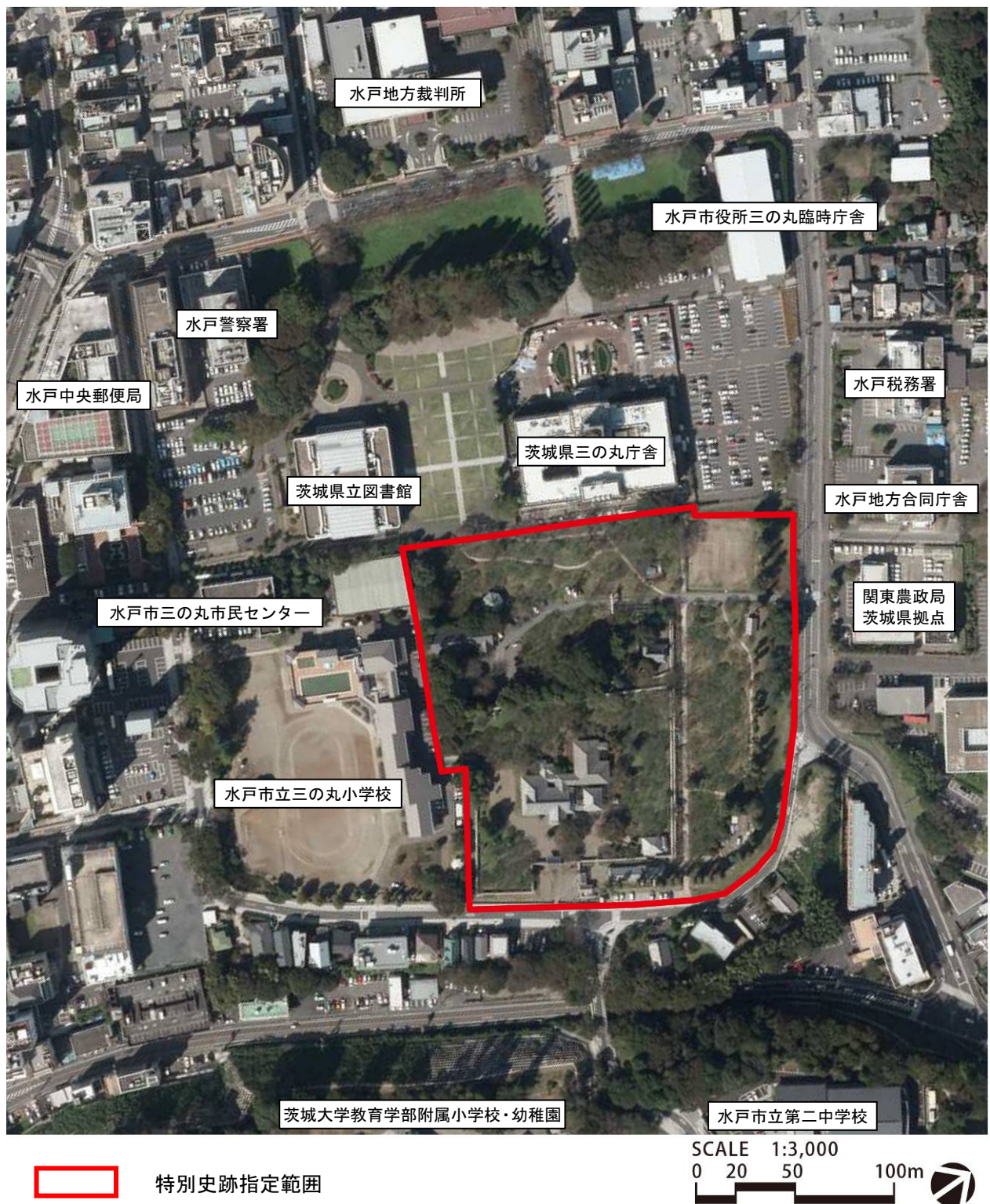


図 2-3 : 計画地及び周辺の空中写真

出典) 国土地理院ウェブサイト (<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do?specificationId=1535491>) の空中写真 (2012年10月撮影) に特別史跡指定範囲を加工して作成



図 2-4 : 計画地及び周辺の空中写真（特別史跡南東より）



図 2-5 : 計画地の空中写真（正門前より）

## 2. 弘道館の概要

### (1) 弘道館の設立背景（国内最大級の近世の教育施設）

#### ①水戸藩における学問と教育

水戸藩における学問と教育は、2代藩主徳川光圀の文化行政による影響が大きい。

学問では、徳川光圀が開始した一大修史事業『大日本史』の編纂とそれに伴う古典の研究、また『大日本史』とは一応別個の目的で編纂された『扶桑拾葉集』『礼儀類典』をはじめとする諸書の編纂とその学問的成果、古墳の学術的発掘調査と文化財保護活動などがあげられる。

教育では、徳川光圀時代の寛文12年（1672）から『大日本史』の編纂局である江戸の彰考館で、その編纂員の儒学者によって藩士への講釈（史館講釈）が開始された。その後、元禄11年（1698）から久慈郡太田村（常陸太田市）の徳川家の別邸である馬場御殿で士民のための講釈が彰考館員によって始められ、その前年には彰考館員の森尚謙が光圀の命で水戸城下大町に私塾を開き、光圀がこれを儼塾と命名した。光圀の師であった明朝の遺臣朱舜水の祠堂を江戸の駒込邸から水戸城下八幡小路（のちの田見小路。現在の水戸市北見町）へ移し再建された正徳2年（1712）以降、その付属の講堂で祠堂守と彰考館員（元禄11年から水戸城内二の丸にも彰考館が置かれていた）とが諸士の教育に当たることになった。

このうち、馬場講釈は1年に満たずして聴衆が激減して3年2か月余で中止となり、儼塾講釈も森尚謙の一代で終わったが、史館講釈と祠堂講釈は、時に消長があったが継続し、やがて弘道館における教育へと引き継がれることになる。

#### ②弘道館の開設

藩校は、江戸時代に各藩において主として藩士のために学校をおこしたもの（城戸・高橋1975）であり、寛永年間（1624-1643）の時代から明治4年（1871）の廃藩に至るまでの、245年間に278校（創設年代不詳のものを除く）が数えられている（笠井1960）。それらの創設年代をみると、天明から享和に至って急激な発達を示し、23年間に59校が創設している（表2-2）。

弘道館は、天保12年（1841）に開設された藩校であり、開設時期は全国の諸藩のなかではかなり遅い方である。

表2-2：藩校創設年代一覧表（笠井1960を基に作成）

創設年代	寛永一 天和	貞享一 寛延	宝暦一 安永	天明一 享和	文化一 天保	弘化一 慶応	明治元一 4年	合計
年間数	60年間	67年間	30年間	23年間	40年間	24年間	4年間	
藩校数	7	34	25	59	72	33	47	278

藩成立時から慢性的な財政難に苦しんできた水戸藩は、幕府の援助を受けながら弥縫策を講じてきたものの、19世紀に入ると根本的な財政建て直しと士民の意識改革を目指す動きが次第に活発となり、文政12年（1829）10月、9代藩主徳川斉昭の就任により、斉昭の主導の下で天保の藩政改革が実施される。斉昭は、彰考館総裁の藤田幽谷とその子東湖、幽谷の門人會沢正志斎ら軽格武士を積極的に登用して、質素儉約の励行、軍政改革と武備の充実、全領検地の実施、税制・禄制改革と諸士の土着、寺社改革などを断行したほか、藩校弘道館の建設と偕楽園の造園も、この藩政改革の一環として実施された。

斉昭は、天保4年（1833）の初めての帰国の際、『大日本史』編纂史局である水戸彰考館を訪

れ、彰考館の柱に「家の風 今も香りの 尽きぬにそ 文好む木の 盛り知らるる」という和歌を書き、梅の木（文好む木）に自らの学問改革の志を投影している。その学問改革の大眼目が、藩校弘道館の設立であった。

当時、天保飢饉への不安が高まり、藩財政は困窮しており、藩校建設には反対意見も強かったというが、斉昭は天保5年（1834）、藩学校の建設を議し、同7年、彰考館総裁の会沢正志斎に建学の精神を示す記文の作成を内命した。しかし会沢が辞退したので、翌8年6月に御用調役（江戸勤務）であった藤田東湖ふじたとうこに対し、自ら建学の主旨を和文で書き、藩士菊池善左衛門きくちぜんざえもんに漢文訳させておいたものを示し、急ぎ起草を命じた。東湖による草案は検討が重ねられ、これを幕府の儒官さとういつさい佐藤一斎あおやませつさいに諮問し、会沢正志斎、青山拙齋らに意見を求め、斉昭の裁定をへて天保9年（1838）に斉昭の名で「弘道館記」が公表された。

天保10年（1839）1月、水戸城内三の丸の地を校地に定め、同11年8月に弘道館の創建に着手、翌12年7月に一応竣工し、天保12年（1841）8月1日に仮開館式を挙行了。仮開館後の弘道館の文館には1,000余人が登館し、武芸各塾には一稽古場当たり100人前後から200人程度が入門していた。

その後、天保14年（1843）に医学館ちしが開設されるなど、施設や教育制度の整備が進められた。弘化元年（1844）5月に斉昭が幕府から致仕・謹慎を命ぜられた後、反改革派が藩政の主導権を握ると、その影響は弘道館にも波及し、教職・諸生（書生）有志と藩政府が衝突、登館者の減少等、教育活動に支障が生じた。しかし、嘉永2年（1849）の斉昭の藩政関与解禁以降は改善し、安政元年（1854）から本開館の準備が進められ、安政4年（1857）5月9日に本開館式を行った。本開館を契機として、学制や朝文武の法、寄宿制などの制度が取入れられたが、鹿島神宮から弘道館内の鹿島神社に御祭神の分祀が行われたこと、孔子廟に孔子神位が安置されたことが最も重要であった。

### ③江戸弘道館の開設

水戸の弘道館に医学館が開設された天保14年（1843）の1月には、江戸の水戸藩小石川邸内に、それまであった武芸の稽古場に加えて文館が設置されている。以後文武兼修が行われ、江戸の藩邸内にも教育機関として江戸弘道館が存在していた。

江戸弘道館の施設や教育内容については、史料が少ないため不明な点が多いが、水戸の弘道館に比べて小規模であったが設備は整っていたといわれている。定府制の水戸藩では、小石川邸内居住の藩士の戸数が1,000戸以上あったことから、江戸弘道館は水戸の弘道館に劣らない役割を担っていたとされる。

### ④藩校時代の敷地規模

弘道館は、学校御殿（正庁）や八卦堂、鹿島神社、孔子廟を中心に、文館、武館、医学館を配し、特に軍事に重点がおかれつつあった幕末を反映して調練場や馬場など武芸施設を充実させたことにより藩校敷地は国内最大級であった。

弘道館の藩校時代の敷地範囲については、「弘道館全図」（明治32年〔1899〕模写、弘道館事務所蔵）等の絵図によって明らかになっている。本保存活用計画を策定するにあたって、「弘道館全図」と現在の地形測量図を重ね合わせて敷地規模の検証を行った結果、「弘道館全図」と正庁や至善堂等の現存する建造物や外周の土塁や堀の位置がおおむね重なることが判明し、江戸時代に作成されたとされるこの「弘道館全図」が精度の高い図であることが証明された（平成27年度弘道館面積検証業務）。

弘道館の敷地面積については、弘道館の教職にあった津田信存つだのぶかずが著した『水戸弘道館雑誌』（明治4年〔1871〕以前の編纂。昭和16年〔1941〕発行）に「館方四町」と記されている。これまで

は、この文献の記述に基づき、後年の文献等では弘道館の敷地面積として54,000坪または57,000坪と表記されてきたと推測される。しかし、前述の「弘道館全図」と現在の地形測量図を重ね合わせた図面を用いて「弘道館全図」に示された藩校の敷地規模を計測すると、土塁や堀を含めた範囲は約32,000坪（約105,000m<sup>2</sup>）であることが判明した。

この計測結果に基づき、弘道館の藩校敷地の規模を全国の主要な藩校と比較してみても、弘道館の敷地面積が最大規模であったことがいえる（表2-3）。

表2-3：主要藩校における敷地規模の比較表

藩名	所在地	藩校名	敷地面積	備考
水戸藩	茨城県水戸市	弘道館	約 32,000 坪	
福山藩	広島県福山市	誠之館	23,704 坪	
金沢藩	石川県金沢市	明倫堂及び経武館	18,256 坪	
萩藩	山口県萩市	明倫館	15,184 坪	古明倫館：940 坪 新明倫館：14,349 坪
土佐藩	高知県高知市	致道館（旧教授館）	9,180 坪	
仙台藩	宮城県仙台市	養賢堂	約 9,100 坪	
佐賀藩	佐賀県佐賀市	弘道館	5,428 坪	
津和野藩	島根県津和野町	養老館	5,392 坪 5 合	
薩摩藩	鹿児島県鹿児島市	造士館	3,350 坪	演武館を除く面積
熊本藩	熊本県熊本市	時習館	2,126 坪	
尾張藩	愛知県名古屋市	明倫堂	約 2,000 坪	
岡山藩	岡山県岡山市	学校（国学）	約 1,800 坪	5,906 m <sup>2</sup> を坪換算して表示

※本表は、藩校が所在する各市町の自治体に平成28年10月に依頼したアンケート結果に基づき作成した。

#### 主要引用・参考文献：

- 笠井助治 1960『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館
- 城戸久・高橋宏之 1975『藩校遺構』相模書房
- 佐藤環 2010「水戸藩学弘道館の武芸教育」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 鈴木暎一 1987『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館
- 鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 鈴木暎一 2013「水戸藩教育史の原点—巖塾講釈と馬場講釈」『茨城県史研究97号』茨城県立歴史館
- 永井博 2010「弘道館・偕楽園の歴史的意義」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 畑野経夫 2011「弘道館の建築」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

## （2）弘道館設立の意図（「弘道館記」に記された建学精神）

藩校弘道館の建学精神を示したのが藤田東湖の草案をもとに斉昭の名で公表した「弘道館記」である。それには、神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つが重要綱目として立てられ、現実の社会生活や政治に有用な学問と武芸の修得を基本とすべきことが明示されている。

「弘道館記」の全体構成の概略は、まず「天地の基本原則である“道”を広めるのは人の力であ

る」と教育の必要性が示唆され、つぎに「弘道の館は、何の為に設けたるや」と館の設置目的に移る。そこでは、古代には天皇によって正しく行われていた「道」が、中世には失われかけたものの、徳川家康によって再び正しい「道」に帰ったという歴史観が述べられる。そして、その家康の精神を藩祖頼房と光圀が継承したことが藩の伝統となったとし、これをさらに推し広めることが「水戸藩士」の使命である、と結論する。

こうした藩独自の伝統を継承、発展させる藩士を養成することが、弘道館設立の目的であることが明示されている。ついで、鹿島神社と孔子廟を祭祀することの意味に触れ、最後に教育理念として、いわゆる神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つの綱目が述べられ全体がまとめられている。

「神儒一致」は、神皇の道の実現を助けるものとして儒教を位置付け、両者は離れ難い関係にあるという考え方、「忠孝一致」は、主君に忠誠を尽くすことと父祖に孝を尽くすことが一致するという考え方、「文武一致」は文道と武道は道の両輪という考え方、「学問・事業一致」は学問の成果を実際の政治に生かそうとする考え方、「治教一致」は政治と教育が不即不離のものという考え方、に基づくものである。こうした理念のもとで教育が展開された。

ここに示された教育観は、「日本古来の道」という中心軸のもと、これまで別個のものとして区分されてきた事項を総合的に捉えさせることによって、変幻極まりない現実の政治課題に即応できる人材を育てることといえよう。これは言うまでもなく、「修身齐家治国平天下」に象徴される、各個人がそれぞれ修養を高めることが天下泰平に結びつくという伝統的儒教教育観とは明らかに異なり、学校という場で組織的、系統的に行う教育を前提としている。

「弘道館記」が完成すると、齊昭は巨大な寒水石に刻して、学校の中心に建てた八卦堂内に建立した。そればかりではなく、木版も作らせて印刷し、幕府や親交のあった大名たち、また藩内の郷校、所望した他藩の有志達にも配布している。その教育理念を一番にとどめず、可能な限り広めようという意図があったものと考えられる。

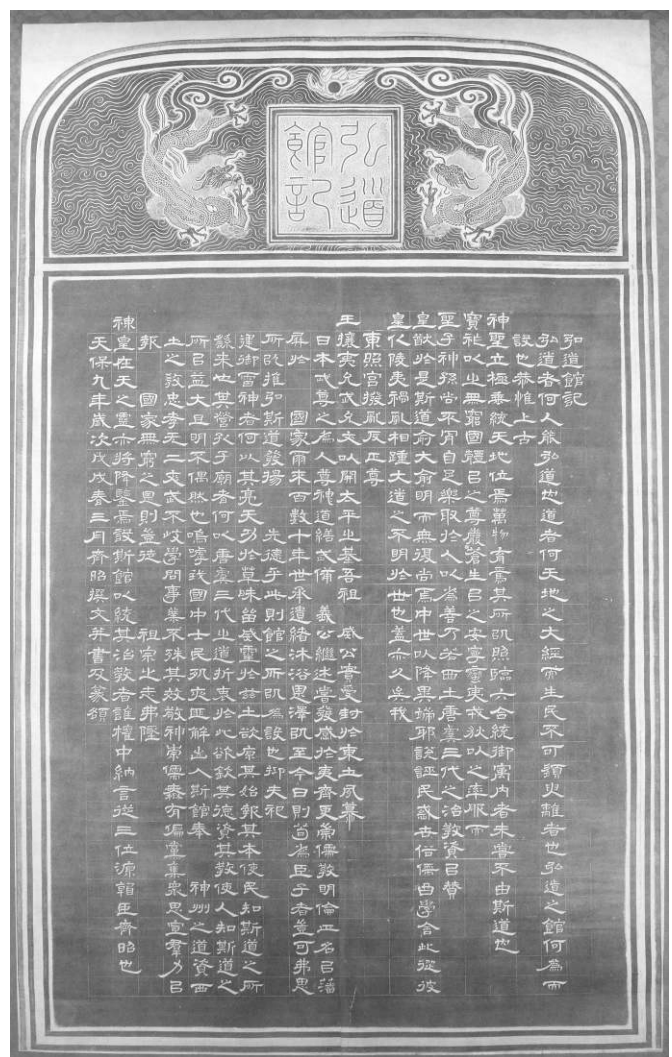


図 2-6：弘道館記碑の拓本（弘道館事務所所蔵）

主要引用・参考文献：

- 鈴木暎一 1987『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館
- 鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 永井博 2010「弘道館・偕楽園の歴史的意義」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会

## 弘道館記（原文）

弘道者何人能弘道也道者何天地之大經而生民不可須臾離者也弘道之館何為而  
 設也恭惟上古  
 神聖立極垂統天地位焉万物育焉其所以照臨六合統御 寓 内者未嘗不由斯道也  
 宝祚以之無窮国体以之尊嚴蒼生以之安寧蛮夷戎狄以之率服而  
 聖子神孫尚不肯自足樂取於人以為善乃若西土唐虞三代之治教資以贊  
 皇猷於是斯道愈大愈明而無復尚焉中世以降異端邪說誣民惑世俗儒曲学舎此從彼  
 皇化陵夷禍乱相踵大道之不明於世也蓋亦久矣我

## 東照官撥乱反正尊

王攘夷允武允文以開太平之基吾祖 威公実受封於東土夙慕

日本武尊之為人尊神道繕武備 義公繼述嘗發感於夷齊更崇儒教明倫正名以藩  
 屏於 国家爾來百数十年世承遺緒沐浴恩沢以至今日則苟為臣子者豈可弗思  
 所以推弘斯道發揚 先德乎此則館之所以為設也抑夫祀

建御雷神者何以其亮天功於草昧留威靈於茲土欲原其始報其本使民知斯道之所  
 繇來也其宮孔子廟者何以唐虞三代之道折衷於此欲欽其德資其教使人知斯道之  
 所以益大且明不偶然也嗚呼我国中士民夙夜匪解出入斯館奉 神州之道資西  
 土之教忠孝无二文武不岐学問事業不殊其効敬神崇儒無有偏党集衆思宣群力以  
 報 国家無窮之恩則豈徒 祖宗之志弗墜

神皇在天之靈亦將降鑒焉設斯館以統其治教者誰權中納言從三位源朝臣齊昭也  
 天保九年歲次戊戌春三月齊昭撰文并書及篆額

## ＜読み下し文＞

弘道とは何ぞ。人、よく道を弘むるなり。道とは何ぞ。天地の大經にして、生民の須臾も離るべからざるものなり。弘道の館は、何のために設けたるや。恭しく惟みるに、上古、神聖、極を立て統を垂れたまひて、天地位し、万物育す。その六合に照臨し、寓内を統御したまひし所以のもの、未だ嘗て斯道に由らざるばあらざるなり。宝祚、これを以て無窮、国体、これを以て尊嚴、蒼生、これを以て安寧、蛮夷戎狄、これを以て率服す。しかも聖子神孫、なほ肯へて自から足れりとせず、人に取りて以て善をなすことを楽しみたまふ。すなはち西土唐虞三代之の治教のごときは、資りて以て皇猷を賛けたまへり。ここに於て、斯道いよいよ大に、いよいよ明らかにして、また尚ふるなし。中世以降、異端邪説、民を誣ひ世を惑し、俗儒曲学、此を捨てて、彼に従ひ、皇化陵夷し、禍乱相踵ぎ、大道の世に明らかならざるや、蓋しまた久し。

我が東照宮、撥乱反正、尊王攘夷、允に武、允に文以て太平の基を開きたまふ。吾が祖威公、実に封を東土に受け、夙に日本武尊の為人を慕ひ、神道を尊び、武備を繕む。義公、繼述し、嘗て感を夷齊に發し、さらに儒教を崇び、倫を明らかにし、名を正し、以て国家に、藩屏たり。爾來百数十年、世、遺緒を承け、恩沢に沐浴し、以て今日に至れり。すなはち苟しくも臣子たる者は、豈に斯道を推し弘め、先徳を發揚する所以を思はざるべけんや。これすなはち館の、為に設けられし所以なり。そもそも、夫の建御雷神を祀るは何ぞ。その、天功を草昧に亮け、威靈をこの土に留めたまへるを以て、その始を原ね、その本に報い、民をして斯道の繇りて來るところを知らしめんと欲するなり。その孔子廟を營むは何ぞ。唐虞三代之の道、ここに折衷するを以て、その徳を欽い、その教を資り、人をして斯道のますます大にして且つ明かなる所以の、偶然ならざるを知らしめんと欲するなり。

あ あ わ こくちゆう しみん しやくやおこた こ かん しゆつにゆう しんしゆう みち ほう せいど おしえ と ちゆうこうに な  
 嗚嘯、我が国中の士民、夙夜解らず、斯の館に出入し、神州の道を奉じ、西土の教を資り、忠孝二无  
 く、文武岐れず、ぶんぶわか 学問・事業、がくもん じぎょう その効を殊にせず、こう こと 神を敬ひ儒を崇び、かみ うやま じゆ とうと へんとう 偏党あるなく、しゆうし あつ ぐんりよく 衆思を集め群力を  
 宣べ、の べ もつ こつかむきゆう おん むく 以て国家無窮の恩に報いなば、あ すなはち豈にただに祖宗の志、あ そゆう こころざし お 墜ちざるのみならんや、じんとうざいてん れい 神皇在天の靈  
 も、こうかん またまさに降鑿したまはんとす。  
 こ かん もう もつ ちきょう す もの たれ ごんちゆうなごんじゆさんみみなものあそん なりあき  
 斯の館を設けて、以てその治教を統ぶる者は、誰ぞ。権中納言從三位源朝臣、齊昭なり。  
 てんぼうきゅうねんさいじぼじゆつはるさんがつ なりあき せんぶん なら しよ およ てんがく  
 天保九年歳次戊戌春三月、齊昭、撰文、並びに書、及び篆額

<現代語訳>

弘道とはどういうことでしょうか。

人が道を弘め行うことができるということです。

では、道とは何でしょうか。

天地自然界の大きな筋道であり、すべての人が少しの間も離れることができないものです。

弘道館はどのような目的でつくるのでしょうか。

謹んで考えると、はるか遠い昔、記紀神話において日本の国を創始したと伝えられる神々が秩序の根本を定め、後世の天皇に継承し、天地の位置が決まり、そのもとで万物が成育し繁榮するようになりました。天皇が世の中を照らし、天下国家を統御するのに、未だかつてこの道によらなかったことはありません。天皇の位はこの道によって永遠に続き、日本という国の姿はこの道によって尊くおごそかなものとなり、人民はこの道によって安心して生活ができ、四方の異民族もこの道によって服従してきたのです。さらに歴代の天皇は、これに満足することなく、他の人の長所をとって、自らも善を行うことを楽しんだのです。すなわち中国の理想的な時代である堯・舜および夏・殷・周の政治や教育のように優れたものは、これを手本として世の中を治めようとしてきました。こうして、日本の道はいよいよ広大に、いよいよ明らかになり、この上なく発展しました。ところが、仏教などの外国の思想が伝わって以降、異端の教えや邪悪な考え方が人々をあざむき、世の中を惑わし、見識がせまく心卑しい学者たちは、伝統的な日本の道を捨てて、外国の文化に従うようになり、天皇の権威はしだいに衰え、世の中が乱れ、戦乱が次々とおこり、ずいぶん長い間、根本となる道徳はあいまいになってしまったと言わざるをえません。我々の先祖である徳川家康は、乱世を治めて正道に戻し、皇室を尊び、外国の圧力や間違った思想をしりぞけ、武道や学問を奨励して太平の基礎を築きました。水戸藩の初代藩主となった威公(徳川頼房)は、領地を常陸国に与えられ、早くから日本武尊の人柄とその事業を慕い、神道を尊び、軍備を整えていきました。二代藩主の義公(徳川光圀)は、威公の業績を受け継ぎ、ある時『史記』に書かれている伯夷・叔斉の伝記(「伯夷伝」)を読み、兄弟が君主の地位を譲りあった話に感動して、ますます儒教を重んじ、人倫の道徳を明らかにし、君臣の名分を正し、国家の垣根となって皇室を守りました。それから百数十年、代々水戸藩はこの先人たちの遺業を継承し、その恵みを受けて今日に至っているのです。そこで、仮にもその臣下である者は、この道を押し弘め、先祖の徳を輝かすために何をすべきかを深く考えなければなりません。これが、弘道館をつくった理由です。

そもそも弘道館の一隅に鹿島神社を建てて、建御雷神を祀る理由は何でしょうか。

それは、神代の時代に、建御雷神が天照大神の大きな業績を助け、鹿島神宮の祭神として常陸に鎮座しているので、その起源をたどり、先祖の恩に報い、人々にこの道の由来を知らせるためです。

では、弘道館の中に孔子廟をつくったのはどうしてでしょうか。

それは、堯・舜および夏・殷・周の古代中国の道が、孔子によってまとめられたので、孔子の徳を欽い、その教えを取り入れることにより、人々にこの道がますます広大に、また明らかになったことは偶然ではないことを知らせるためです。

ああ、わが水戸藩の士民よ、日夜怠ることなく、この弘道館に通い、神国日本の道を根本に掲げ、中国の儒教を取り入れ、忠と孝は一つであり、文と武は二つに分かれてはならず、学問と実社会の活動とはその効力を別のものでせず、神を敬い儒教を尊んで一方に偏らず、多くの人々の考えを集めてその力を発揮させ、それによって国家の限りない恩に報いることができるならば、水戸藩の始祖と中興の祖である威公・義公の高い志が衰えないばかりか、天上の神々や歴代天皇の霊もこれを良いとしてご覧になるでしょう。

この弘道館をつくって、その政治と教育を統率する者は誰でしょうか。

それは、権中納言從三位源朝臣徳川齊昭です。

天保九年歳次戊戌春三月に齊昭が文を撰び、文字や篆額を書きました。

出典) 第10回全国藩校サミット水戸実行委員会編 2012『第10回全国藩校サミットin水戸 記念誌』(小坪のり子作成)



### (3) 弘道館の教育体制（建学精神に基づく教育の展開）

弘道館では、学問・事業一致及び治教一致の理念に基づき、藩の重職から学校総司<sup>そうじ</sup>、学校奉行が任ぜられて学館行政を司り、その指揮を受ける教授頭取<sup>とうどり</sup>が学館運営を統轄した。教授頭取の下には、文館では教授、助教<sup>くんどう</sup>、訓導、歌学教師、諸礼教師などがおり、武館では種目・流派ごとに師範（指南）<sup>てぞえ</sup>と手副（助手）<sup>こしょうがしら</sup>がいた。しかも教授頭取は小姓頭<sup>こなんど</sup>、教授は小姓頭取、助教は小納戸<sup>こなんど</sup>というように、藩士としての職務を兼ねることになっていた。これも学問・事業一致及び治教一致の理念の人事面への具体化とみられる。

被教育者である諸生の入学年齢は15歳、30歳までは就学の義務があり、31歳から40歳までは登館は任意とされた。15歳以前は、城下の私塾で素読などの基礎教育を受け、15歳に達すると塾教師が弘道館へ入学願を出す。こうして城下の私塾は弘道館開設後、その基礎教育を担当することになったが、その役割を担う私塾を水戸藩では「家塾<sup>かじゅく</sup>」と呼んだ。武館は無試験であるが、文館は講読の試験が課され、合格すると講習生として入学を許可される。

また、文武課業法（藩が全藩士に対して、その身分に応じて文武の課業基準を設定し、その達成を強制的に義務付けた規定）を導入して藩士子弟の一層の向上を図ろうとし、藩学出席強制日数を設定し、それに試験や賞罰規定を加えた。

文館では、四書五経や史記などの漢籍が中心であったが、ほかに諸礼、音楽、数学、詩歌<sup>しいか</sup>などが課せられた。講習生は10人ずつ1組となって会読を、ついで組毎に『論語』『孟子』などの輪講<sup>りんこう</sup>を課され、毎月行われる小試の結果によって学力優秀と判定されれば居学生に昇進<sup>きやうがくせい</sup>できる。居学生になると寄宿寮に個室を与えられ、教授頭取の講義や毎年1回の秋季の大試を受ける資格をもつ。居学生中の優秀者が選抜されて寄宿舎の長となり、舎長<sup>しやちやう</sup>は4～5人が常態であった。

武館は種目ごとにそれぞれ設置され、兵学・軍用・射術・馬術・劍術・槍術・柄太刀・薙刀・居合・砲術<sup>かじゅつ</sup>・火術・柔術・杖太刀・水術など、武芸全般を網羅しており、設置種目は多岐にわたる。施設の収容能力の制約から、実質が同様な流派を統合して絞り込みを行う一方で、斉昭自ら考案した騎砲である神発流<sup>しんぱつりゅう</sup>や自身が命名した流派を採用するなど、藩主斉昭の意趣が投影された構成となっている。なお、水術（水泳）と火術は弘道館構外で行われ、水術は那珂川上に2箇所設けた教場で行われた。

医学館は弘道館の仮開館の後、天保14年（1843）1月に開設された。医学館には、養牛場や薬草園などが設けられ、町医<sup>ごうい</sup>や郷医<sup>しやうい</sup>の研修はもとより、種痘の実施やコレラ手当法の印刷物頒布などの活動も行われていた。笠井1960によると、全国で医学が藩校に始めて導入されたのは宝暦年間（1751-1763）で、その後、天明（1781-1789）・享和（1801-1804）頃より、特に文化・文政以後盛んに藩校の学科目として編入され、全国272校中、44校は少なくとも正科として医学を置いたとされる。水戸藩では文化年間（1804-1817）から郷校を設置し、郷医研修を行っていたが、新たにその中心機関として弘道館に医学館が設置された。斉昭は医学館開設の主旨を「贊天堂記<sup>さんてんどうき</sup>」と題してまとめたが、そこには外国に頼らず国内で良薬を製することの重要性を説くとともに、医学館から日本のあるべき医学・医療体制を発信したいという大きな抱負が示されている。

医学館は、文館や武館と異なり、その管理に多少自主性が与えられていたとされる。また、内容も居学、講習の二寮を設け、他に本草<sup>ほんそう</sup>（中国の伝統医学における薬物に関する学問）、蘭学、調薬、製薬など多岐にわたり、実践のために治療所（病人留）、養牛場（牛部屋）、薬草園などが付けられていた。医学館は医学、製薬の教育、研究だけではなく、後に種痘の実施など、医療政策の中心的役割も担うことになった。全国的には、藩校内などに医学館を設けた先例はあるが、規模や機能的な面で弘道館の医学館は斬新なものであった。



図 2-7：賛天堂記拓本  
(弘道館事務所所蔵)

主要引用・参考文献：

- 笠井助治 1960『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館
- 城戸久・高橋宏之 1975『藩校遺構』相模書房
- 佐藤環 2010「水戸藩学弘道館の武芸教育」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 鈴木暎一 1987『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館
- 鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 永井博 2010「弘道館・偕楽園の歴史的意義」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会

#### (4) 弘道館の敷地構成（建学精神に基づく敷地構成）

弘道館の敷地は、土塁や塀等の境界施設によって6区画に分割することができ、文武一致や神儒一致の理念に基づき区画ごとに建物を配置して機能が整然と分けられている（図2-8）。

正門を中心とした第1区画，その内側で敷地東側の中央を学校御殿（正庁）を中心とする第2区画とし，二の丸大手門と対面する弘道館の最も格式ある場としている。そして，敷地の中央部には鹿島神社と孔子廟，「弘道館記」の碑文を収める八卦堂を設けて聖域ともいえる第3区画を配している。これら第1～3区画の北の内側に文館を配した第4区画，南側に武館や医学館から成る第5区画を置き，敷地西側の3分の1ほどを第6区画とし，武術のための調練場と馬場，その南側に厩を置いた。

このように，建学精神を刻んだ弘道館記碑を納めた八卦堂を敷地中央に配置し，学校御殿を挟んで文館と武館が並ぶ配置は文武一致の，また敷地中央の聖域は神儒一致の，それぞれ創設者徳川斉昭が掲げた建学精神を示していると考えられ，「弘道館記」の精神を建物の配置の上にも表現しようとしたことがうかがえる。

なお，6区画のうち，第1～4区画が特別史跡の指定地となっている。

以降に各区画の状況について，古図面を用いて整理する。

整理にあたっては，弘道館の全体規模を知る「弘道館全図」を用い，施設名称の一部については『水戸藩史料別記下』（吉川弘文館，1915）に記入されている名称を用いた（『水戸藩史料別記下』に基づく名称は，文章内に「 」内に記した）。

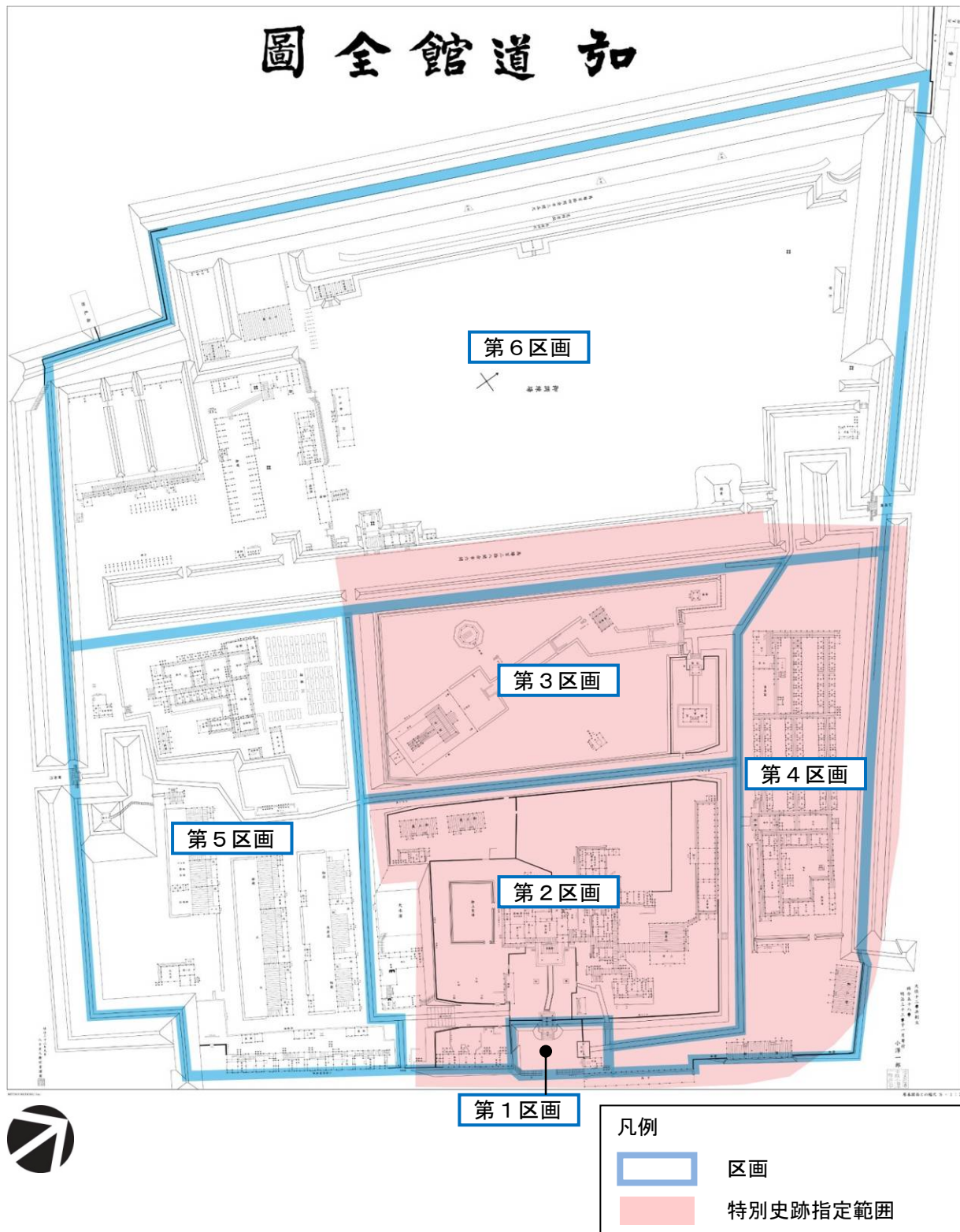


図 2-8 : 弘道館の区画

(「弘道館全図」のデジタル複製図〔平成 19 年度作成〕を使用して作成)

### 第1区画：正門を中心とする区画

弘道館の正面入り口であり、藩主来館の際にのみ開門する正門の他、通用門や番所が配置される。

特別史跡指定範囲に含まれている。

### 第2区画：正庁・至善堂を中心とする区画

弘道館の本部的性格の区域であり、学校御殿と呼ばれる正庁と至善堂を中心に、北側には「歌学局」、「兵学局」、「音学局」からなる選択科目の校舎や「厨屋」、南側には武術の試験が行われた対試場を挟んで「天水溜」や「工作場」、東側に「看街亭」、西側に「軍事局」や「土蔵」などが配置される。

区画の南西側の一部を除き、特別史跡指定範囲に含まれている。

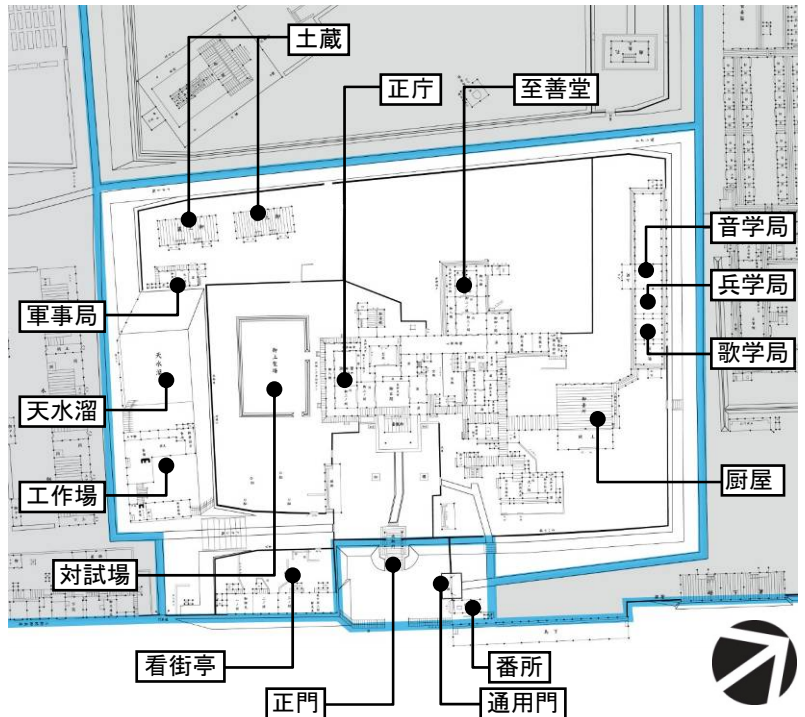


図 2-9：第1区画・第2区画平面図

### 第3区画：孔子廟・鹿島神社・八卦堂を中心とする区画

弘道館の聖域であり、神儒一致の建学精神のもと鹿島神社と孔子廟が併置されている。

建学精神の象徴である弘道館記碑を納めた八卦堂が弘道館敷地全体の中央に位置している。

藩校には、通常、学神として孔子が奉祀されていたが、弘道館には鹿島神社と孔子廟が併置されており、他の藩校と異なる特徴となっている。孔子廟は孔子の出生地曲阜の方角である北西向きに、鹿島神社は鹿島にある本社鹿島神宮と同じ北向きに配していると考えられ、建物の方角も重要な意味を持っている。

また、徳川斉昭撰文の要石歌碑や種梅記碑の他、区画北側には学生警鐘がある（種梅記碑は、「弘道館全図」には記載されていない）。

特別史跡指定範囲に含まれている。

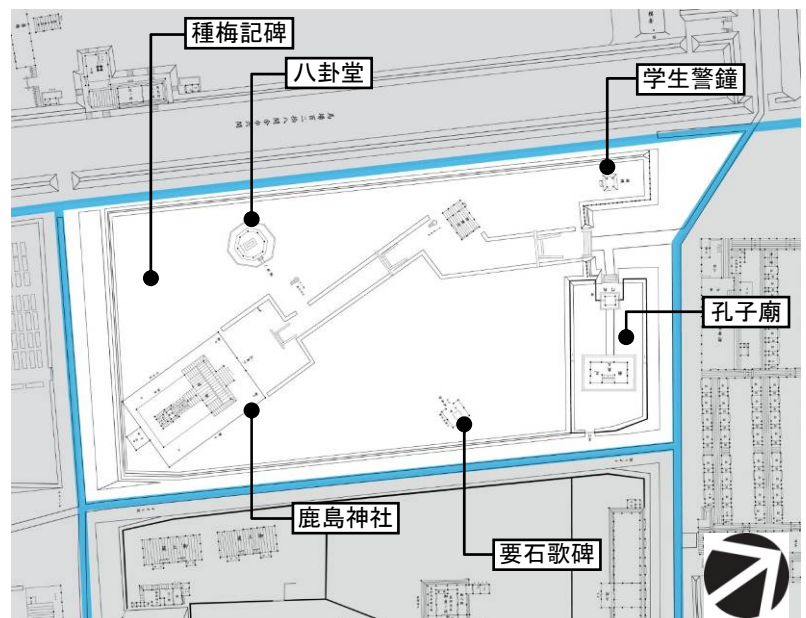


図 2-10：第3区画平面図

#### 第4区画：文館の区画

文学（文館）の場で学生の寮や教師の詰所などが配置される。東側に「土蔵」2棟，区域の中央に配置された長い建物には，東側から西側に向かって，中庭がある「句読寮」<sup>くどくりょう</sup>，「編修局・系纂局」<sup>へんしゅうきょく</sup>，中廊下のある大規模な「居学寮」<sup>けいざんきょく</sup>が4棟，「寄宿寮」が1棟，その他「講習寮」などの施設がある。

区画の東側の一部を除き，特別史跡指定範囲に含まれている。

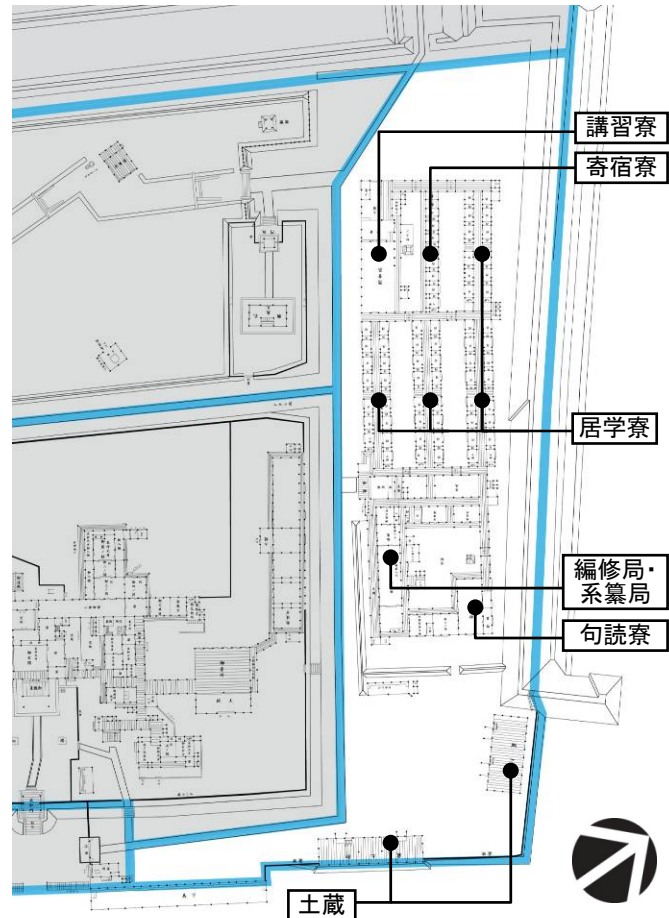


図 2-11：第4区画平面図

#### 第5区画：武館・医学館の区画

武術を修練する武館<sup>しゅうれん</sup>があり，武館の西方には医学館があり，医学教育や医療が行われていた。

区画東側には，南端に「天文方」<sup>てんもんかた</sup>，「天文台」<sup>てんもんかた</sup>，東端に「三十間長屋」<sup>さんじゅつげんがや</sup>，武館が3棟ある。

区画西側の医学館には，「病人留」<sup>びやうじんるい</sup>，「居学寮」<sup>けいざんきょく</sup>，「蘭学」<sup>らんがく</sup>，「本草」<sup>ほんそう</sup>，薬草園，「講習寮」<sup>こうしゅうりょう</sup>，「薬製所」<sup>りやくせいじょ</sup>などがある。

特別史跡指定範囲外（西側）であり，現在は，水戸市立三の丸小学校及び水戸市三の丸市民センターの敷地となっている。

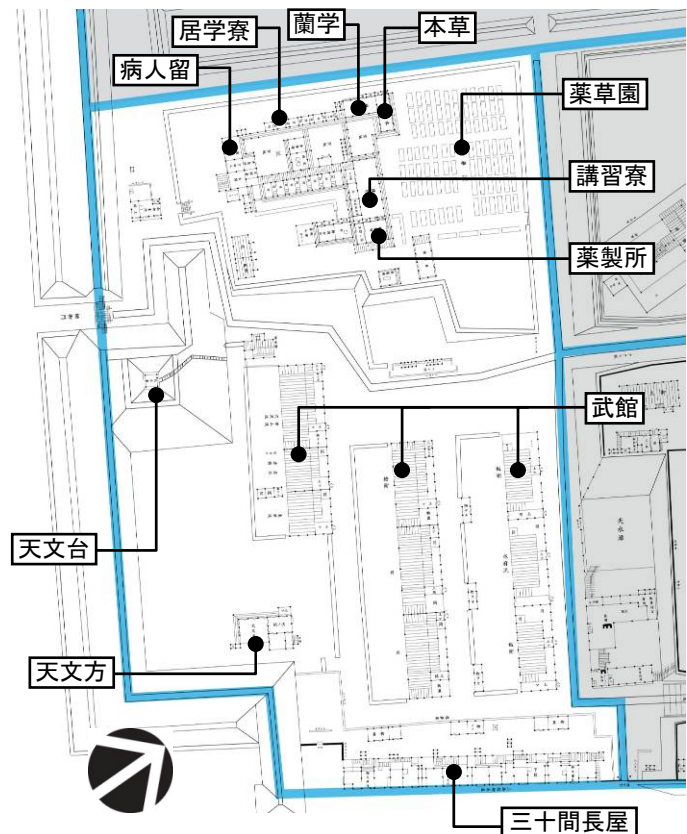


図 2-12：第5区画平面図

第6区画：調練場の区画

第1区画から第5区画の西側にあり、馬術・弓術・砲術などの調練場がある。区画の中央に広い調練場を配し、東及び西側の区画境界付近には南北方向に長い馬場が設けられている。南側には「弓砲場」<sup>うまや</sup>、「砲場」<sup>うまや</sup>、「厩」<sup>うまや</sup>、「厩方役所」<sup>うまや</sup>、「製作所」などがある。

特別史跡指定範囲外（西側）であり、現在は茨城県三の丸庁舎及び県立図書館の敷地となっている。

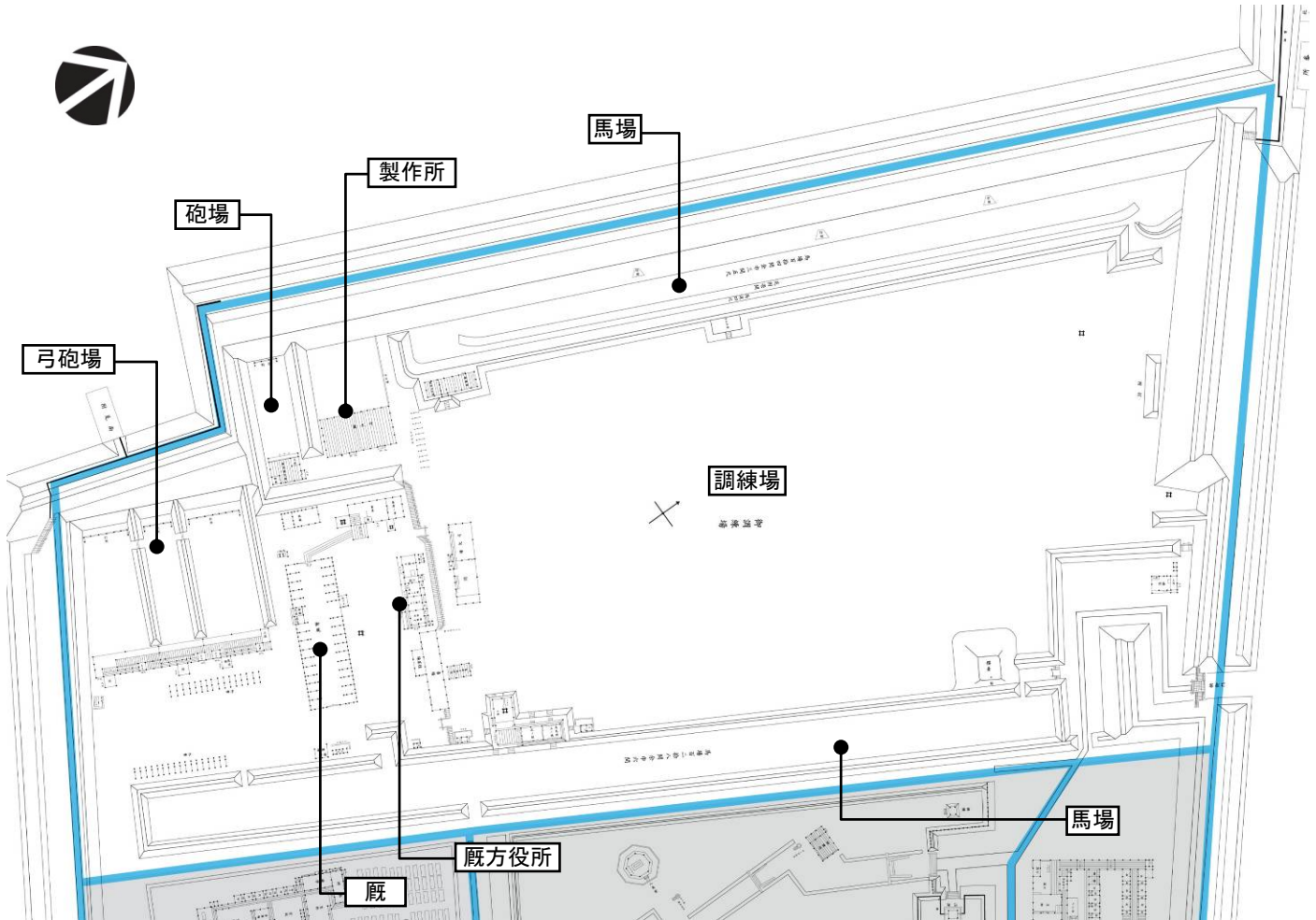


図 2-13：第6区画平面図

主要引用・参考文献：

- 笠井助治 1960『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館
- 鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 永井博 2010「弘道館・偕楽園の歴史的意義」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会
- 畑野経夫 2011「弘道館の建築」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

## (5) 弘道館が他の藩校に与えた影響（近世の藩校の代表例）

## ①弘道館や水戸藩の教育の他藩への影響

天保から安政にかけては、『新論』により尊王攘夷論を唱えた会沢正志斎（彰考館総裁。後に弘道館初代教授頭取）や、水戸の学問を全国に広めることとなった『弘道館記述義』『常陸帯』『回天詩史』を著した藤田東湖らの名は全国に知れ渡り、彼らを慕って他藩から多くの水戸遊学者が訪れた。そして、水戸藩の弘道館の独特の教育方針に感銘を受け、広大な敷地に諸施設の立ち並ぶ威容を目のあたりにしてその学制を国許の藩校にも採り入れようとする者もあった。庄内藩の致道館、福井藩の明道館、高知藩の致道館、盛岡藩の作人館、土浦藩の郁文館などにはその影響が認められるが、嘉永5年（1852）開設の松代藩の文武学校は外観、教育内容とも水戸に範を求めることが特に多かったという。

また、水戸藩で編纂された書物は、全国の藩校で教科書として用いられた。名古屋藩の明倫堂、鳥取藩の尚徳館、高梁藩の有終館など実に50以上の藩校が維新前後に『大日本史』を教科書として用いているほか、『新論』『弘道館記述義』や、青山拙斎の『皇朝史略』などを使用していた藩校も多く、水戸藩の教育が全国の諸藩の教育にも影響を与えていたことがわかる（表2-4）。

主要引用・参考文献：

鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会  
鈴木暎一・小坪のり子 2011「水戸藩の出版書・蔵書とその普及についての調査研究」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

表 2-4：全国の藩校で教材とされていた水戸藩関係図書一覧

出典) 鈴木暎一・小坪のり子 2011

番号	藩名	藩校名	水戸藩関係図書
1	弘前藩（陸奥）	稽古館	大日本史
2	盛岡藩（陸奥）	作人館	大日本史
3	中村藩（陸奥）	育英館	大日本史
4	岩崎藩（出羽）	勅典館	大日本史
5	峯岡藩（越後）	学問所のち入徳館	大日本史・皇朝史略
6	三日市藩（越後）	学校	大日本史
7	宇都宮藩（下野）	修道館	大日本史
8	烏山藩（下野）	学問所	大日本史
9	大田原藩（下野）	時習館	大日本史
10	高崎藩（上野）	遊芸館のち文武館	大日本史・皇朝史略・続皇朝史略
11	安中藩（上野）	造士館	大日本史
12	関宿藩（下総）	教倫館	大日本史
13	小久保藩（上総）	盈進館	大日本史・皇朝史略
14	村松藩（越後）	学問所	大日本史・弘道館記述義・新論・皇朝史略
15	高田藩（越後）	修道館	大日本史・新論・弘道館記述義
16	松本藩（信濃）	（藩学）	皇朝史略
17	松代藩（信濃）	文武学校	皇朝史略
18	須坂藩（信濃）	立成館	皇朝史略
19	上田藩（信濃）	明倫堂	大日本史
20	高島藩（信濃）	長善館	大日本史
21	加納藩（美濃）	文武館	大日本史
22	大垣藩（美濃）	致道館	大日本史
23	福井藩（越前）	明道館	大日本史・皇朝史略
24	重原藩（三河）	養成館	大日本史・保建大記
25	静岡藩（駿河）	兵学校	皇朝史略

番号	藩名	藩校名	水戸藩関係図書
26	名古屋藩（尾張）	明倫堂	大日本史・西山遺事・西山隨筆・烈公遺事・迪彞編・告志編・新論・弘道館記述義・皇朝史略・常陸帯
27	亀山藩（伊勢）	明倫舎のち明倫館	大日本史・皇朝史略
28	淀藩（山城）	明新館	大日本史
29	郡山藩（大和）	敬明館のち造士館	大日本史・皇朝史略
30	芝村藩（大和）	明喬館	大日本史
31	水口藩（近江）	翠輪堂のち尚志館	大日本史
32	麻田藩（摂津）	直方堂	大日本史
33	尼崎藩（摂津）	正業館	皇朝史略
34	和歌山藩（紀伊）	学習館	大日本史
35	田辺藩（紀伊）	修道館のち学校	大日本史・保建大記・皇朝史略
36	新宮藩（紀伊）	育英堂のち学校	皇朝史略
37	伯太藩（和泉）	伯田仮学校	皇朝史略
38	福地山藩（丹波）	惇明館	大日本史
39	山家藩（丹波）	致道館	大日本史
40	篠山藩（丹波）	振徳堂	大日本史・皇朝史略
41	亀岡（亀山）藩（丹波）	（不明）	大日本史・皇朝史略
42	丹南藩（河内）	丹南学校	皇朝史略
43	宮津藩（丹後）	礼讓館	大日本史・皇朝史略
44	峰山藩（丹後）	入徳館	大日本史
45	出石藩（但馬）	弘道館	大日本史・烈公遺事・桃源遺事・烈祖成績・退食閑話・新論・皇朝史略・北島志
46	龍野藩（播磨）	敬楽館	皇朝史略
47	林田藩（播磨）	敬業館	大日本史
48	三日月藩（播磨）	広業館	大日本史
49	鳥取藩（因幡・伯耆）	尚徳館	大日本史・保建大記・皇朝史略
50	岡山藩（備前）	学校	新論
51	新見藩（備中）	思誠館	大日本史
52	成羽藩（備中）	勸学所（学校）	皇朝史略
53	高梁（松山）藩（備中）	有終館	大日本史
54	松江藩（出雲）	修道館	弘道館記述義・新論
55	福山藩（備後）	誠之館	大日本史
56	津和野藩（石見）	養老館	大日本史・新論・皇朝史略
57	松山藩（伊予）	明教館	大日本史（蔵書）
58	宇和島藩（伊予）	明倫館	大日本史・皇朝史略
59	高知藩（土佐）	致道館	大日本史・皇朝史略
60	福岡藩（筑前）	修猷館	大日本史・皇朝史略
61	久留米藩（筑後）	明善館のち学館	大日本史
62	豊津（小倉）藩（豊前）	育徳館	皇朝史略・続皇朝史略
63	中津藩（豊前）	進修館	大日本史
64	平戸藩（肥前）	維新館	保建大記・大日本史
65	福江（五島）藩（肥前）	育英館	皇朝史略
66	鹿島藩（肥前）	鎔造館	大日本史
67	蓮池藩（肥前）	育英館	大日本史
68	飢肥藩（日向）	振徳堂のち飢肥学校	大日本史・皇朝史略・続皇朝史略
69	延岡藩（日向）	広業館	皇朝史略
70	佐土原藩（日向）	学習館	大日本史・皇朝史略

※『日本教育史資料』より作成（北条重直著『水戸学と維新の風雲』所収のものを修訂）



## ②時代の要請を反映した弘道館

近世前期の藩校は、組織・制度などは確立されていない場合が多く、また、文学（儒学）主体の講釈が中心であった。しかし、近世後期の藩校は、18世紀半ば以降藩政改革の一環として設置されたものが多かった。藩政を担う人材育成のための藩士教育を主な目的とし、儒学のほかに実用的な科目を教え、学生の年齢や習熟度による等級制も採用された。

弘道館も、前述のように、藩政改革の一環として建学され、座学として儒学・歌学・兵学・軍学・音楽・諸礼の専門学科と専用の教場が配し、独立して医学館と天文方を設けるなど、実学を旨としたカリキュラムが組織されていた。

このような弘道館の組織・制度は、他藩の藩校運営の見本となった。弘道館創設後、新規に創設した藩校（松代藩、喜連川藩、鳥取藩、福井藩等）や、既存の藩校も時勢の変化とともに藩校運営を見直す中で弘道館を参考にした（盛岡藩、庄内藩、館林藩、福山藩等）。さらに、教授として水戸藩の学風に影響を受けた儒臣を用いる藩校も少なくなかった（高松藩、久留米藩、熊本藩、延岡藩、佐土原藩等）。

弘道館をはじめとする、藩校の総合大学化は、儒学中心の藩校から時代の要請を経て徐々に変化していき、辿り着いた形態であり、実学の発展や西洋文化の導入等により、近代学校への一つの発展過程として見ることができる。

幕末に向けた時代の流れのなかで、国内最大の敷地面積を持つだけでなく、施設の種類の多さとともに充実していた弘道館は、近世後期の藩校の代表的な存在であるといえる。

主要引用・参考文献：

大石学 2006『近世藩政・藩校大事典』吉川弘文館

大石学・工藤航平 2011「藩校の比較調査・研究-藩校研究の現状と集成-」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

笠井助治 1960『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館

佐藤環 2010「水戸藩学弘道館の武芸教育」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会

## (6) 弘道館と借楽園（借楽園と一体となった六芸実践の場）

借楽園は、天保5年（1834）に徳川斉昭が城下に隣接した神崎村に梅を多数植えさせたことに始まる。これは、弘道館敷地内の種梅記碑の一節に「夫れ梅の物たる、華は則ち雪を冒し春に先んじて風騒の友となり、実は則ち酸を含んで渴を止め軍旅の用となる」（天保11年）という理由によるものであった。その後、弘道館と並行して創設の構想は具体化し、弘道館の仮開館の1年後、天保13年（1842）7月1日に開園した。

徳川斉昭の借楽園の開園意図は、「借楽園記」にみることができる。「借楽園記」は天保7年（1836）頃には草案ができていたとされ、「弘道館記」と並行して練られていた。その内容には、『礼記』の「一張一弛」（「張りて弛めず、文武能くせざるなり。弛めて張らず、文武為さざるなり、一張一弛は文武の道なり」）の考え方を中心におき、弘道館での「一張」と借楽園での「一弛」は不即不離の関係にあることが、「一陰一陽」「一寒一暑」「一馳一息」などのたとえとともに強調される。それは具体的に「（弘道館で）またよくその徳を修め、またよくその業を勧め、時に余暇有るや（中略）悠然として二亭の間に逍遥し、或は詩歌を倡酬し、或は管弦を弄撫し、或は紙を展べ毫を揮ひ、或は石に座して茶を点じ、或は瓢樽を花前に傾け、或は竹竿を湖上に投ず。」と、それぞれの好みに任せて借楽園を活用することが述べられている。

また、「<sup>したん</sup>四端を拡実して以てその徳を修め、<sup>りくげい ゆうゆう</sup>六芸に優游して以てその業を勤む」とあり、徳を修めることに加え、六芸（礼〔儀礼〕・楽〔音楽〕・射〔弓術〕・御〔馬術〕・書〔習字〕・数〔算数〕）が善性を養う要素として重視されているが、これは弘道館において音楽、諸礼、数学、歌道が教科目に加えられたことにも関係していると思われる。

このように、偕楽園は、弘道館での修業の暇に休養する施設であるとともに、また、弘道館と一体となり六芸の実践の場として位置付けられていたことが想定される。

主要引用・参考文献：

- 永井博 2010「弘道館・偕楽園の歴史的意義」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会  
 永井博 2011「学問・教育遺産としての「偕楽園」－歴史学の視点から－」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会  
 水嶋英治 2011「概説・偕楽園－歴史的変遷と特性の基礎的理解－」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

## （7）弘道館の廃止（藩政争の舞台と茨城県の政治・行政の中心地）

弘化元年（1844）の斉昭の致仕・謹慎以後、新藩主慶篤のもとで反改革派が権力を握り、学館の運営もその手中に帰した。後に斉昭の復権に伴って実権は改革派に戻って安政4年（1857）に本開館式の挙行ができたものの、翌5年に斉昭が2度目の謹慎を命ぜられると、藩内の政治上の対立が激化して、弘道館内にもその対立が持ち込まれ、安政5年（1858）7月から翌6年9月まで休館に追い込まれ、再開後も登館者が極度に減少した。

これ以降、藩内は改革派の系譜を引く<sup>てんぐは</sup>天狗派と反改革派の系譜に連なる<sup>もんぼつは</sup>門閥派との争い（いわゆる天狗・諸生の乱）が激しさを増し、門閥派の領袖市川三左衛門らに率いられた<sup>そんじょうげきは</sup>諸生らは尊攘激派といわれる天狗派追討の主力となり、弘道館はその拠点の観を呈する。そして明治元年（1868）10月、会津や北越から戻って弘道館に入った市川らの率いる諸生の一隊と、水戸城に拠る尊攘激派との間で、幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いが行われた。

この戦いで構内に立ち並ぶ文館、武館、医学館、天文台などの施設の大半が焼失し、残っていた鹿島神社、孔子廟、八卦堂なども昭和20年（1945）8月の水戸空襲によって失われ、正庁、至善堂、正門、孔子廟表門、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑のみが残った。正門や正庁の柱には、弘道館の戦いのときに受けた弾痕が現在でも確認できる。

なお、後述する『<sup>みとこうどうかんたいかん</sup>水戸弘道館大観』を著した<sup>なごやばくぜん</sup>名越漠然（<sup>ときたか</sup>時孝）の子息である<sup>ときまさ</sup>名越時正が「KAN KO I BARAKI」（No. 143 昭和42年3月25日）に寄稿した文章によると、弘道館の戦いの文館、武館、医学館等の焼失は、戦いに敗れた門閥派が敗走する際に放火したとされる。続いて正庁にも放火しようとしたときに、同派に属する橋義済が、正庁だけは焼くべからずと同志を抑え止めたため、正庁は焼失を免れたといわれている。

明治4年（1871）の廃藩置県に伴って翌5年1月29日に弘道館の学校御殿に茨城県庁が置かれた後、8月3日の「学制」発布で弘道館が廃止され、12月8日に閉鎖された。県庁舎は明治15年（1882）に現在の県立図書館の場所に新築された後、昭和5年（1930）にはその北隣に建て替えられ、庁舎が現在の笠原町へ移転される平成11年（1999）までの約130年間、弘道館の敷地が茨城県の政治・行政の中心地となった。

主要引用・参考文献：

- 鈴木暎一 1987『水戸藩学問・教育史の研究』吉川弘文館  
 鈴木暎一 2010「水戸藩における学問の発展と教育の普及」『近世日本の学問・教育と水戸藩』水戸市教育委員会  
 畑野経夫 2011「弘道館の建築」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

## (8) 弘道館に関する調査・研究（多くの史資料や調査・研究）

### ①明治・大正時代に編纂された資料

明治・大正時代に編纂された弘道館に関する文献として、『水戸弘道館雑誌』、『水戸弘道館大観』、『日本教育史資料』があげられる。これらの文献は、弘道館に関わった人物が著したものであり、実際の弘道館の姿を伝える資料として重要であり、後の弘道館に関する研究に欠かすことができないものとなっている。

『水戸弘道館雑誌』は、弘道館の教職にあった津田信存が著したものである。津田は、安政3年（1856）に弘道館訓導となり、慶応元年（1865）に助教、明治3年（1870）まで教職にあった。津田が『水戸弘道館雑誌』を著した年代についての記録はないが、昭和16年（1941）に同書の復刻に携わった福田耕二郎は、万延元年（1860）から明治元年（1868）の間と推測している。本書には、弘道館の規模や内容、人員、規則などが記されている。

『水戸弘道館大観』は、名越漠然（時孝）が『水戸弘道館雑誌』等を根拠として、自身の見聞も交え、諸文書や先輩諸老の話を集めて大正9年（1920）に著したものである。名越は、弘道館が閉鎖される3年前の明治2年（1869）、14歳から弘道館に学んでいる。本書は、特に、弘道館の戦い後の弘道館の状況を、自身の実体験を基に伝えている点で貴重な資料となっている。

『日本教育史資料』は、文部省が「教育沿革史」編纂のために学制頒布前の旧藩の教育についての取調べを府県や旧藩主家に依頼し、これにより収集された資料等をもとに編纂されたものである（「教育沿革史」編纂は途中で断念された）。旧水戸藩の教育に関しては、旧藩主徳川昭武から文部省に提出されたとみられる「旧水戸藩旧藩主取調」が掲載されており、弘道館の施設や教育体制、郷校などが示されている。「旧水戸藩旧藩主取調」の内容は、津田信存著『水戸弘道館雑誌』にほぼ一致しており、既存の『水戸弘道館雑誌』が資料として進達されたと考えられる。

主要引用・参考文献：

- 鈴木暎一・小坪のり子 2011「水戸藩の出版書・蔵書とその普及についての調査研究」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会  
 関山邦宏 1986「「旧水戸藩旧藩主取調」について—『水戸弘道館雑誌』との比較—」『『日本教育史資料』の研究』  
 玉川里子 2011「弘道館研究史」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

### ②昭和時代の弘道館研究

明治39年（1906）にはおよそ250年に亘る編纂事業だった『大日本史』が、大正4年（1915）には『水戸藩史料』と、明治後期から大正初期にかけて水戸の大きな歴史書の完成が相次いだ。

昭和時代に入ると、満州事変以降、戦時体制への対応として、学校教育では国民的自覚の育成強化のため、郷土教育が重視された。茨城県においては、いわゆる「水戸学」の精神に指導理念を求め、「水戸学」精神の発揮としての学校教育の諸活動を意義付け展開させようという教育運動が見られ、水戸の小学校では「弘道館記」の朗読なども含まれた。

昭和10年（1935）には衆議院で国体明徴決議案が可決され、「水戸学」の再認識は一つの推進力となった。「水戸学」関係の刊行物も数多く出され、「水戸学」や弘道館教育の研究や著作活動が行われた。

また、昭和12年（1937）には『水戸市史』の編纂が計画されて資料の収集が始まっていた。しかし事業を引き受けていた市立高等女学校の火災で収集資料が全て焼失して中断した後、昭和36年（1961）に再開された。その成果が現在出版されている『水戸市史』である。

『水戸市史』編纂は、昭和36年（1961）から開始され、平成10年（1998）までの37年をかけて完成

した。市史編纂で生まれた研究の成果は、後に続く研究者たちに大きな恩恵を与えるものとなった。

『水戸市史』編纂開始から長い年月の間には、刊行以後のさらなる新資料の発見もあり、研究の進化によって記述を改めた方がよい箇所もでてきた。また、通読するにはかなりの大部であるため、平成11年（1999）に、『概説水戸市史』が刊行されている。

第二次世界大戦後の郷土の歴史への関心の高まりにより、郷土史料収集の必要性に対する認識も深まっていった。昭和34年（1959）、県立図書館内に「茨城県郷土文化研究会」が発足、翌年に会報『郷土文化』が創刊された。その後、昭和38年（1963）に「茨城民俗学の会」（1966年に茨城民俗学会）が設立され、『茨城の民俗』を発行。同年、「茨城近世史研究会」が茨城大学を中心に発足し（1979年、茨城地方史研究会に改名）、『茨城史林』発行。昭和49年（1974）には、「水戸史学」や「水戸学」などの研究を目的に「水戸史学会」が結成され、『水戸史学』が発行された。このように、昭和30年代から40年代にかけて立ち上げられた郷土文化の研究団体は、それぞれ機関誌を発行して研究成果の発表が活発に行われるようになっていった。これらの機関誌には、弘道館についての研究論文が多く寄せられている。

また、水戸藩の教育という視点においては、瀬谷義彦著『水戸藩郷校の史的研究』（昭和51年〔1976〕、山川出版社）や鈴木暎一著『水戸藩学問・教育史の研究』（昭和62年〔1987〕、吉川弘文館）があげられる。『水戸藩郷校の史的研究』では、15の郷校（実際の開校は13ともいわれている）が地域的にも大きな偏りなく設置されていたことや、水戸藩内に広がる教育機会の充実と藩の教育方針の浸透についてまとめられている。『水戸藩学問・教育史の研究』は、水戸藩の学問史、教育史を扱った論文集成であり、『水戸市史』編纂の執筆から派生した研究の視点、成果が含まれている。

弘道館研究をはじめ郷土史関係の研究論文は、学会誌や大手出版社の歴史系の雑誌等への掲載もあるが、市町村史編纂の過程で発行される機関誌や、大学・高校などの紀要、同人で出版している雑誌等、地域の研究誌をみまわすことできめの細かい研究の展開を知ることができる。

主要引用・参考文献：

玉川里子 2011「弘道館研究史」『近世日本の学問・教育と水戸藩Ⅱ』水戸市教育委員会

### ③近年実施された調査等

平成に入り、近年には、公園事業等も含めて以下の調査等が実施されている（表2-5）。

土塁や堀等の遺構を含む地形を把握するための測量や園内樹木の毎木調査、所蔵資料調査等の現況を把握するための基礎的な調査が中心となっている。地下遺構に関する主な調査は、現状変更に伴い国老詰所脇で実施された小規模なトレンチ調査（平成19年度）と地盤沈下箇所で行われた地中探査（平成26年度）程度である。

その他、公園事業で「弘道館公園施設長寿命化計画」が平成22年度に策定されており、計画の中で歴史的建造物を含む公園内施設（公園区域外の鹿島神社を除く）の劣化状況の調査を実施している。

表 2-5：近年に実施された主な調査等

年度	調査名 報告書名	調査対象等	実施者	概要
平成17	観覧者アンケート調査 平成17年度「弘道館観覧者「アンケート調査」 最終報告書」平成18年5月茨城県弘道館事務所	弘道館来館者	茨城県弘道館 事務所	弘道館来館者のアンケート 調査
	所蔵資料の保存及び展示設計に関する基 礎調査 「「旧弘道館」所蔵資料の保存及び展示設計に 関する基礎調査報告書」平成18年3月茨城県 偕楽園事務所 弘道館事務所	弘道館所蔵資 料	茨城県弘道館 事務所	弘道館所蔵資料の調査及び 展示設計に関する基礎調査
平成18	地形及び遺構調査測量 平成18年度「特別史跡弘道館の地形及び遺構 調査測量業務委託 調査測量成果簿」平成19 年3月茨城県偕楽園事務所 弘道館事務所/ 有限会社三井考測	特別史跡指定 範囲全域	茨城県弘道館 事務所	遺構調査平面図（遺物分布、 地下埋設物、樹木配置、文 化財遺存状態）の作成
	展示機能の整理及び充実に関する調査研究 「「旧弘道館」展示機能の整理及び充実に関す る調査研究報告書」平成19年3月茨城県偕楽 園事務所 弘道館事務所	「旧弘道館」の 展示	茨城県弘道館 事務所	「旧弘道館」における展示 機能に関する調査研究報告 及び資料の公開・閲覧に関 する調査研究
平成19	弘道館学生警鐘実測 平成19年度「弘道館学生警鐘実測業務 実測 成果簿」平成20年3月茨城県偕楽園事務所/ 有限会社三井考測	学生警鐘	茨城県偕楽園 事務所	学生警鐘の写真計測による 調査実測
	「弘道館全図」写真計測図化 （旧弘道館デジタル複製図化） 平成19年度「弘道館全図写真計測図化業務 デ ジタル複製図化業務報」平成20年3月茨城県 偕楽園事務所/有限会社三井考測	「弘道館全図」	茨城県偕楽園 事務所	「弘道館全図」の写真計測 によるデジタル複製図の作 成
	遺跡発掘調査 ※次ページに概要を掲載 水戸市埋蔵文化財調査報告第35集「平成19 年度水戸市内遺跡発掘調査報告書」2010水戸 市教育委員会	国老詰所脇の 便所付近	水戸市教育委 員会	便所改修及び排水管の改修 工事に伴うトレンチ調査 （面積2.9m <sup>2</sup> 。柱穴や植栽 痕と判断される遺構を確認 し、近世陶磁器、瓦等の遺 物が出土。）
平成21	景観形成木等調査 平成21年度「景観形成木等調査業務植栽調査」 、「同 景観形成木データシート」平成22年8 月茨城県水戸土木事務所/株式会社ミカミ	弘道館公園全 域	茨城県水戸土 木事務所	弘道館公園内の毎木調査
	弘道館来館者調査 2009年度「弘道館来館者調査報告書」2010 年1月常磐大学コミュニティー振興学部水嶋 研究室	弘道館来館者	常磐大学 コミュニティー 振興学部水嶋 研究室	弘道館来館者の動線調査及 びアンケート調査
平成26	地中探査 「地中探査業務委託報告書」平成27年3月応 用地質株式会社	国老詰所西側 正庁湯殿北側	茨城県水戸土 木事務所	弘道館公園内の地盤沈下し た2箇所における地中レー ダ探査
	弘道館記碑等の復旧事業 特別史跡旧弘道館「東日本大震災に伴う弘道 館記碑等の復旧事業報告書」2015年3月文化 庁文化財部記念物課	弘道館記碑 種梅記碑	文化庁文化財 部記念物課	東日本大震災により被災し た弘道館記碑と種梅記碑の 復旧事業に伴う調査
平成27	弘道館面積検証 平成27年度「弘道館面積検証報告書」平成 28年3月有限会社三井考測	「弘道館全図」	茨城県水戸土 木事務所	「弘道館全図」と現在の地 形測量図を重ね合わせて藩 校時代の敷地面積を検証

## 参考：平成19年度 水戸市内遺跡発掘調査 水戸城跡（第13次・15次）の概要

所在地	水戸市三の丸1丁目6-29-（旧弘道館）
開発面積	13.6㎡
調査期間	平成19年8月31日～9月4日（第13次） 平成20年2月13日（第15次）
調査原因	便所改修工事・排水管改修工事

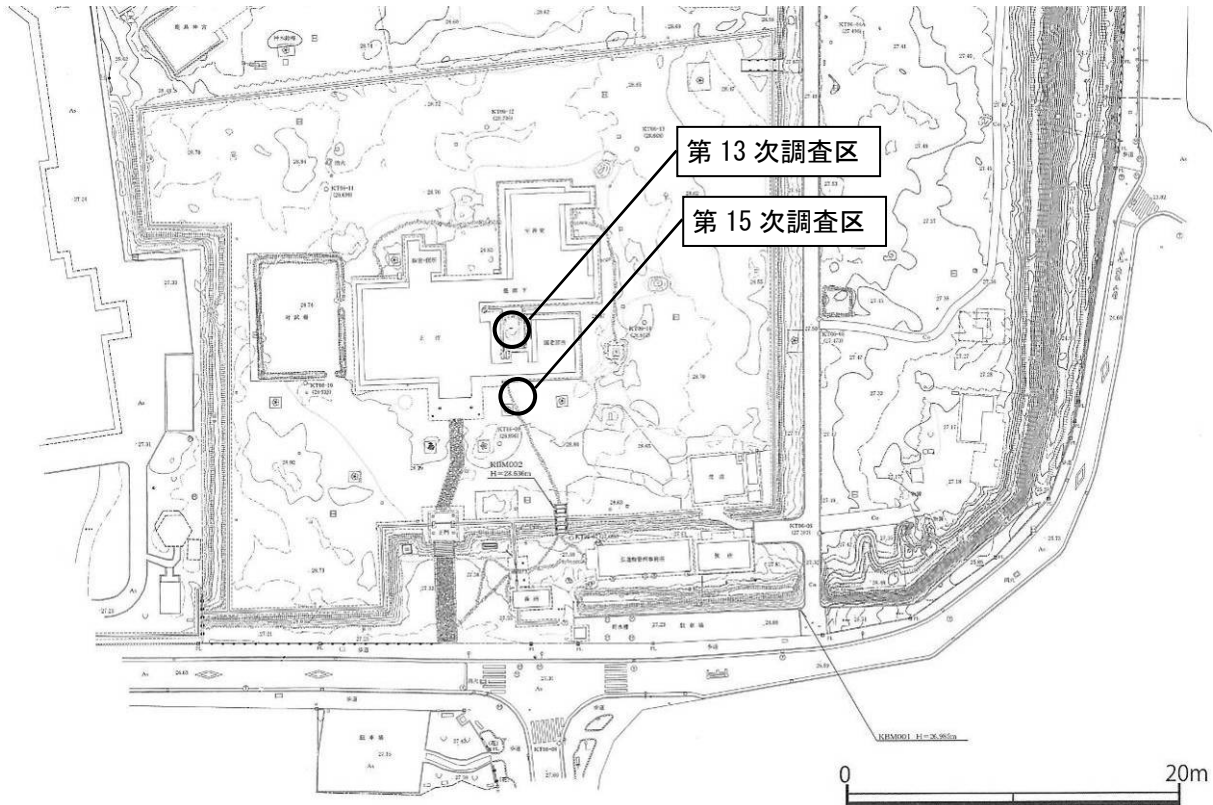


図2-14：水戸城跡（第13・15次）調査区の位置

弘道館内にある国老詰所脇の便所改修工事および排水管の改修工事時に実施した発掘調査。改修に際し、まずは新たに掘削する範囲を調査対象とするトレンチ調査を実施し（第13次）、その後、既設排水道官の撤去工事に際して立会調査（第15次）を実施している。

#### <第13次調査>

トレンチをL字状に設定し（図2-15）、人力により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。

遺構は下記の5基が確認されている。事業計画変更が困難であり面積も狭小であることから、試掘調査の一環で記録保存を行っている。

- 1号遺構：Ⅱ層（近代の整地層か）上面で確認。ピット状の円形土坑で、柱痕等は確認されないが、柱や杭などが南方向へ抜き取られたものと判断される。
- 2号遺構：関東ローム層（近世以前）上面で確認。植栽痕とみられ、植栽を移植する際にこのような形状になることが他所で確認されており、抜き取り痕タイプの一形態である。
- 3号遺構：関東ローム層（近世以前）上面で確認。柱痕跡は認められなかったが、形状・規模から柱穴とみられる。
- 4号遺構：関東ローム層（近世以前）上面で確認。東半分が攪乱されており、平面プランや遺構の性格については不明。

5号遺構：関東ローム層（近世以前）上面で確認。東西両端が攪乱されており，平面プランは明らかでないが，植栽痕（立ち枯れ痕）と判断される。

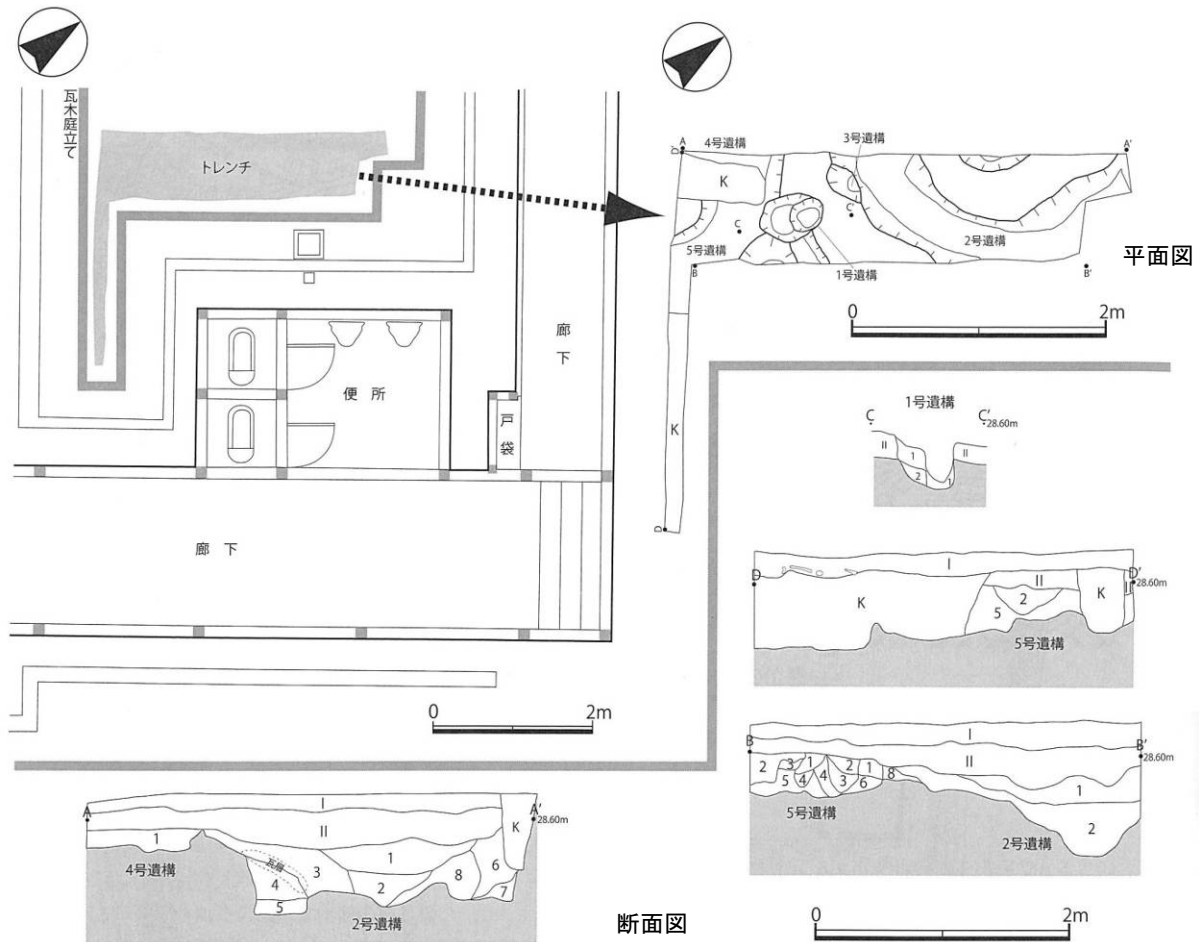


図2-15：水戸城跡（第13次）トレンチ内遺構配置・土層断面

#### <第15次調査>

13次調査の後，平成20年2月13日に既設排水管を撤去し，新しい排水管を埋設する工事に伴い，立会調査を実施。その結果，攪乱層や遺構の覆土と見られる土層中より13次調査の際に出土したものと同様の遺物が出土したが，狭小であったため，遺構の全容については確認できなかった。

なお，第13・15次調査では，磁器製品や硝子製品，瓦等の出土遺物が確認されている。なかでも，円の中に「安」の文字を持つ押印瓦が僅か3.3㎡の調査範囲で23点も出土している。同様の押印瓦は水戸市立第二中学校の校舎建替工事に伴う発掘調査で出土しており，これらの押印瓦が旧弘道館の屋根に葺くために生産されたものであり，水戸市立第二中学校敷地内に存在したとされる旧彰考館に補修瓦として転用されたことを示している可能性がある。

引用・参考文献：水戸市教育委員会編 2010『平成19年度水戸市内遺跡発掘調査報告書』（水戸市埋蔵文化財調査報告第35集）

### 3. 歴史的変遷

#### (1) 藩校の時代（江戸時代後期～明治時代）

水戸藩の藩校である弘道館は、9代藩主徳川斉昭（1800～1860）によって天保12年（1841）に創設された。斉昭は、文政12年（1829）の藩主就任まもなくの頃から藩校建設の意志をもっており、天保8年（1837）に提示した藩政改革の四大目標の第三に「学校の義」として藩校と郷校の建設をあげている。天保10年（1839）1月には弘道館の敷地を城内三の丸に決定、敷地内にあった重臣12人の屋敷を移転させ、翌年3月から建設工事が開始された。天保12年（1841）7月、弘道館の主な建物が完成し、8月1日には盛大な開館式が挙行された。しかし、この時点では医学館（天保14年開設）など未完了の工事があり、また制度の不備も少なくなく、とくに鹿島神宮からの御祭神（武甕槌神）<sup>たけみかづちのかみ</sup>の分祀の儀式や孔子廟への孔子神位の安置も済んでいなかったため、この時の開館は「仮開館」と呼ばれている。施設や制度が整い、鹿島神社遷宮式と孔子廟祭式を主とする本開館式が挙行されたのは、安政4年（1857）5月9日のことであった。

弘道館の設計には斉昭の意図が反映され、建学精神に即して施設の配置に独特の工夫がこらされている。管理棟である学校御殿（正庁）をはさみ文館と武館を配して「文武一致」を、聖域には鹿島神社と孔子廟を併置して「神儒一致」を現し、建学精神の象徴である弘道館記碑を納めた八卦堂は敷地中央に建立して要とした。広大な敷地内には、医学館や天文台、馬場や調練場なども整備され、総合的な教育施設であった。

弘道館には、水戸藩の藩士とその子弟が学び、入学年齢は15歳、30歳までは就学の義務があり、31歳から40歳までは登館は任意とされた。学生数は、多い時で1,000人位といわれ、身分によって登館義務日数が決められていた。教育は文武兼備を理想とし、本開館後に定められた「朝文夕武の法」<sup>ちようぶんせきぶ</sup>によって午前は文館に、午後は武館に出ることが日課であった。また、寄宿制も導入されていた。

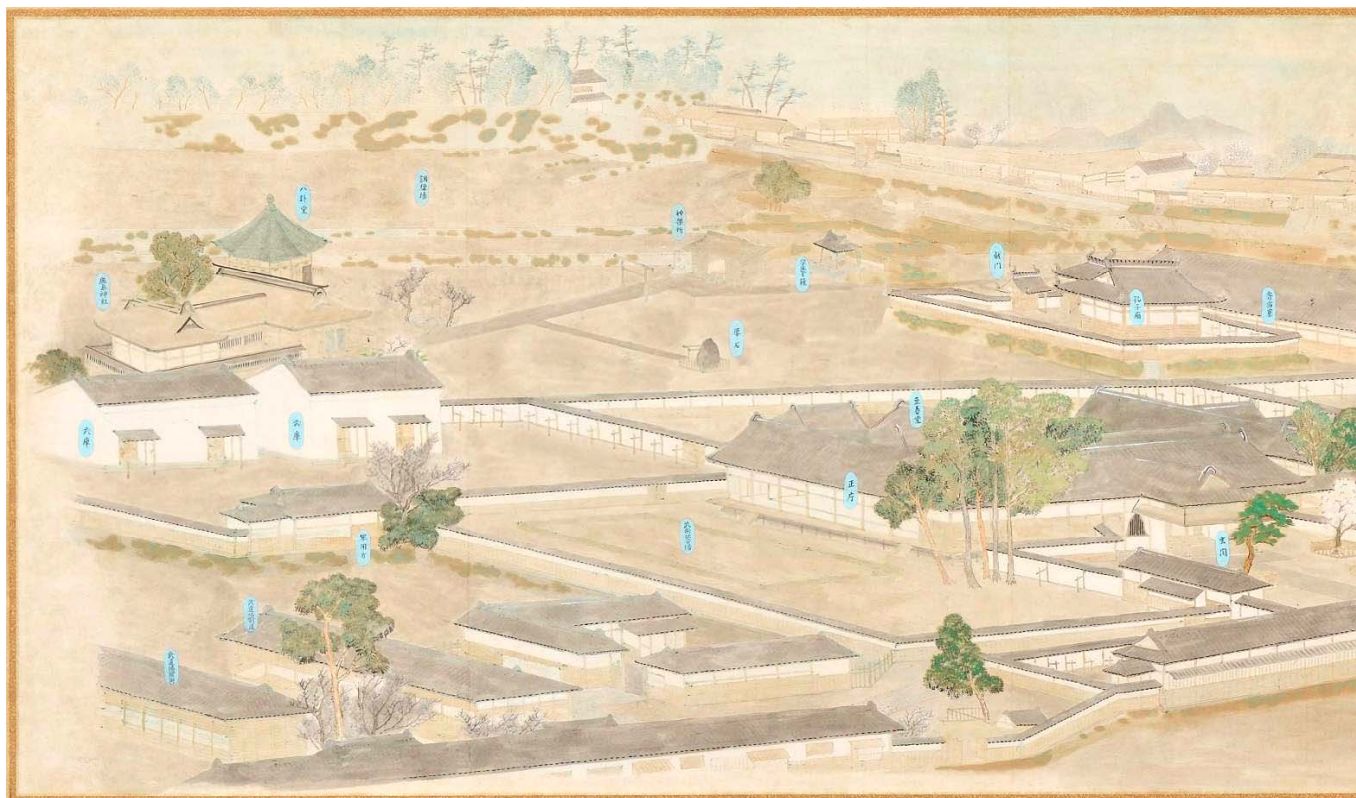


図 2-16：弘道館鳥瞰図（弘道館事務所所蔵）



本開館の翌年、不時登城による斉昭の謹慎処分を発端に、学生の動揺と分裂が深刻な状況となる。藩内抗争の広がりによって弘道館の教育は休止状態となるが、幕末維新の混乱の中でも教育再開の試みは行われていた。明治元年（1868）10月1日、藩内抗争の最後の激戦といわれる弘道館の戦いが起こり、文館、武館、医学館などを焼失する。その後、藩内の行政組織改革によって、学校組織が再編され、小規模ではあったが文館、武館が再建された。ようやく教育活動が軌道にのろうとしていた矢先の明治5年（1872）8月、学制が發布され、弘道館は30年余に及んだ藩校としての役割を終えた。

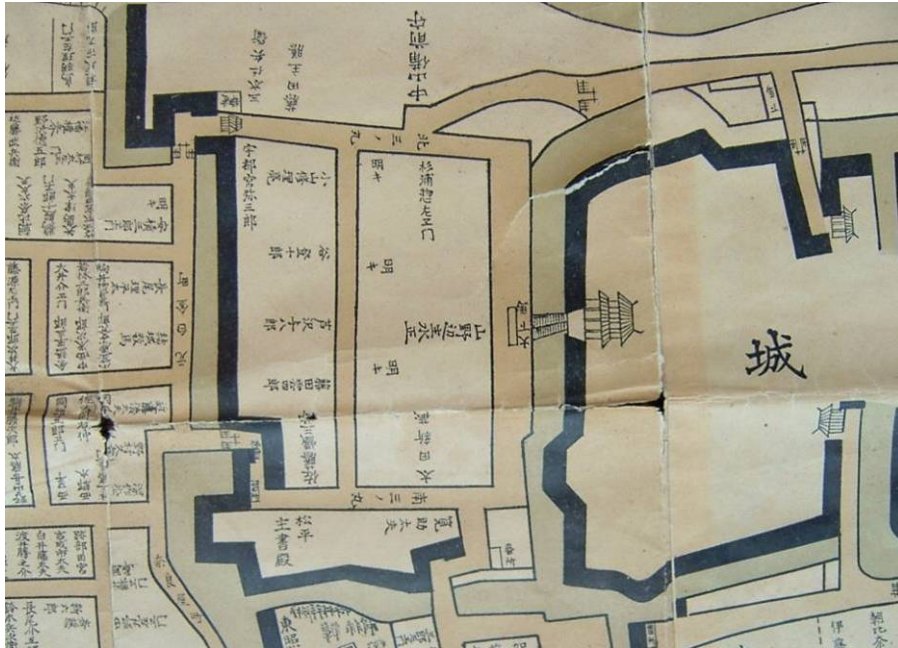
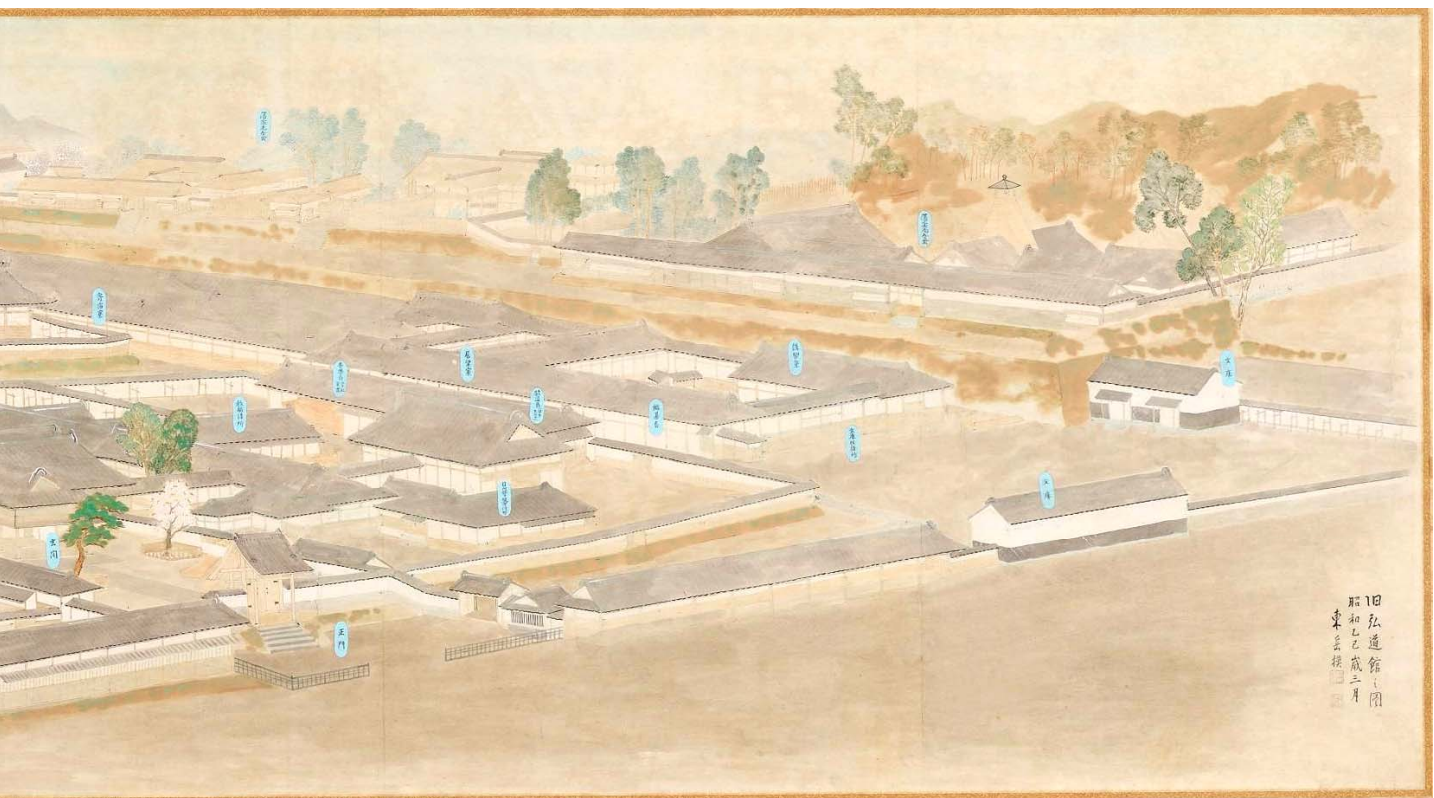


図 2-17：天保時代の水戸城下絵図（部分）（弘道館事務所寄託）

※弘道館建設前の三の丸の状況。建設前は藩の重臣の邸宅であった。



※昭和40年（1965）に橋本東岳（1890-1968）によって模写されたもの。

東岳は水戸出身の日本画家で、弘道館事務所の依頼を受けて多くの模写を手掛けている。

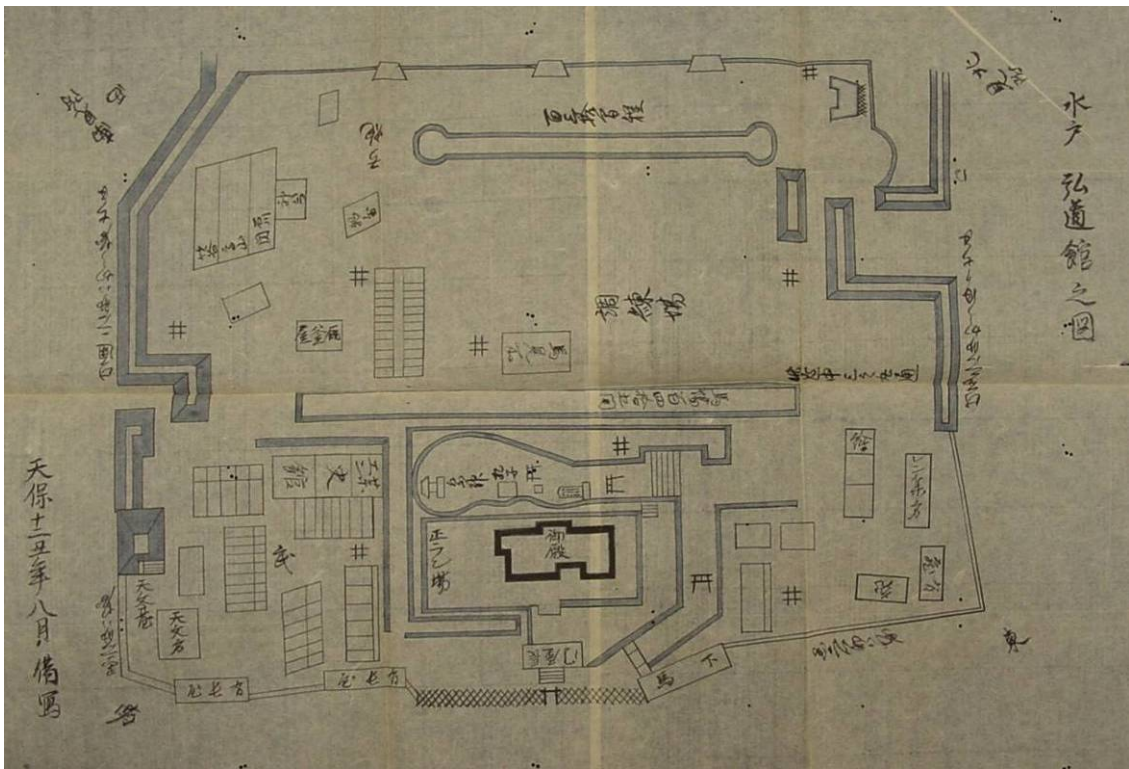


図 2-18：水戸弘道館之図（古河歴史博物館所蔵）

※古河藩の家老で蘭学者の鷹見泉石の写しと推測されている図で、国の重要文化財「鷹見泉石関連資料」に含まれる図。「天保十二丑年八月借写」の識語がある。弘道館記碑と思われる石碑の位置が異なり、文館などの建物が未整備の状況で描かれていることから、仮開館時又は設計時の図の写しの可能性が考えられる。

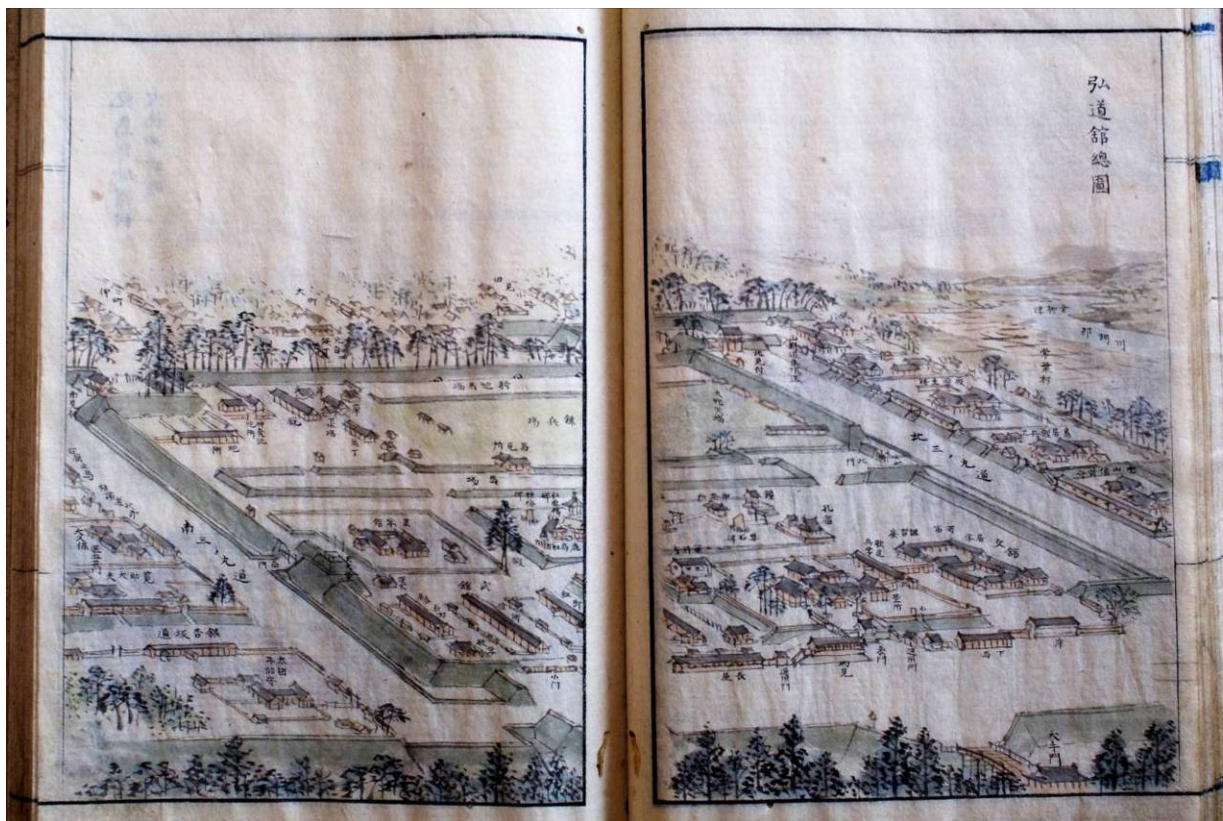


図 2-19：弘道館総図（個人蔵）

※幕末から明治にかけて活躍した水戸の画家松平雪江（俊雄）が編集した地誌『常磐公園攬勝図誌』の草稿や続稿を含む『庶物会要』に掲載されている図。



図 2-20 : 「弘道館全図」(弘道館事務所所蔵)

(平成 19 年度のデジタル複製図時に撮影して作成したオルソフォトを掲載)

※建物の間取までが詳細に描かれた平面図。明治 32 年 (1899) に模写されたもの。

## (2) 行政・教育・公園施設の時代（明治時代～大正時代）

明治4年(1871)7月14日、廃藩置県により水戸藩が廃止され、水戸県の設置に伴って弘道館跡地に県庁の機能が置かれた。また、この時、弘道館跡地は陸軍省所轄(国有)となる。同年11月、県の統廃合により水戸県廃止、茨城県が成立し、翌明治5年1月に茨城県庁が弘道館跡地に開設された。以来、明治15年(1882)5月に県庁舎が弘道館敷地内の調練場跡に新築されるまでの約11年間、正庁、至善堂は県庁舎として使用されていた。この間、明治14年(1881)3月に弘道館跡地は内務省所轄に転じ、茨城県に管理が委ねられる。弘道館跡地は、平成11年(1999)に県庁舎が市内笠原町へ移転するまで約130年間にわたり、茨城県の行政の中心であった。

明治前半期の弘道館跡地の状況については、残された資料が少なく、不明確な部分が多い。

弘道館跡地は、<sup>だじょうかんふたつ</sup>太政官布達により公園指定された。指定の年次について、これまでの文献で多くみられる明治8年(1875)指定の説は、わが国の近代公園制度のはじまりとされる明治6年(1873)1月15日付の太政官布達第16号によって同年に偕楽園が「常磐公園」(通称「第一公園」)として公園指定を受け、続いて明治8年に弘道館跡地が指定を受け「第二公園」と称したとするものである。しかし、偕楽園の公園指定に係る大蔵省への申請内容や県の公園開設の布達が存在しているのに対し、弘道館跡地に係る布達類は現在のところ確認されていない。

公園開設時の状況については、『水戸市史』の編纂に関わった宮川修が著した「弘道館公園の開設」の内容を基に、開設の経緯や時期について整理する。

調練場跡への県庁舎新築にあたっては、当時直轄していた陸軍省が跡地を練兵場にする予定であることを知った茨城県令の<sup>ひとみやすし</sup>人見寧が内務省や陸軍省に働きかけて、東茨城郡河和田村<sup>かわわだ</sup>と堀村<sup>ほり</sup>(現在は水戸市)の官有地と交換に内務省の直轄に所管替えをし、半分を県庁敷地とし、半分を公園敷地として確保した。明治13年(1880)9月10日付で県から内務省に申請された「本庁敷地交換之儀伺」には、「斉昭が設立した藩校弘道館の跡地を、士民も名勝として永く公園として保存することを切望しているため敷地の交換の許可を得たい」旨が記されている。同申請には、陸軍省の所轄となった後の弘道館跡地が荒れ果てていたことも記されており、明治初期は、正庁等の建物は県庁として使用されていたが、敷地全体としては十分な管理はされていなかったと思われる。

当時の公園所轄庁である内務省地理局編纂『<sup>れいきるいさん</sup>例規類纂』の公園の項目に、明治14年3月31日付の茨城県伺いとして「…旧弘道館ニシテ其保存ヲ旧水戸藩人民従来渴望スル処ニ有之



図2-21：明治初期の弘道館の状況  
(写真原版 石黒コレクション保存会蔵)  
※フランス將軍ルコンテによって明治8年(1875)に撮影されたといわれる写真。弘道館に関する写真としては、現存する最も古い写真。



図2-22：弘道館に県庁がおかれていた当時(明治5年～15年)の正門(弘道館事務所蔵)  
※正門に「茨城県庁」と書かれた看板が掲げられ、門前の階段がスロープになっていた。



### (3) 史跡・都市公園（歴史公園）の時代（大正時代～現在）

大正11年(1922)3月8日、弘道館跡地は「旧弘道館」として史跡指定を受ける。官報によると、内務省第49号に、「名称旧弘道館 地名茨城県水戸市大字上市宇南三ノ丸 地番一一九ノ一 地目公園地 地積九,三七三坪五五 所有者国 地番一一九ノ二 地目神地 地積一,六七一坪〇〇 所有者国」とある。史跡指定範囲には、鹿島神社も含まれている。史跡指定時の状況は、昭和2年(1927)に内務省が発行した『史蹟調査報告第二 埼玉茨城群馬三県下に於ける指定史蹟』に記されている。

大正12年(1923)9月1日に関東大震災が起こった際には、弘道館が救援場所として活用された。水戸公園(弘道館)の9月1日の日誌によると、「館内外壁崩落ケ所、<sup>そのた</sup>其他亀裂破損<sup>ただし</sup>」「但、何レモ壁二故障<sup>しょう</sup>ヲ生シタルマデニテ他二異常ナシ」とあり、地震による被害が少なかったため、9月4日から避難者を受け入れ、8日には約800人もの避難者を収容したことが明記されている。

昭和20年(1945)8月2日未明の水戸空襲により、八卦堂、孔子廟、鹿島神社を焼失する。八卦堂内の弘道館記碑は、<sup>しょういだん</sup>焼夷弾の衝撃で傷を受けながらも焼野原にかろうじて建っていた。また、焼夷弾の火の粉は正庁玄関にも及び、煙がのぼっているのを発見した市民がバケツリレーで消火活動にあたり、正庁、至善堂は奇跡的に焼失を免れた。正庁、至善堂のほかに水戸空襲による焼失を免れた建造物は、孔子廟表門(戟門)、学生警鐘、番所などである。隣接する水戸市三の丸国民学校(水戸市立三の丸小学校)は全焼し、戦後の一時期、弘道館が仮教室に使用されていた。

昭和23年(1948)4月19日、特別都市公園に決定、同32年6月6日には茨城県都市公園条例の制定により都市公園に指定される。昭和27年(1952)3月29日、「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた(指定面積34,105㎡)。特別史跡指定後、昭和28年(1953)八卦堂復元、同34年(1959)正門解体修理工事、同38年(1963)正庁、至善堂などの修理工事及び国老詰所などの復元工事がそれぞれ竣工し、同39年5月26日に正門、正庁、至善堂が重要文化財指定を受ける。その後、昭和45年(1970)に孔子廟復元工事竣工、同49年(1974)には鹿島神社社殿も伊勢神宮内宮別宮旧殿の特別譲与により翌年に竣工した。

平成23年(2011)3月11日に発生した東日本大震災により、「旧弘道館」の特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けた。復旧工事にあたっては、財務省から文部科学省へ国有財産の所管替えが行われ、旧弘道館復旧整備検討委員会設置のもと、文部科学省と県によって国有部分と県有部分(復元部分)の工事がそれぞれ進められ、平成26年(2014)3月に全面復旧した。

平成27年(2015)4月24日には、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、足利市(栃木県)、備前市(岡山県)、日田市(大分県)や水戸市内の教育遺産とともに日本遺産に認定された。

また、平成29年(2017)2月3日に、鹿島神社本殿・<sup>はいでん</sup>拝殿・<sup>ちゅうもん</sup>中門及び<sup>みずがき</sup>瑞垣が水戸市指定文化財(建造物)に指定された。



図2-25：昭和の修理工事の様子（正庁・至善堂：昭和38年竣工）（弘道館事務所所蔵）



図2-26：東日本大震災(平成23年3月11日)直後の状況(八卦堂内弘道館記碑)(弘道館事務所撮影)

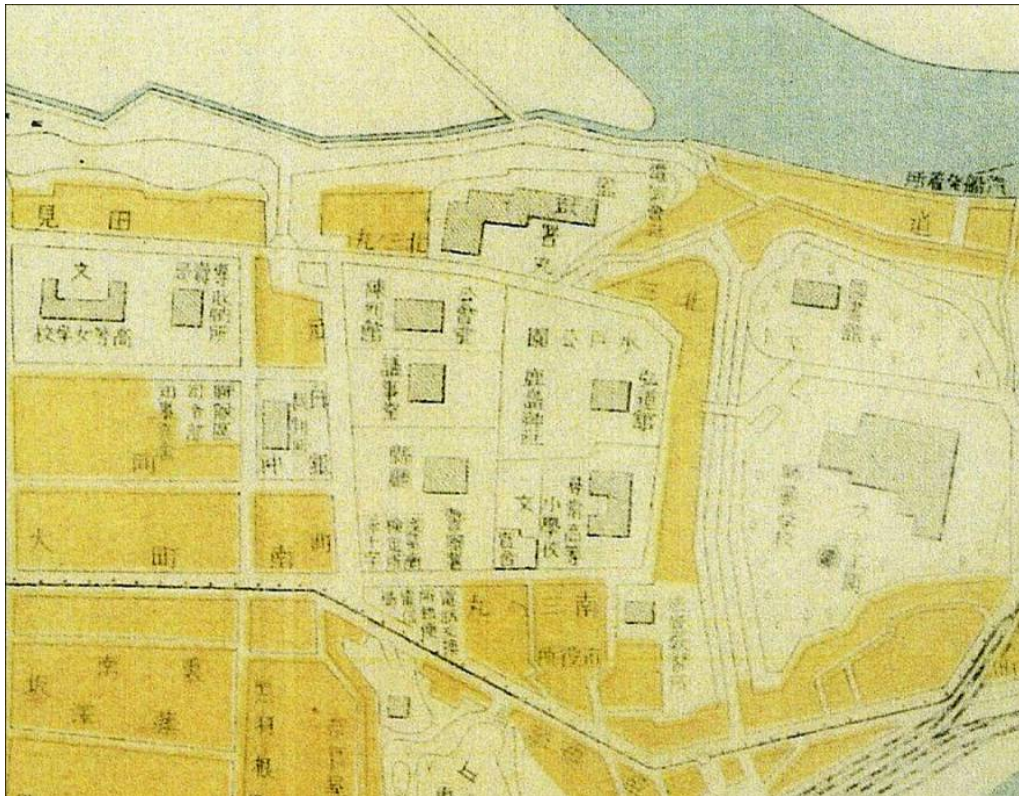


図 2-27：水戸市全地図（部分）（大正 14 年〔1925〕作成. 日進社発行）

※現在の弘道館公園部分は「水戸公園」と表示されている。

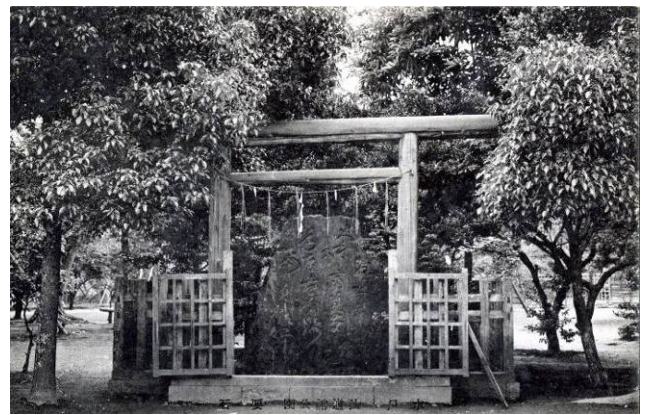
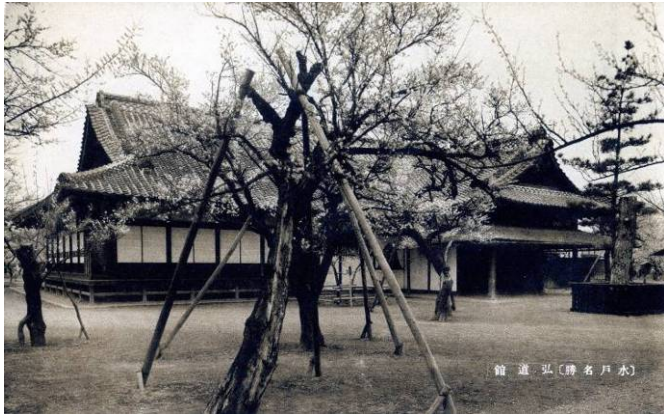


図 2-28：大正から昭和初期の弘道館跡地の状況（水戸市立博物館所有の絵葉書より）

※弘道館跡地は、水戸の名所の一つとして、正門、正庁、学生警鐘、八卦堂、孔子廟等を撮影した数多くの絵葉書が発行されている。（左上：正庁、左下：学生警鐘と孔子廟、右上：八卦堂、右下：要石歌碑）

## 弘道館関連年表

	和暦	西暦	関連事項
江戸	文政 12	1829	10月17日、徳川斉昭、水戸藩9代藩主となる。斉昭、この頃より藩校建設の意志をもつ。
	天保 4	1833	3月2日、斉昭、はじめて就藩。
	天保 8	1837	この年、斉昭、藩政改革の四大目標の第三「学校の義」として藩校と郷校の建設を提示する。7月3日、藤田東湖、「弘道館記」の草案を斉昭に提出。
	天保 9	1838	3月、斉昭の名で「弘道館記」を公表。
	天保 10	1839	1月11日、弘道館の敷地を城内三の丸（家老山野辺義観ら重臣12人の屋敷）に決定。
	天保 11	1840	1月、斉昭、2度目の就藩。2月、弘道館建設工事の開始を指令、3月から工事開始。2月、藤田東湖らを弘道館掛、4月、会沢正志斎・青山延子を弘道館総教に任ずる。
	天保 12	1841	7月、弘道館の主な建物が完成。8月1日、仮開館式挙行。
	天保 13	1842	7月1日、偕楽園開設。
	天保 14	1843	1月25日、江戸小石川藩邸に文武の教場（江戸弘道館）開設。6月28日、弘道館内に医学館開設。
	天保 15 弘化元	1844	5月6日、斉昭、致仕謹慎を命じられ徳川慶篤が10代藩主となる。11月26日、斉昭、謹慎解除。
	弘化 4	1847	この年、藤田東湖『弘道館記述義』を著す。
	嘉永 6	1853	7月3日、斉昭、幕府の海防参与となる。
	安政 2	1855	10月2日、藤田東湖、戸田忠徹らが江戸大地震で圧死。11月、斉昭、教職らに学館の現状と問題点に関する意見を求める。
	安政 3	1856	この年、大宮・大子・潮来に郷校開校。
	安政 4	1857	5月9日、弘道館本開館式挙行。
	安政 5	1858	6月24日、斉昭、不時登城、7月5日から急度謹み。
	安政 6	1859	8月27日、幕府、斉昭に国許永蟄居を命じる。9月1日、斉昭、江戸を発し、水戸に帰る。
	万延元	1860	8月15日、斉昭、水戸城中で没する（61歳）。
	文久 3	1863	7月から10月、玉造・小川・湊郷校で尊攘派の集会。
	明治	元治元	1864
元治 2		1865	2月4日、幕府、武田耕雲斎ら計352人を処刑。
慶応 2		1866	12月5日、徳川慶喜、第15代将軍となる。
慶応 3		1867	10月14日、将軍慶喜、大政奉還を朝廷に請う（翌日勅許）。12月9日、朝廷、王政復古の大号令を出す。
慶応 4 明治元		1868	4月15日、慶喜、水戸に到着し弘道館で謹慎、7月19日、駿河へ向う。10月1日、水戸城兵と市川勢の間で激戦（弘道館の戦い）、文館、武館、医学館などを焼失。※文館は水戸城二の丸彰考館内に仮設され、弘道館修繕後に館内に移された（『水戸弘道館大観』）。
明治 4		1871	7月14日、廃藩置県により、水戸藩廃止、水戸県が設置される。弘道館は陸軍省所轄（国有）となる。11月、県の統廃合により水戸県廃止、茨城県が成立。
明治 5		1872	1月29日、茨城県庁が弘道館に開設され、正庁、至善堂は県庁として使用される。8月から茨城裁判所が県庁に間借りして開設される（～明治9年）。8月3日、「学制」発布で弘道館廃止、12月8日、閉鎖。
明治 8		1875	太政官布達により公園指定。
明治 14		1881	3月、内務省所轄に転じ、管理は茨城県となる。 5月、弘道館跡地の公園認可。
明治 15		1882	5月、県庁舎を弘道館の元訓練場に新築、移転する。
明治 18	1885	2月、公園（「茨城第二公園」と呼ばれる）の開園式が行われる（『水戸市史 下巻（一）』）。	
明治 22	1889	1月、正庁、至善堂が水戸幼稚園園舎として使用される（～大正10年）。	
明治 25	1892	10月19日、管理を茨城県から水戸市に移管。	



	和暦	西暦	関連事項
明治	明治 27	1894	4月, 正庁, 至善堂が水戸市高等小学校の分教室として使用される(～明治28年)。
	明治 28	1895	公園敷地の一部(南側馬場)に水戸市高等小学校(現・水戸市立三の丸小学校)校舎が建設され学校用地となる。
	明治 33	1900	4月, 正庁, 至善堂が茨城県高等女学校の仮校舎として使用される(～明治36年)。この年, 武徳会県支部により対試場跡に演武場が設置される(～昭和4年)。
	明治 36	1903	7月, 正庁, 至善堂が水戸商工会議所の事務所として使用される(～大正10年)。
	明治 41	1908	2月, 正庁, 至善堂が茨城盲啞学校の仮校舎として使用される(～同年10月)。
	明治 42	1909	11月, 水戸市高等小学校へ敷地の一部を分割割譲する。
大正	大正 9	1920	4月1日, 公園管理規則(県告示第153号)制定, 管理を水戸市から茨城県へ移管。
	大正 10	1921	1月17日, 公園取締規則制定(県令第1号)。
	大正 11	1922	3月8日, 「旧弘道館」史跡指定(官報第2877号・内務省第49号)。
昭和	昭和 6	1931	11月1日, 県教育会, 弘道館の孔子廟で孔子祭を復活執行。
	昭和 7	1932	2月12日, 県営公園管理条例(県告示第76号)等制定。
	昭和 9	1934	3月, 水戸博物学会, 偕楽園・弘道館公園の梅林基本調査終了。
	昭和 20	1945	8月2日, 水戸空襲で八卦堂, 孔子廟, 鹿島神社などを焼失。
	昭和 23	1948	4月19日, 特別都市公園に決定(建設院告示第94号), 「弘道館公園」と称する。
	昭和 26	1951	3月20日, 茨城県立公園条例(県条例第8号)及び7月13日県立公園の名称と区域決定(県告示第399号)により弘道館公園と偕楽園公園を合わせて水戸県立公園に指定される。
	昭和 27	1952	3月29日, 「旧弘道館」特別史跡指定(文化財保護法)。
	昭和 28	1953	11月, 八卦堂復元工事竣工。
	昭和 32	1957	6月6日, 茨城県都市公園条例(条例第26号)制定, 都市公園に指定される。
	昭和 34	1959	正門の解体修理工事(昭和32～33年度)竣工。
	昭和 38	1963	3月, 正庁, 至善堂などの修理工事及び国老詰所などの復元工事(昭和34～昭和37年度)竣工。5月から一般公開。
	昭和 39	1964	5月26日, 正門, 正庁, 至善堂が重要文化財指定(官報第11232号・文化財保護委員会告示第30号)。
	昭和 40	1965	6月22日, 齊昭が鹿島神社に奉納した刀剣(刀〔徳川齊昭作〕)が水戸市指定文化財(工芸品)指定(現在は茨城県立歴史館寄託)。
	昭和 42	1967	11月24日, 「水戸城跡(塁及び濠)」が茨城県文化財に指定(史跡, 弘道館西側の土塁, 堀を含む)。
	昭和 45	1970	10月, 孔子廟復元工事(昭和44～昭和45年)竣工。
昭和 49	1974	鹿島神社社殿として伊勢神宮内宮別宮旧殿特別譲与。	
昭和 50	1975	1月, 鹿島神社境内の一部を借受け公園地として使用(～現在)。5月, 鹿島神社社殿竣工。	
昭和 59	1984	12月, 弘道館事務所新築。	
平成	平成 19	2007	9月26日, 茨城県・水戸市が弘道館・偕楽園等の世界遺産登録に向けた取組みを開始。
	平成 23	2011	3月11日, 東日本大震災発生, 有料公園区域閉鎖。3月29日, 「国指定特別史跡旧弘道館き損等届出書」を文化庁に提出。4月4日, 文化庁文化財調査官(史跡・建造物)による現地視察。10月8日, 有料区域部分公開開始。11月1日, 財務省から文部科学省へ国有財産の所管替え。11月30日, 旧弘道館復旧整備検討委員会設置。
	平成 24	2012	4月, 県有部分の復旧工事開始。12月, 国有部分の復旧工事開始, 県有部分の孔子廟, 土塀復旧完了。
	平成 25	2013	3月, 国有部分の種梅記碑復旧完了。11月18日, 国有部分の弘道館記碑復旧完了・記念式典開催。
	平成 26	2014	3月27日, 弘道館全面復旧完了, 記念式典開催。一般公開(全面公開)再開。11月19日, 水戸市が「弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想」策定。
	平成 27	2015	4月24日, 「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として日本遺産認定。
平成 29	2017	2月3日, 鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣が水戸市文化財(建造物)指定。	

※弘道館の歴史的変遷上の主な出来事についてゴシック体で表示。

4. 指定地及び周辺の現況

(1) 施設の概要

①特別史跡指定地内の主な施設等

※各施設等の茨城県以外の所有者は名称欄に記載。(記載が無いものは茨城県の所有)

1 藩校時代から指定地内に残る施設等

(仮開館の天保12年〔1841〕～弘道館閉鎖の明治5年〔1872〕)

■歴史的建造物

	名称等	概要	備考(写真等)
1	正庁 【重要文化財】 ※国有	正庁は、学校御殿ともいわれ、藩主臨席による文武大試験や諸儀式が行われた場であり、管理棟であった。閉館後は県庁や学校の仮校舎として使用された。現在、文化財建造物として公開されている。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。	
2	至善堂 【重要文化財】 ※国有	至善堂は、藩主の座所と諸公子会読のための場であった。閉館後は正庁と共に県庁や学校の仮校舎として使用された。現在、文化財建造物として公開されている。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。	
3	正門 附塀 【重要文化財】 ※国有	正門は、藩主の来館時にのみ開門した。正門の柱には、藩内抗争の最後の決戦となった明治元年(1868)弘道館の戦いの時に受けた弾痕が残っている。現在、イベント時などに年数回のみ開門。東日本大震災により土塀が被災、平成26年(2014)復旧。	
4	孔子廟表門 脇土塀 ※国有	正式名称は戟門(げきもん)と呼ばれ、脇塀と共に戦火を免れた建造物の一つ。棟飾りなど中国孔子廟建築の特徴を残している。	
5	学生警鐘 ※国有	鐘楼は石垣積の上に土台をめぐらして建つ、本瓦葺・切妻造の建物である。中には学生警鐘1基が釣り下げられている。明治6年(1873)1月茨城県庁(弘道館)で時の鐘打ちを始めるとの記録あり。鐘は平成21年(2009)にレプリカを作成し吊り下げ、実物は国老詰所(展示室)内に展示されている。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。	
6	番所 ※国有	弘道館への入館口に位置しており、以前は券売所、現在は倉庫として使用されている。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。	

## ■石碑類



7	弘道館記碑 ※国有	天保9年(1838)に徳川斉昭の名で公表された「弘道館記」が刻まれている。弘道館の建学精神の象徴として、敷地中央に建立された。石材は寒水石(大理石)、石碑寸法は、高さ318cm、幅191cm、厚55cm。弘道館記碑を納める八卦堂は昭和20年(1945)の水戸空襲で全焼し、同28年に復元された。東日本大震災では弘道館記碑が被災し、平成25年(2013)復旧。	
8	種梅記碑 ※国有	天保11年(1840)に徳川斉昭撰文及び書で記した「種梅記」が刻まれている。弘道館・偕楽園及び水戸領内に梅を植えさせた意図が示されている。石材は斑紋石、石碑寸法は高さ155cm、幅102cm、厚約27cm。覆屋は昭和28年設置。東日本大震災で碑身が傾斜し、平成25年(2013)復旧。	
9	要石歌碑 ※鹿島神社所有	徳川斉昭詠及び書で「行末毛 富美奈太賀幣曾 蜻島 大和乃道存 要那里家流」と刻まれている。日本人の大和心の道をふみたがえぬように心がけることが大切であることを表している。石材は伊豆石、石碑寸法は高さ約200cm、幅約190cm、厚約33cm。古写真によると、石碑前に鳥居が設置されていた時期があった。	

## ■歴史的建造物跡



10	式鳥居跡 ※鹿島神社所有	旧参道に残る鳥居の2つの基礎部跡。鳥居の位置は「弘道館全図」にも示されている。 昭和40年代に撮影された空中写真には、基礎の上に鳥居が確認できる。	
11	井戸跡 ※鹿島神社所有	水屋脇に残る江戸時代の古井戸。「弘道館全図」に記された「上ノ井 御水石」と位置がほぼ重なることから、井戸脇には手水石が設置されていたと思われる。	
12	手水石跡 ※鹿島神社所有	「弘道館全図」に記された神楽所前の「下ノ手水石」と位置がほぼ重なることから、手水石跡と思われる。	

※鹿島神社境内の跡地や遺構については、これまで調査が実施されていないため、不明な点も多く、今後調査等により明らかにしていく必要がある。

■樹木

13	神木鈴梅 ※鹿島神社所有	徳川斉昭が鹿島神社の神木として3株植えたものの1株	
14	椎の木	水戸市立三の丸小学校と土堀の間に椎の木1本(写真)と、文館跡の園路沿いに椎の木1本がある。ともに巨樹であり、武家屋敷時代の樹木と推測される。	



■遺構

15	堀・土塁	堀、土塁は水戸城三の丸の遺構で、弘道館の創建時に修築されたと推測される。弘道館の規模、形状を示す重要な遺構である。弘道館事務所脇の土塁の部分には、元長屋があり、この部分の土塁は近代に築かれたもの。	
16	地下遺構	既応の試掘・立会調査により、正庁周辺は地下遺構が良好な状態で包蔵されていることが判明している。また、文館(現在は梅林)や正庁、至善堂と文館の間に存在した歌学局、兵学局、軍用局、音学局、諸礼局の専門学科の教場(現在は土堀)、御厨屋(現在は梅林)などの建造物についても地下遺構が残っている可能性がある。 写真:第13次調査(水戸市教育委員会事務局提供)	

2 弘道館閉鎖から特別史跡指定までに整備された施設等

(弘道館閉鎖の明治5年〔1872〕～特別史跡指定の昭和27年〔1952〕)





■公園施設等

1	テニスコート	昭和21年(1946)頃から県職員の福利厚生施設として使用され、県庁舎移転後は一般の希望者に無料で貸出をしていた。 東日本大震災に係る復旧工事中には現場事務所が置かれていた。現在は、希望者の使用(無料)再開。	
2	鹿島神社石灯籠 ※鹿島神社所有	鹿島神社社務所の東側の石灯籠。 「弘道館全図」には示されていないが、昭和20年(1945)の水戸空襲前の神社の写真には確認できる。基壇(四角い石)の上段に「大正二年十一月穀旦 奉納 戸村義令 栗林保孝謹書」、基壇の下段に「作事監督 大串孝之介 石工 大石忠蔵」と銘がある。	

## 3 特別史跡指定後に整備された施設等

(特別史跡指定の昭和27年〔1952〕～現在)


## ■復元建造物等

	名称	概要	備考(写真等)
1	八卦堂	弘道館記碑の覆堂として、敷地中央に建造された。昭和20年(1945)の水戸空襲で全焼し、同28年(1953)に創建建造物の実測図にならって復元された。 昭和47年(1972)には屋根の形状の修復が行われている。	
2	通用門	昭和37年(1962)復元。	
3	国老詰所	昭和37年(1962)に復元され、同59年(1984)まで管理事務所として使用された。その後、展示・管理施設として使用され、平成19年度に後補の間仕切りを撤去、建具を取外し、展示施設専用として使用している。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。	
4	正庁の便所・湯殿 及び至善堂の便所	昭和37年(1962)に創建時の平面図等にならって復元された。東日本大震災により被災、平成26年(2014)復旧。  写真上: 正庁便所・湯殿 写真下: 至善堂便所	
5	孔子廟	昭和20年(1945)の水戸空襲で全焼し、同45年(1970)に復元された。儒学者朱舜水が徳川光圀に献納した孔子廟大成殿の模型を屋根や床仕上げの参考にした。全体は和様の建築である。東日本大震災により被災、平成24年(2012)復旧。	
6	孔子廟周囲土塀	昭和47年(1972)に復元。表門の袖塀(藩校時代)を除いた部分で、コンクリート造での復元。	



■復元建造物等（つづき）

7	その他土塀	昭和 37 年(1962)～同 42 年(1967)に復元。コンクリート造での復元。	
8	井戸屋形	国老詰所脇の井戸屋形は, 昭和 37 年(1962)に復元。	
9	対試場	<p>武術の試験などが行なわれた場所。藩主は正庁正席の間から試験の様子を上覧した。</p> <p>明治 33 年(1900)から昭和 4 年(1929)まで武徳会県支部により演武場が置かれていた。</p>	


■石碑類

10	貞芳院桜の歌碑	貞芳院(齊昭夫人)が詠んだ桜の歌と由緒について刻まれた石碑。明治 21 年(1888)に小沢敏行が自邸内に建碑し, その後, 昭和 42 年(1967)に弘道館内に移された。	
----	---------	---	---

■樹木

11	要石歌碑脇の楠 ※鹿島神社所有	要石歌碑脇に立つ 2 本の楠。大正から昭和初期に撮影された古写真に数メートルの高さで写っている。巨樹であるため弘道館創建前の武家屋敷時代の樹木の可能性も考えられるが, クスノキは生長が早い樹木であるため, 植栽時期については調査・検討が必要。	
12	梅の木	<p>徳川齊昭が弘道館の開館にあたって詠んだ歌(下参照)に「千樹の梅」とあり, 館内に多くの梅の木が植えられていたことが分かる。</p> <p>創建当時の梅の木の植栽状況は不明。大部分は戦後の整備で植樹されたものと推測される。現在は約 60 品種 630 本。</p> <p>&lt;徳川齊昭が弘道館の梅を題にして詠んだ歌&gt;</p> <p>題弘道館庭中梅花 (大意) 弘道館の庭で梅花を題して詠む 弘道館中千樹梅 弘道館の中には数えきれないほど多くの梅の樹がある 清香馥郁十分開 清らかな良い香を漂わせ, 十分に開いている 好文豈謂無威武 梅(好文)に天下を威圧する力がないなどと言えるだろうか, 雪裏占春天下魁 言えはしない 梅は雪の中で春を魁て開くのだから</p>	

## ■樹木（つづき）

13	正庁玄関前のお手植えの松・左近の桜	弘道館の平面図や鳥瞰図には正庁玄関前に松と桜が描かれており、藩校時代から同じ配置であったことが分かる。左近の桜は、斉昭夫人登美宮吉子が水戸家に降嫁した際に天皇から下賜されたもので、弘道館開設にあたり玄関前に植樹された。現在の左近の桜は3代目で、昭和38年の修理工事完了の記念に宮内庁から苗木を寄贈された。松も3代目。	
----	-------------------	--	---

## ■公園施設等

14	管理事務所	昭和59年(1984)に新設。建設時に現状変更を提出し、番所に外観をならせた。料金所・事務室・会議室・倉庫・資料収蔵庫などの機能がある。	
15	倉庫・作業員詰所	昭和39年(1964)に移築。造園関係の作業員詰所として使用。当初は失業対策事業用として使用された。	
16	売店	弘道館の有料施設内にあり、水戸拓(江戸時代からの伝統的拓本技術)や弘道館関係書籍、土産品などを扱う。 明治10年(1877)に、当時弘道館を管理していた陸軍省の許可を受けた売店が八卦堂脇に設置され入場切符の委託販売を行っていたが、昭和9年(1934)に茨城県の命令で正門付近に移転、昭和37年(1962)に県の命令により現在の位置に移転した。	
17	公衆便所	屋外にテニスコート脇公衆便所(昭和62年〔1987〕竣工)と、管理事務所脇公衆便所(平成10年〔1998〕頃竣工)の2箇所が設置されている。	
18	駐車場	弘道館正門に向かって右側の特別史跡指定地内に普通自動車用駐車場(13台)がある。指定地外にも道路を隔てた向かい側にバス駐車場(5台)がある。ともに無料。	
19	藤棚	昭和38年(1963)設置の木造藤棚	

■公園施設等（つづき）

20	園路	カラーアスファルト舗装, 砕石舗装等	
21	水飲	文館跡の梅林内に 1 箇所ある。現在は破損のため使用していない。	
22	標識類	案内看板, 説明板等	
23	塀・柵類	門扉, 竹柵, 木柵, ネットフェンス, ロープ柵等	
24	照明灯	ハイポール照明	
25	ベンチ	木製, 丸太等	
26	植栽	平成 21 年度に景観形成木等調査を実施しており, 55 種 980 本が確認されている。主な樹種としては, ウメ (630 本) 以外に, マツ (41 本), イチョウ (35 本), モミジ (25 本), サクラ (22 本) 等があげられる。	



## ■鹿島神社に関連する施設等




	名称	概要	備考（写真等）
27	鹿島神社社殿 【水戸市指定建造物】 ※鹿島神社所有	<p>安政4年(1875)、常陸国一宮である鹿島神宮より御分霊を迎え、鹿島神社遷宮式を行い弘道館の本開館式が挙行された。</p> <p>鹿島神社は、明治4年(1869)郷社に列し、水戸城東26ヶ町と茨城郡内の9ヶ村の氏神となり、明治15年(1880)には県社に昇格した。</p> <p>昭和20年(1945)の水戸空襲で焼失し、しばらくは仮殿のままであったが、昭和49年(1974)の第60回伊勢神宮式年遷宮の折、伊勢神宮内宮別宮の旧殿一式が特別譲与され、昭和50年に伊勢神宮独特の「唯一神明造り」の社殿として再建された。</p> <p>平成29年(2017)2月3日に、旧殿一式が移築された全国的にも珍しい事例として、鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣が水戸市指定文化財(建造物)に指定されている。</p> <p>また、神社の宝物として、徳川斉昭が鹿島神社の神剣を模して自作し奉納した太刀があり、水戸市指定文化財(工芸品)に指定されている(茨城県立歴史館寄託)。</p>	  <p>市指定文化財（工芸品） 刀（徳川斉昭作）</p>
28	大鳥居 ※鹿島神社所有	社殿復興10周年記念事業奉賛会により、昭和60年(1985)に建立された石鳥居	
29	社務所 ※鹿島神社所有		
30	御神輿殿・水屋等の関連建造物	※鹿島神社所有	—
31	狛犬等の石造物	※鹿島神社所有	—

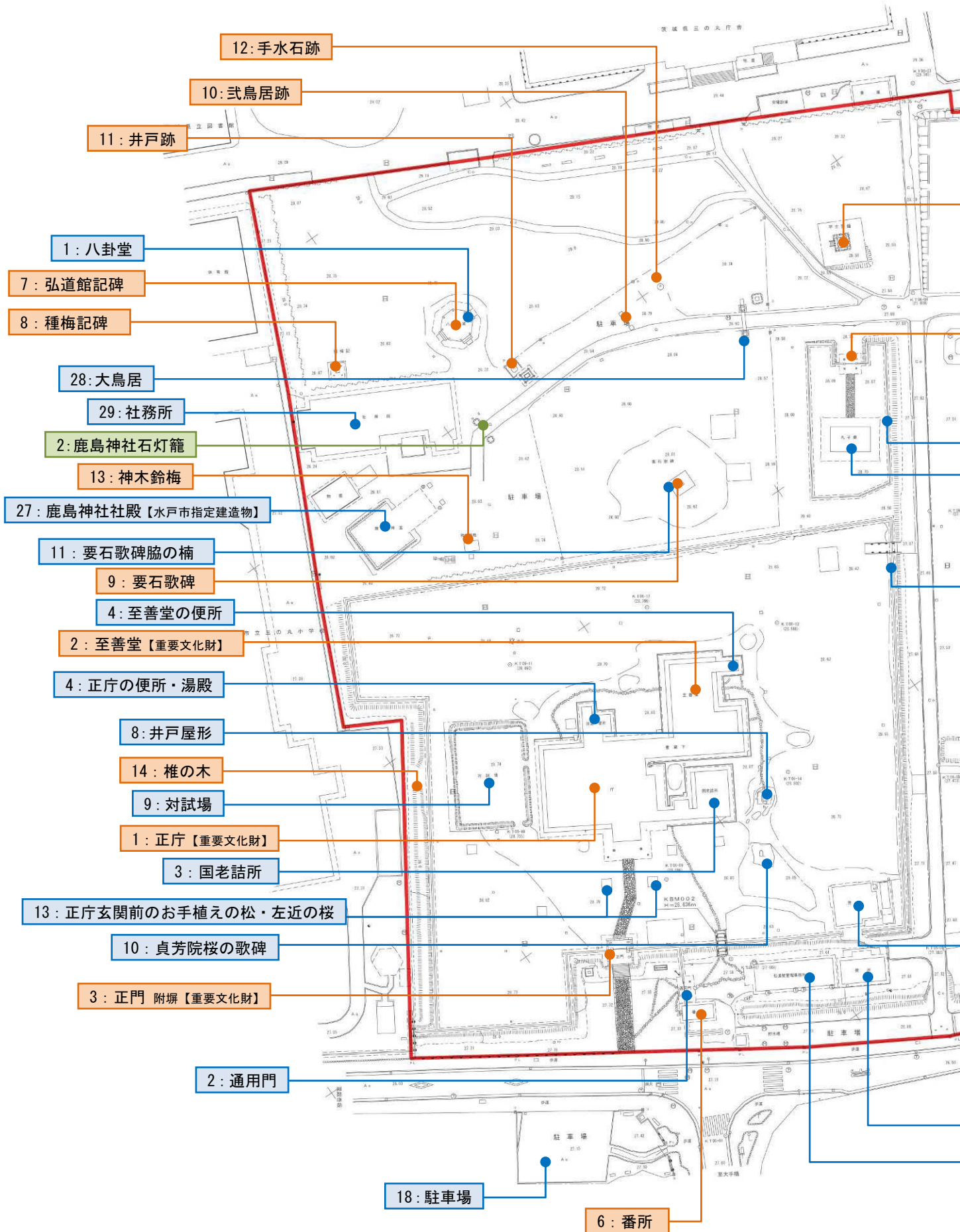
②指定地周辺の主な施設等

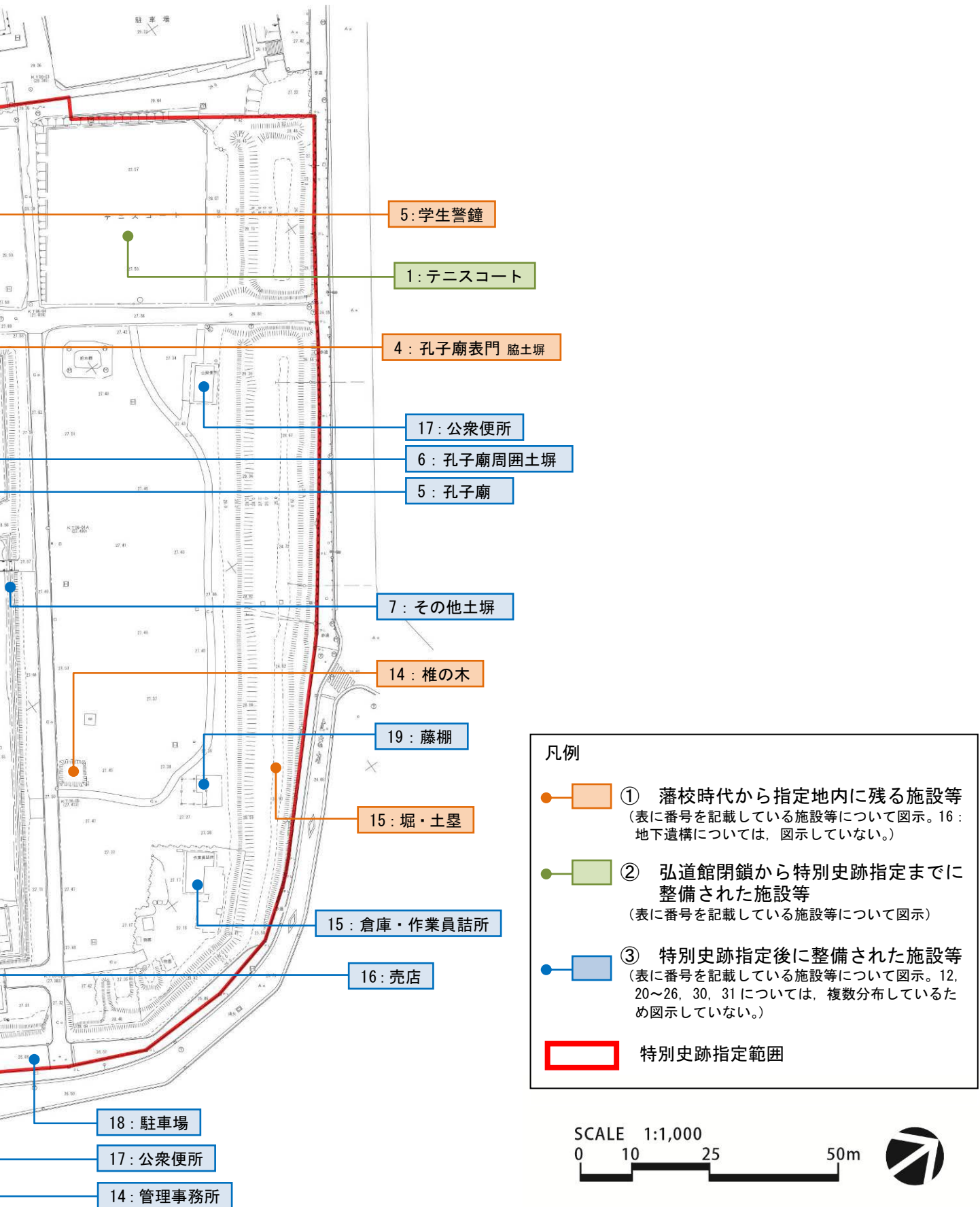
1 「弘道館全図」に示された範囲内の施設等

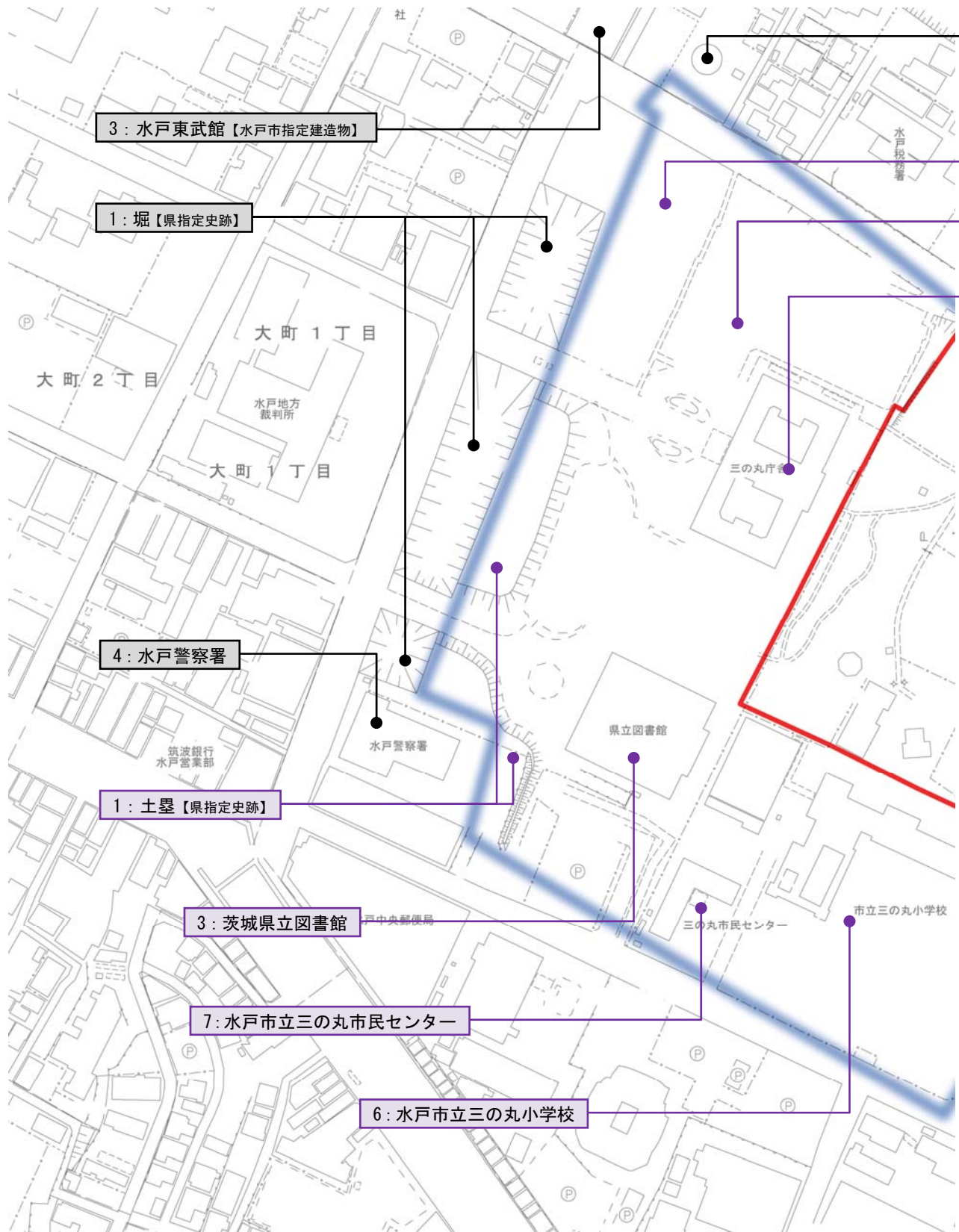
	名称	概要	備考（写真等）
1	土塁 【県指定史跡】	藩校時代の北西面外周部に遺存する土塁の遺構で、北西面の南側半分にあたる範囲が残っている。特に、南側では一部破壊されているものの、クランク状に折れ曲がっていた状態が確認できる。 隣接する堀と、本丸跡、二の丸虎口の土塁と堀とともに、「水戸城跡(塁及び濠)」として県指定史跡となっている。	
2	茨城県三の丸庁舎（旧県庁舎）	藩校時代、軍事練習場として使用されていた調練場跡に位置する歴史的建造物。 昭和5年(1930)に建設された近世ゴシック建築様式の旧県庁本庁舎で、現在は、茨城県三の丸庁舎として使用されている。	
3	茨城県立図書館	藩校時代、軍事練習場として使用されていた調練場跡に位置する県立図書館。 昭和31年(1956)に三の丸(現在の水戸市役所三の丸臨時庁舎付近)に設置され、現在の建物は旧茨城県議会議事堂を改修して平成13年(2001)開館。	
4	三の丸駐車場	藩校時代、軍事練習場として使用されていた調練場跡に位置する有料駐車場。 弘道館駐車場が満車の場合の弘道館来訪者用の駐車場としても使用されている。(駐車可能台数140台[障害者用10台])	
5	水戸市役所三の丸臨時庁舎	藩校時代、軍事練習場として使用されていた調練場跡に位置する水戸市の臨時庁舎。 東日本大震災の影響で水戸市内各地に分散していた市民サービス窓口を集約して市臨時庁舎が平成24年(2012)に開館。	
6	水戸市立三の丸小学校	撃剣場、槍術道場、居合・柔術・名刀等の稽古場が設置されていた武館跡に位置する水戸市立の小学校。 指定避難場所(自宅などが危険な状態で生活ができないときに避難し、寝泊りをする施設)に指定されている。	
7	水戸市三の丸市民センター	天保14年(1843)に開設され、医学の講義の他、製薬や種痘などが行われていた医学館跡に位置する水戸市の市民センター。 指定避難場所(自宅などが危険な状態で生活ができないときに避難し、寝泊りをする施設)に指定されている。	

## 2 「弘道館全図」に示された範囲周辺の施設等

	名称	概要	備考（写真等）
1	堀 【県指定史跡】	<p>藩校時代の北西面外周部に隣接する堀の遺構で、茨城県三の丸庁舎や県立図書館の敷地と道路を結ぶ進入路により3つに分断されている。</p> <p>隣接する土塁と、本丸跡、二の丸虎口の土塁と堀とともに、「水戸城跡(塁及び濠)」として県指定史跡となっている。</p>	
2	水戸市水道低区配水塔 【登録有形文化財（建造物）】	<p>藩校時代の範囲の北側に位置する歴史的建造物。</p> <p>水戸市街の低地部分に給水を行うために昭和7年(1932)に建築された給水塔。設計者は後藤鶴松で、高さ21.6m、直径11.2mの円筒形のコンクリート製。塔の中央にはバルコニー風の回廊、窓に彫られたレリーフ、1階入口の上部にはゴシック風装飾が特徴。平成11年度まで使用された。昭和60年(1985)には近代水道百選に選定されている。</p>	
3	水戸東武館 【水戸市指定建造物】	<p>藩校時代の範囲の北側に位置する歴史的建造物。</p> <p>水戸東武館は、弘道館の剣術指南役であった、小澤寅吉が、弘道館閉館後の明治7年(1874)に創設した道場で、弘道館の建学の精神の一つである「文武不岐」の額を掲げ、弘道館の武芸活動を継承している。</p> <p>水戸空襲により焼失し、昭和28年(1953)に再建された道場の建造物(道場・正門)は水戸市指定文化財(建造物)に、水戸東武館古武道保存会によって伝承される北辰一刀流剣術と新田宮流抜刀術は水戸市指定無形文化財に指定されている。</p>	 <p>写真出典) 水戸東武館ホームページ</p>
4	水戸警察署	<p>藩校時代の範囲の西側に位置する茨城県警の警察署。昭和49年(1974)現庁舎建設。</p> <p>近世には、南見附門があった。</p>	







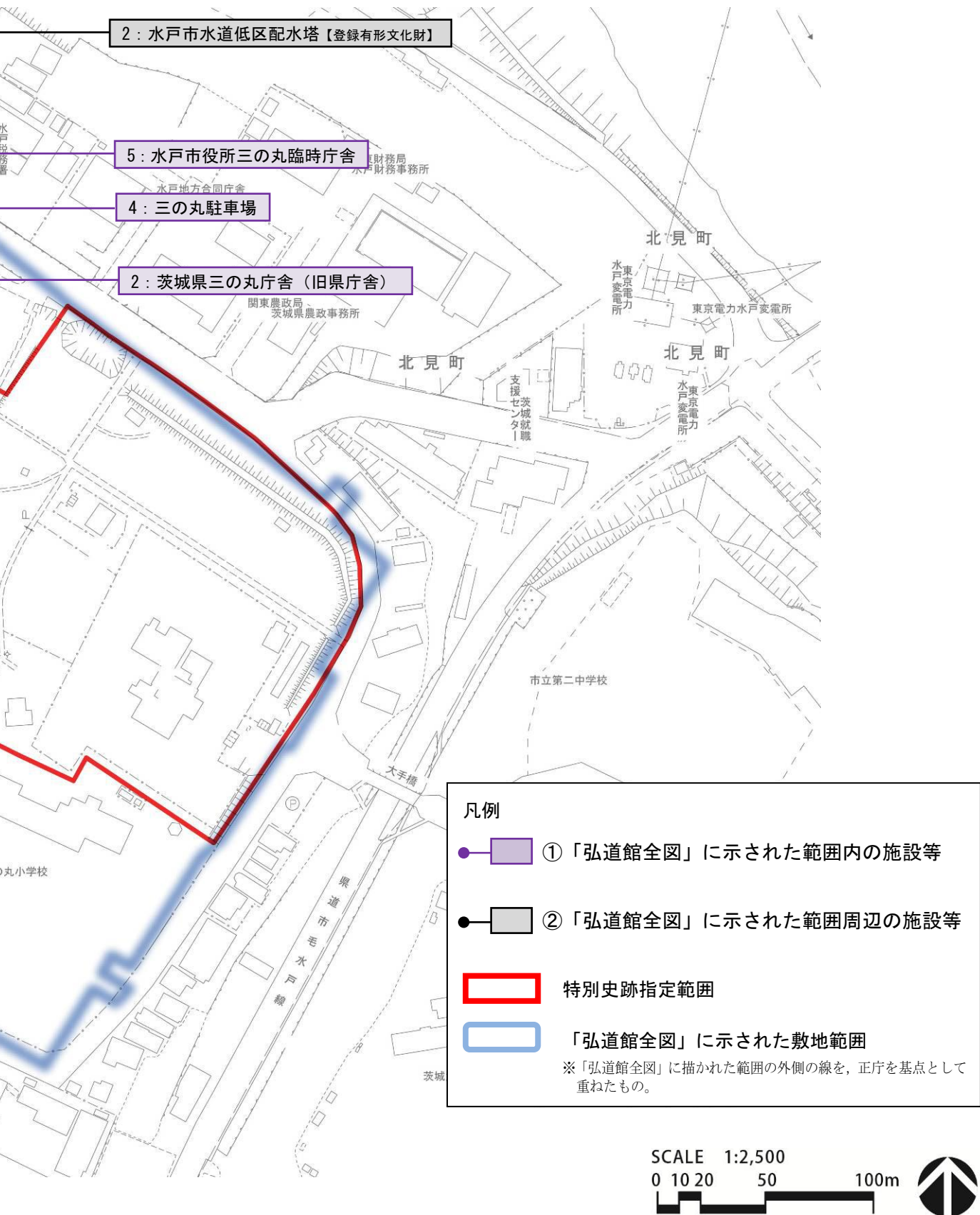


図 2-30 : 指定地周辺の主要施設等の位置図

(2) 公開・活用の状況

①公開状況

弘道館公園区域内は、「有料開放区域」と「無料開放区域」の2つに分けられている。

有料開放区域では、建物の公開と建物内での所蔵資料の展示やイベントなどを行っている。また、区域内では水戸拓（江戸時代からの伝統的拓本技術）や弘道館関係書籍、土産品などを扱う売店が営業している。

無料開放区域及び鹿島神社境内は、終日出入りが可能であるが、孔子廟内及び八卦堂内は通常非公開となっている。

■有料開放区域の概要

開館時間： 午前9時から午後5時まで（2月20日から9月30日まで）

午前9時から午後4時30分まで（10月1日から2月19日まで）

休館日： 12月29日から12月31日まで

入館料：

表 2-6：入館料

一般		団体（20名以上）	
大人	小人	大人	小人
200円	100円	150円	80円

※大人：中学生を除く年齢15歳以上 小人：小学生及び中学生

※以下の該当者は入館料が無料

- ・満70歳以上の方
- ・生活保護を受けている方
- ・障害者手帳をお持ちの方（介護者1名含む）
- ・春、夏、冬休み以外の土曜日に入館する小中高生

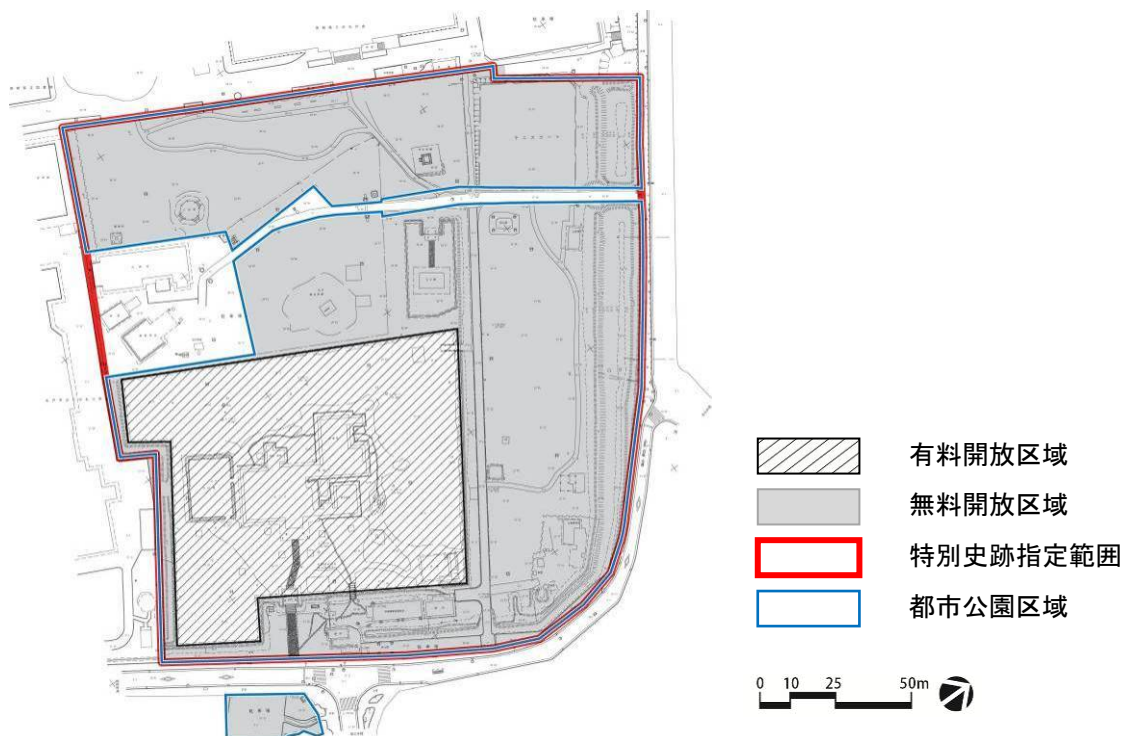


図 2-31：弘道館公園内の有料・無料開放区域図



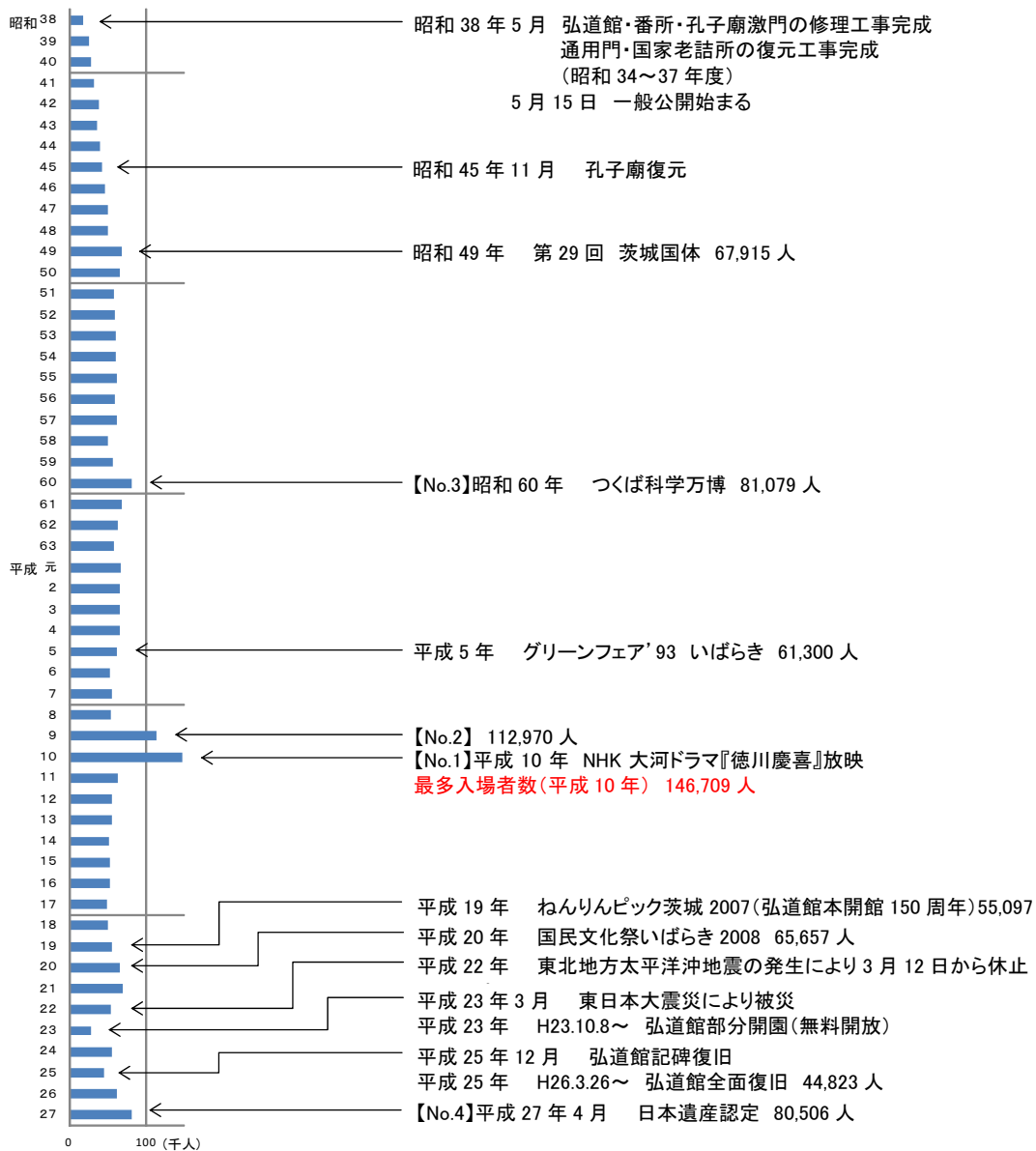
■有料開放区域の利用者数

表 2-7：弘道館 過去の観覧者数（人）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
弘道館	49,821	55,097	65,657	68,423	53,898	27,856	54,293	44,823	61,395	80,506
(対前年度比)	1.02	1.11	1.19	1.04	0.79	0.52	1.95	0.83	1.37	1.31
梅まつり期間	20,580	23,454	22,770	26,369	14,619	15,744	21,786	18,831	19,680	30,355
(対前年度比)	0.88	1.14	0.97	1.16	0.55	1.08	1.38	0.86	1.05	1.54
外国人観覧者	—	—	—	641	863	164	401	216	461	790
(対前年度比)	—	—	—	—	0.95	0.19	2.45	0.54	2.13	1.71

※平成 22 年度は 3 月 11 日までの観覧者数  
 ※平成 23 年度は平成 23 年 10 月 8 日から(弘道館公園部のみ観覧再開の日)  
 ※外国人観覧者数は平成 21 年 4 月からカウント開始  
 ※H23.3.11 東日本大震災で閉館し、H23 年 10 月 8 日～H26 年 3 月 25 日まで庭園部のみ無料開放  
 ※復旧記念無料観覧期間として H26 年 3 月 26 日～H26 年 4 月 6 日まで全館無料

○弘道館 観覧者数の推移（昭和 38 年度～平成 27 年度）



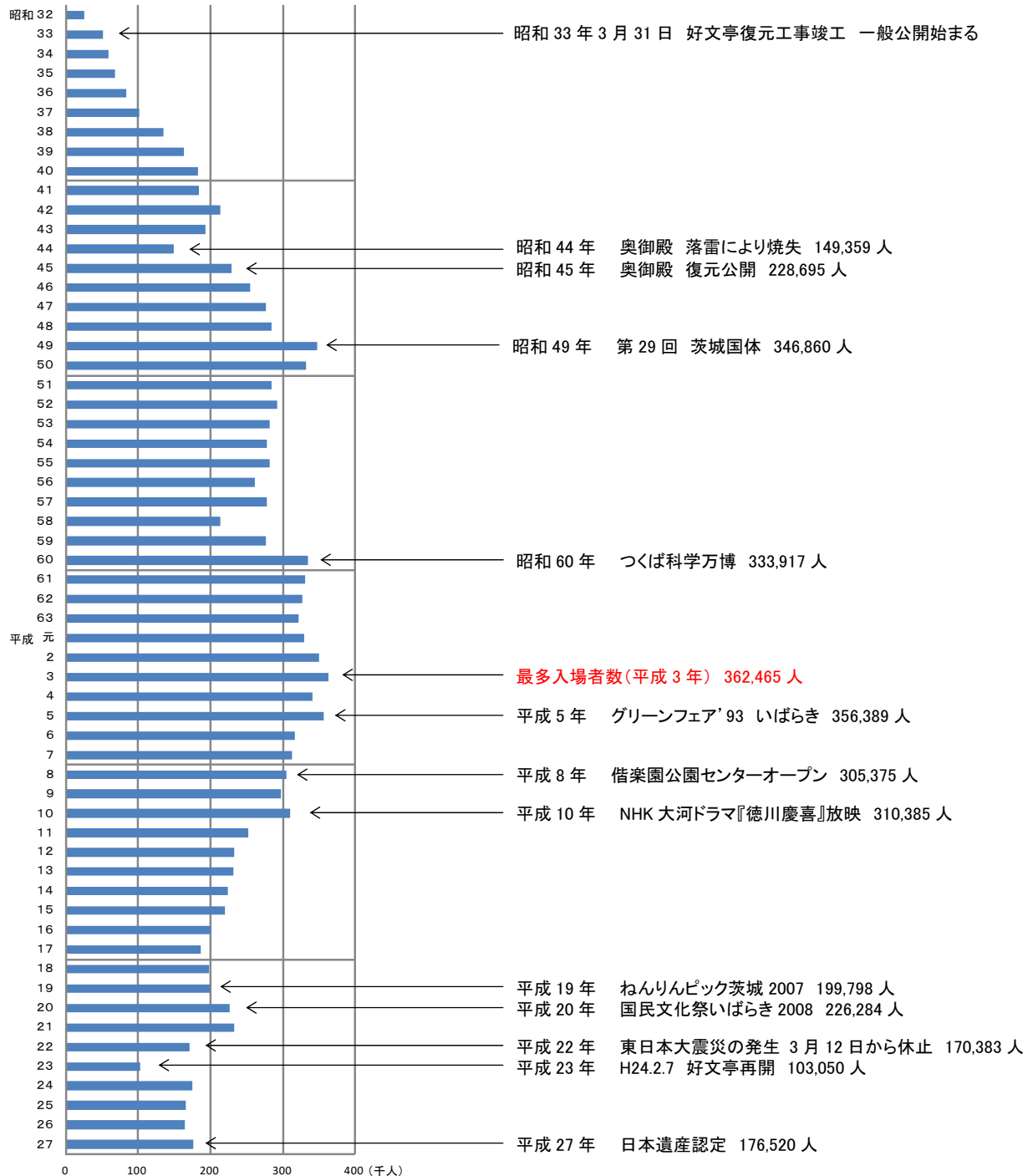
<参考>

表 2-8：偕楽園 過去の観覧者数（人）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
偕楽園 好文亭 (対前年度比)	197,606 1.06	199,798 1.01	226,284 1.13	233,088 1.03	170,383 0.73	103,050 0.60	174,878 1.70	165,319 0.95	164,447 0.99	176,520 1.07
偕楽園 (対前年度比)	1,012,000 0.95	1,078,000 1.07	1,046,000 0.97	1,053,000 1.01	518,000 0.49	558,983 1.08	1,039,567 1.86	978,330 0.94	977,017 1.00	995,347 1.02

※H22年度は東日本大震災により3月11日までの観覧者数  
 ※H23年度はH24年2月7日(好文亭再開日)からの観覧者数

○偕楽園 好文亭観覧者数の推移（昭和32年度～平成27年度）



## ②活用状況

弘道館で近年に実施した主なイベント等は以下の表のとおり。

弘道館では、特に震災復旧後の平成 26 年度から、弘道館の仮開館・本開館など記念日に合わせたイベントや所蔵書物の曝書<sup>ばくしょ</sup>など弘道館で実際に行われていた行事に因むイベント、和算・論語の授業体験など体験型のイベントを実施している。

その他、定期的なイベントとして、市民団体の「偕楽園公園を愛する市民の会」による「弘道館 親と子の論語塾」（平成 21 年 8 月 1 日から毎月第 1 土曜日に主に至善堂で開催）があり、また、水戸の梅まつり期間中には正門の開放やライトアップ、夜間の夜・梅・祭、和楽演奏や公開講座等のイベントを実施している。

表 2-9：弘道館で近年に実施した主なイベント等

年度	内容	主催者	備考
平成 16	正門開放	弘道館	約 20 年ぶりに実施 3 月 5～6 日
平成 17	水戸の梅まつり関連イベント (正門開放等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3 月 11～12 日
平成 18	夏休み子どもクイズラリー in 弘道館 (第 1 回)	弘道館	8 月 6 日
	ライトアップ及び「弘道館の 1 日」上映会	弘道館	10 月 6～12 日
	水戸の梅まつり関連イベント (正門開放、武道演武、琵琶演奏、詩吟、公開講座、拓本体験等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3 月 4、10～11 日
平成 19	夏休み子どもクイズラリー in 弘道館 (第 2 回)	弘道館	8 月 5 日
	弘道館本開館 150 周年記念講演会	弘道館	10 月 26 日
	正門ライトアップ	弘道館	年末年始 梅まつり期間
	正門開放	弘道館	梅まつり期間土日祝日
	水戸の梅まつり関連イベント (琴・尺八・琵琶演奏、武道演武、詩吟、公開講座、拓本体験等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3 月 2、8、9、15 日
平成 20	弘道館夏休み子どもスタンプラリー (第 3 回)	弘道館	8 月 3 日
	「特別企画展」斉昭の心～弘道館と偕楽園	弘道館	10 月 11 日～11 月 24 日
	歴史散策スランプリ	歴史館・偕楽園・弘道館共催	10 月 11 日～11 月 24 日
	第 23 回国民文化祭・いばらき 2008 「茶会」	第 23 回国民文化祭 水戸市実行委員会事務局	11 月 2～3 日
	正門ライトアップ	弘道館	年末年始 梅まつり期間
	正門開放	弘道館	梅まつり期間土日祝日
	水戸の梅まつり関連イベント (琴・尺八・琵琶演奏、武道演武、詩吟、公開講座、拓本体験等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3 月 8、15、22 日
平成 21	八卦堂特別公開	弘道館	7 月 25 日～8 月 9 日
	弘道館・親と子の論語塾	偕楽園公園を愛する市民の会	8 月 1 日、9 月 5 日、 10 月 3 日、11 月 7 日
	八卦堂、孔子廟特別公開	弘道館	11 月 21～24 日
	正門ライトアップ	弘道館	年末年始 梅まつり期間
	正門開放	弘道館	梅まつり期間土日祝日
	水戸の梅まつり関連イベント (琴・尺八・琵琶演奏、武道演武、空手少年演武、田谷の棒術、詩吟、公開講座、拓本体験等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3 月 6、7、13、14 日
	八卦堂特別公開	弘道館	3 月 16～20 日

年度	内容	主催者	備考
平成22	弘道館・親と子の論語塾	偕楽園公園を愛する市民の会	毎月第1土曜日
	弘道館開館の日(8月1日)記念企画展「古写真でたどる古(いにしえ)の弘道館と水戸城」	弘道館	7月24日～8月8日
	テーマ展示「慶喜と弘道館」	弘道館, 松戸市戸定歴史館連携企画	10月9日～12月26日
	正門ライトアップ	弘道館	年末年始, 梅まつり期間
	正門開放	弘道館	梅まつり期間土日祝日
	水戸の梅まつり関連イベント (琴・尺八・琵琶演奏, 武道演武, 田谷の棒術, 詩吟, 公開講座, 拓本体験, いけばな展示等)	水戸の梅まつり実行委員会 弘道館共催	3月5, 6, 12, 13, 27日
平成23	第10回全国藩校サミット in 水戸	第10回全国藩校サミット in 水戸実行委員会	2月18～19日
	水戸の梅まつり関連イベント (武道演武, 田谷の棒術, 詩吟, 拓本体験等)	水戸の梅まつり実行委員会・弘道館共催	3月3～4日, 10～11日
平成24	弘道館「孔子廟」特別公開	弘道館	3月9～10日, 16～17日
平成25	弘道館復旧記念 弘道館無料公開及び八卦堂・孔子廟特別公開	弘道館	3月27日～4月6日
平成26	弘道館・親と子の論語塾	偕楽園公園を愛する市民の会	毎月第1土曜日
	弘道館仮開館の日記念講演	弘道館	8月1日
	和算・論語の授業体験	弘道館	8月9日
	弘道館記を読み・書き・深める	弘道館	8月23日
	八卦堂・孔子廟特別公開	弘道館	3月7～8日, 14～15日
	正門ライトアップ	弘道館	3月14日
平成27	水戸の梅まつり関連イベント(和楽演奏, 公開講座等)	水戸の梅まつり実行委員会・弘道館共催	3月5, 6, 12, 13, 27日
	日本遺産認定記念 弘道館本開館の日イベント(正門開放, 鳥瞰図・弘道館開館式祝詞公開, 八卦堂・孔子廟特別公開)	弘道館	5月9～10日
	日本遺産認定記念パネル展	弘道館	7月17日～8月31日
	弘道館記の書写体験	弘道館	7月25日, 8月29日
	親と子の論語塾特別体験	弘道館	8月1日
	和算・論語の授業体験	弘道館	8月2日
	水戸街なか企画「Re MITO 100」 ハートで見る弘道館模様に込められたひみつ	弘道館(水戸芸術館開館25周年記念事業関連イベント)	9月12日
	所蔵書物の曝書・展示解説	弘道館	10月24～28日
平成28	孔子廟の特別公開(積奠の模様の紹介)	弘道館	11月1日
	弘道館講座(医学館)	弘道館	12月5日
	弘道館本開館の日イベント(弘道館開館式祝詞・鳥瞰図特別公開・孔子廟, 八卦堂特別公開)	弘道館	5月9日
	「麗澤」の特別公開	弘道館	5月16～22日, 10月1～2日
	弘道館仮開館175周年記念パネル展	弘道館	7月23日～9月19日
	和算・論語の授業体験	弘道館	7月30日
	弘道館仮開館175周年記念講座	弘道館	8月1日
	絵図で歩こう弘道館と水戸城(周辺散策イベント)	弘道館	8月7日
	弘道館記の書写体験	弘道館	9月17日
	「医学館についてのパネル展・薬草の展示」 「弘道館医学館と水戸藩の薬草」(公開講座, パネルディスカッション)	弘道館, 水戸市植物公園・小石川後楽園共催(江戸と水戸の交流事業)	10月1日～11月6日 10月9日
	所蔵書物の曝書・版木の展示	弘道館	10月21～23日
	孔子廟の特別公開・積奠の模様の紹介	弘道館	11月1日
健康落語 in 弘道館～笑って学べる歴史と薬草～	弘道館, 民間企業共催	11月6日	
水戸の梅まつり関連イベント(正門開放, 八卦堂・孔子廟特別公開, 吟詠・武道演武等)	水戸の梅まつり実行委員会・弘道館共催	3月4, 5, 11, 12日	
襖絵タイムカプセル～未来につながる好文亭への思い(偕楽園好文亭襖絵修復に係る墨絵と書のワークショップ)	弘道館・東京藝術大学(後援)	3月25, 26日	

### (3) 法規制の状況

「旧弘道館」に関わる主な法規制等として、文化財保護法に関連するもの以外では、以下のものがあげられる。

表 2-10：主な法規制等

根拠法令（条例）		指定区域名（指定名称）
①	都市計画法	第一種中高層住居専用地域
		準防火区域
		風致地区（三の丸風致地区）
②	都市公園法（茨城県都市公園条例）	都市公園（弘道館公園）
③	自然公園法（茨城県立自然公園条例）	県立自然公園（水戸県立自然公園）
④	屋外広告物法（水戸市屋外広告物条例）	第1種禁止地域，屋外広告物特別規制地区
⑤	景観法（水戸市都市景観条例）	※市内全域が対象

#### ①都市計画法

指定史跡指定範囲の都市計画の指定内容は、以下のとおり。

用途地域：第一種中高層住居専用地域

その他指定：準防火区域

風致地区（三の丸風致地区）

特別史跡指定範囲及び東側の 46.9ha は、「三の丸風致地区」に指定されており、水戸市の風致地区内における都市の風致の維持に関する方針（風致保全方針）では、地区の維持・保全すべき景観として以下の景観をあげている。

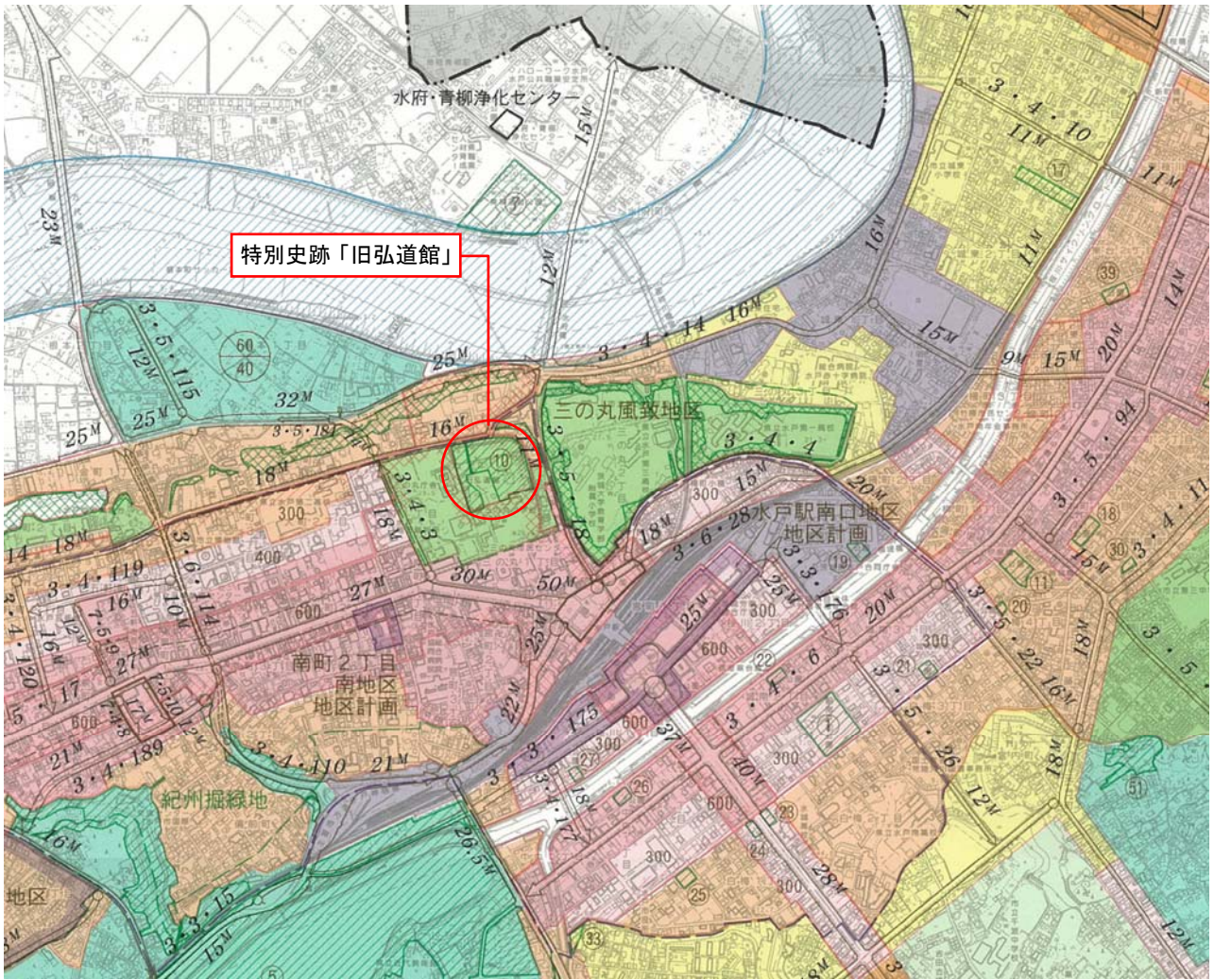
#### <三の丸風致地区の維持・保全すべき景観>

- ・水戸城跡や「旧弘道館」をはじめとした歴史的資源と調和した景観
- ・斜面地及び一団の斜面樹林地と調和した景観

また、風致地区内の建築行為等については、「水戸市風致地区条例」に基づく許可が必要となり、周辺風致との調和を図ることや風致の維持に必要な植栽等が許可要件となっている。

表 2-11：風致地区内の主な規制内容

項目	内容
建築物の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建ぺい率：40%以下</li> <li>・建物の外壁等の敷地境界からの距離：道路から 2m 以上，隣地から 1m 以上</li> <li>・高さ：15m 以下</li> <li>・色彩：彩度 6 以下，明度 8 以下（彩度が 1 を超える有彩色に限る）</li> <li>・敷地の緑化率 10%以上であること</li> </ul>
宅地の造成，土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 2m を超える切土又は盛土を伴わないこと（1ha を超える場合）</li> <li>・宅地造成等に係る土地の緑化率 10%以上であること</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築行為，宅地の造成を行うための必要最小限の伐採</li> </ul>



凡 例	
	都市計画区域(行政区域)
	市街化区域
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	駐車場整備地区
	都 道
	自動車専用道路
	市 公 園
	施 緑 地
	設 河 川
	そ の 他
	第1種市街地再開発事業区域・高度利用地区等
	地 区 計 画 等
	特別用途地区

凡 例			
用 途 地 域	建ぺい率 (%)	容 積 率 (%)	高 度 地 区
	40 図示の区域50 図示の区域40	80 図示の区域100 図示の区域60	—
	60 図示の区域40	200 図示の区域100	第2種高度地区
	60	200	第2種高度地区
	60	200	第2種高度地区(※)
	60 図示の区域300	200	第3種高度地区(※)
	60	200	第3種高度地区(※)
	80	200 図示の区域300 図示の区域400	第4種高度地区(※)
	80	400 図示の区域300 図示の区域600	第5種高度地区(※)
	60	200	第6種高度地区(※)
	60	200	第3種高度地区

備 考  
 1. ※…別図に示す区域を除く  
 2. 高度地区が適用されない地区…第一種低層住居専用地域、高度利用地区、風致地区、地区計画区域(建築物の高さの最高限度が定められている地区に限る)

SCALE 1:20,000

0 250 500 1,000m



図 2-32 : 都市計画図

## ②都市公園法（茨城県都市公園条例）

都市公園（特殊公園〔歴史公園〕）である「弘道館公園」は、3.2haを公園区域とし、都市公園法が適用される他、都市公園法に基づく「茨城県都市公園条例」及び「茨城県都市公園管理規則」により、有料公園の施設開園日や開園時間、使用料金額が定められている。

## ③自然公園法（茨城県立自然公園条例）

特別史跡指定地は、昭和26年（1951）に指定された「水戸県立自然公園」（300ha）の範囲に含まれている。「水戸県立自然公園」では特別地域の指定が無いため、「普通地域」となり、地域内での以下の行為については、知事に届出を行う必要がある。

### ＜普通地域内で届出が必要な行為＞

- ・ 工作物の新築、改築又は増築（一定規模を超えるもの）
- ・ 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量の増減を及ぼさせる行為
- ・ 広告物等の掲出、設置又は工作物等への表示
- ・ 水面の埋立て又は干拓
- ・ 鉱物の掘採又は土石の採取
- ・ 土地の形状変更

※許可、又は届出を要する行為で、公園事業として行う行為、その他通常の実務行為として行う軽易なものは、許可、又は届出を要しない場合がある。

## ④屋外広告物法（水戸市屋外広告物条例）

水戸市では、平成22年（2010）に「水戸市屋外広告物条例」を制定している。弘道館周辺については、第1種禁止地域に区分され、屋外広告物の表示が最小限必要なものに限られている。さらには、良好な景観の形成と風致の維持のため、屋外広告物特別規制地区に指定され、屋上利用広告物等の設置の禁止や、色彩等が制限されている。

## ⑤景観法（水戸市都市景観条例）

水戸市では、平成20年（2008）に「水戸市景観計画」を定め、市内全域を「景観計画区域」に指定している。弘道館周辺は、当計画において、重点的に景観形成を図る地区に位置付けられており、水戸の歴史と文化が感じられる景観の形成を目指すこととしている。

景観法及び「水戸市都市景観条例」に基づき、景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等については、事前に届出が必要となり、景観計画に定められた大規模建築物等の景観形成基準への適合が求められている。

(4) 上位・関連計画等

「旧弘道館」に関わる主な上位・関連計画としては、以下のものがあげられる（各計画等の概要は巻末の資料編参照）。

「旧弘道館」は、茨城県総合計画で、歴史資源と観光資源に位置付けられており、都市公園でもあることから、県の総合計画に加えて、まちづくりの視点（都市計画マスタープラン）、観光の視点（観光振興基本計画）での役割を踏まえる必要がある。

また、水戸市策定のまちづくりや景観に関する諸計画を踏まえるとともに、「旧弘道館」周辺地域の計画とも相互調整を図る必要がある。

表 2-12：主な上位・関連計画等

	計画名称	策定・改正年	策定者	計画期間
上位計画	① 茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」	平成 28 年	茨城県	～平成 32 年度
	② 茨城県まち・ひと・しごと創生 総合戦略	平成 27 年	茨城県	～平成 31 年度
	③ 茨城県都市計画マスタープラン	平成 21 年	茨城県	～平成 37 年度
	④ 茨城県観光振興基本計画	平成 28 年	茨城県	～平成 32 年度
関連計画	⑤ 水戸市第 6 次総合計画－みと魁プラン－	平成 26 年度	水戸市	～平成 35 年度
	⑥ 水戸市都市計画マスタープラン（第 2 次）	平成 27 年度	水戸市	～平成 35 年度
	⑦ 水戸市景観計画	平成 20 年度	水戸市	—
	⑧ 水戸市観光基本計画（第 3 次）	平成 27 年度	水戸市	～平成 35 年度
	⑨ 水戸市歴史的風致維持向上計画	平成 21 年度策定 平成 24 年度改正	水戸市	～平成 30 年度
	⑩ 弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり基本構想	平成 26 年度	水戸市	—
	⑪ （仮称）水戸市バリアフリー基本構想	平成 29 年度予定	水戸市	～平成 40 年度予定

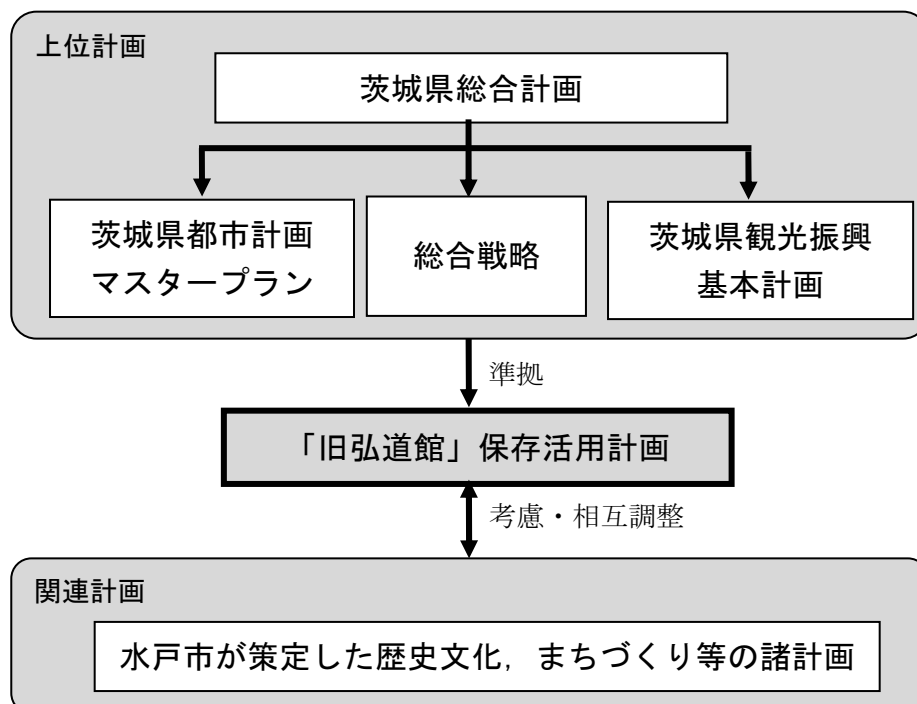


図 2-33：「旧弘道館」保存活用計画の位置付け



## ①上位・関連計画における「旧弘道館」の位置付け

## ア) 総合計画における位置付け

茨城県の県政運営の指針を示した総合計画では、「旧弘道館」は、歴史資源と観光資源、地域資源として位置付けられており、各側面から以下の役割が求められている。

## ＜歴史資源として求められる役割＞

- ・県ゆかりの先人の功績等の紹介や、県の歴史に関する調査研究等を進め、成果を展示・公開する。
- ・文化財などの情報を広く県民に周知し、地域住民がその価値を再認識・共有・保護する。
- ・地域の歴史・文化資源を活用し、まちづくり団体や大学等と連携した事業を展開する。

## ＜観光資源として求められる役割＞

- ・観光客の受入体制の充実を図り何度でも訪れたい観光地をつくるため、接客サービスの向上や観光ボランティアガイド等の人材育成などに取組む。
- ・魅力ある観光拠点づくりの一環として、歴史的・文化的資産の保全・活用を図る。
- ・東京オリンピック・パラリンピックや茨城国体を契機に国内外との交流を促進する。

## ＜地域資源として求められる役割＞

- ・歴史や文化、自然環境等の地域特性に応じた良好な景観の形成を促進する。
- ・地域の魅力を高めるため、地域資源を活かしたまちづくりを進める。

## イ) まちづくりにおける位置付け

県の都市計画マスタープランを受けて策定された「水戸市都市計画マスタープラン」では、「弘道館・水戸城跡周辺地区」を「水戸ならではの風格ある歴史的景観の保全・形成を図る」地区として位置付けており、「旧弘道館」は地域の歴史的景観の形成に寄与することが求められている。

## ＜弘道館・水戸城跡周辺地区のまちづくりの方向性＞

- ・近世日本の重要な教育資産である弘道館の世界遺産登録に向けた取組みを推進しながら、水戸城歴史的建造物である二の丸角櫓や大手門等の復元に取り組むとともに、歴史を感じられる町並みや道路景観の整備等を進め、水戸の顔にふさわしい歴史的資源を生かしたまちづくりを推進し、多くの人々をひきつける魅力のある拠点の形成を図る。

## ウ) 観光資源としての位置付け

茨城県内の観光振興を図るために策定された「茨城県観光振興基本計画」では、日本遺産に認定された「旧弘道館」は、偕楽園とともに県観光の魅力のシンボルとして位置付けられており、国内外に向けた情報発信の強化や周辺観光資源と連携した誘客促進を図っていくことが求められている。

## ＜茨城県観光の魅力のシンボルとしての取組み＞

- ・海外からの旅行者に対して、弘道館、偕楽園などの歴史的建造物・公園等を県観光の魅力のシンボルとして重点的に情報発信する。
- ・弘道館や偕楽園などと周辺の観光資源を組み合わせ、首都圏等からの誘客を促進する。
- ・弘道館や偕楽園周辺の歴史的町並みの整備により観光拠点としての磨き上げを推進する。

## ②「旧弘道館」に関するその他の取組み等

その他、「旧弘道館」に関する取組みとして、以下のものがあげられる。

### ア) 都市公園としての役割

弘道館公園の都市公園としての位置付けについての上位・関連計画は無いが、「都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である（都市公園法運用指針）」という都市公園の役割についても考慮する必要がある。

また、弘道館公園は、避難場所（大規模火災による火災や津波から一時的に身を守る場所。「広域避難場所」と「緊急避難場所」が指定されている）に指定されていないが、隣接する避難所に指定されている施設（水戸市立三の丸小学校、水戸市三の丸市民センター）との連携や周辺住民の災害時の一時的な避難等についても、必要に応じて考慮する必要がある。

### イ) 日本遺産としての取組み

平成 27 年（2015）4 月に「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、足利市（栃木県）、備前市（岡山県）、日田市（大分県）の関連する文化財等と共に日本遺産に認定されたため、今後は、日本遺産としての広域的な取組みも考えていく必要がある。日本遺産に関係した取組みは、平成 27 年 6 月に観光庁がまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」の中でも取上げられており、「地域創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興」のために、「テーマ別観光に取組む地域のネットワーク化による新たな旅行需要の掘り起こし」の取組みの一つとして、また、「外国人ビジネス客等の積極的な取組み、質の高い観光交流」のために、「文化資源、歴史的遺産の観光への活用による質の高い観光交流の促進」のために、国内外に戦略的に発信して強化していくことがうたわれており、今後もさらに増加が予想される海外からの来訪者に対する対応、取組みも考えていく必要がある。

### ウ) 世界遺産登録に向けた取組み

また、平成 19 年（2007）には「旧弘道館」を構成資産に含む「水戸藩の学問・教育遺産群」を世界遺産暫定一覧表（暫定リスト）記載資産候補として、茨城県と水戸市が共同で文化庁に提案している。審議結果で、暫定リスト記載は見送られたが、「学問・教育」という主題が評価され、現在は足利市（足利学校）・備前市（閑谷学校）・日田市（咸宜園）と水戸市（弘道館・偕楽園）が連携し、引き続き世界文化遺産の登録を目指した取組みを進めている。このような取組みを考慮しつつ、関係者と協議・調整を図っていく必要がある。

## 第3章 本質的価値

### 1. 弘道館の特徴

弘道館の概要及び歴史的変遷を踏まえ、弘道館の特徴を以下に整理する。

#### ①国内最大級の近世の教育施設

- ・弘道館は、天保12年(1841)に仮開館し、安政4年(1857)5月9日に本開館した藩校であり、開館時期は全国の諸藩のなかではかなり遅い方であるが、その規模は、軍事に重点がおかれつつあった幕末を反映して調練場、砲場や馬場など武芸施設を充実させたことにより国内最大級の藩校敷地であった。

#### ②「弘道館記」に記された建学精神

- ・藩校弘道館の建学精神は、設立前に徳川斉昭の名で公表した「弘道館記」に示されている。それには、神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の5つが重要綱目として立てられ、現実の社会生活や政治に有用な学問と武芸の修得を基本とすべきことが明示されている。

#### ③建学精神に基づく教育の展開

- ・弘道館では、学問・事業一致及び治教一致の理念に基づき、藩の重職らが学館運営を統轄し、教授も藩士が職務を兼ねることになっていた。また、文武課業法を導入して藩士子弟の一層の向上を図ろうとし、藩学出席強制日数を設定し、それに試験や賞罰規定を加え、継続的に資質向上を図るシステムになっていた。
- ・水戸藩では郷校で郷医研修を行っていたが、新たにその中心機関として弘道館に医学館が設置された。医学館では、徳川斉昭が「賛天堂記」に示した、医学館から日本のあるべき医学・医療体制を発信したいという大きな抱負に基づき、医学、製薬の教育、研究が行われた。その内容は多岐にわたるものであり、実践のための治療所や養牛場、薬草園などの様々な施設が整えられていた。後に種痘の実施など、医療政策の中心的役割も担うことになった。医学は、特に文化・文政以後盛んに全国の藩校の学科目として編入されたが、弘道館の医学館は、規模や機能的な面で斬新なものであり、その位置も構内南側の中央部に配しており、重要な位置付けであったといえる。

#### ④建学精神に基づく敷地構成

- ・弘道館の敷地は、土塁や塀等の境界施設によって6区画に分割することができ、学校御殿を挟んで文館と武館の並ぶ配置は文武一致の、また敷地中央の聖域は神儒一致の、それぞれ創設者徳川斉昭が掲げた建学精神を示していると考えられ、「弘道館記」の精神を建物の配置の上にも表現しようとしたことがうかがえる。
- ・聖域には、建学精神を刻んだ弘道館記碑を納めた八卦堂を弘道館の敷地全体の中央に配置し、神儒一致を示す鹿島神社と孔子廟が併置されている。学神として孔子を奉祀することが多かった当時の藩校のなかで、藩校内に神社を併置したことは弘道館の特徴のひとつとなっている。また、孔子廟は孔子の出生地曲阜の方角である北西向きに、鹿島神社は鹿島にある本社鹿島神宮と同じ北向きに配していると考えられるなど、建物の方角も重要な意味を持っており、敷地中央の聖域は、弘道館のなかでも最も重要な区画として位置付けられる。

## ⑤近世の藩校の代表例

- ・天保から安政にかけて全国に広まった水戸の学問の影響により、他藩から多くの遊学者が水戸を訪れた。そして、弘道館の独特の教育方針の影響を受け、藩校運営の見本とした藩もあった。また、水戸藩で編纂された書物は、多くの藩校で教科書として用いられており、水戸藩の教育は全国の諸藩の教育にも影響を与えていた。
- ・藩校は、近世前期の儒学中心の藩校から時代の要請を経て徐々に変化していき、近世後期には実学の発展や西洋文化の導入等により、近代学校へと発展していった。弘道館は、国内最大の敷地面積を持つだけでなく、施設の種類・職制ともに充実していた近世後期の藩校の代表的な存在であった。

## ⑥借楽園と一体となった六芸実践の場

- ・弘道館の仮開館の1年後、天保13年（1842）に開園した借楽園は、「一張一弛」の考え方を中心におき、弘道館での「一張」と借楽園での「一弛」は不即不離の関係にあった。弘道館は、修業の暇に休養する施設である借楽園と一体となり六芸（礼〔儀礼〕・楽〔音楽〕・射〔弓術〕・御〔馬術〕・書〔習字〕・数〔算数〕）の実践の場として関連性が高い施設である。

## ⑦藩政争の舞台

- ・弘道館の開館以降、水戸藩内の政治上の対立が激化して、弘道館内にもその対立が持ち込まれ、明治元年（1868）10月、幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いが起こった。この戦いで構内に立ち並ぶ文館、武館、医学館、天文台など施設の大半が焼失した。正門や正庁の柱には、弘道館の戦いで受けた弾痕が現在でも確認できる。

## ⑧茨城県の政治・行政の中心地

- ・弘道館は、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って翌5年1月29日に正庁、至善堂に茨城県庁が置かれた後、8月3日の「学制」発布で藩校としての役割を終え、12月8日に閉鎖された。以降、県庁舎が現在の笠原町へ移転される平成11年（1999）までの約130年間、弘道館跡地は茨城県の政治・行政の中心地であった。
- ・陸軍省が直轄していた明治初期に、弘道館跡地は内務省の直轄に所管替えをし、半分を県庁敷地として県庁舎を新設し、半分を公園敷地として確保した。公園敷地は、藩校弘道館の跡地を名勝として永く公園として保存したいという市民の切望を受け、荒れ果てていた正庁その他の施設の修理や園地の整備を行い、明治18年（1885）に公園（「水戸第二公園」）として開園式が行われた。
- ・弘道館跡地内に県庁舎が新設された後、正庁、至善堂は様々な教育施設の役割を担ったほか、公会堂的な施設として市民の各種集会や会合、「水戸学」関係の研究・教育団体に利用された。

## ⑨弘道館に関する多くの史資料や調査・研究

- ・藩校時代の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した『水戸弘道館雑誌』、『水戸弘道館大観』などの文献等、藩校時代の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・弘道館は、明治・大正時代から多くの人々の調査・研究対象となり、郷土史関係だけでなく、水戸藩全体も含めた近世の学問や教育をテーマとした数多くの研究成果がまとめられ、現在も人々の研究対象となっている。また、近年においても、文化財としての価値を保存・活用していくための調査が実施されている。

## ⑩史跡・都市公園としての保存と活用

- ・弘道館跡地は、大正 11 年（1922）に史跡指定を受けた後、昭和 20 年（1945）の水戸空襲により八卦堂、孔子廟、鹿島神社が焼失したものの、昭和 32 年（1957）には茨城県都市公園条例により都市公園に指定された。そして、昭和 27 年（1952）に「旧弘道館」として特別史跡指定を受けた。
- ・特別史跡指定地内には、水戸空襲の際に市民の消火活動により焼失を免れた正庁のほか、至善堂、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑が現在でも残っている。また、指定地周辺には、西側に藩校時代の弘道館の領域を示す堀や土塁が残るほか、茨城県の政治・行政の中心地であった当時の建造物である茨城県三の丸庁舎（旧県庁舎）などがそれぞれの時代の物証として残っている。
- ・特別史跡指定後は、指定地内の様々な建造物の修復または復元などが実施されている。昭和 28 年（1953）八卦堂の復元、同 34 年（1959）正門の解体修理、同 38 年（1963）正庁、至善堂などの修理及び国老詰所、通用門、土塀などの復元、昭和 45 年（1970）孔子廟が復元され、同 49 年（1974）には鹿島神社社殿も伊勢神宮内宮別宮旧殿の特別譲与により翌年に竣工している。特に八卦堂の復元は、同じく昭和 20 年（1945）の水戸空襲で焼失し昭和 30 年（1955）から 3 年かけて復元された偕楽園の好文亭よりも早い時期に復元されており、重要な施設として認識されていたことがうかがえる。
- ・平成 23 年（2011）の東日本大震災により、特別史跡指定地内の建造物の多くが甚大な被害を受けたが、復旧工事が行われ、平成 26 年（2014）3 月に全面復旧した。そして、平成 27 年（2015）には、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、足利市、備前市、日田市や水戸市内の教育遺産とともに日本遺産に認定された。
- ・現在、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施しているほか、八卦堂、孔子廟の特別公開や、市民団体による「弘道館 親と子の論語塾」等の定期的なイベントを実施し、また弘道館事務所の企画として江戸時代の授業体験や書写体験など体験型のイベントに力を注ぎ、水戸市民をはじめ多くの人々に利用されている。

## 2. 「旧弘道館」の本質的価値

「旧弘道館」の藩校創建後から現在までの土地利用や機能の変遷を踏まえると、大きく以下のような時代に区分することができ、各時代にはそれぞれの価値が付加されてきたと評価できる（表 3-1）。

表 3-1：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値

時代	各時代の価値
藩校の時代（江戸後期～明治初期）	我が国の代表的な藩校としての価値等
行政・教育・公園施設の時代（明治～大正時代）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等
史跡・都市公園（歴史公園）の時代（大正時代～現在）	我が国の代表的な藩校としての価値等 茨城県の行政の中心地としての価値等 地域の公園としての価値等

指定説明文（解説）には、「旧弘道館」は藩校時代の建造物や石碑が遺存し、遺構からも当時の姿を窺い知ることができる点と、「著名な藩学としてまた江戸時代に盛行しその文運に貢献するところの多かった藩学の代表的なもの」である点が示され、「学術上の価値が極めて高い」史跡としており、藩校の時代を評価して文化財に指定しているといえる。

この指定説明文と弘道館の特徴を踏まえ、「旧弘道館」の本質的価値を右のように設定する。

表 3-2：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値評価

時代区分	江戸				明治		
		藩校の時代 （江戸後期～明治）				行政・教育・公園施設の時代 （明治～大正）	
評価	我が国の代表的な藩校 としての価値				（我が国の代表的な藩校の 物証としての価値）→		
					茨城県の行政の中心地 としての価値		
歴史的 変遷	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	天保 9 （1838） 「弘道館記」 の公表	天保 12 （1841） 仮開館	安政 4 （1857） 本開館 【弘道館の施設、 制度が整う】	明治元 （1868） 弘道館 の戦い	明治 5 （1872） 弘道館閉鎖・ 県庁開設	明治 14 （1881） 公園認可	明治 15 （1882） 元訓練場に 県庁新築
各時代の 物証 の例	藩校時代の物証となる施設等 ● 建造物（正庁、至善堂、正門、孔子廟表 門、学生警鐘、番所） ● 土塁、地下遺構 ● 石碑類（弘道館記碑、種梅記碑等） ● 樹木（椎の木、神木鈴梅等）等				行政・教育・公園施設時代の物証となる 施設等 ● 県庁や学校に使用された建造物（正庁、 至善堂等） ● 庁舎建造物（三の丸庁舎等）※指定地外		

<本質的価値>

近世の教育施設である藩校は江戸時代の学問・教育の発展に貢献しており、弘道館はその中の代表的な例である。

- ・弘道館は、全国の藩校のなかではかなり遅い時代の開設であるが、その敷地の規模は国内最大級であり、独自の教育理念を掲げた藩校であった。
- ・「弘道館記」に示された創建者徳川斉昭の建学精神は、教育だけでなく、学校運営や敷地構成にも反映されており、その特色ある建学精神や教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。

「旧弘道館」は、創建当時の建造物や石碑等が現存し、遺構や史資料からも江戸時代当時に国内最大規模であった藩校の姿を窺い知ることができる。

- ・弘道館の中心的存在であった学校御殿（正庁）等の建造物や弘道館の建学精神を記した弘道館記碑等の石碑が遺存しており、創建当時の景観を窺い知ることができる。
- ・管理棟であった学校御殿の区画や、神儒一致を示す聖域等の土地利用や区画形態が残っており、創建当時の建学精神を反映した敷地構成を窺い知ることができる。
- ・藩校時代の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した文献等、藩校時代の姿を伝える史資料が多く残っている。
- ・指定地周辺には、藩校時代の弘道館の領域を示す堀や土塁が現存し、江戸時代当時に国内最大であった弘道館の敷地規模を窺い知ることができる。

<本質的価値>  
**最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校**

大正	昭和								平成			
史跡・都市公園（歴史公園）の時代 （大正～現在）												
●評価（史跡指定）				●評価（特別史跡指定）				●評価（重要文化財指定）				
→								(物証としての価値) →				
地域の公園としての価値												
▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
大正 11 (1922)	昭和 20 (1945)	昭和 27 (1875)	昭和 28 (1876)	昭和 32 (1957)	昭和 38 (1963)	昭和 39 (1964)	昭和 45 (1970)	昭和 50 (1975)	平成 11 (1999)	平成 23 (2011)	平成 26 (2014)	
史跡指定	水戸空襲	特別史跡 指定	八卦堂 復元	都市公園 指定	昭和の 修理竣工	重要 文化財 指定	孔子廟 復元	鹿島神 社社殿 竣工	県庁 移転	東日本 大震災	震災 復旧	
復元・再建されることで、藩校時代の物証的存在となった施設等												
●復元建造物（八卦堂、通用門、国老詰所、孔子廟等）												
●鹿島神社に関連する施設（社殿、大鳥居、社務所等）等												
史跡・都市公園の時代（都市公園指定前）の物証となる施設等						史跡・都市公園の時代（都市公園指定後）の物証となる施設等						
●公園施設（テニスコート）等						●公園施設（管理事務所、倉庫、公衆便所、駐車場等）						
●鹿島神社に関連する施設（社務所等）等						●鹿島神社に関連する施設（社務所等）等						

### 3. 構成要素

#### (1) 構成要素の整理の考え方

「旧弘道館」の本質的価値を的確に保存するためには、特別史跡を構成する諸要素（構成要素＝施設等）の価値に応じた適切な保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定める必要があることから、「旧弘道館」に係る要素について、本質的価値との関係进行评估し、以下のように分類する。

##### A-1: 本質的価値を構成する諸要素

「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるもので、原状を保存していく必要があるもの

- ・ 藩校時代から指定地内に残る施設等（歴史的建造物や石碑類、歴史的建造物跡、遺構）

##### A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素

「旧弘道館」の本質的価値を表す物証となるものであるが、後に新たに復元されたもの等で、保存が前提となるが、史実に基づき必要に応じて手を入れるもの

- ・ 復元された建造物（藩校時代以降に復元された建造物）
- ・ 藩校時代に存在していたものが機能はそのままで姿を変えて継続して存在するもの  
(鹿島神社の社殿や大鳥居)

現在の鹿島神社の社殿（昭和50年〔1975〕）や大鳥居（昭和60年〔1985〕）は、特別史跡指定以降に建設されたものであるが、その存在自体は、「弘道館全図」にも描かれ、弘道館の建学精神の象徴で聖域であった「第3区画」に位置する重要な要素として位置付けられる。そのため、藩校時代から姿や位置が変化しているが、本質的価値を表す物証となる「本質的価値に密接に関わる諸要素」として位置付ける。

大径木等の樹木については、文献等に記載がないことから植樹時期が確定できないため、藩校時代の樹木と推測される神木鈴梅や椎の木についても「本質的価値に密接に関わる諸要素」として位置付ける。

##### B: 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の要素）

「旧弘道館」の本質的価値には直接関係ないもので、本質的価値の保存活用上必要なものは現状維持又は改善を図り、本質的価値の保存活用に支障を与える又は必要が無いものについては撤去等も検討するもの

- ・ 公園施設

##### C: 指定地の周辺地域を構成する諸要素

特別史跡指定地外であるが、「弘道館全図」に示された藩校時代の範囲内やその周辺にあり、「旧弘道館」の保存活用に係る周辺の施設等として、保存・活用のあり方を示すことが望まれるもの

- ・ 弘道館に関連する施設等
- ・ その他の施設等



## (2) 構成要素の分類

「旧弘道館」は、昭和 27 年（1952）の状況が評価されて特別史跡に指定されているため、指定時に存在していた要素は評価を得ていると考えることができる。

しかし、藩校の時代を本質的価値として捉えた場合、近代以降に設置された施設等の中には、本質的価値の保存活用に相応しくない要素として考えられるものも含まれる可能性がある。

そのため、「旧弘道館」を構成する諸要素について、設置された時期により、藩校の時代及び特別史跡指定前と後で区分し、次のように本質的価値との関係を整理する。

表 3-3 : 「旧弘道館」の時代区分・各時代の価値評価と構成要素の整理

時代区分		江戸				明治		
		藩校の時代 (江戸後期～明治)				行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)		
本質的価値		我が国の代表的な藩校としての価値				(我が国の代表的な藩校の物証としての価値) →		
歴史的変遷		▲ 天保9 (1838) 「弘道館記」 の公表	▲ 天保12 (1841) 仮開館	▲ 安政4 (1857) 本開館 【弘道館の施設、 制度が整う】	▲ 明治元 (1868) 弘道館 の戦い	▲ 明治5 (1872) 弘道館閉鎖・ 県庁開設	▲ 明治14 (1881) 公園認可	▲ 明治15 (1882) 元訓練場に 県庁新築
要素分類		藩校時代から指定地内に残る施設等 ↓ A-1:本質的価値を構成する諸要素				特別史跡指定前に整備 ↓ B:本質的価値を構成する		
特別史跡を構成する要素	国所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的建造物(正庁【重要文化財】、至善堂【重要文化財】、正門附塀【重要文化財】、孔子廟表門、学生警鐘、番所)</li> <li>●石碑類(弘道館記碑、種梅記碑)</li> </ul>						
	茨城県所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地上遺構(堀・土塁)</li> <li>●地下遺構※未調査</li> <li>●樹木(椎の木)※推測のため A-2 に分類</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園施設(テニスコート) ※昭和21年(1946)頃から県職員の福利厚生施設として使用</li> </ul>		
	鹿島神社所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史的建造物跡(忒鳥居跡、井戸跡、手水石跡)</li> <li>●石碑類(要石歌碑)</li> <li>●地下遺構※未調査</li> <li>●樹木(神木鈴梅 等)※推測のため A-2 に分類</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿島神社関連施設(石灯笼) ※大正2年(1913)奉納</li> </ul>		
周辺を構成する主な要素	「弘道館全図」に示された範囲内の要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土塁【県指定史跡】</li> <li>・地下遺構※未調査</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県三の丸庁舎(旧県庁舎)</li> </ul>		
	「弘道館全図」に示された範囲周辺の要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀【県指定史跡】</li> <li>・地下遺構※未調査</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市水道低区配水塔【登録有形文化財(建造物)】</li> </ul>		

大正	昭和								平成			
史跡・都市公園（歴史公園）の時代 （大正～現在）												
●評価（史跡指定） ●評価（特別史跡指定） ●評価（重要文化財指定）												
▲ 大正 11 （1922） 史跡指定	▲ 昭和 20 （1945） 水戸空襲	▲ 昭和 27 （1875） 特別史跡 指定	▲ 昭和 28 （1876） 八卦堂 復元	▲ 昭和 32 （1957） 都市公園 指定	▲ 昭和 38 （1963） 昭和の 修理 竣工	▲ 昭和 39 （1964） 重要 文化財 指定	▲ 昭和 45 （1970） 孔子廟 復元	▲ 昭和 50 （1975） 鹿島神社 社殿竣工	▲ 平成 11 （1999） 県庁が 移転	▲ 平成 23 （2011） 東日本 大震災	▲ 平成 26 （2014） 震災 復旧	
された施設等	特別史跡指定後に整備された施設等 ↓											
要素以外の諸要素 （その他の要素）	A-2:本質的価値に密接に関わる諸要素 B:本質的価値を構成する諸要素以外の要素（その他の要素）											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●復元建造物等（八卦堂，通用門，国老詰所，正庁の便所・湯殿，至善堂の便所，孔子廟，土塀，井戸屋形，対試場）</li> <li>●石碑類（貞芳院桜の歌碑）</li> <li>●樹木（要石歌碑脇の楠，梅の木，正庁玄関前のお手植えの松・左近の桜）</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園施設（管理事務所，倉庫・作業員詰所，公衆便所，駐車場，藤棚，園路，水飲，標識類，塀・柵類，照明灯，ベンチ，植栽等），売店（設置許可）</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿島神社関連施設（鹿島神社社殿【水戸市指定建造物】，大鳥居）</li> <li>●鹿島神社関連施設（社務所，御神輿殿・水屋等の建造物，狛犬等の石造物等）</li> <li>●樹木（梅の木）</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県立図書館</li> <li>・三の丸駐車場</li> <li>・水戸市役所三の丸臨時庁舎</li> <li>・水戸市立三の丸小学校</li> <li>・水戸市三の丸市民センター</li> </ul>											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸東武館【水戸市指定建造物】 ※水戸空襲で焼失した後，昭和 28 年（1953）に道場・正門附塀を再建したもの</li> <li>・水戸警察署</li> <li>・その他，水戸地方裁判所等の公共施設，住宅等の民間施設</li> </ul>											

< 「旧弘道館」の構成要素 >

構成要素の概要を踏まえ、「旧弘道館」の構成要素を以下に整理する。

**特別史跡を構成する諸要素**

**A-1: 本質的価値を構成する諸要素(藩校時代から残る施設等)**

- ア. 歴史的建造物  
正庁【重要文化財】、至善堂【重要文化財】、正門附塀【重要文化財】、孔子廟表門、学生警鐘、番所
- イ. 石碑類  
弘道館記碑、種梅記碑、要石歌碑
- ウ. 歴史的建造物跡  
式鳥居跡、井戸跡、手水石跡
- エ. 地上遺構  
堀・土塁
- オ. 地下遺構

**A-2: 本質的価値に密接に関わる諸要素(後に復元又は姿が変わった施設等)**

- ア. 復元建造物  
八卦堂、通用門、国老詰所、正庁の便所・湯殿、至善堂の便所、孔子廟、土塀、井戸屋形、対試場
- イ. 石造物(特別史跡指定後に指定地内に移設された石造物)  
貞芳院桜の歌碑
- ウ. 樹木(大径木等)  
お手植えの松、左近の桜、梅の木、要石歌碑脇の楠、椎の木、鈴梅
- エ. 鹿島神社関連施設(「弘道館全図」に示された神社建造物)  
鹿島神社社殿【水戸市指定建造物】、大鳥居等

**B: 本質的価値を構成する諸要素以外の要素(公園施設等)**

- ア. 公園施設  
管理事務所、倉庫・作業員詰所、公衆便所、駐車場、藤棚、園路、水飲、標識類、塀・柵類、照明灯、ベンチ、植栽等、売店(設置許可)、テニスコート
- イ. 鹿島神社関連施設  
社務所、御神輿殿・水屋等の建造物、狛犬・石灯籠等の石造物等

**指定地の周辺地域を構成する諸要素**

**C-1. 「弘道館全図」に示された範囲内の主な要素**

- ア. 弘道館に関連する要素(土塁、茨城県三の丸庁舎(旧県庁舎)等)
- イ. その他の要素(茨城県立図書館、三の丸駐車場、水戸市立三の丸小学校、水戸市三の丸市民センター等)

**C-2. 「弘道館全図」に示された範囲周辺の主な要素**

- ア. 弘道館に関連する要素(堀、水戸東武館等)
- イ. その他の要素(水戸市水道低区配水塔、水戸警察署等)

## 第4章 保存・活用の課題

「旧弘道館」の現況と本質的価値を踏まえ、保存活用の検討課題を以下に整理する。

### 1. 保存（保存管理）の課題

#### ①将来像の設定

安政4年（1857）の本開館時の姿を将来像の目標として保存管理を進めていくにあたっては、長期的な取組みが必要となるため、段階的な取組みを検討し、将来像も含めた各段階の姿を明らかにしていく必要がある。

#### ②要素の保存管理の検討

本質的価値を構成する諸要素の保存管理については、原状を保存していくための保存管理の方法を検討する必要がある。

本質的価値に密接に関わる諸要素の保存管理については、目標とする将来像に対して異なる姿となっている要素に対する改修等の考え方を検討する必要がある。

本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素（その他の要素）の保存管理については、目標とする将来像との関係に加えて、活用上及び公園利用上の必要性も踏まえて、要素の取扱いを検討する必要がある。

#### ③梅林等の樹木の保存管理の検討

指定地内の植栽のなかでも特に梅林については、植栽された年代は不明であるが、植栽後長期間経過している老木も多いと思われ、枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられる。平成21年度に毎木調査を行っているが、生育状況の調査は実施されていないため、樹勢の状況を把握したうえで、将来像の実現にともなう新たな施設の復元等との関係を踏まえて、後継樹の導入方法等の梅林の更新について検討する必要がある。

#### ④周辺環境の保全のあり方の検討

指定地周辺には藩校時代の範囲を示す堀や土塁等、弘道館に関連する要素が現在も残っている。また、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料も残されており、残された物証や史資料から当時の範囲が推定できる。これらの周辺環境は、「旧弘道館」の本質的な価値の保存活用に影響することから、景観法、都市計画法等の文化財保護法以外の他法令による保全や追加指定等を検討し、保全のあり方を示していく必要がある。

### 2. 活用の課題

#### ①本質的価値を踏まえた公開方法の検討

弘道館の建学精神を反映した敷地構成や近世日本を代表する広大な敷地範囲は重要であるため、それらの本質的価値を来訪者に体感していただくために、有料開放区域と無料開放区域や周辺の藩校時代の弘道館跡地が一体となるような公開方法を検討する必要がある。

#### ②本質的価値の理解に必要なソフト展開の検討

弘道館の独特な建学精神や教育方針、教育体制等の本質的価値を来訪者に理解していただくために、展示やリーフレットの配布、イベントの開催等のソフト展開のあり方を検討する必要がある。

### ③周辺と連携した活用のあり方の検討

歴史まちづくりを進める水戸市の取組みや日本遺産としての広域的な連携について、情報提供やイベント開催等の連携した活用方法を検討していく必要がある。

連携にあたっては、弘道館公園の駐車場スペースが限られているため、周辺も含めた駐車場確保や交通システムのあり方も検討する必要がある。

### ④海外からの来訪者への対応の検討

日本遺産の認定、東京オリンピック・パラリンピックの開催等も踏まえ、今後の増加が見込まれる海外からの来訪者への対応を他の関連施設における取組みとの連携も含めて検討する必要がある。

## 3. 整備の課題

### (1) 保存（保存管理）に必要な整備課題

#### ①発掘調査による遺構分布状況、地盤状況の把握

これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていない（指定地内では平成 19 年度の水戸市教育委員会の調査のみ）。明治以降の施設整備により地下遺構に影響が及んでいる可能性もあるが、近年指定地内では地盤の陥没や漏水等の問題が頻発している。そのため、地下遺構の把握や、陥没や漏水対策に向けた地下の状況把握等の調査を実施する必要がある。

#### ②公園施設の修復・更新の検討

公園施設については、平成 22 年度に「弘道館公園施設長寿命化計画」が策定されており、その中で、各施設について機能性・外観劣化・構造劣化の観点から調査を行い、健全度を評価している。評価結果で「部分的な修繕・改築が必要」又は「緊急な修繕・改築が必要」と判断された施設が 59 施設あり、全体(231 施設)の 1/4 を占めている(一部は東日本大震災の復旧で整備済)。また、長寿命化計画では修繕・改築・更新の年次計画も検討されているため、それらを踏まえ、施設の整備内容を検討する必要がある。

#### ③建造物の修復・更新の方向性の検討

建造物については、東日本大震災の復旧整備で平成 26 年(2014)3月に復旧している。今後必要となる具体的な整備内容については、別途「重要文化財建造物保存活用計画」で検討することとなるが、復旧整備の際には不同沈下対策を実施していないことや保存管理方法や活用方法の検討を踏まえて、建造物の整備の方向性を本保存活用計画の中で検討する必要がある。

#### ④防災・防犯対策の検討

弘道館公園の有料開放区域は、入場時間に制限がかけられており、建造物を中心に一定の防災・防犯対策がなされている。しかし、周辺の無料開放区域は常時開放されており、人の往来は自由であるため、有料開放区域への侵入や無料開放区域内の本質的価値を構成する諸要素に対する防災・防犯対策の充実を図っていく必要がある。

#### ⑤所蔵資料等の適切な管理方法の検討

弘道館所蔵資料(資料総数 294 件、総点数 582 点)については、一部を展示スペースで公開しているが、大半は事務所の保管室に収蔵している。しかし、収蔵スペースが限られているため、

現在は、番所や館内の一部を倉庫として使用している状況である。所蔵資料は、「旧弘道館」の本質的価値を後世に伝える重要な資料であり、適切な管理や公開等に向けた調査・検討が平成18年度・19年度に実施されている。本計画では、これらの過去の調査・検討結果を踏まえて、今後の所蔵資料の取扱いの方向性について検討を行う必要がある。

## (2) 活用に必要な整備課題

### ⑥本質的価値の理解に必要な案内・解説のための整備の検討

本質的価値を来訪者に理解していただくために、適切な誘導を行うための案内板や、弘道館の建学精神や教育方針、教育体制等を解説するために必要な解説板、展示スペース、ガイダンス施設等の整備及び段階的な事業計画を検討する必要がある。

### ⑦来訪者に対する便益施設の検討

文化財の適切な保存管理を図りつつ、より多くの来訪者に安全に安心して利用していただくために、講座やイベントを開催するスペースを検討する必要がある。

また、来訪者に快適に利用していただくために、空調管理や、休憩スペースの確保、飲食物販売等への便益施設の充実を図っていく必要がある。

### ⑧バリアフリー対策の検討

現在、車いす利用者に対しては、人的に対応している状況であるが、より多くの人々に本質的価値を理解し、体感していただくために、本質的価値の保存に配慮しつつ、バリアフリー対策等のユニバーサルデザインの導入を検討する必要がある。

## 4. 運営・体制の課題

### ①文化財としての保存活用体制（事務所体制）の検討

現在、「旧弘道館」は、都市公園「弘道館公園」として水戸土木事務所（土木部都市局公園街路課）が弘道館事務所（事務所員2名、嘱託学芸員2名）を設置して管理を行っているが、文化財部局の参画等、文化財としての保存活用に必要な管理体制を検討する必要がある。

### ②国、県、神社等の所有者間の保存管理の連携体制の検討

指定地は、国有地（文部科学省所管）、鹿島神社所有地から成り、施設についても国、茨城県、鹿島神社等、複数の所有者から成る。そのため、適切な保存活用に向けた土地、施設所有者間の連携体制を検討する必要がある。

### ③県、市、関連自治体等の活用面の連携の検討

「旧弘道館」は、文化財としての歴史資源だけでなく、地域住民のための地域資源、茨城県や水戸市の観光振興に向けた重要な観光資源として位置付けられている。また、茨城県内又は水戸市内には借楽園をはじめとする関連資源も多く、さらには日本遺産等で関連するものは全国に広がる。そのため、「旧弘道館」の価値の普及啓発、認知向上を目指して、県と水戸市や他の関連する自治体、大学等の教育機関や研究機関等との活用面での連携方法や体制を検討する必要がある。

## 第5章 保存・活用の目標と基本方針

### 1. 保存・活用の目標

天保12年(1841)に仮開館し、安政4年(1857)に本開館した弘道館は、創建者水戸藩9代藩主徳川斉昭が「弘道館記」に示した建学精神が教育や学校運営、敷地構成などに反映された独特な藩校であり、江戸時代当時に国内最大規模であった。また、その建学精神や教育方針は他藩の藩校に影響を与えた。

明治5年(1872)に弘道館が閉鎖されて茨城県庁として使用されたが、敷地の一部は弘道館を残したいという市民の切望を受けて公園となった。現在の「旧弘道館」の指定地内には、水戸空襲の際に市民の消火活動により焼失を免れた正庁のほか、至善堂、正門、孔子廟表門(戟門)、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑、土塁などの遺構が藩校時代から残っている。

このように、市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきた藩校時代の物証となる歴史的建造物や石碑等を確実に後世に継承し、弘道館や水戸藩の学問の価値・教育を多くの人々に伝えていくために、「旧弘道館」の保存・活用の目標を以下のように設定する。

#### 藩校時代の弘道館

藩校時代から残る歴史的建造物や遺構を確実に保存管理するとともに、弘道館で行われていた教育のみならず広く水戸藩の学問・教育の伝統を伝える場所として、その活用を図り、後世に継承していく。

- 藩校としての施設や制度が整った、安政4年(1857)の本開館時の弘道館の姿を目標とした保存管理を行う。
- 弘道館の教育や水戸藩の学問・教育を伝える場として活用することにより、藩校時代の弘道館で行われていた教育等を再現する。
- 将来的には、失われた施設の復元的整備等により、藩校時代の弘道館の姿を再現する。



## 2. 保存・活用の基本方針

### <保存（保存管理）>

- ①本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政4年の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存（保存管理）を行う。

藩校としての施設や制度が整った安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を基準として、指定地に藩校時代から残る歴史的建造物や遺構、復元建造物等の適切な維持管理を行う。そして、指定地周辺も含めて、本質的価値を構成する諸要素や本質的価値に密接に関わる諸要素の保存管理や歴史的景観の保全を実施する。

### <活用>

- ②「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政4年の本開館時の弘道館の姿を目標にして後世に継承していく。

歴史的建造物や遺構、復元建造物等の確実な保存を前提に、弘道館で行われていた教育や創建者の意図、水戸藩の学問・教育の伝統などを展示や解説、体験学習などにより伝え、将来的には安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を再現する。そして、周辺の街並を含め藩校時代の弘道館を体感してもらうことで多くの人が弘道館や水戸藩の学問・教育を知り、それらを後世へ継承するための場所としての活用を図る。

### <整備>

- ③本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政4年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。

歴史的建造物や遺構等の保存・継承のために必要な整備や、本質的価値の理解に必要な情報提供並びに資料等の収集や公開・活用を促進するための施設の整備について、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿の再現に向けて段階的に整備を進める。

### <運営・体制>

- ④「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

「旧弘道館」の適切な保存・活用を推進していくために、行政組織内及び周辺も含めた所有者・管理者間の保存活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制の構築並びに日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携体制を推進する。

## 第6章 保存（保存管理）

### 1. 保存（保存管理）の方向性

#### （1）現状・課題

弘道館は、明治5年（1872）の閉鎖以降、茨城県庁としての使用や公園化等の変遷を経てきたが、その間も行政や市民により藩校時代の施設等が使用され、「旧弘道館」の指定地内には、正庁のほか、至善堂、正門、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑が現存している。また、昭和28年（1953）に八卦堂が復元されて以降、通用門や国老詰所、孔子廟等の失われた諸施設が復元されている。これらの本質的価値を構成する要素や本質的価値に密接に関わる要素のうち、建造物については、昭和時代の修理工事や、平成23年（2011）に発生した東日本大震災後の復旧工事により適切に保存され、現在も有料開放区域を中心とした一帯は藩校時代の景観が再現されている。

弘道館の閉鎖後の公園化に伴い整備されてきた公園施設等は、日常的な維持管理が実施されてきたが、設置後長期間経過して更新の時期を迎えているものもある。これらの諸施設については、本質的価値との関係性や、活用上及び公園利用上の必要性も踏まえて、取扱いを検討する必要がある。特に、梅林については、枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられるが、植栽された年代が不明で、これまで生育状況の調査は実施されていないため、樹勢の状況を把握したうえで、梅林の更新等の取扱いについて検討する必要がある。

なお、弘道館事務所には資料総数294件、総点数582点におよぶ弘道館に関する多くの資料があるため、これらの所蔵資料を確実に保存管理していく必要がある。

「旧弘道館」の本質的な価値の保存・活用に影響する指定地周辺には藩校時代の範囲を示す堀や土塁等、弘道館に関連する要素が現在も残っており、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や残された物証から、特別史跡指定地周辺に及んでいた当時の範囲が推定できる。

また、特別史跡指定地を含む周辺地域は、水戸市景観計画において歴史・文化・伝統を生かした景観形成を推進する「重点的に景観形成を図る地区」に指定され、弘道館の正門からの眺めを保全するために周辺の建築物等の高さの誘導基準を設けている。これら景観法、都市計画法等の文化財保護法以外の他法令による保全や追加指定等を検討し、保全のあり方を示していく必要がある。

#### （2）方向性

##### 保存（保存管理）の基本方針

本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を基本に確実な保存（保存管理）を行う。

- 指定地の都市公園や神社境内としての現在の利用形態を維持しつつ、指定地内を構成する各要素の現状や保存・活用上の位置付けに応じた保存管理の方法を定め、特別史跡としての本質的価値を確実に保存する。
- 指定地内で予測される各種の現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、現状変更の取扱いと、取扱い基準及び日常の維持管理行為を設定し、法令に基づいた適切な管理を実施していく。

- 弘道館事務所が所蔵する資料の保存環境の改善を図り，確実な保存管理を行う。
- 「旧弘道館」の本質的価値や遺構等の状況を明らかにしていくために，弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究を進め，成果を集約していく。
- 本質的価値を構成する周辺の要素や，「旧弘道館」と一体の風致景観を成す周辺地域について他法令等を用いた保全措置の検討を進めるとともに，指定地周辺の藩校時代の敷地範囲については，追加指定等による保全措置を検討していく。

### （3）地区区分

#### ①地区区分の考え方

6区画に分割される藩校時代の敷地構成は，弘道館の特徴のひとつにあげられ，現在の特別史跡指定地内の土地利用や要素の分布状況も区画ごとに大きく異なる。

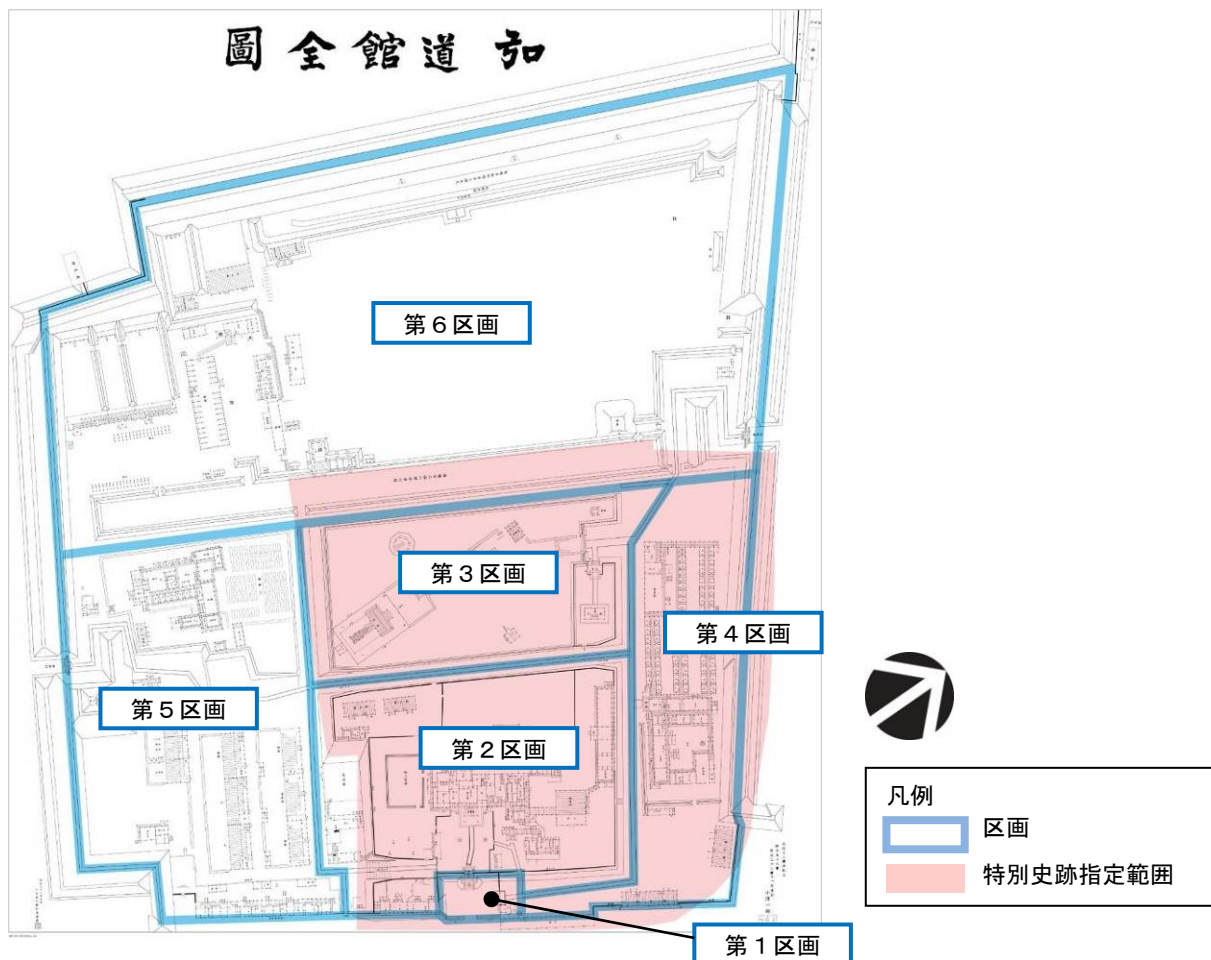


図 6-1：弘道館の藩校時代の区画

## ②地区区分の設定と地区別の保存（保存管理）の方向性

藩校時代の区画を基に、現在の指定地内の土地利用や要素の分布状況を踏まえて、「旧弘道館」の地区区分を行う。

表 6-1：「旧弘道館」の地区区分

地区名	概要
入口地区	<p>弘道館の正面入口である藩校時代の第1区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物の番所や復元施設の通用門の他、管理事務所や駐車場等の管理運営に関わる施設や便益施設等が集積する地区で、有料開放区域の入口として利用されている地区。</li> <li>・歩道を含めた入口付近一帯を範囲とする。</li> </ul>
正庁・至善堂地区	<p>弘道館の本部的性格の区域である藩校時代の第2区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財の正庁、至善堂、正門の他、国老詰所、土塀、対試場等の復元建造物・施設が集積する地区で、有料開放区域として公開されている地区。</li> <li>・有料開放区域の境界となっている土塀と一体となる土塁の法尻までを範囲に含める。</li> </ul>
孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区	<p>弘道館の聖域である藩校時代の第3区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孔子廟表門、学生警鐘、弘道館記碑等の歴史的建造物・石碑の他、八卦堂、孔子廟等の復元建造物が立地する地区で、無料開放区域として公開されている都市公園区域の一部と、鹿島神社の境内地から成る地区。</li> <li>・西側は藩校時代に調練場の区画（第6区画）であったが、現在の一体的な土地利用を考慮し、一つの地区とする。</li> </ul>
文館地区	<p>弘道館の文学（文館）の場である藩校時代の第4区画を中心とする地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堀・土塁等の遺構の他、公衆便所、テニスコート等の公園施設が立地する地区で、無料開放区域として公開されており、大部分が梅林となっている地区。</li> <li>・西側の調練場の区画（第6区画）や堀・土塁を含めた指定地北側一帯を一つの地区とする。</li> </ul>
指定地外の弘道館藩校時代の範囲	<p>特別史跡指定地周辺に及んでいた弘道館藩校時代の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や、指定地周辺に残された堀や土塁等の物証から推定される特別史跡指定地の周辺の藩校時代の敷地の範囲。</li> <li>・範囲内には、茨城県三の丸庁舎や茨城県立図書館、水戸市三の丸市民センター、水戸市立三の丸小学校等の公共施設や教育施設が立地する。</li> </ul>

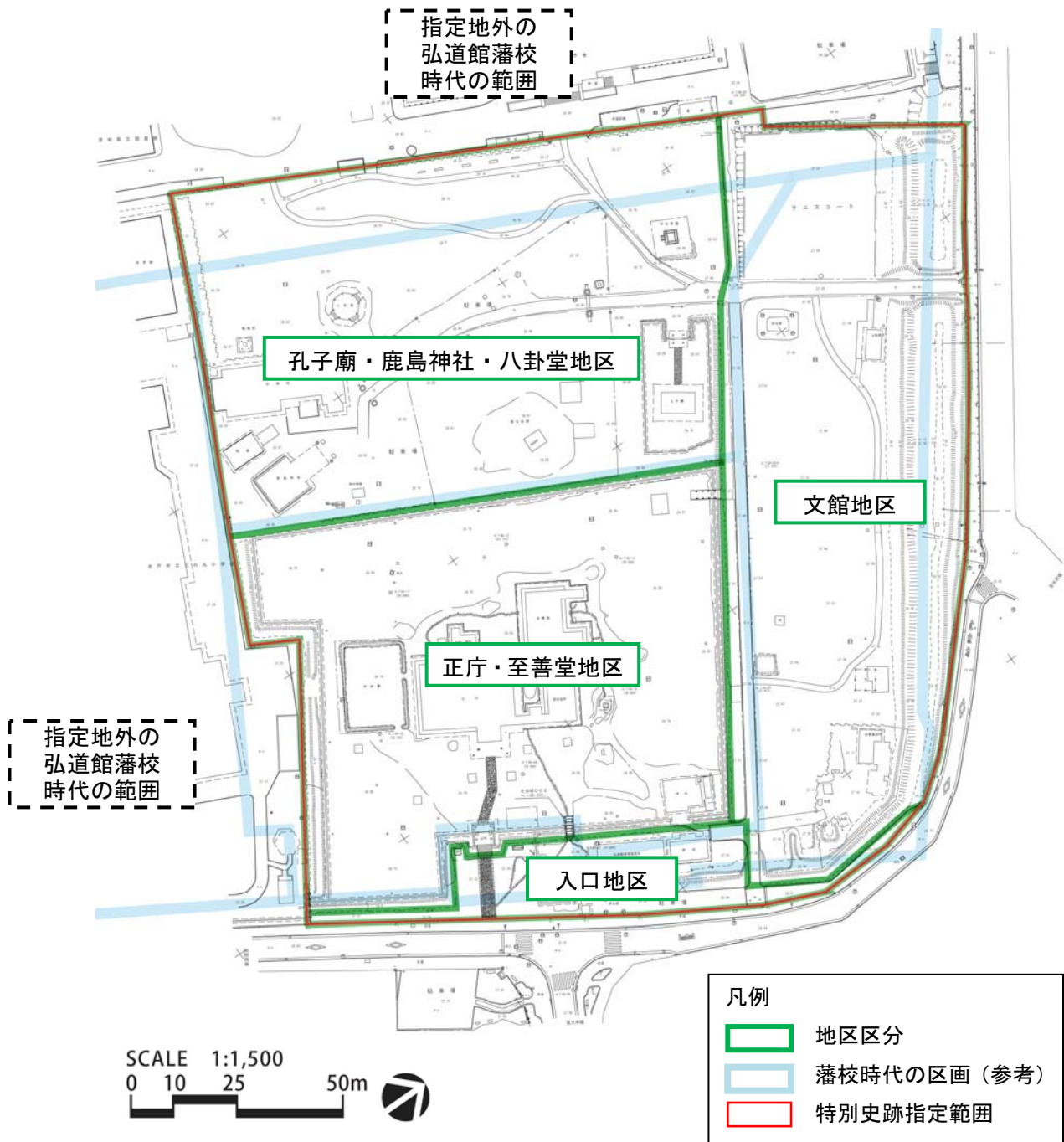


図 6-2 : 「旧弘道館」の地区区分

## 2. 保存管理の方法

「旧弘道館」の保存管理の方法について、指定地全体に共通する保存管理の基本事項と、地区区分別の保存管理の方法の2つに分けて整理する。

### 「旧弘道館」の保存管理の方法

(1) 保存管理の基本事項	指定地全体に共通する保存管理の方法を整理
(2) 地区区分別の保存管理の方法	地区区分別の保存管理の方向性と、地区内の各要素固有の保存管理の方法を整理

### (1) 保存管理の基本事項

#### ①保存管理の方法の設定

「旧弘道館」を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きく「管理」と「復旧」がある。保存管理にあたっては、史跡を構成する諸要素の内容や史跡の状況等に応じて、必要な管理や復旧等の対策を講じることとする。

重要文化財の指定建造物及び藩校時代の建造物である学生警鐘、孔子廟表門、番所や復元建造物については、本計画に基づき別途作成する建造物の保存活用計画に基づき保存管理を行う。

表 6-2：保存管理の方法

管理	史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置			
	保存管理	維持管理	点検	史跡の本質的価値を構成する諸要素，保護に有効な要素，整備施設等の見回り，保守点検等
			維持的措置	清掃・除草・水やり等や，維持的措置の範囲としての軽微な補修等
		保存施設	史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく，保護覆屋等の設置等	
	防災	防災施設	木材等可燃性からなる建造物等の火災防止のための防火施設の設置等	
		自然災害に対する補強等	建造物等の構造の補強や，地形の崩落防止のために実施する土留施設等の設置等	
		病虫害防除	木造建造物や樹木の病虫害防除，被害拡大防止措置等	
復旧	史跡がき損し又は衰亡している場合に，き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置			
	遺構保存	保存処理	遺構の劣化及び風化等の進行防止や速度低下のための処理等	
		保存環境の改善	遺構保護の観点からの覆土や土砂の撤去，植物の伐採・植栽等植栽管理，排水等水処理施設の設置等	
	修復	保存修理	き損し又は劣化及び風化，破損している遺構をもとの素材及び工法を用いてき損等の前の状況に復すること	
復元修理		保存修理の一部，欠失又は改変によって価値が低下した遺構の一部を復元すること		

次に、保存管理の方法について、項目別に基本的な方法についてまとめる。

## ②管理

史跡等を保存し、次世代へと伝えていく上で必要となる管理のための行為及び施設の設置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

## ■保存管理

対象とする要素	特別史跡を構成する諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。
<p><b>ア 維持管理</b></p> <p>■点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要素の状況等に応じて、日常的、定期的、臨時的点検を行う。</li> <li>・日常的点検では、公開・活用されている諸要素の巡視によって、保存状況に変化が見られないか等の点検を行う。</li> <li>・定期的点検では、非常通報装置、防犯カメラ、消防用設備、電気設備等の設備を対象に、法令等に基づく保守点検を実施する。</li> <li>・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、諸要素の現状の確認のために巡視による点検を行う。</li> </ul> <p>■維持的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園区域の要素については、平成22年度に策定された「弘道館公園施設長寿命化計画」に基づき、諸施設の修繕・改築・更新を進めていくことを基本とし、必要な維持的措置を行う。</li> <li>・鹿島神社境内の要素については、宗教活動の存続に必要な施設の維持的措置を行う。</li> <li>・維持的措置とは、清掃・除草・水やり等の通常の管理行為、軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急的措置等をいう。</li> <li>・日常的な維持的措置としては、清掃、植物の除草・水やり等、公開施設の施錠等を適切に行う。</li> <li>・定期的な維持的措置としては、除草・剪定・病虫害防除等の植物管理、木造建造物の防錆・防蟻処理、構造物の鉄材への錆止等の塗装等、要素の内容・立地環境・素材等に応じて必要な措置を行う。</li> <li>・点検によって、遺構や施設に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。</li> <li>・災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更届」や「き損届」の対象）を講じる。</li> </ul>	
<p><b>イ 保存施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に設置済みの史跡の標柱や史跡の説明板については、点検や維持的措置によって適切に施設の維持管理を行い、史跡名称・説明内容の変更等にも適宜対応する。</li> <li>・門扉・柵類や覆屋等については、日常的維持管理によって、腐朽箇所が確認されている部分の補修・改修を行う。</li> <li>・公開にあたって、各要素に対する人的な被害を受ける可能性が生じた場合は、要素の本質的価値を損なわないように保護柵や覆屋等の必要な保護対策を講じる。</li> <li>・保存施設の更新・新設に際しては、周辺地域も含め、点在する本質的価値を構成する諸要素や本質的価値に密接に関わる諸要素を有機的に関連づける統一したデザインを用いるとともに、景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。</li> </ul>	

■防災

対象とする要素	特別史跡を構成する諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料開放区域及び無料開放区域内の本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素に対する防災・防犯対策を行う。</li> <li>・木造の建造物（復元施設含む）や樹木の病虫害防除については、定期的な維持管理行為の中で計画的に実施し、被害の発生防止・予防に努めるものとする。</li> </ul>	

③復旧

史跡がき損し又は衰亡している場合に、き損又は衰亡の進行の抑制・防止や衰亡前の状態に戻す措置の対象となる要素、保存管理の主体、基本的な方法を以下に示す。

■遺構保存

対象とする要素	本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<p><b>ア 保存処理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物・復元建造物・石碑類・歴史的建造物跡・地形・石造物については、経過観察により経年劣化や風化等の変化が確認された場合に、状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> <li>・樹木については、樹勢調査を実施したうえで、状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> <li>・地下遺構については、発掘調査で確認された遺構の状態に応じた適切な処理を検討して実施する。</li> </ul>	
<p><b>イ 保存環境の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤の陥没や漏水が発生している箇所については、地下埋設物の状況を把握し、必要な対応を検討して被害拡大を防止するための適切な処置を行う。</li> </ul>	

■修復

対象とする要素	本質的価値を構成する諸要素及び本質的価値に密接に関わる諸要素
保存管理の主体	施設所有・管理者が実施する。但し、地下遺構に関わることは管理団体が行う。
<p><b>ア 保存修理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理の実施にあたっては、経過観察及び各種調査とその成果及び専門家の意見を反映した整備計画に基づき計画的に実施する。</li> <li>・修復方法については、遺跡の性質、遺構の現状、周辺環境等に応じて適切な手法を選定する。</li> </ul>	
<p><b>イ 復元修理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的建造物や既存の復元建造物について、今後の調査・研究において、安政4年（1857）の本開館時の姿とは異なる修復や復元が行われていたことが判明した場合で、史実に基づいて改修することが、施設の保存・活用上望ましい場合は、適切な処理を検討して実施する。</li> </ul>	



#### ④樹木の取扱い

特別史跡指定地内の樹木には、お手植えの松や左近の桜等の本質的価値に密接に関わる諸要素として位置付けられる樹木のほかにも様々な樹木がある。

藩校時代の敷地内の梅に関しては、徳川斉昭が弘道館の梅を題にして詠んだ歌に「千樹の梅」とあり、館内に多くの梅の木が植えられていたことが分かるが、具体的な梅の状況や、その他の植栽に関しては文献にも記載がなく、各樹木の植栽時期も不明なものが多い。

しかし、現在指定地内にある樹木には、徳川斉昭にゆかりのある梅以外にも、医学教育に関連する薬用、食用の樹木、学問の聖木とされ孔子廟との関係性の深いカイノキ等、本質的価値との直接的な関係性は低いものの、弘道館に関連する樹種も多くみられる。

一方で、藩校時代の諸施設の跡地に植栽された梅林や巨木化した樹木等は、「旧弘道館」の保存・活用の目標とする藩校時代の弘道館の姿の再現という点では、施設の復元的整備や景観に与える影響が大きく、支障になる要素ともいえる。

そのため、樹木の伐採や新規植栽等にあたっては、弘道館との関連性を踏まえて取扱いを検討して、適切な場所への移植・植栽や導入樹種の選別等を実施する。

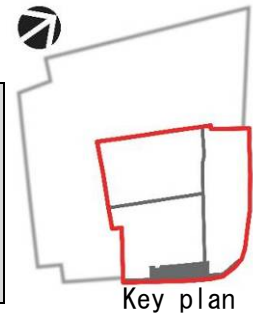
## （2）地区区分別の保存管理の方法

### ①入口地区

#### ア）地区の保存管理の方向性

##### 入口地区の保存管理の方向性

歴史的建造物や復元建造物の現状を適切に保存管理するとともに、弘道館の正面入口にふさわしい景観の形成に必要な維持管理を重点的に行う。



- ・歴史的建造物の番所や、通用門、土塀等の復元建造物の現状を適切に維持する。
- ・有料開放区域の入口及び管理事務所が所在する管理拠点として、来訪者の適切な誘導等の利用管理や施設管理上必要な施設整備や、歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・弘道館の正面入口を印象付ける景観として、施設整備の際には西側に隣接する正門や土塀への眺望を確保するとともに、清掃等の頻度を高めて重点的な維持管理を行う。

#### イ）要素別の保存管理の方法

##### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

番所：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事

##### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

通用門（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

番所脇土塀（昭和 38 年〔1963〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

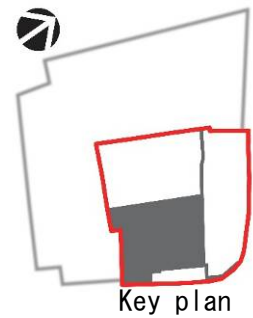
通用門脇土塀（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 13 年（2001）修理工事

## ②正庁・至善堂地区

### ア) 地区の保存管理の方向性

#### 正庁・至善堂地区の保存管理の方向性

弘道館の藩校時代を最も体感できる場として、歴史的建造物や復元建造物の現状を適切に保存管理するとともに、建造物周辺の歴史的な景観を維持していくために必要な維持管理を重点的に行う。



- ・歴史的建造物の正庁，至善堂，正門や，国老詰所，対試場等の復元建造物・施設の現状を適切に維持する。
- ・公開にあたって，来訪者の適切な誘導等の利用管理上必要な施設整備や，歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・藩校時代を最も体感できる場として，植栽の剪定等の植物管理や清掃等の頻度を高めて重点的な維持管理を行う。
- ・歴史的建造物や復元建造物・施設の適切な保存管理に向けて，陥没や漏水が生じている地盤の地下埋設物の調査を実施し，必要な対策を実施する。

### イ) 要素別の保存管理の方法

#### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は，近年に災害復旧工事等が実施されているため，現状を適切に維持し，日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

正庁，至善堂，正門脇塀：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事

正門：平成 16 年（2004）修理工事

#### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は，近年に災害復旧工事等が実施されているため，現状を適切に維持し，日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。

国老詰所，正庁便所・湯殿，至善堂便所（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 25-26 年（2013-14）耐震補強工事

国老詰所便所（昭和 37 年〔1962〕復元）：平成 19 年（2007）改築工事

周辺の土塀（昭和 37-42 年〔1962-67〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

井戸屋形（昭和 38 年〔1963〕復元）：平成 20 年（2008）修理工事

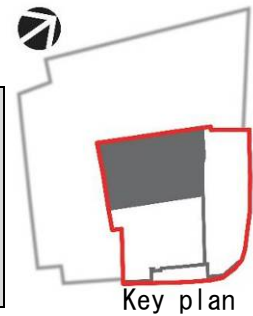
- ・対試場については，日常的な維持管理において，現状の復元した地形を維持する。
- ・貞芳院桜の歌碑については，日常的点検で破損や風化の進行が確認された場合に，保存処理等の必要な対応を検討する。
- ・正庁玄関前のお手植えの松や左近の桜については，藩校時代から現位置を留め，藩校時代を体感する上で重要な樹木であるため，日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に，樹木診断を実施して必要な対応を検討する。
- ・椎の木については，日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に，樹木診断を実施して必要な対応を検討する。

## ③孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区

## ア) 地区の保存管理の方向性

## 孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区の保存管理の方向性

弘道館の聖域として、鹿島神社の宗教活動を継続していくとともに、弘道館記碑（八卦堂）、孔子廟、学生警鐘等の現状を適切に保存管理するほか、防犯対策や建造物の追加指定等を進める。



- ・孔子廟表門、学生警鐘、弘道館記碑等の歴史的建造物・石碑や、八卦堂、孔子廟等の復元建造物の現状を適切に維持する。
- ・公開にあたって、来訪者の適切な誘導等の利用管理上必要な施設整備や、歴史的建造物や復元建造物の保護対策を必要に応じて行う。
- ・鹿島神社境内については、現在の宗教活動の継続に必要な維持管理を行う。
- ・歴史的建造物や復元建造物に対する防犯設備が整備されていないため、人的被害を防ぐために防犯カメラ設置等の防犯対策を行う。
- ・藩校時代から残る弘道館記碑、学生警鐘、孔子廟表門、番所（入口区域）等について、「旧弘道館」の本質的価値を構成する重要な歴史的建造物として確実に保存していくために、重要文化財指定に向けた検討・調整を進める。
- ・梅林については、藩校時代の状況が不明であるが、斉昭が多くの梅を館内に植樹したことは自詠の歌や「種梅記」に示されていることから、梅の名所としての現在の活用状況も考慮して継承していくことを基本とし、発掘調査や施設整備にあたっては、樹木への影響を最小限にするとともに、支障となる樹木については史跡に保存に影響がない場所への移植を検討して、指定地内の梅林としての形態を維持する。

## イ) 要素別の保存管理の方法

## ■本質的価値を構成する諸要素

- ・歴史的建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。  
孔子廟表門、学生警鐘：平成 24-26 年（2012-14）災害復旧工事
- ・弘道館記碑と種梅記碑については、災害復旧工事が実施されているため、現状を適切に維持する。
- ・要石歌碑や式鳥居跡等の歴史的建造物跡については、日常的点検で石材の破損や風化の進行が確認された場合に、保存処理等の必要な対応を検討する。
- ・弘道館記碑（八卦堂）、孔子廟、学生警鐘等の防犯対策として防犯カメラの設置を検討する。

## ■本質的価値に密接に関わる諸要素

- ・復元建造物は、近年に災害復旧工事等が実施されているため、現状を適切に維持し、日常的点検で損傷等が判明した際に補修を行う。  
八卦堂（昭和 28 年〔1953〕復元）：平成 23-25 年（2011-13） ※弘道館記碑の復旧  
孔子廟（昭和 45 年〔1970〕復元）：平成 24 年（2012）災害復旧工事  
孔子廟周辺土塀（昭和 47 年〔1972〕復元）：平成 23-24 年（2011-12）災害復旧工事

種梅記碑上屋（昭和28年〔1953〕復元）：平成10年（1998）修理工事

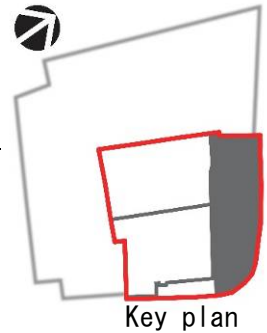
- ・要石歌碑脇の楠や神木鈴梅については、日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に、樹木診断を実施して必要な対応を検討する。
- ・鹿島神社社殿や大鳥居等の「弘道館全図」に示された神社建造物については、宗教活動の存続を前提に施設の現状を維持していくが、将来的な建替え時に、調査・研究結果により復元展示に必要な情報が十分得られる場合は、所有者や水戸市指定文化財（建造物）に指定されている本殿・拝殿・中門及び瑞垣の保存との調整を図りつつ、藩校時代の姿への復元も検討する。

#### ④文館地区

##### ア) 地区の保存管理の方向性

###### 文館地区の保存管理の方向性

境界部に残された堀・土塁の適切な保存管理と、文館の遺構を把握するための発掘調査等を実施する。



- ・堀・土塁等の地上遺構の現状を適切に維持する。
- ・文館に関する遺構の確認のため、発掘調査等の地下遺構の調査を実施する。
- ・梅林については、藩校時代の状況が不明であるが、斉昭が多くを梅を館内に植樹したことは自詠の歌や「種梅記」に示されていることから、梅の名所としての現在の活用状況も考慮して継承していくことを基本とし、発掘調査や施設整備にあたっては、樹木への影響を最小限にするとともに、支障となる樹木については史跡の保存に影響がない場所への移植を検討して、指定地内の梅林としての形態を維持する。

##### イ) 要素別の保存管理の方法

###### ■本質的価値を構成する諸要素

- ・堀・土塁は、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じることで遺構がき損又は衰亡する可能性があるため、現在の地形表面の植生を維持し、小規模な崩落や土砂の堆積の処理、簡易的な排水処理、実生木の除去等については早期に維持的措置で対応する。

###### ■本質的価値に密接に関わる諸要素

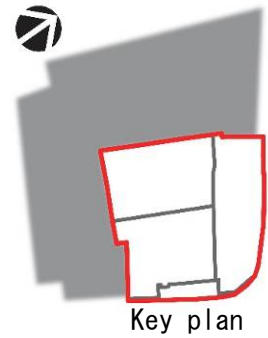
- ・椎の木については、日常的点検で樹勢に変化が確認された場合に、樹木診断を実施して必要な対応を検討する。

⑤指定地外の弘道館の藩校時代の範囲

ア) 地区の保存管理の方向性

指定地外の弘道館の藩校時代の範囲の保存管理の方向性

藩校時代の敷地範囲を保存していくために、周辺の関係機関との調整や、調査・検討を進める。

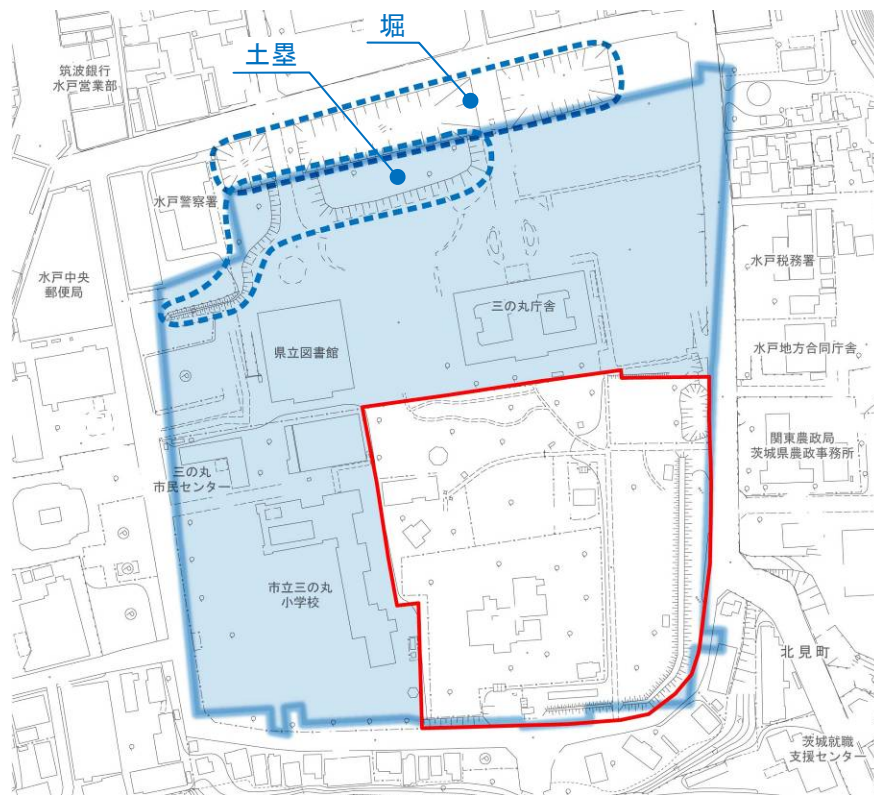


- ・ 地下遺構を確認するための発掘調査の実施に向けた関係機関との調整を進める。
- ・ 遺構保存のために、特別史跡の追加指定に向けた調査・検討・調整を進める。

イ) 保存管理の方法

江戸時代当時に国内最大規模であった藩校時代の敷地の範囲は、「弘道館全図」等の藩校時代の範囲を示す資料や、指定地周辺に残された堀や土塁等の物証から推定でき、弘道館の敷地は特別史跡指定範囲の周辺に及んでいたことが明らかになっている。これらの周辺地域は、「旧弘道館」の本質的価値に密接に関わることから、周辺の既存施設の改修や改築時に発掘調査を実施して遺構の把握を行うよう関係機関と調整を進め、長期的に追加指定に向けた調査・検討を進める。

また、藩校時代の敷地境界に残る県指定史跡の堀や土塁は、当時の敷地の広さを示すとともに、水戸城内三の丸に開設された状況を知ることができ、当時の情景を体感できる遺構として重要であるため、弘道館に関連する要素として特別史跡への追加指定に向けた検討・調整を進める。



特別史跡指定範囲

「弘道館全図」に示された敷地範囲

※「弘道館全図」に描かれた範囲の外側の線を、正庁を基点として重ねたもの。



図 6-3：弘道館の藩校時代の敷地の推定範囲

### 3. 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。

なお、文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を巻末の資料編に掲載する。

#### （1）管理・保護に関する手続き

文化財保護法及び規則に記載されている管理・保護に関する諸手続きを以下に示す。

表 6-3：維持管理に関する諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任, 解任	届出	20日 以内	法第119条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条, 第2条
所有者の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条
管理責任者の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条
所有者（管理責任者）の氏名, 名称, 住所の変更	届出	20日 以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条
滅失, き損, 亡失及び盗難	届出	10日 以内	法第118条, 第120条, 第172条第5項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在, 地番, 地目, 地積の異動	届出	30日 以内	法第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更等	許可申請	-	法第125条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条, 第2条, 第3条
復旧	届出	30日 前まで	法第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条, 第2条, 第3条
	報告	遅滞 なく		
管理, 修理等に関する技術的指導	依頼	-	法第118条, 第120条	国宝, 重要文化財等の管理, 修理等に関する技術的指導に関する規則第3条



## （2）現状変更等に関する手続き

国指定の史跡指定地においては、「文化財保護法」（以下、法）第125条第1項の規定に基づき、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。そのため、「旧弘道館」における現状変更等の取扱いについて以下のように設定する。

### ①法令に基づく申請・許可の内容

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を以下に示す。

表 6-4：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限を有する者
1. 文化財保護法 第125条 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） i) 下記2及び3以外で、史跡等の保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
2. 文化財保護法施行令 第5条 第4項 （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務のうち、「旧弘道館」に関連する事項に関するものを掲載） i) 小規模建築物 <sup>※1</sup> で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ii) 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 <sup>※2</sup> 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） iii) 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 iv) 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 v) 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。） vi) 木竹の伐採	水戸市教育委員会
3. 文化財保護法第125条 i) 維持の措置 <sup>※3</sup> ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微なもの	許可が不要

※1：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120m<sup>2</sup>以下のもの。

※2：改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

※3：文部科学省令第11号：文化財保護委員会規則第10号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則：維持措置の範囲）に基づく

## ②現状変更等の対象行為

法第125条第1項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、「旧弘道館」で想定される行為を以下に整理する。

### ア) 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

「旧弘道館」において想定される現状変更には以下の行為がある。

- ア 建築物の新築，増築，改築，除却，色彩の変更
- イ 工作物の設置，改修，除却，色彩の変更
- ウ 土地の掘削，切・盛土等土地の形質の変更
- エ 木竹の伐採，植栽，移植
- オ 土石類の採取
- カ 発掘調査等各種学術調査，文化財の保存・活用等に係わる行為

### イ) 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

「旧弘道館」において想定される保存に影響を及ぼす行為には以下の行為がある。

- ア 歴史的建造物への構造上安全許容度を超える重量物の搬入・通行
- イ 遺構上（地上・地下遺構を問わず）における重量物の搬入・設置・通行
- ウ 歴史的建造物・土木建造物の隣接地における振動を与える行為
- エ 地下及び地上遺構のある史跡指定地隣接地での掘削を伴う行為
- オ その他遺構の劣化を促進させる恐れのある行為

## (3) 現状変更等の取扱いの許可基準

「旧弘道館」の現状変更等の取扱いの基本方針を以下に示す。

### ＜現状変更等の取扱いの基本方針＞

- ①原則として、特別史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査，史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。
- ②ただし、公益上，史跡見学の便益上，現在の土地所有者の宗教活動上，必要な現状変更等については，史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることがある。
- ③現状変更等については，当該指定地内でなされる必然性があること，その内容・規模等が必要最小限であり，史跡としての景観の保全に配慮するなど，史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。
- ④各種現状変更等に際しては，原則として計画段階から茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議を行うものとする。
- ⑤建築物・工作物の新築（設置），増築，改築（改修），色彩の変更の場合は，史跡内及び周辺との景観に配慮し，景観法に基づく水戸市景観計画の記載内容に準ずるものとする。

基本方針に基づく「旧弘道館」における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為と許可基準を以下に示す。

なお、言及されていない事案については、茨城県教育委員会や水戸市教育委員会、必要に応じて文化庁やと協議を行うものとする。また、現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の発掘調査又は水戸市教育委員会の立会等を要する。発掘調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

### ①現状を変更する行為の許可

「旧弘道館」を構成する要素の整理において、「本質的価値を構成する諸要素」及び「本質的価値に密接に関わる諸要素」に分類された各要素の確実な保存を前提に実施する以下の行為については許可を受けることができる。

#### ア) 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

- ・遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるとともに、専門家等の指導を受け、実施するもの。

#### イ) 史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為

- ・施設の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、史跡の本質的価値を減じることのないこと。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

##### <対象となる行為の例>

- ・法第115条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策
- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧
- ・史跡の保存管理・整備・活用のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備・活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

#### ウ) 特別史跡指定地内の既存宗教施設での宗教活動上必要な行為、史跡見学者の便益に関わる行為

- ・遺構等史跡の本質的価値を構成する要素の保存、史跡としての景観の保全・調和に対する配慮がなされていること。
- ・計画段階で茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議・調整を行うこととし、便益的施設の新築、改築は専門家等の承認を得たものとする。

##### <対象となる行為の例>

- ・宗教活動上必要な建築物、工作物の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更
- ・史跡見学者の便益に関わる建築物、工作物（便益的施設）の増築・改築（改修）・除却・色彩の変更、土地の形質の変更

### ②保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為については、可否の判断が難しいことから個々の事案ごとに茨城県教育委員会や水戸市教育委員会等の関係機関と事前協議し判断するものとする。

#### （4）現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為を以下に示す。

##### ①植物管理

- ア 草本類の管理（芝刈，草刈，笹刈，除草，植替え，株分けなど）。
- イ 整枝剪定，刈込みなどの樹木の手入れ。
- ウ 安全管理のために行なう枯損木の伐採，枯枝の除去。
- エ 遺構や建造物などの保存や景観に影響を及ぼす，実生木や支障木の除去。

##### <留意事項>

- ・処理において地形の変更（掘削・盛土）を伴わないもの。
- ・処理において周辺の特別史跡を構成する建築物及び構造物等に影響を与えないもの。
- ・処理において抜根を伴わず，地表面や地下部分に影響を与えないもの。
- ・処理の対象が重要な植物（役木や由来木等）ではないもの。  
（重要であるか否かは，専門家の指導・助言を得ながら判断する）
- ・安全管理上必要となる，支障木・枯損木・枯枝の除去で，その都度行うもの。

##### ②地表面・園路の維持管理

- ア 園路や広場に発生する水溜りなど，本来の地形の改変を伴わない補修的な埋戻し及び不陸の整正。
- イ 土留柵など地形の改変を伴わない応急処置で，表土流出を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
- ウ 階段・園路・法面下などに二次的に堆積した土砂の除去で，本来の地形の改変を伴わないもの。
- エ 階段・園路の構造やデザインの変更を伴わない補修で，原状に回復することを目的とするもの。
- オ 園路に付帯する縁石や側溝などの構造変更を伴わない補修で原状に復することを目的とするもの。

##### <留意事項>

- ・本格的な整備事業が行われるまでの間，現状を悪化させないための維持的補修。
- ・公開に伴い，安全管理の予防措置として行う性格が強いもので，地表及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

##### ③工作物などの維持管理

- ア 管理運営上必要な施設として設置された囲柵・外柵・仕切柵などで，同質かつ同規模のもの  
の維持的補修。
- イ 公開上必要なものとして設置された案内板・制札版・解説版・誘導標識などの維持的補修。
- ウ 管理運営上必要なベンチ等の小規模工作物の維持的補修。

##### <留意事項>

- ・管理運営上または公開上の必要により設置された工作物の維持的補修で，材料・形状寸法・  
位置等に変更を伴わないもの。
- ・材料の耐用年数により周期的に行う，竹垣・板垣・外柵等の維持的補修。
- ・外観・色調・デザイン等の変更を伴わない，補修または塗装（塗替え）。
- ・部分的な部材の交換等，地表面及び地下部分に影響を与えない工作物の維持的補修。

#### ④管理運営施設の維持管理

- ア 建造物や工作物の落書き消し、搔きキズの補修などの小規模な修繕。
- イ 建造物や工作物の同一壁面または同一屋根面における同一素材部分の外観の変更を伴わない塗装または屋根材の修繕など。
- ウ 運営管理のための建造物の内装及び屋内諸設備の維持的補修。
- エ 便所などにおける利用上の支障を解消するために行う維持的補修及び安全管理上行なうタイルの張替えなどの軽微な修繕。

##### <留意事項>

- ・歴史的建造物又は復元された建築物・構造物を除く。
- ・利活用において当該施設に期待される最低限の質や雰囲気を維持するために行う修繕。
- ・汚れ・キズ・老朽などの周期的又は応急的に行う維持的補修。
- ・管理施設として位置付けられる非公開空間に存在する建築物の維持的補修。

#### ⑤催物に伴う仮設物の設置

- ア 催物に伴う仮設物で、設置及び撤去の際に土地の形状に変更を生じないもの。
- イ 仮設物の位置が史跡の利用の妨げにならず、形状・色彩が特別史跡の雰囲気に悪影響を及ぼさないもの。
- ウ 雪吊り・菰巻き・正月飾りなどのほか、催物期間内に設置される植栽用の装飾。

##### <留意事項>

- ・定例行事や本質的価値の理解を深めるために実施する催事であること。
- ・準備開始から撤去終了までの期間が概ね3箇月を超えない催事で、地形及び地下部分に影響を及ぼさないもの。

### (5) 現状変更等の手続きの流れ

「旧弘道館」の保存管理にあたって、必要となる諸手続きの流れについて、通常の実況変更等の手続きの流れと、緊急処理を要する可能性が高いき損・破損（以下き損等とする。）処理の諸手続きの流れについて以下に示す。

#### ①現状変更等の手続きの流れ（図 6-4）

現状変更等を行うにあたっては、事前に茨城県教育委員会や水戸市教育委員会と事前協議を行うことを基本とし、以下に示す流れで手続きを進める。

実際に建築行為等を行おうとする場合の事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階で実施する必要がある。

#### ②き損・破損時の手続きの流れ（図 6-5）

台風や大雨、地震等により緊急を要するき損等が起こった場合は、通常の実況管理で対処できる軽微なき損等を除いて、先ず、き損等の状況を迅速に水戸市教育委員会に報告し、き損届の提出を行う必要がある。また、発生したき損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について水戸市教育委員会と協議を行い、修理手法などの検討を行う（協議は、茨城県教育委員会や水戸市教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁と行う）。

修理手法が現状復旧であれば、復旧届を着工の30日前までに文化庁長官宛に提出し、修理を行う。但し、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要がある。

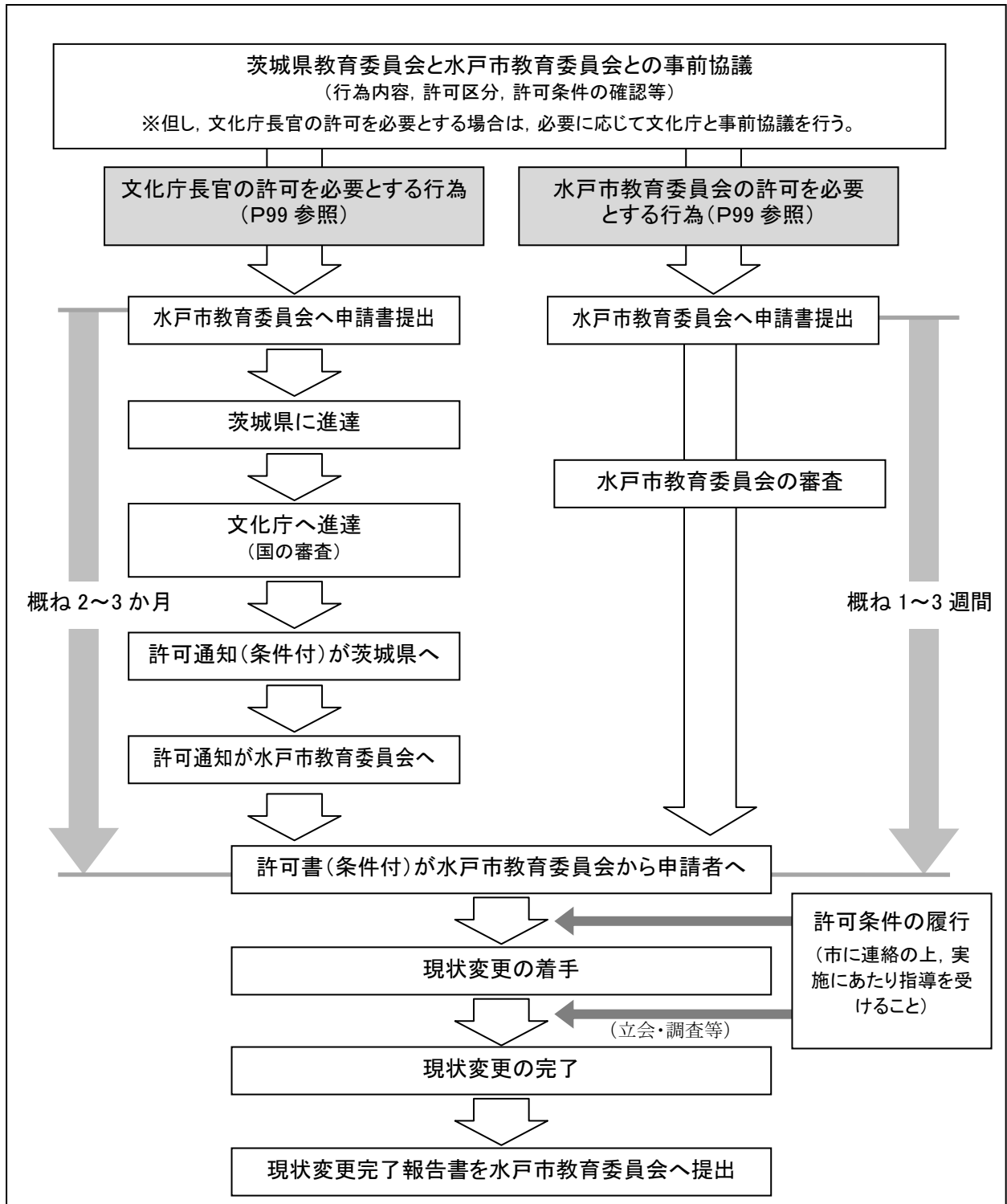


図 6-4 : 現状変更等の諸手続きのフロー図

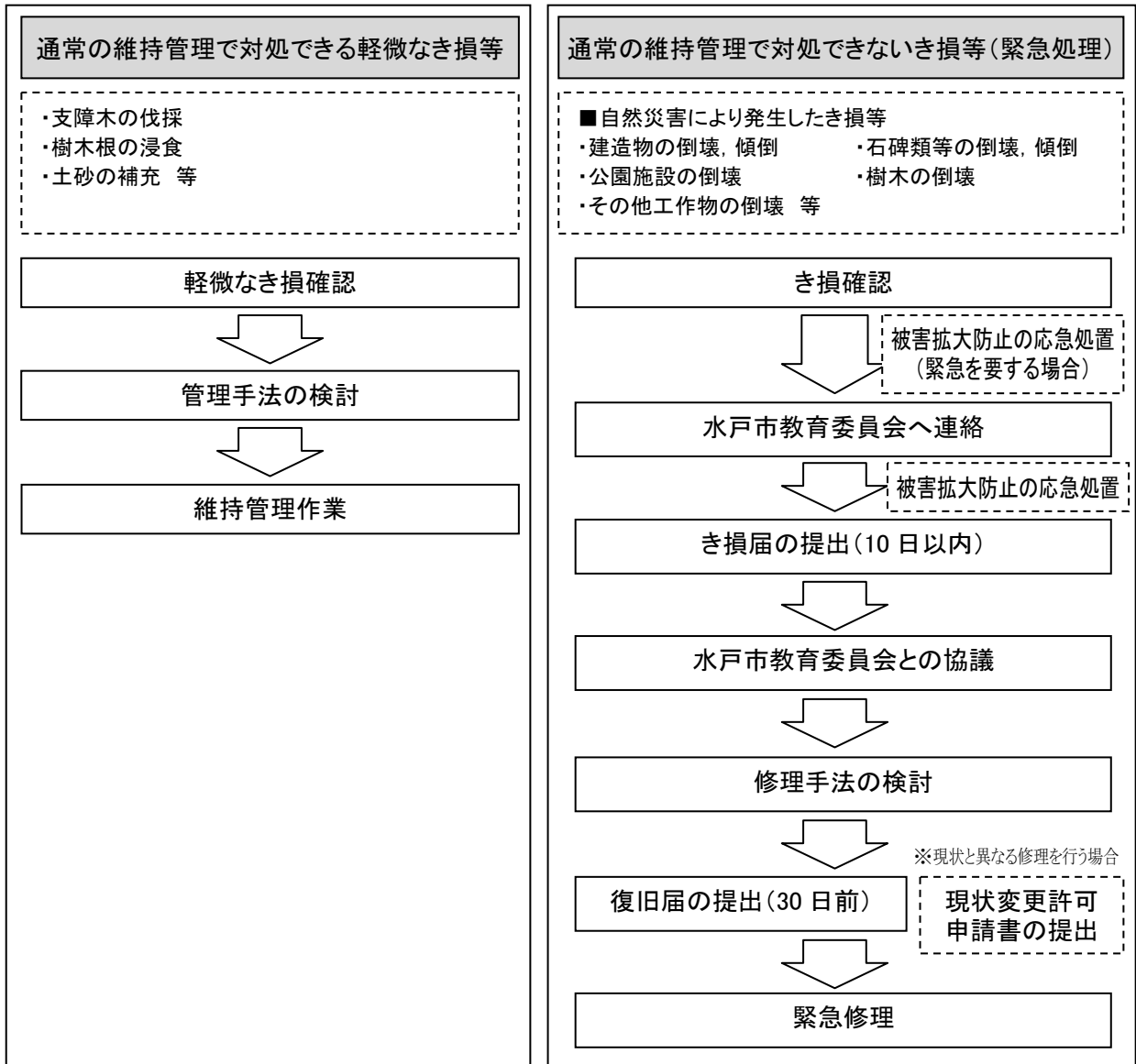


図 6-5 : き損・破損時の諸手続きのフロー図

## 4. 所蔵資料の保存管理

弘道館所蔵資料（資料総数 294 件、総点数 582 点）については、それらの適切な管理や公開等に向けた調査・検討が平成 18 年度・19 年度に実施されている。そのため、これらの過去の調査・検討結果を基に、今後の所蔵資料の取扱いの方向性について以下に整理する。

### （1）資料の保存管理

#### ①保存状況の把握と修復

所蔵資料の保存状況については、平成 18 年度に実施した保存に関する基礎調査で全ての所蔵資料を対象に、劣化状況を 5 段階で評価して修復の必要性を整理しており、劣化度が高く、「修復が緊要」、「修復が必要」、「修復が望ましい」と判断された資料は全体の 11%となっている。これらの調査結果に基づき、今後も保存状況を把握していくとともに、劣化が進行している資料については修復を行う。

##### ア) 所蔵資料一覧表の更新

- ・平成 18 年度に整理された所蔵資料の一覧表を活用して、資料の増減に合わせて随時更新していくとともに、定期的に保存状況を調査して、劣化状況を確認する。

##### イ) 所蔵資料の修復や複製（レプリカ）の作製

- ・修復保存が必要と判断される資料については、劣化の進行を防止し、資料の耐久性を付与するための処置を、早期に専門家による適切な方法で実施する。
- ・修復を必要とする資料や特に重要な資料で展示資料として欠かすことができない資料については、複製（レプリカ）を作製して展示し、原資料は保管室等で保管する。

#### ②保存環境の改善

弘道館所蔵資料の保管は、管理事務所の保管室と番所や館内の一部を倉庫として使用している状況であるため、収蔵環境の改善を図り、適切に所蔵資料を保管する。

##### ア) 収蔵環境の改善

- ・既存施設内に新たな収蔵環境が整ったスペースを確保することは困難なため、現在の収蔵環境の改修や収蔵方法の改善により、温湿度、防犯、埃、劣化対策を行う。
- ・特に学術的に価値が高い資料については、茨城県立歴史館等の充実した収蔵機能を持つ場所への移管を検討する。

##### イ) 将来的な収蔵施設や展示施設の設置

- ・将来的に、保存環境が整った収蔵施設や展示施設を新設するために、ガイダンス施設等の他の施設の設置と合わせて検討を進める。

### （2）資料の公開

所蔵資料の半数近くは建造物内で露出またはケース内で展示公開されているが、いずれの場合も現在の設備環境では適切な保存環境とはいえない状況であるため、展示環境の改善を図り、適切に所蔵資料の保管と公開を両立させる。

また、所蔵資料の閲覧については、これまで大学や研究機関を対象にした特別閲覧のみであった



が、今後は資料の増加や弘道館の認知度向上に伴い閲覧要望が増加することも考えられるため、閲覧体制の整備に向けた検討を進める。

#### ア) 展示環境の改善

- ・室内または展示ケース内の温湿度環境、埃・虫対策や紫外線等の対策をするために、展示スペースや展示ケースの改修を行う。
- ・劣化が懸念される資料で学術的に価値が高い資料については、複製（レプリカ）を作製して展示する。

#### イ) 閲覧体制の整備に向けた検討

- ・所蔵資料の閲覧利用に対応するために閲覧手順等のシステムや、閲覧者・閲覧資料の制限、手続き等を定めた閲覧要項の策定、職員の対応方法、閲覧場所の設定等の閲覧体制の整備に向けた検討を進める。
- ・より多くの人々が所蔵資料を検索・閲覧できるように、所蔵資料一覧表を基に、画像や基礎情報を追加したデータベースを作成し、特定の場所やインターネットを通じた公開に向けた検討を進める。

## 5. 調査・研究

弘道館は、近代以降多くの人々の調査・研究対象となり、様々な視点から数多くの研究成果がまとめられている。今後も、本質的価値や遺構等の状況を明らかにしていくために、弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究を進めるとともに、将来的にはそれらの成果を集約し、より多くの人々に弘道館や水戸藩のことを理解していただくことを目指していく。

また、弘道館の「最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校」としての本質的価値をより明らかにしていくためには、藩校をはじめとする近世の他の教育機関との比較や水戸藩の学問・教育が与えた影響についての調査・研究を進めて、弘道館の最大規模や特色の内容を明らかにしていく必要がある。そのためには、調査や研究の対象を全国の藩校や近世の教育全般に広げていくことが望まれる。そして、近世に国内の代表的な教育機関であった弘道館を、将来的には藩校や近世の教育の総合的な調査・研究の場にしていくことも視野に入れて調査・研究を継続し、将来に向けて必要な体制を構築していく。

### ア) 資料調査の継続

- ・藩校時代の状況や、近代以降の変遷等、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる資料の収集や調査・研究を継続していく。

### イ) 発掘調査による遺構等の確認

- ・これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていないため、地下遺構の把握と保存や、陥没や漏水等が生じている地盤の適切な保存管理に向けて、発掘調査等の地下の状況把握の調査を進める。

### ウ) 調査・研究成果の公開と集約

- ・調査・研究で得られた成果を積極的に公開し、地域住民や来訪者と弘道館の価値を共有する機会を設ける。
- ・これまでの出版物や研究論文等の調査・研究成果を収集して、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる調査・研究情報の集約化を進める。

### エ) 調査・研究組織の設立

- ・将来的な調査・研究成果の保管や公開施設の設置や、調査・研究の継続と充実化に向けて、必要な予算、人員、施設の確保について検討する。

## 6. 周辺環境の保全

特別史跡指定地及び「旧弘道館」の本質的な価値の保存・活用に影響する周辺一帯は、水戸市都市計画マスタープランで「弘道館・水戸城跡周辺地区」として、風格の感じられる歴史的景観に取組む地区に位置付けられている。

また、水戸市景観計画においても、「重点的に景観形成を図る地区」である「三の丸周辺地区」に位置付けられており、「旧弘道館」周辺からの眺望景観として、正門から旧県庁方向の眺めを保全するため、建築物の高さに関する強制力のある規制について検討することが記載されている。

そのため、今後、これらの水戸市の取組みと連携して、周辺地域の景観保全を進めていくとともに、指定地隣接部の藩校時代の敷地の範囲については、弘道館に関連する範囲として長期的に追加指定に向けた調査・検討を進める。

## 第7章 活用

### 1. 活用の方向性

#### (1) 現状・課題

指定地は、現在、都市公園として有料開放区域と無料開放区域の2つの区域に分けて公開されており、両区域や周辺の弘道館跡地にある施設との連携や誘導を考慮した公開方法が課題となっている。

有料開放区域では、建物の公開と建物内での所蔵資料の展示やイベントなどを行っており、区域内では水戸拓や弘道館関係書籍、土産品などを扱う売店が営業している。

有料開放区域内で実施しているイベントは、仮開館（8月1日）や本開館（5月9日）の日の記念イベントや江戸時代の授業体験等の弘道館の歴史や藩校時代の行事等に基づいたイベントが開催されている。

無料開放区域及び鹿島神社境内は、終日出入りが可能であるが、孔子廟内及び八卦堂内は通常非公開で、イベント時に特別公開をしている。

また、弘道館公園は、水戸の梅まつりの会場のひとつとして活用されており、まつり期間中は、正門の開放やライトアップ、和楽演奏、公開講座等のイベントを実施している。

平成27年（2015）の日本遺産の認定後は、有料開放区域への入場者も増加傾向にあり、今後も東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、国内外からの来訪者の増加が見込まれる。そのため、展示の充実やリーフレットの配布、イベントの開催等のソフト展開や、駐車場確保や交通システム改善、水戸市の取組みや日本遺産としての広域的な連携に向けた取組み等、増加する来訪者への情報提供や利便性向上を図っていく必要がある。

#### (2) 方向性

##### 活用の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目標にして後世に継承していく。

- 指定地内の有料開放区域と無料開放区域や周辺の関連施設・資源との一体的な利用を図り、周辺の街並を含め藩校時代の弘道館を体感してもらう場所としての公開・活用を行う。
- 来訪者に本質的価値を効果的に伝え、的確に理解していただくために、弘道館や水戸藩の学問・教育や創建者の意図についての適切な情報提供を行う。
- 藩校時代の弘道館を体感していただくために、既存のイベントを継続し弘道館や水戸藩の学問・教育に関わるイベントを積極的に開催していく。
- 「旧弘道館」の本質的価値の理解を深め、保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、教育プログラムの企画・開発等、学校教育や社会教育への積極的な活用を図る。
- 本質的価値の顕在化のために、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿の再現に向けた調査や検討を進める。
- 歴史まちづくりを進める水戸市の取組みや日本遺産等の広域的な関連施設・資源と、情報提供やイベント開催等の連携した積極的な活用を図る。

## 2. 活用の方法

### (1) 公開方法

#### ①公開範囲

現在の公開方法を基本として、特別史跡指定範囲全域を公開範囲とする。

#### ア) 有料開放区域

- ・歴史的建造物や復元建造物内を常時公開する正庁・至善堂地区は、建造物等の管理のために有料開放区域とする。
- ・今後、来訪者数の集中等により、建造物の保存に影響を与える恐れが生じた場合は、入場者の制限を検討する。

#### イ) 無料開放区域

- ・正庁・至善堂地区以外の区域は、管理上立ち入りを禁止する範囲以外は、終日出入りが可能な区域とする。
- ・鹿島神社の境内は、宗教活動に影響を与えない範囲での公開を基本とし、現況と同様に公園区域との境界に柵等を設けずに、一体的な公開を行う。
- ・無料開放区域内の孔子廟と八卦堂の内部については、通常は非公開とするが、イベント開催時等の特別公開を継続するとともに、孔子廟表門を開門して孔子廟の外観を望める公開方法や、祝日・祭日等を対象とした定期的な内部公開も検討する。

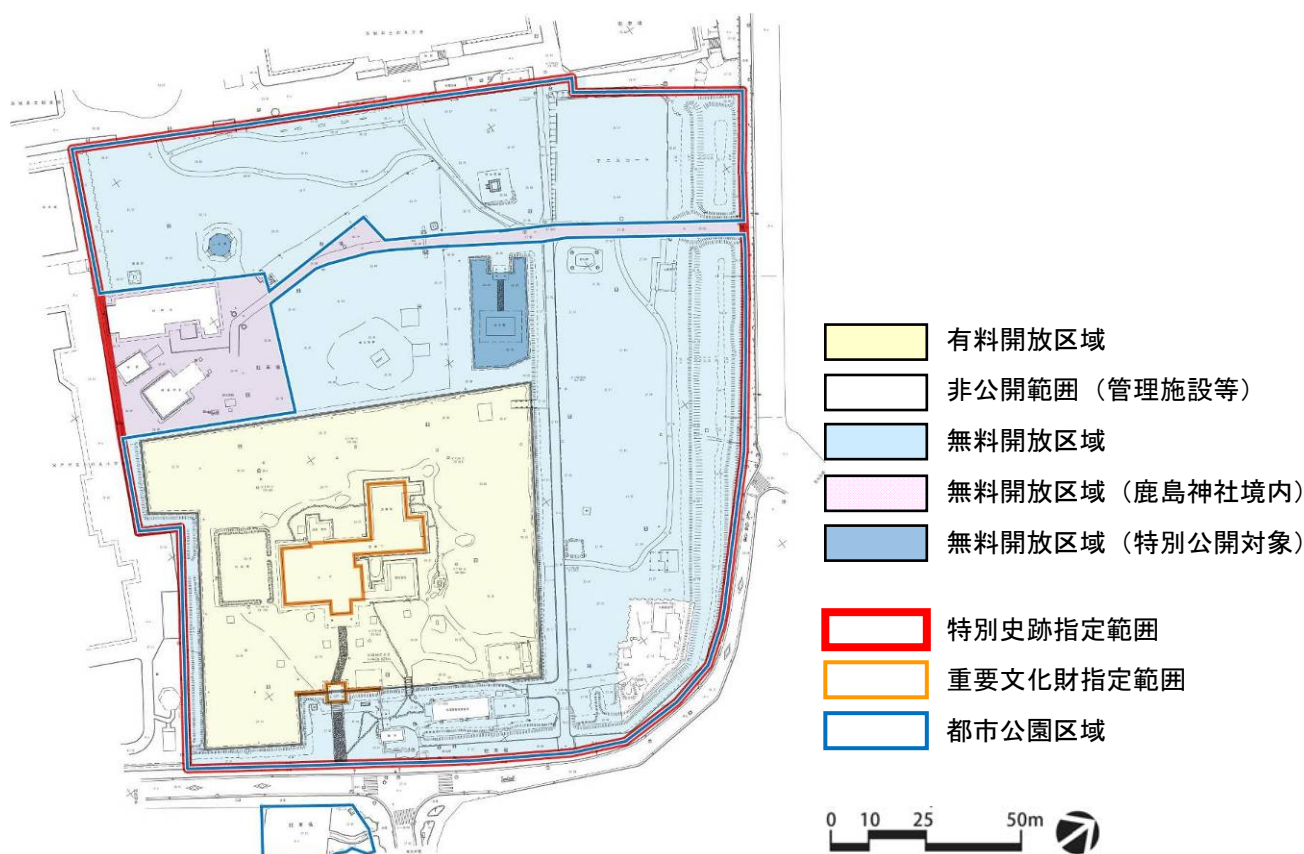


図 7-1：公開範囲及び動線計画図

## ②動線及び順路

特別史跡指定地内の動線については、指定地内施設や周辺施設との接続を考慮して、当面は既存の園路を活用しつつ、有料開放区域と無料開放区域や周辺の藩校時代の敷地範囲との一体的な利用を考慮した順路設定や、バリアフリー対策、園路舗装の改修等の改善を図る。

### ア) 特別史跡指定地内や周辺との一体的な利用を図る回遊ルート設定

- ・歴史的建造物や石碑類等の本質的価値を構成する各要素や、周辺の弘道館に関連する要素を巡るルートについて、水戸駅からの動線や周辺地域における水戸市の取組みを踏まえて検討し、ガイダンス機能や駐車場の検討と合わせて標準的な順路を設定する。
- ・有料開放区域から無料開放区域への誘導を図るために、土塀の管理用出入口等の既設の出入口を有料開放区域の退出専用口として活用して、正庁・至善堂地区と文館地区を結ぶ来訪者の動線を新たに確保する。

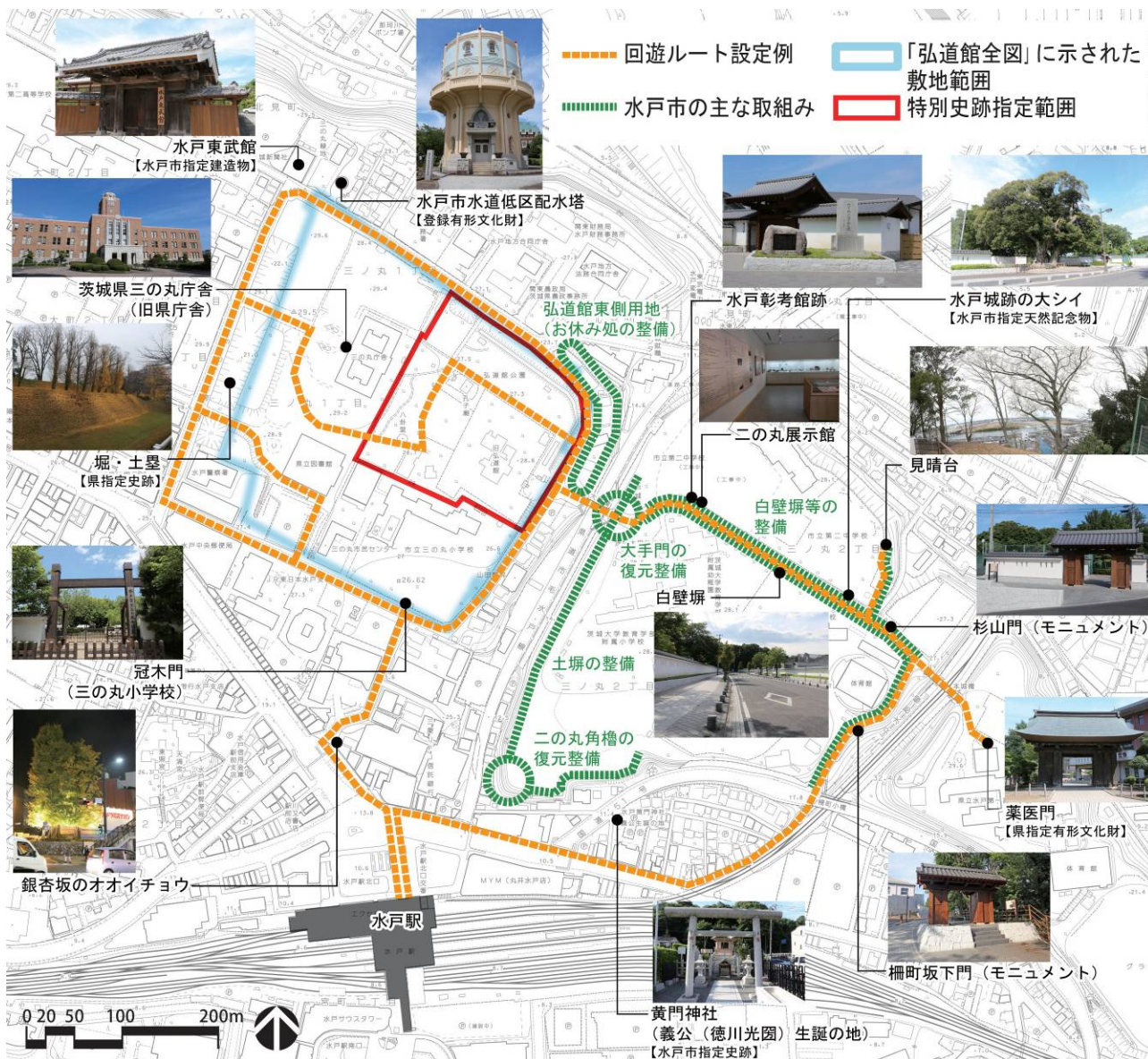


図 7-2 : 一体的な利用を図る回遊ルートの設定例

#### イ) 指定地内動線のバリアフリー化

- ・都市公園の施設設置基準に適合した各地区を車いすで巡ることが可能なルートを、本質的価値を構成する各要素の改変を伴わない範囲で確保する。
- ・既存の屋外の動線上で車いすの通行が問題となる入口地区と正庁・至善堂地区の区間は、入口地区北側の管理用斜路や土塀の管理用出入口から入場できるように、斜路のスロープ化や券売窓口からスロープへの通路を確保する。
- ・車いす利用者の正庁、至善堂等の屋内利用については、屋内専用の車いすへの乗換えを基本とし、今後の重要文化財建造物の保存活用計画検討時に、入口への車いすりフトの設置や屋内への仮設スロープの設置等のバリアフリー対応を検討する。
- ・既設園路については、不陸部や舗装損傷部の改修や、砂利舗装部への砂利舗装材導入等により通行しやすい園路に改善する。
- ・車いす利用者の動線確保や、指定地内の回遊動線を確保するために新たに園路を整備する必要がある場合には、地下遺構及び地形に影響を与えないように簡易舗装等で整備する。

#### ウ) 将来的な園路再現

- ・既設園路は、公園利用上や文化財の見学用に整備された公園施設であり、藩校時代の園路(動線)とは異なる。そのため、将来的には、藩校時代の諸施設の再現に合わせて、園路や鹿島神社境内の参道についても「弘道館全図」等を基に藩校時代の状況を再現して、当時の人々が歩いた動線を体感できるようにする。
- ・動線の再現にあたっては、既存園路の地域住民等の市民の利用状況やニーズを考慮しつつ、動線の複雑化や乱立を防ぐとともに、早期に実施するバリアフリー化や既存園路の改修と、将来的に再現する園路の整備時期の調整を行い、効率的・効果的に整備を進める。
- ・また、園路は、舗装の使い分け等により、再現した園路と利用上設置している園路の違いが視覚的にわかるように整備する。

### ③ 駐車場

特別史跡指定地への車を使用した来訪者を考慮して、当面は指定地内や北側に隣接する茨城県三の丸庁舎駐車場等の既設の駐車場を利用するが、将来的な藩校時代の再現を目指していく中で、指定地内の駐車場は廃止して一般車両の進入を禁止する。

#### ア) 周辺地域での駐車場確保

- ・周辺の資源や施設との連携と合わせて、周辺地域での駐車場の確保について、水戸市等と調整・協議を進める。

#### イ) 将来的な指定地内の一般車両通行の廃止

- ・管理事務所西側の指定地内の駐車場については、藩校時代の再現に合わせて廃止する。

(2) 情報提供の充実

来訪者に本質的価値を効果的に伝え、指定地内や周辺を巡り、一体的な利用を図りながら理解を深めていく段階的な情報提供方法を設定し、各段階において適切な情報提供や案内誘導を行う。

場所等	情報提供の段階	情報提供の方法		
		短期	中長期	
指定地外	第1段階 弘道館を知るための情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定地外で弘道館の概要やアクセス方法等の情報を提供して、来訪のきっかけづくりを行う。</li> <li>●水戸駅や周辺施設でアクセス方法等の情報を提供して、来訪者を「旧弘道館」に誘導する。</li> </ul>		
指定地内	無料開放区域 (または指定地周辺)	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>●史跡の案内や弘道館の概要についてのガイダンスを実施して全体像を把握する。</li> </ul>		
	有料開放区域	第2段階 弘道館の全容を把握するための情報	既存施設を活用したガイダンス機能の確保	ガイダンスの専用施設の設置
	無料開放区域	第3段階 弘道館の価値を理解するための情報	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>●実際に歴史的建造物や復元建造物の現物に触れ、屋内展示の解説により、「旧弘道館」の本質的価値を理解する。</li> </ul>	
指定地内	無料開放区域	第4段階 価値の理解を深めるための情報	建造物内や区域内施設の解説・展示の充実	展示の充実化に向けた展示計画の策定
	無料開放区域	第5段階 価値の理解を深めるための情報	誘導案内 <ul style="list-style-type: none"> <li>●ガイダンスや有料開放区域で得た知識を基に、無料開放区域の歴史的建造物等の現物を見ることで、本質的価値の理解を深める。</li> </ul>	
指定地外 (周辺の藩校時代の敷地)	第6段階 さらに価値の理解を深めるための情報	屋外での歴史的建造物や藩校時代の土地利用・施設の解説の充実	藩校時代の諸施設の再現による展示の充実	
指定地外 (周辺の藩校時代の敷地)	第7段階 さらに価値の理解を深めるための情報	藩校時代の敷地範囲や関連施設・資源の解説の充実	追加指定や用地取得を進めて、長期的な施設の再現を目指す	

図 7-3 : 段階的な情報提供のフロー



## ①指定地外における情報提供

指定地外で弘道館の概要やアクセス方法等の情報を提供して、来訪のきっかけづくりを行うとともに、来訪者を「旧弘道館」に誘導する。

### ア) 弘道館の概要やアクセス方法の情報提供

- ・弘道館事務所のホームページやSNS※（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の充実化により、インターネットを活用した情報提供を充実させる。

※SNS

SNSとは「Social Network Service」の略であり、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことを言う。（国土交通省ホームページより）

### イ) 周辺施設からの案内誘導

- ・水戸駅や常磐自動車道のサービスエリア等の「旧弘道館」へのアクセスルート上の諸施設や、水戸市内の観光施設等へのパンフレットの設置や各施設からのルート上への案内表示を充実させて、案内誘導を図る。

## ②ガイダンスの実施

史跡の案内や弘道館の概要等の全体像を把握するためのガイダンス機能について、短期的に既存施設を活用して機能を確保するとともに、将来的には専用施設の設置について検討を進める。

### ア) 既存施設等を活用したガイダンス機能の確保

- ・特別史跡指定地内で現在倉庫として使用されている番所や、指定地西側に隣接する茨城県三の丸庁舎（旧県庁舎）内、水戸市が特別史跡指定地周辺で検討を進めている弘道館東側用地等を活用して、ガイダンス機能の短期的な確保について調整を進める。
- ・ガイダンススペースでは、映像展示や模型展示により史跡や藩校時代の敷地の全体像を把握できるようにするとともに、正庁・至善堂地区で実施する展示と役割分担をして、見学に必要な史跡の総合的な案内や本質的価値の理解に必要な解説・展示を行う。

### イ) 将来的なガイダンス施設の設置

- ・将来的なガイダンスの専用施設の設置について、調査・研究体制の充実や、収蔵・展示、イベント等の開催スペース、休憩等のサービス施設の設置と合わせて検討を進める。

## ③有料開放区域における情報提供

有料開放区域は、歴史的建造物や復元建造物に触れて体感できるように、建物内部の公開を継続するとともに、各施設に対する解説や展示を充実させて、「旧弘道館」の本質的価値を理解する場として活用する。

### ア) 建造物内や区域内施設の解説の充実化

- ・歴史的建造物・復元施設内の諸室の解説や区域内の各施設の解説を行う解説板を設置する。
- ・解説板は、藩校時代の体感の場としての歴史的な雰囲気や景観を損なわないように、形状や表記方法等のデザインを統一し、音声ガイドやQRコード・発信機の導入によるテキスト・動画の配信サービス等のICT（情報・通信）技術を併用して必要最低限の設置とする。
- ・解説の外国語表記については、解説板の大型化を防ぐために、日本語と英語を基本に必要な最低限の言語表示とし、配信サービス等のICT技術やパンフレットの配布等により多言語サービスを行う。

#### イ) 建造物内や区域内施設の展示の充実化

- ・展示については、現状では屋内の展示スペースの拡大が困難なため、当面は現在の展示スペースを活用して、映像展示の導入や、展示資料や配列順の変更等により展示内容の改善を図る。

#### ウ) 展示の充実化に向けた展示計画の策定

- ・展示内容やインフラ等の展示環境の改善に向けて、ガイダンス機能や施設の整備に合わせて、短期及び中長期の展示計画を策定する。

### ④無料開放区域における情報提供

無料開放区域は、歴史的建造物等の各施設に対する解説や藩校時代の土地利用・施設の解説を充実させて、区域を巡ることで本質的価値の理解を深めることができる場として活用する。

#### ア) 歴史的建造物や藩校時代の土地利用・施設の解説の充実化

- ・歴史的建造物等の各施設に対する解説や藩校時代の土地利用や施設の解説を行う解説板を設置する。
- ・有料開放区域内の解説板と形状や表記方法等のデザインを統一させて、藩校時代の体感の場としての歴史的な雰囲気や景観を損なわないようにする。
- ・藩校時代の体感の場として、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等の映像を用いた藩校時代の風景体験の方法を検討する。

#### イ) 将来的な藩校時代の再現による展示の充実化

- ・将来的には失われた藩校時代の諸施設を再現して、本質的価値の顕在化を図り、展示を充実させる。

### ⑤指定地周辺に対する情報提供

特別史跡指定地の見学後に周辺を巡ることで広大な敷地を体感できるように、藩校時代の敷地範囲や藩校時代から残る堀や土塁の解説等の情報提供を行う。

#### ア) 弘道館藩校時代の敷地範囲の解説

- ・藩校時代の敷地範囲や藩校時代から残る堀や土塁等の周辺の関連施設・資源を解説するパンフレットを作成する。
- ・北・西側の公園入口となる園路付近に、周辺地域の案内・解説板を設置して、周辺を巡るルートを案内する。

### ⑥誘導案内

来訪者に本質的価値を効果的に伝え、藩校時代を体感していただくために、段階的な情報提供に合わせた適切な案内誘導を行う。

#### ア) 指定地内の誘導案内

- ・段階的な情報提供に基づき設定する順路について、総合案内板や誘導案内板を設置して誘導案内を行う。
- ・案内表示は、日本語と英語及びピクトグラムによる対応を基本とし、今後の来訪者の動向により特に需要のある言語の表示を必要に応じて検討するほか、ICT技術を用いた配信サービス等やパンフレット等の配布による多言語サービスを行う。

#### イ) 指定地周辺の誘導案内

- ・周辺の関連施設・資源への誘導について、水戸市と連携して案内板等の設置を進める。

### (3) イベント等の開催

弘道館で行われている既存のイベントを継続して、恒例イベントとして定着させていくとともに、より多くの人々に藩校時代の弘道館を体感していただくために、弘道館や水戸藩の学問・教育に関わる企画イベントを積極的に開催していく。

#### ア) 恒例イベントの継続

- ・弘道館の本開館・仮開館の日記念イベント、所蔵書籍の曝書、八卦堂・孔子廟の特別公開、市民団体による講座、水戸の梅まつりの期間中の正門開放・ライトアップ・和楽演奏・公開講座等のイベント等の現在定期的に実施しているイベントを恒例イベントとして定着させる。

#### イ) 体験イベント等の充実

- ・文館や武館で行われていた授業や、孔子廟で行われていた<sup>せきてん</sup>積奠等の行事を企画して、藩校時代に行われていた教育や行事等を再現するとともに、来訪者が参加できる体験イベントや水戸藩や藩校等の近世の教育に関するイベント等を充実させる。

#### ウ) 企画展示の充実

- ・本質的価値の理解を深めるために、弘道館や水戸藩の歴史、弘道館にゆかりのある人物に関する企画展示を充実させる。
- ・発掘調査等の調査や研究で得られた成果を積極的に公開し、地域住民や来訪者と弘道館の価値を共有する機会を設ける。

### (4) 学校教育・社会教育との連携

弘道館が市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきたことを学び、自分たちが住んでいる地域の貴重な財産として、本質的価値の理解を深め、保護に対する意識向上や誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、教育プログラムの企画・開発等、学校教育や社会教育への積極的な活用を図る。

#### ア) 子どもへの普及啓発

- ・弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史に関する小冊子の作成や社会科副読本の内容強化等、郷土学習の教材の開発に向けて、水戸市教育委員会との連携を図る。
- ・「旧弘道館」を学校教育の校外学習の場として活用するために、水戸市教育委員会との連携を図るとともに、誘致に向けた広報活動を行う。

#### イ) 教育機関等との連携や教育関係者への普及啓発

- ・県内の大学等の教育機関や研究機関等と連携を図り、弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究や教育プログラム、活用メニューの企画・開発・運営について、専門家や学生との共同プロジェクト等を実施する。
- ・弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史を学校教育の場で子どもたちに伝えていくために、小中学校の教員等の教育関係者を対象とした講習会の開催や教員研修の場としての活用に向けて、茨城県・水戸市教育委員会との連携を図る。

### ウ) 社会人への普及啓発

- ・弘道館の歴史や水戸藩の教育をテーマにしたシンポジウムや講座、見学ツアーを企画する。
- ・企業セミナー、新人研修、管理職研修の開催等、自己啓発の場としての活用に向けた企画検討や広報活動を行う。

## (5) 公園施設の活用

特別史跡指定範囲内には、都市公園として休養施設、便益施設等の公園施設が整備、管理されている。本質的価値を構成する諸要素以外の要素として位置付けられるこれらの施設については、本質的価値との関係性等も踏まえて取扱いを明らかにする。そして、活用上必要な施設については積極的な活用を図るとともに、来訪者の利便性を高めるために改善を図っていく。

### ①休養施設

#### ア) ベンチの改修

- ・園路沿いを中心に設置されているベンチについては、腐朽箇所が確認されている部分の補修・改修を行うとともに、施設の更新時にデザインや素材の統一化を図る。

#### イ) 既設の藤棚撤去と将来的な休憩施設の検討

- ・藤棚は、昭和 38 年（1963）の設置後約 50 年経過しており梁の腐朽等が生じているため、藩校時代の体感や歴史的な景観形成を考慮して撤去する方向で検討・調整を進める。
- ・将来的には、ガイダンス施設や、再現する施設の整備に合わせて、休憩施設の新設を検討する。

### ②便益施設

#### ア) 公衆便所の改修・建替え

- ・入口地区の管理事務所脇の公衆便所は、現状で大きな劣化・損傷がみられないため、便器の洋式化等の部分的な改修を行い利便性の向上を図り、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。
- ・文館地区の公衆便所は、昭和 62 年（1987）の設置後約 30 年経過しており通路の舗装の腐朽や不陸、扉の開閉不良等が生じているため、遺構の保存や文館の再現等の今後の整備に影響がない場所への建替えを検討する。

#### イ) 売店の継続と将来的な売店等のサービス施設の検討

- ・正庁・至善堂地区の売店については、水戸拓の伝承・販売所や来訪者へのサービス施設としての現状を考慮し、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。
- ・水戸市が特別史跡指定地周辺で検討を進めている弘道館東側用地の活用も含め、将来的なガイダンス施設や、再現する施設の整備に合わせて、休憩施設の指定地内外への新設を検討する。

### ③管理施設

#### ア) 管理事務所と倉庫・作業員詰所の継続

- ・入口地区の管理事務所や文館地区の倉庫・作業員詰所については、所蔵資料の保管や瓦等の資

材ヤードとして必要であるため、当面は現在の機能を継続するが、将来的な建造物の建替えが必要になった時点や等に特別史跡指定地外への移転や他の活用施設との供用を検討する。

- ・ボランティアガイド等のボランティアスタッフの休憩スペースの検討を進めるとともに、将来的な建造物の建替え検討時には、ボランティアの活動スペースを確保する。

#### ④その他施設

##### ア) テニスコートの撤去と跡地の活用

- ・文館地区のテニスコートは、藩校時代の体感や歴史的な景観形成を考慮して撤去する方向で検討・調整を進める。
- ・テニスコートは「弘道館全図」によると、藩校時代は広場と園路が中心の場所であるため、撤去後に発掘調査により遺構を確認して、藩校時代の園路の再現等の整備を行う。
- ・広場部分は、屋外でガイダンス等を行う場所として活用するとともに、文館地区の公衆便所の建替え場所としての利用を検討する。

##### イ) 利用者の安全対策

- ・指定地の公開にあたって、立入禁止場所への侵入防止柵の設置や、照明灯の改修等の利用者の安全管理上必要な施設を適宜整備する。

##### ウ) 梅林の維持・継承

- ・将来的に藩校時代の再現を行う範囲との調整を図りつつ、再現に影響がない場所への移植等により、水戸の梅の名所のひとつとして梅林を維持・継承していく。
- ・枝の枯損や樹勢が弱くなっている個体が多くみられるため、樹木診断を実施して必要な処置を行うとともに、指定地外で後継樹の育成を行う。

##### エ) 貯水槽の取扱いの検討

- ・貯水槽については、指定地内の防災上の施設の必要性を踏まえて、将来的な文館の再現と合わせて取扱いを検討する。

### (6) 藩校の時代の諸施設の再現

「旧弘道館」の本質的価値の顕在化に向けて、将来的には、指定地周辺も含めて藩校としての施設や制度が整った安政4年（1857）の本開館時の弘道館の再現を目標に失われた藩校時代の諸施設の再現を行う。

藩校時代の全体規模がわかる「弘道館全図」と現在の地形図を重ねると、特別指定地内の「文館」や指定地周辺の「武館」や「医学館」等の位置や規模を推測することができる（図7-4）。これら施設の再現は、史実や調査・研究結果に基づき実施することを前提に、十分な検討体制の下で長期的な事業として取り組む。

##### ア) 指定地内の諸施設の再現

- ・施設の再現にあたっては、発掘調査により遺構を確認して、その結果を踏まえて整備計画を進めるとともに、確認された遺構の保護対策を講じる。
- ・発掘調査や資料等の調査・研究結果により、復元展示に必要な情報が十分得られる場合は、都市公園法及び同法施行令の公園施設の設置基準を考慮しつつ、復元又は復元的整備による建造

物の再現を検討する。

- ・施設の再現の方法については、委員会等の専門家による協議が行える体制の下で整備計画を策定し、発掘調査に基づき、遺構への影響を考慮して、遺構展示（遺構露出展示・遺構複製展示）、遺構表示（平面表示・立体表示）、復元展示等の適切な方法を検討する。

イ) 将来的な指定地周辺の弘道館藩校時代の敷地範囲内の諸施設の再現

- ・特別史跡指定地周辺の藩校時代の敷地については、追加指定や用地取得に向けた協議・調整を進めた上で、長期的な視点で施設の再現を目指す。
- ・施設の再現にあたっては、指定地内の施設の再現と同様の方法で検討する。

ウ) 再現した施設の活用

- ・再現した施設は、公開するとともに、ガイダンス施設や、弘道館事務所が所蔵する資料の収蔵・展示施設、企画展示施設、講習会等を開催する施設、休憩等のサービス施設等としての活用を検討する。

エ) 発掘調査の公開

- ・遺構を確認するために実施する発掘調査の結果は、説明会等を開催して一般に公開するとともに、発掘期間が長期にわたる可能性もあるため、発掘中の公開も検討する。

表 7-1：失われた藩校時代の主な施設

区域		施設名	用途	現況
特別史跡指定範囲内	文館地区	①文館	学問の教場， 寄宿舎	梅林
		②土蔵（2箇所）	書籍等の保管庫	バックヤード他
	正庁・至善堂地区	③校舎・厨房	専門学科の教場， 調理場	梅林
		④土蔵（2箇所）	武具の保管庫	梅林
		⑤軍事局	軍事関係書籍・絵図等の保管庫	梅林
		⑥看街亭	見張のための物見	梅林他
特別史跡指定範囲外	⑦北門	弘道館への出入口	茨城県三の丸庁舎	
	⑧武館	武芸の教場	水戸市立三の丸小学校	
	⑨医学館	医学の教場， 診療所， 製薬所	水戸市立三の丸小学校 水戸市三の丸市民センター	
	⑩天文台	天文観測	水戸市立三の丸小学校	
	⑪天文方	天文・数学・地図の教場	水戸市立三の丸小学校	
	⑫三十間長屋	蘭学教師や小役人の居所	水戸市立三の丸小学校	
	⑬南門	弘道館への出入口	水戸市三の丸市民センター	
	⑭弓砲場	鉄砲， 弓の訓練所	図書館	
	⑮厩・厩方役所	馬の待機場	図書館	
	⑯砲場	鉄砲の訓練所	茨城県三の丸庁舎	
	⑰製作所	※文献にはないため不明 鉄砲・弓などの製作・修理場か	茨城県三の丸庁舎	

※施設名の番号は、図 7-4 の重ね図に対応している。

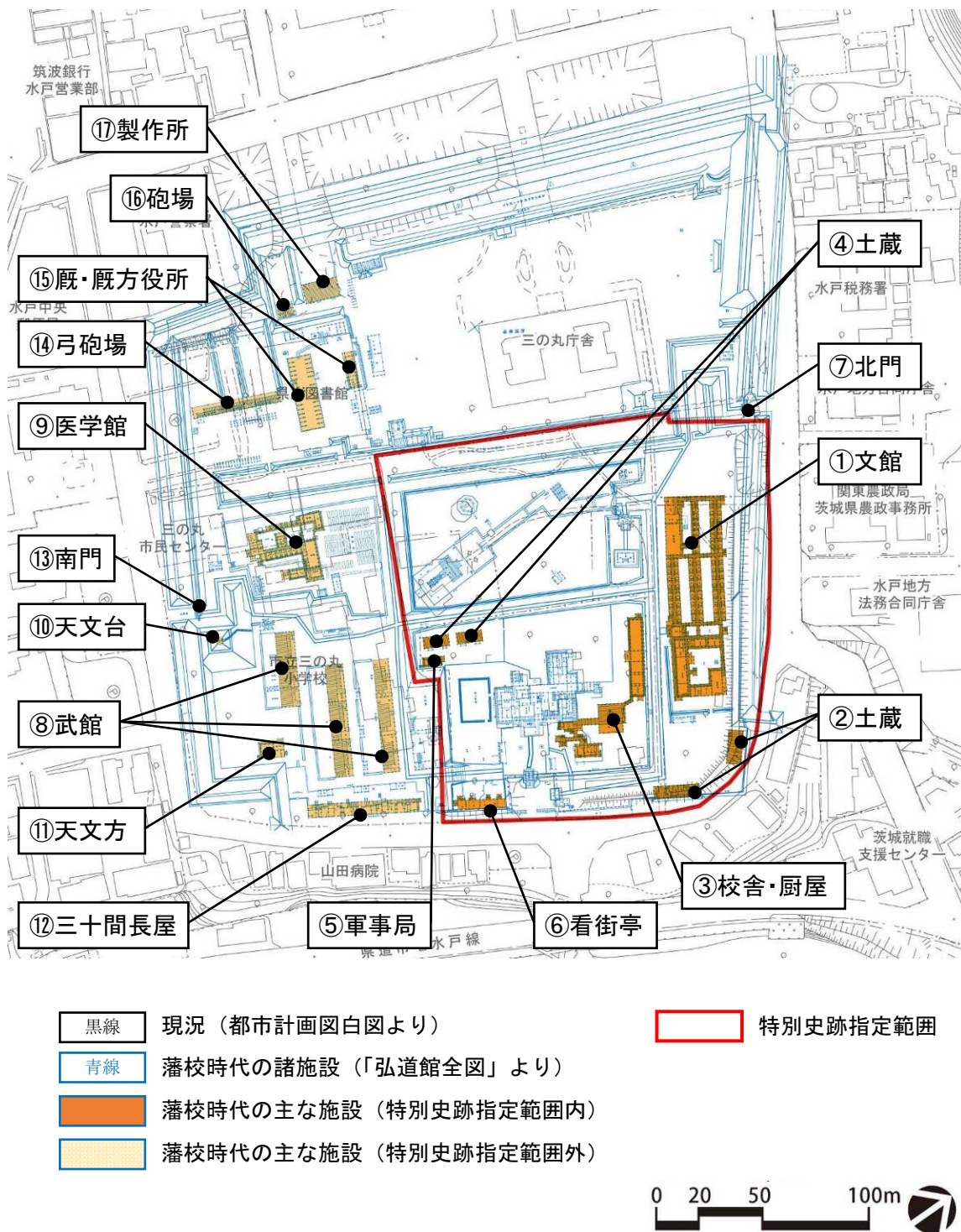


図 7-4 : 現況図と「弘道館全図」の重ね図

### 3. 周辺地域と連携した活用

#### (1) 偕楽園との連携強化

偕楽園（常磐公園）は、弘道館と一対の教育施設として造られた施設であるとともに、両施設ともに茨城県水戸土木事務所偕楽園公園課が管理しているため、情報提供やイベント開催等の連携の強化を図り、一体的な利用促進に向けた取組みを進める。



図 7-5：偕楽園（常磐公園）

#### (2) 水戸市内の施設・資源との連携

水戸市内の施設や歴史資源等との連携の強化に向けて、水戸市と協力して、観光コース等の設定や共同イベントの開催等を行い、周辺地域と一体的な利用促進を図る。

- ・日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として、弘道館とともにストーリーの構成文化財として認定された文化財（常磐公園〔偕楽園〕，日新塾跡，旧水戸彰考館跡）との連携
- ・水戸城整備，水戸市植物公園等，その他水戸市内の施設・資源との連携

#### (3) 弘道館に関連する施設・資源等との広域的な連携

藩校関連や水戸藩関係等の弘道館に関連する全国の施設・資源等との連携を図り、各自治体や施設等の関係者と協力して、パンフレット等の共同の情報提供や、共同イベントの開催，文化交流会等を行い，広域的な知名度向上や利用促進を図る。

##### ①近世の教育施設に関連する施設・資源との連携

- ・日本遺産「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」の主な構成文化財である足利学校跡（栃木県足利市），旧閑谷学校（岡山県備前市），咸宜園跡（大分県日田市）との連携
- ・茨城県内の近世教育施設との連携として，水戸藩内に存在した郷校や私塾跡地等との連携

##### ②水戸藩に関係する施設・資源との連携

- ・水戸藩関係として，徳川光圀の隠居所であった西山御殿跡〔西山荘〕（茨城県常陸太田市），水戸徳川家墓所（茨城県常陸太田市），水戸藩の江戸屋敷であった小石川後樂園（東京都文京区），水戸藩主別邸であった旧徳川家松戸戸定邸（千葉県松戸市）等との連携

##### ③博物館等関連施設との連携

- ・茨城県立歴史館，水戸市立博物館，大洗町幕末と明治の博物館，徳川ミュージアム（茨城県水戸市）等の県内外の博物館・資料館との連携



足利学校跡（栃木県足利市）  
写真出典）足利市ホームページ



水戸藩の郷校（暇修館）（茨城県日立市）  
写真出典）日立市ホームページ



西山御殿跡（茨城県常陸太田市）  
写真）公益財団法人 徳川ミュージアム提供

図 7-6：弘道館に関連する施設・資源等



## 第8章 整備

### 1. 整備の方向性

#### (1) 現状・課題

指定地内には様々な公園施設が整備されており、それらの施設について修繕や更新を図るとともに、「旧弘道館」の本質的価値との関係性や利用状況を踏まえて、改善や廃止を検討する必要がある。

保存に関する整備については、東日本大震災後に復旧工事が実施され、有料開放区域内は、建造物を中心に一定の防災・防犯対策がなされているが、常時開放されている無料開放区域については、防災・防犯対策の充実を図っていく必要がある。また、弘道館所蔵資料の大半は事務所収蔵庫に収蔵しているが、収蔵スペースの不足により、番所や館内の一部を倉庫として使用している状況であり、保存環境を改善していく必要がある。

活用に関する整備については、これまで利用者のニーズ等に応じて案内板や解説板等を適宜整備してきた経緯がある。今後は、来訪者の本質的価値の理解や、利便性向上に必要な施設を計画的に整備していく必要がある。特に、車いす利用者に対しては、人的に対応している状況であるが、より多くの人々に本質的価値を理解し、体感していただくために、本質的価値の保存に配慮しつつ、バリアフリー対策等のユニバーサルデザインの導入を検討する必要がある。

整備にあたっては、これまで指定地内及び周辺での発掘調査はほとんど実施されていないため、地下遺構の把握等の調査を実施する必要がある。

#### (2) 方向性

##### 整備の基本方針

本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政4年(1857)の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。

##### <短期整備>

- 本質的価値を構成する要素を適切に保存管理していくために充実化が求められる防犯対策や、本質的価値に関わる遺構等の状況を把握するための発掘調査を短期的に実施する。
- 「旧弘道館」の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために、来訪者への情報提供や、利便性向上に必要な整備を短期的に実施する。

##### <中長期整備>

- 近年に災害復旧工事等が実施されている歴史的建造物や復元建造物については、当面は現状を適切に維持し、修復等の整備については、中長期整備として、今後の建造物の保存活用計画を策定する際に建造物調査を実施して検討する。
- 保存・活用の目標の実現に向けて、調査の実施や用地の確保、関係機関等との調整が必要な、安政4年(1857)の本開館時の弘道館の姿の再現やガイダンス等を行う施設の新規整備については、中長期整備として検討・調整・協議を進める。

## 2. 短期整備

東京オリンピック・パラリンピック（平成32年〔2020〕）までの概ね3年以内を実施する短期整備として設定する。

### （1）保存のための整備

夜間も出入りが可能な無料開放区域の防犯対策については、現況では職員による日中の公園内巡視や夜間巡回警備等の人的対応のみであるため、無料開放区域内の歴史的建造物や復元建造物を対象とした防犯設備の整備により、保存管理の充実化を図る。

また、本質的価値を構成する地下遺構を把握するために必要な発掘調査については、長期的な取り組みとなるため、指定地内で比較的着手が容易な文館地区から早期に着手する。

### （2）活用のための整備

「旧弘道館」の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために早期の着手が必要な整備等を短期整備として設定し、今後増加が見込まれる来訪者に情報を提供するために、解説・展示機能やガイダンス機能、案内機能の充実化に必要な整備や、園路のバリアフリー化等の利便性向上のための整備を実施する。

特に、有料開放区域内の園路については、東日本大震災後に復旧工事が完了した建造物の外観を公開するために、梅林や遺構の保護に配慮しつつ応急的に見学用の順路として整備されたものである。しかし、現況では車いすでの通行が困難であるため、その設置目的や配慮事項を踏まえて、将来的な諸施設の再現までの暫定的な園路として改修する。

また、藩校時代の諸施設の再現を検討していくために必要な発掘調査についても、検討に必要な調査結果を得るまでに一定の期間が必要となるため、可能な場所から早期に着手する。

表 8-1：短期整備の主な内容

#### ■施設等の整備

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	要素の保存管理に関する整備	孔子廟，八卦堂，学生警鐘等の防犯設備整備等
	所蔵資料の保存管理に関する整備	収蔵施設（保管室，展示施設等）の改修整備等
活用のための整備	公開方法に関する整備	指定地内動線のバリアフリー化
		既設園路の改修
		有料開放区域の退出専用口の整備
	情報提供に関する整備	アクセスルート上への案内表示の充実化
		既存施設を活用したガイダンス機能の整備
		情報提供サイン（指定地内外の解説板・案内板）の整備
		既設展示の改修
	公園施設の活用に関する整備	ベンチの改修整備
		藤棚，テニスコートの撤去及び跡地整備
管理事務所脇の公衆便所の改修，文館地区の公衆便所の建替え		

## ■調査・検討・ソフト展開

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	所蔵資料の保存管理に関する整備	所蔵資料の修復や複製（レプリカ）の作製等
	調査・研究に関する整備	正庁・至善堂地区の地下埋蔵物調査等 文館地区の発掘調査による遺構確認所等
活用のための整備	公開方法に関する整備	無料開放区域の孔子廟や八卦堂の公開方法の検討
	情報提供に関する整備	弘道館のホームページによる情報提供の充実
		展示用の模型制作
		映像展示の制作（解説動画・VR・ARコンテンツ制作）
		藩校時代の敷地範囲や周辺資源を解説するパンフレット作成
	多言語サービスの実施（テキスト・動画配信，パンフレット作成）	
	イベント等の開催に関する整備	企画展示・体験イベントの開催
学校教育・社会教育との連携に関する整備	学校教育の校外学習の誘致	
	シンポジウムや講座，見学ツアーの開催	
藩校の時代の諸施設の再現	発掘調査による遺構確認	

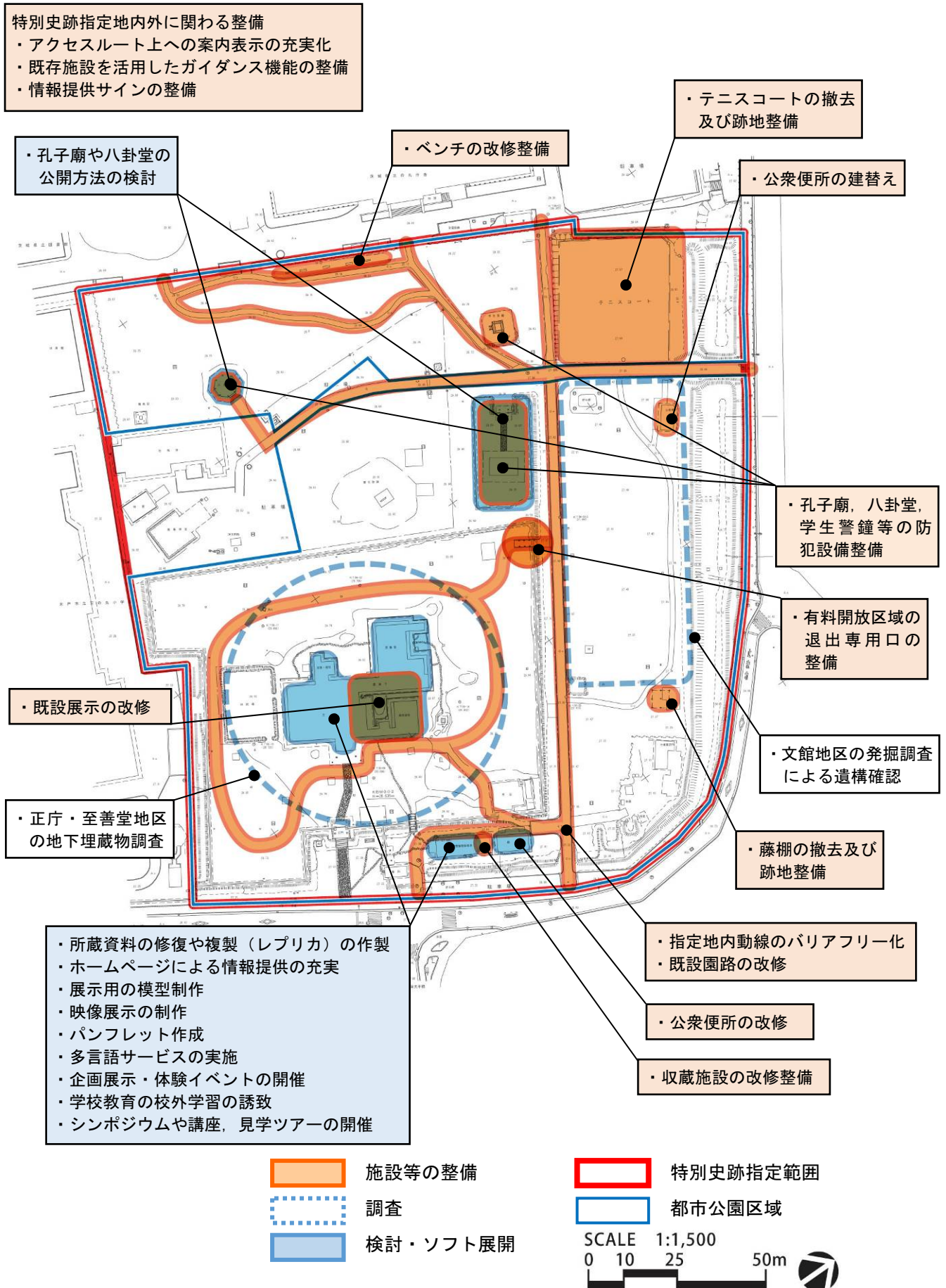


図 8-1 : 短期整備位置図

### 3. 中長期整備

保存・活用の目標の実現に向けて、調査の実施や関係機関等との調整を行いつつ、中長期的な展望の下に実施していく整備等を、中長期整備として設定する。

#### (1) 保存のための整備

保存活用計画策定後に検討する整備基本計画や建造物の保存活用計画の中で、建造物の修理や収蔵施設整備等について具体化して、中長期整備で実施していく。

また、資料調査や発掘調査、所蔵資料の公開については、長期的な取組みとして継続して実施する。

#### (2) 活用のための整備

中長期整備の内容については、保存のための整備と同様に、保存活用計画策定後に検討する整備基本計画や建造物の保存活用計画の中で具体化していくとともに、藩校時代の諸施設の再現に合わせて、管理機能やガイダンス機能、便益機能等の向上に向けた整備を進めていく。

表 8-2：中長期整備の主な内容

#### ■施設等の整備

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	要素の保存管理に関する整備	建造物の修理（建造物の保存活用計画に基づく整備）
	所蔵資料の保存管理に関する整備	収蔵施設や展示施設の整備
活用のための整備	情報提供に関する整備	ガイダンスの専用施設の設置 （管理事務所、収蔵・展示施設、企画展示施設、講習会等を開催する施設、休憩等のサービス施設等を含む）
	公園施設の活用に関する整備	売店等のサービス施設や休憩施設の整備
	藩校の時代の諸施設の再現	失われた藩校時代の諸施設の再現

#### ■調査・検討・ソフト展開

整備項目		整備等の内容
保存のための整備	調査・研究に関する整備	資料の調査研究
	所蔵資料の保存管理に関する整備	発掘調査による遺構確認
		所蔵資料の公開
活用のための整備	公開方法に関する整備	駐車場の廃止（指定地内の一般車両の進入禁止化）
	学校教育・社会教育との連携に関する整備	弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史に関する郷土学習の教材開発
		教育者関係者を対象とした講習会の開催や教員研修の場としての活用
	公園施設の活用に関する整備	自己啓発の場としての活用
管理事務所と倉庫・作業員詰所の移転の検討 貯水槽の取扱いの検討		

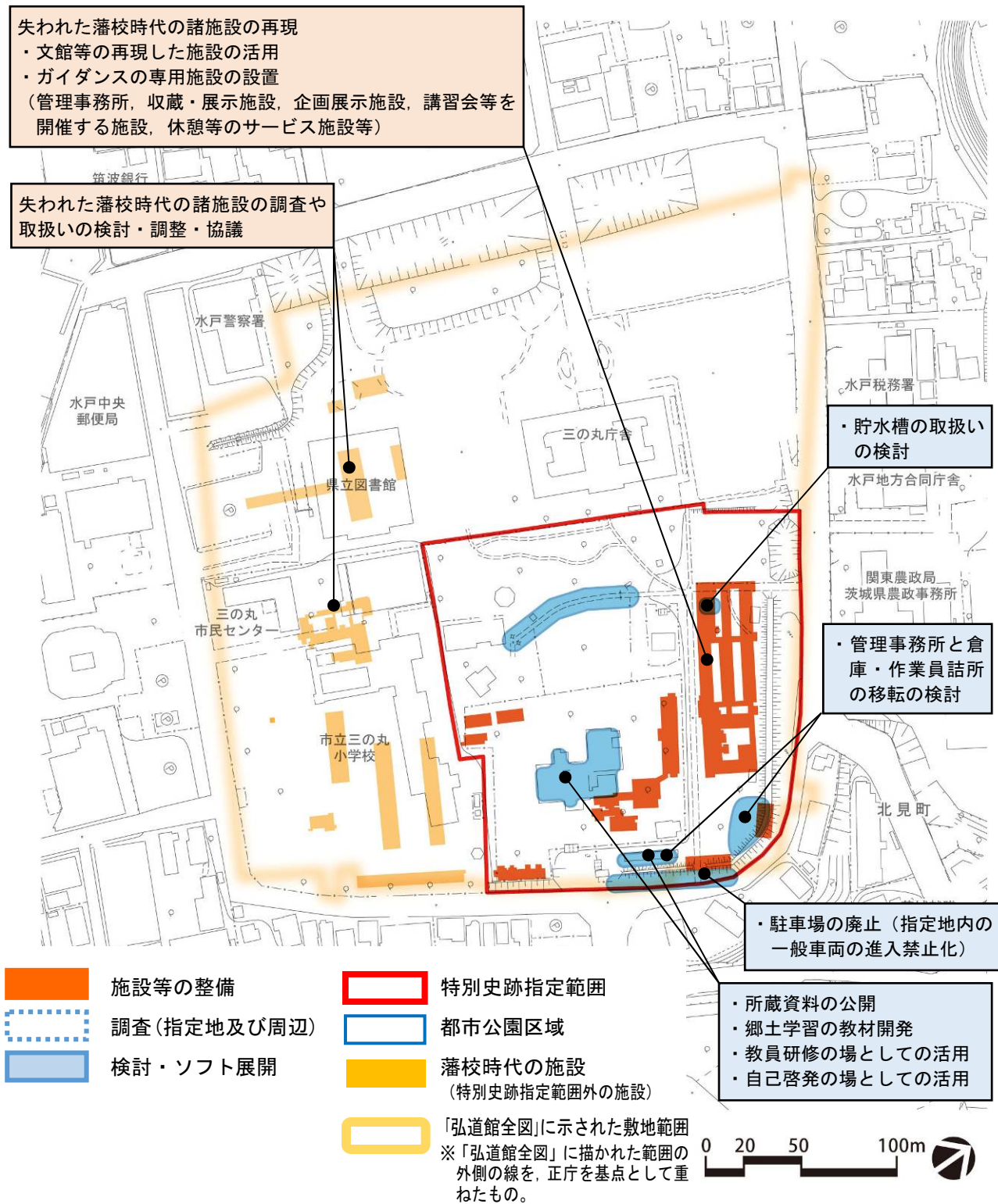


図 8-2 : 中長期整備位置図

## 第9章 運営・体制

### 1. 運営・体制の方向性

#### (1) 現状・課題

現在、「旧弘道館」は、都市公園「弘道館公園」として茨城県水戸土木事務所が弘道館事務所を設置して管理を行っているが、今後より一層の文化資源の活用を図るため文化財部局の参画等、文化財としての保存・活用に必要な体制を強化する必要がある。

また、指定地は、国有地（文部科学省所管）、鹿島神社所有地から成り、施設についても国、茨城県、鹿島神社等、複数の所有者から成る。そのため、適切な保存・活用に向けた土地、施設所有者間の連携体制を検討する必要がある。

保存・活用への市民参加としては、茨城県では、県営都市公園において活動するボランティア団体を認定する茨城県公園サポーター制度がある。現在、本制度で認定された2団体が弘道館公園内で観光案内等のボランティア活動を行っており、ボランティアを対象とした管理事務所の学芸担当職員による定期的な勉強会も実施している。その他、市民団体が指定地内の歴史的建造物を活用して講習会等を実施している。

「旧弘道館」は、文化財としての歴史資源だけでなく、地域住民のための地域資源、茨城県や水戸市の観光振興に向けた重要な観光資源として位置付けられている。茨城県内又は水戸市内には偕楽園をはじめとする関連資源も多く、さらには日本遺産等で関連するものは全国に広がる。そのため、「旧弘道館」の本質的価値の普及啓発、認知向上を目指して、県と水戸市や他の関連する自治体、教育機関、研究機関等との活用面での連携方法や体制を検討する必要がある。

#### (2) 方向性

##### 運営・体制の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

- 「旧弘道館」の適切な保存・活用を継続していくために、有料開放区域における収益を自主財源として有効に活用し、適切な維持管理や利用促進に向けた企画や広報活動等の運営を行っていく。
- ＜適切な維持管理や利用促進に向けた取組みの例＞
  - ・ 民間活力の導入
  - ・ 団体ツアー等を誘致するために旅行会社への広報宣伝 等
  - ・ 場所貸しに向けた企業誘致、MICE\*（ビジネスイベント等）の開催・誘致
- 保存・活用の目標の実現に向けて、管理団体（茨城県）の内部体制を強化していくとともに、周辺地域も含めた所有者・管理者間の情報共有や事業調整を行うための連携体制を構築する。
- 弘道館が市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきた経緯を踏まえ、地域住民や市民団体、県内の教育機関、研究機関との連携体制を構築して、地域住民とともに後世に継承していく。

## ※MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称（国土交通省観光庁ホームページより）

## 2. 保存・活用の体制

## (1) 体制の整備

## ①管理団体の保存活用体制

「旧弘道館」の管理団体である茨城県（水戸土木事務所）を中心とした体制で、保存・活用を継続していくとともに、文化財の専門家が保存・活用に参画する体制を強化・構築して、文化財としての適切な保存・活用を図っていく。

## ア) 文化財としての保存活用体制の強化

- ・茨城県教育委員会と「旧弘道館」に関わる情報を共有し、連携して保存・活用を継続していく。
- ・保存活用計画を着実に実施するため、管理事務所において管理運営や調査研究の充実を図り、適切な保存管理や活用に関わる企画・運営を充実していく。
- ・文化財に関わる各分野の専門家による検討組織（委員会等）を設置し、今後の整備や活用に対して、継続して専門家からの助言を受けつつ事業を進める。

## イ) 将来的な弘道館や水戸藩の学問に関する調査・研究施設や組織の設立に向けた検討

- ・弘道館や水戸藩の学問の価値・教育をより多くの人々に伝えるために新たに設置する施設の運営体制や、それらに関する調査・研究を継続していく組織の構築に向けた検討を進める。

## ②所有者・管理者間の連携体制

特別史跡指定地内の土地や施設の所有者である国、茨城県、鹿島神社や、指定地周辺で事業を進める水戸市との連携体制を構築していくために、管理団体である茨城県（水戸土木事務所）が窓口となり、文化庁、水戸市教育委員会（歴史文化財課ほか）、水戸市（産業経済部観光課ほか）、鹿島神社と情報共有や事業調整を図っていく。

## (2) 市民（市民団体）や教育機関・研究機関との連携体制

茨城県公園サポーター制度を活用して、現在も市民ボランティアで実施されているボランティアガイドを充実させていくとともに、市民団体による指定地内建造物での講習会等の企画・運営や、維持管理活動への市民参加を推進していく。

また、県内を中心とした大学等の教育機関や研究機関と連携を図り、様々な方面の専門家や学生等と調査・研究や様々な活用に関する企画・開発・運営の共同プロジェクトを推進していく。

## ア) ボランティアガイドの人材育成

- ・来訪者に「旧弘道館」の本質的価値を的確に伝えるために、ボランティアガイドの定期的な勉強会を実施し、ガイド内容の質の向上を図る。
- ・将来的には、ボランティアガイドの認定制度の導入等、ガイドの充実や育成を図るためのしくみや体制を検討する。



イ) 維持管理や運営等への市民参加

- ・ 特別史跡指定地内の清掃，除草等の植物管理，巡視等の維持管理作業を実施する市民団体の公園サポーター制度への参画や，市民参加の清掃イベントの開催等を推進していく。
- ・ 活用に必要な施設の導入や公開・活用方法について，利用者の立場からの指摘や提案，要望等の意見を反映して利用促進を図っていくために，地域住民をはじめとする市民が運営等に参画できる場づくりや体制の構築に向けた検討を進める。

ウ) 教育機関や研究機関との共同プロジェクトの実施

- ・ 弘道館や水戸藩の学問・教育に関する調査・研究やイベント，社会実験等の企画・開発・運営について，県内の大学等の教育機関や研究機関等と連携を図り，専門家や学生との共同プロジェクト等を実施する。

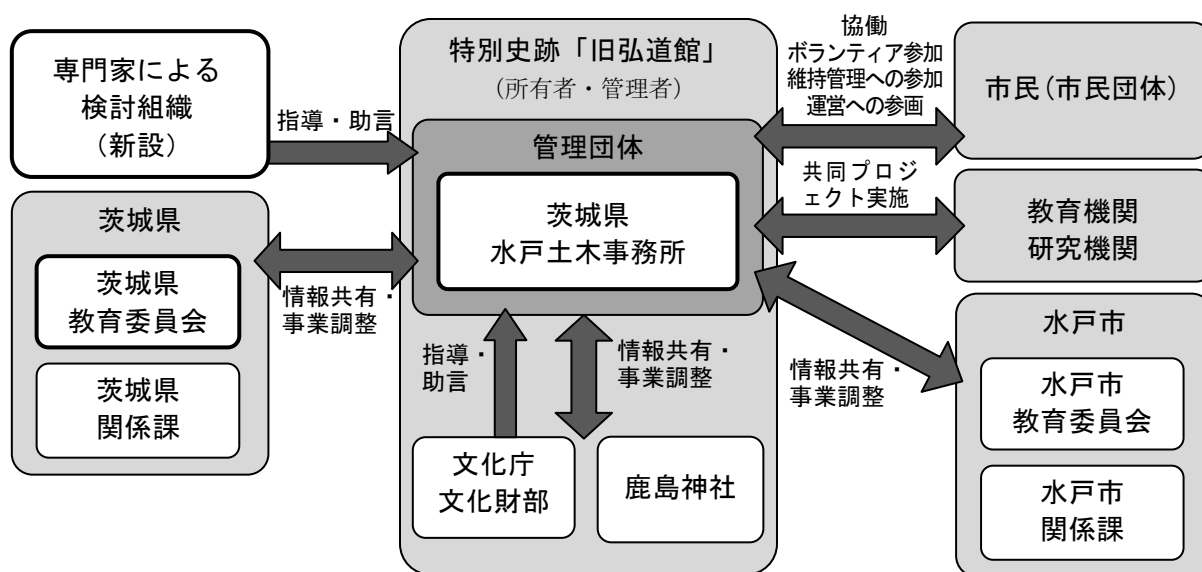


図 9-1 : 「旧弘道館」の保存活用体制図

## 第10章 事業の実施

### 1. 事業実施の考え方

事業の実施にあたっては、第8章で整備した保存や活用に必要な整備項目について、短期整備については概ね3年以内に実施し、その他の整備項目については中長期整備として計画的に実施する。

短期整備については、今後増加が見込まれる来訪者に対しての情報提供や利便性向上に向けた必要最低限の施設等について、東京オリンピック・パラリンピック（平成32年〔2020〕）までを目標に整備を実施する。

中長期整備については、「旧弘道館」の保存・活用の目標の実現に向けて、特別史跡指定地周辺も含めて藩校時代の弘道館の姿を再現していくことを目指して、検討・調整・協議を進めつつ、可能な箇所から整備を実施していく。

特に、中長期整備については、20年、30年後に実現する長期的な取組みも含まれるため、実現に必要な各実施計画を策定して計画的に実施する。そして、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、地域のまちづくりの取組みの状況や社会的環境の変化に合わせて定期的に見直しを行いつつ、具体的な整備内容を調整することとする。

### 2. 藩校時代の再現に向けた事業の進め方

#### (1) 藩校時代の弘道館の再現

「旧弘道館」の保存・活用の目標である「藩校時代の弘道館」の再現については、以下の各再現の内容に必要な事業を段階的に進めていく。

藩校時代の再現にあたっては、本質的価値の確実な保存を前提に、史実や調査・研究成果に基づき実施することを基本とするが、都市公園としての機能も踏まえ、地域住民をはじめとする市民のニーズを考慮しつつ検討を進める。

表 10-1：藩校時代の弘道館の再現の進め方

再現の内容	短期整備の考え方	中長期整備の考え方
授業, 行事, 生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存展示の充実や映像展示の制作による情報提供</li> <li>企画展示による情報提供や体験イベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示・イベントの充実化</li> </ul>
動線（園路）	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリアフリー対応や利便性向上のための既設園路の改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸施設の再現に合わせた園路の再現（再現園路と利用・管理用園路を区別して整備）</li> </ul>
建造物の機能・姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>模型や映像展示による藩校時代の姿や機能の情報提供</li> <li>諸施設の再現に向けた調査・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸施設の再現（委員会等を設置し、専門家の指導を受けて適切な再現方法を検討して整備）</li> </ul>

## (2) 文館の復元

文館は明治元年（1868）の弘道館の戦いで焼失し、跡地には、主に梅林、トイレ、藤棚が整備されている。文館は学生が学問を学んでいた主要な建造物で、藩校として必要不可欠な要素である。

藩校時代の諸施設の再現のなかでも、文館跡地は、正庁・至善堂地区と孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区の両地区に隣接し、各地区に集積する歴史的建造物と一体となった藩校時代の景観の再現や、有料開放区域と無料開放区域の一体的な利用の面でも効果的な場所として位置付けられるため、中長期整備のなかでも早期の整備に向けた検討を進めることが望まれる。

### ①再現した文館の活用

文化財の保存・活用や管理・運営上必要な機能を確保する観点からも、文館を復元的整備により施設を再現して活用することが期待されるため、文館を復元して、藩校時代の文館の機能のほか当時は存在しなかった調査・研究機能や管理・運営機能なども文館に集約していくための段階的な整備について検討を進める。

表 10-2：文館の復元による施設の活用の整備（案）

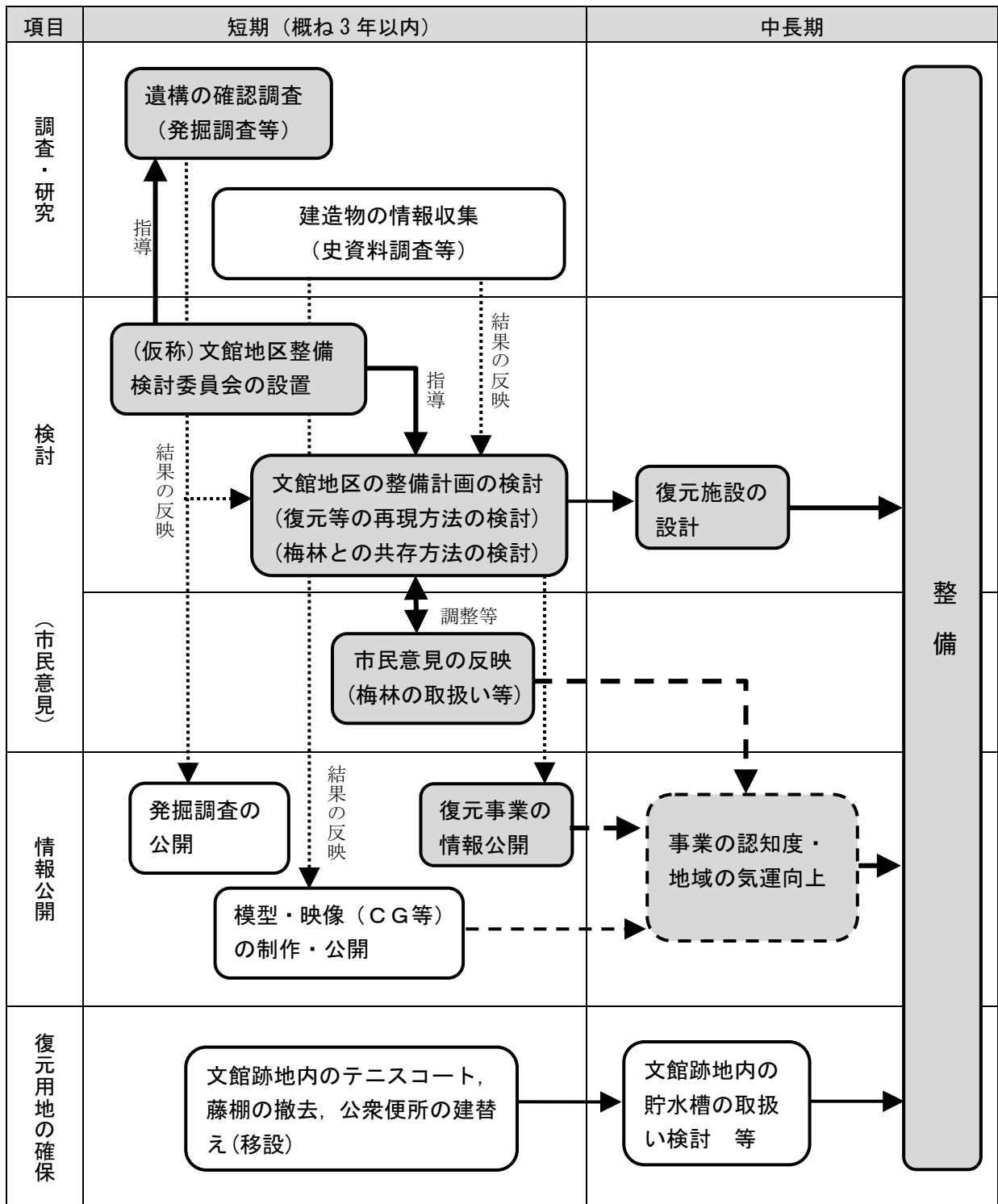
「旧弘道館」に求められる主な機能等		現状	短期整備	中長期整備 (文館復元後)
保存	展示機能 (建造物内)	・正庁, 至善堂 (歴史的建造物) の内部公開	(現状維持)	(現状維持)
	収蔵機能	・事務所保管室と番所や館内の一部を倉庫として使用	・既存施設の改修	・文館への集約 ※収蔵環境の改善化が図れる。
	調査・研究機能	—	—	・文館への導入検討
活用	情報提供機能	・事務所券売所と国老詰所内で案内を実施	・周辺地域も含めた既存施設を活用して機能を確保	・文館への集約 ※史跡と一体的な総合ガイダンスが図れる。
	展示機能 (所蔵資料)	・国老詰所 (復元建造物) と正庁, 至善堂 (歴史的建造物) の一部を使用して展示	・既存施設の改修	・文館への集約 ※正庁, 至善堂 (歴史的建造物) への負荷軽減化が図れる。
	学習機能	・正庁, 至善堂 (歴史的建造物) の内部を使用してイベントを実施	(現状維持)	
	休憩機能	・園路・園地に既設ベンチ	・既存施設の改修	・文館への導入 ※来訪者へのサービス向上が図れる。
	便益機能	・入口地区 (平成 10 年建築) と文館地区 (昭和 62 年建築) に既設便所 ・正庁・至善堂地区内に既設売店 (昭和 37 年建築)	・入口地区の便所改修 ・文館地区の便所建替え (文館跡地外に移設) ・既設売店の活用	
管理・運営	管理事務所	・入口地区に既設事務所 (昭和 59 年建築)	(現状維持)	・文館への導入検討 ※機能を集約することで管理・運営機能の向上が図れる。
	ボランティア 控室	—	—	
	作業員詰所	・文館地区に既設詰所 (昭和 39 年移築)	(現状維持)	

②文館復元に向けた調査・検討の進め方

文館の復元を早期に実現するために、短期の段階で、復元に必要となる遺構や建造物に関する情報を収集するための調査・研究に着手する。

また、調査・研究の成果に基づき検討を進めるために、委員会等の専門家による協議体制を構築するとともに、調査・研究の成果や検討状況の情報公開を行い、事業の認知度向上を図り、復元に向けた地域の気運を高めていく。

表 10-3：文館の復元に向けた調査・検討の進め方（案）



## 第11章 経過観察

### 1. 経過観察の考え方

「旧弘道館」の保存・活用の目標の実現に向けて、保存（保存管理）や活用に関する調査や実施結果を記録として蓄積する。そして、それらの記録を基に「旧弘道館」に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、関係する機関等と連絡調整を行い、要因の除去に必要な対策として必要な整備等を検討する。

保存（保存管理）に関する事項の状況把握としては、現状変更や維持管理の実施内容等の記録を蓄積する。活用に関する事項の状況把握としては、利用者数やイベント等の活用状況の記録を蓄積するとともに、来訪者のニーズを管理・運営に反映していくためのアンケート等による利用実態調査を定期的実施する。

経過観察による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、適宜計画の見直しを行う。

### 2. 経過観察の方法

#### ①保存（保存管理）に関する事項の状況把握

調査・記録等の内容	方法
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録
維持管理の状況記録	施設の補修，植物管理，設備点検等の維持管理記録
調査・研究の推進の状況記録	史料・発掘調査等の実施記録
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録

#### ②活用に関する事項の状況把握

調査・記録等の内容	方法
情報提供・利用の促進状況の把握調査	有料開放区域や公園利用者を対象とした利用実態調査（アンケート等）
利用状況記録	有料開放区域の利用者数の記録
イベント等の活用の状況記録	イベントの実施記録
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育の課外授業の実施記録
	シンポジウムや講座等の実施記録



## 資料編

## 資料 1 : 特別史跡指定地内の建造物の修復履歴

出典：「国指定特別史跡・国指定重要文化財旧弘道館(弘道館公園)保存管理・活用計画(維持管理編)」(平成 21 年度茨城県)

## ①歴史的建造物(藩校時代から指定地内に残る建造物)

名称	構造	床面積	建設年次(推定)		修復・修理履歴		
正庁	木造平屋建入 母屋造棧瓦葺	383.60m <sup>2</sup>	天保 12	1841	昭和 36	1961	瓦葺替 沈下礎石据え直し 軸部の腐朽部材取替
					昭和 49	1974	襖引手・長押金具製作取付
					昭和 50	1975	屋根補修
					昭和 53	1978	屋根補修
					昭和 54	1979	雨戸一筋埋樫やり替え
					昭和 59	1984	襖引手製作 10 個 釘隠 六葉 5, 星型 5, 六葉修理 20 防災工事
					平成 6	1994	瓦点検補修(全域)
					平成 9	1997	鴨居レベル調整:小屋裏吊束調整及び梁補強 外壁:中塗りより漆喰塗替(玄関含む南側) 諸役会所・三ノ間:襖作替 御殿引手製作・取付
					平成 10	1998	排水工事:集水管理設 木柵製作
					平成 13	2001	浴室瓦やり替:棟・隅棟 瓦再利用, 飾り漆喰共 中庭:堅樋設置 和紙張壁:小壁破損箇所補修 中庭雨水枡設置 那智石敷きこみ
					平成 14	2002	瓦やり替:北側妻側・降棟・箕甲瓦再 利用, 飾り漆喰共 南側六葉:風化著しく新規作成, 既存保管
					平成 15	2003	瓦やり替:南側妻側・降棟・箕甲瓦再 利用, 飾り漆喰共 谷やり替え ステンレス捨て葺
					平成 16	2004	床下換気口腐食部分補修
					平成 18	2006	電源盤切目縁下 2ヶ所新設 畳コンセント 2ヶ所新設 畳寄コンセント補修
					平成 19	2007	切目縁 縁板取換 縁葛・縁束 腐食部分補修 三和土敲きやり替 自火報 空気管やり替
					平成 20	2008	和紙張替:小壁 3ヶ所, 壁 1ヶ所 襖張替, 張重ね 障子張替 附書院障子張替 おさ欄間組子補修
					平成 21	2009	障子・欄間等貼替
平成 24 -26	2012 -14	災害復旧工事(柱破損部補修, 天井板 補修, 戸袋解体・復旧, 土間撤去・新 設, 畳撤去・復旧, 柱位置修正, 屋根 撤去・復旧, 壁補修, 障子・窓格子補 修, 襖補修, 板戸・雨戸等補修, 欄間 補修, 構造補強等) ※全て一部					
正庁(玄関)	木造平屋建入 母屋造棧瓦葺	間口 18.9 奥行 12.6 尺	天保 12	1841	昭和 36	1961	瓦葺替
					昭和 58	1983	庇:経年劣化, 柿葺替 桁ヒビ割れ見えがかりに補強材(桧)埋込 損傷著しい為敲きやり替え 吊金物 塗装補修, 補強ステンレス棒取付
					平成 6	1994	隅棟:飾り漆喰やり替 庇:柿葺替 外壁:中塗り, 漆喰塗替 木材保護塗装

					平成 9	1997	外壁：中塗り，漆喰塗替 木材保護塗装
					平成 14	2002	瓦やり替：降棟・隅棟 飾り漆喰共 谷：銅板やり替え 階段踏板：きしみ音あり 床束設置 損傷著しい為敲きやり替え
					平成 24 -26	2012 -14	災害復旧工事（柱位置修正，腰壁撤 去・復旧，屋根撤去・復旧，壁補修， 板戸・雨戸等補修，欄間補修，構造補 強等）※全て一部
暈廊下	木造平屋建切 妻造棧瓦葺	72.89m <sup>2</sup>	天保 12	1841	昭和 36	1961	瓦葺替
					昭和 54	1979	霜除け庇：銅板葺 樋新設 戸袋補修，庇やり替え
					平成 9	1997	鴨居レベル調整：小屋裏吊束調整及び梁補強 漆喰壁：一部中塗りより塗替 障子棧補修，障子貼替
					平成 21	2009	障子・欄間等張替
					平成 24 -26	2012 -14	災害復旧工事（屋根撤去・復旧，壁補 修，構造補強等）※全て一部
至善堂	木造平屋建寄 棟造棧瓦葺	220.99m <sup>2</sup>	天保 12	1841	昭和 36	1961	瓦葺替 沈下礎石据え直し 軸部の腐朽部材取替
					昭和 54	1979	雨戸一筋埋樑やり替え
					昭和 58	1983	外部の敲きやり替え
					平成 6	1994	縁板補強：根太追加 土台防蝕剤塗付
					平成 9	1997	鴨居レベル調整：小屋裏吊束調整及び梁補強 漆喰壁：一部中塗りより塗替 障子棧補修，障子貼替 御殿引手取付
					平成 13	2001	南・西縁側：欠け・割れ・削れ・サカ補修 襖：部分補修
					平成 16	2004	北側外階段補修
					平成 18	2006	電源盤切目縁下 1ヶ所新設 畳コンセント 1ヶ所新設
					平成 20	2008	小屋裏：断熱材敷込 和紙張替：小壁・壁 襖張替・張重 障子張替
					平成 21	2009	四の間，欄間：障子紙張替 障子張替
					平成 24 -26	2012 -14	災害復旧工事（天井板取替・補修，戸 袋補修，暈撤去・復旧，柱位置修正， 屋根撤去・復旧，壁補修，障子・窓格 子補修，襖補修，板戸・雨戸等補修， 欄間補修，構造補強等）※全て一部
正門	木造四脚門切 妻造本瓦葺	11.35m <sup>2</sup>	天保 12	1841	昭和 36	1961	屋根：解体修理 小屋裏：解体修理
					昭和 58	1983	門金物：漆焼付塗装
					平成 13	2001	南・西縁側：欠け・割れ・削れ・サカ補修 雨落：集水管理設
					平成 16	2004	瓦やり替：瓦再利用 正面に古瓦 内側に新瓦（美濃瓦） 瓦棧・棧木やり替 扉調整：建付調整 鏡板埋木（S36 補修部分） 軸摺金物損傷取替 北側外階段補修 両側板取替 踏板 1 段取替
正門脇塀	木造土塀切 妻造棧瓦葺	21.07m	天保 12	1841	昭和 36	1961	屋根：解体修理 小屋裏：解体修理
					平成 13	2003	小屋裏：控柱 6 本取替
					平成 16	2004	瓦やり替：棟，瓦再使用，飾り漆喰共
					平成 24 -26	2012 -14	災害復旧工事（控柱撤去・新設，瓦撤 去・復旧，漆喰撤去・新設，軒天井補 強，壁漆喰上塗り等）※全て一部



孔子廟表門	木造四脚門切妻造本瓦葺	4.83m <sup>2</sup>	天保12	1841	昭和37	1962	解体, 本瓦葺替 控柱・控貫取替
					平成6	1994	瓦葺替: 既存瓦再使用一部取替, 土居葺内側やり替え, 土葺を空葺
					平成20	2008	袖塀: 控柱, 控貫, 取替2ヶ所
					平成21	2009	犬走り: 三和土敲きやり替 段差解消用スロープ2台
					平成24-26	2012-14	災害復旧工事(建て起こし, 木部の一部補修等)
孔子廟表門土塀	木造切妻造棧瓦葺	3.98m	天保12	1841	平成20	2008	小屋裏: 控柱蟻害による損傷取替
					平成24-26	2012-14	災害復旧工事(瓦撤去・復旧, 地覆石復旧, 壁下地撤去・新設等) ※全て一部
学生警鐘	木造平屋建切妻造本瓦葺	4.10m <sup>2</sup>	天保12	1841	昭和36	1961	葺替?(土葺) 軸部の半解体修理 土台腐朽の為4本取替 基壇石垣積み直し, モルタル仕上げ 四つ目垣
					平成8	1996	雨漏りの為葺替 空葺 軸部倒れ防止の為仮設火打梁取付 モルタル撤去 水溜まる為中央水抜穴
					平成20	2008	木柵作り替え 警鐘: 国老詰所へ移設, レプリカ設置
					平成24-26	2012-14	災害復旧工事(屋根解体・復旧, 木部補強・補修, 袖石撤去・復旧, 土台撤去・新設等)
番所	木造平屋建入母屋造棧瓦葺	16.81m <sup>2</sup>	天保12	1841	昭和36	1961	軸部建て起こし, 組固め 小屋裏: 半解体修理 礎石据え直し 軸部建て起こし, 組固め
					昭和54	1979	庇銅板葺
					平成13	2001	瓦やり替: 隅棟・降棟 漆喰やり替え: 軒裏・破風・懸魚・壁
					平成24-26	2012-14	災害復旧工事(床板解体・復旧, 壁補修等) ※全て一部

## ②復元建造物(特別史跡指定後に整備された建造物)

名称	構造	床面積	建設年次		修復・修理履歴		
八卦堂	木造平屋建宝形造瓦棒銅板葺	27.67m <sup>2</sup>	昭和28	1953	昭和43	1968	擬宝珠
					昭和44	1969	修繕内容不明(工事費の記録有)
					昭和48	1973	屋根補修工事(補修箇所不明) 弘道館記念碑修理
					平成9	1997	墓股補強2箇所
					平成21	2009	棧唐戸建付補修 火燈窓建付補修 木柵やり替 扉新設3ヶ所 出入口階段一段設置コンクリート製
					平成23-25	2011-13	弘道館記念碑復旧
通用門	木造平屋建切妻造棧瓦葺	4.21m <sup>2</sup>	昭和37	1962	平成6	1994	瓦やり替: 瓦再使用 補足瓦あり 小屋裏: 腐朽淀取替
					平成23-24	2011-12	災害復旧工事(飾り漆喰やり替え, 門金物補修・調整等)
通用門脇土塀	CB造切妻造棧瓦葺	9.79m	昭和37	1962	平成13	2001	瓦やり替: 棟, 瓦再使用
国老詰所	木造平屋建寄棟造棧瓦葺	92.94m <sup>2</sup>	昭和37	1962	平成10	1998	床改修: 畳撤去, 下地補強, タイルカーペット敷込
					平成13	2001	瓦やり替: 廊下一部

					平成 16	2004	瓦やり替：大棟・降棟 平瓦部分・谷補修 北西隅鬼瓦損傷取替 飾り漆喰やり替 分電盤新設 管理事務所間の配線やり替
					平成 18	2006	瓦やり替：大棟・降棟 平瓦部分・谷補修 北西隅鬼瓦損傷取替 飾り漆喰やり替 分電盤新設 管理事務所間の配線やり替
					平成 19	2007	便所を管理室等に改築 トイレ、給湯室新設 間仕切壁撤去 展示ケース範囲床束補強 下見板張り柿渋2回塗 漆喰上塗 塗替え タイルカーペット範囲拡張 障子張替 縁側物入用扉 新設 廊下側 舞良戸やり替 汚水管 取替 分電盤 移設 放送、カメラ、インターホン、自火報 設備改修 エアコン新設 集水管移設 展示ケース覗き型ハイケース型製作
					平成 20	2008	雨戸 断熱改修 展示用スポットライト カバー 警鐘レプリカ作製 警鐘ケース
					平成 21	2009	障子・欄間等貼替
					平成 25 -26	2013 -14	耐震補強工事(瓦撤去・復旧、壁補修、 戸袋補修、柱補修、庇修理等)
国老詰所便 所	木造平屋建寄 棟造棧瓦葺	—	昭和 37	1962	平成 19	2007	便所を管理室等に改築 トイレ、給湯室新設 間仕切壁撤去 展示ケース範囲床束補強 下見板張り柿渋2回塗 漆喰上塗 塗替え タイルカーペット範囲拡張 障子張替 縁側物入用扉 新設 廊下側 舞良戸やり替 汚水管 取替 分電盤 移設 放送、カメラ、インターホン、自火報 設備改修 エアコン新設 集水管移設
正庁便所・ 湯殿	木造平屋建切 妻造棧瓦葺	32.80m <sup>2</sup>	昭和 37	1962	平成 25 -26	2013 -14	耐震補強工事(瓦撤去・復旧、壁補修、 畳撤去・復旧、ごご取替等)
至善堂便所	木造平屋建寄 棟造棧瓦葺	10.76m <sup>2</sup>	昭和 37	1962	平成 25 -26	2013 -14	耐震補強工事(壁補修、格子補修、長 押復旧、柱補修等)
孔子廟	木造平屋建入 母屋造本瓦葺	38.50m <sup>2</sup>	昭和 45	1970	昭和 45	1970	防災設備工事 自火報設備工事 四つ目垣工事
					昭和 46	1971	土塀復元工事
					昭和 47	1972	土塀復元工事
					昭和 48	1973	土塀塗装工事
					平成 6	1994	大棟：欠落した熨斗瓦取付
					平成 10	1998	位牌壇扉補修 軸摺金物取付
					平成 14	2002	瓦補修：大棟 銅線緊結、飾り漆喰やり替
平成 16	2004	瓦補修：隅棟・降棟、瓦再利用、平瓦 部分補修、谷補修					

					平成 20	2008	背面壁板あばれ補修 建付調整：葺戸、引違戸 落し錠補修
					平成 21	2009	三和土敲きやり替 石畳敷直し
					平成 24	2012	災害復旧工事（柱倒れ矯正、腰長押取り換え、飾り金物補足・再取付、犬走り三和土敲きやり替等）※全て一部
孔子廟周囲土塀	CB 造切妻造 棧瓦葺	98.91m	昭和 47	1972	平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、壁漆喰やり替等）※全て一部
その他土塀 （弘道館周囲 東側）	CB 造切妻造 棧瓦葺	92.46m	昭和 37・38	1962 ・1963	平成 9	1997	瓦やり替：棟、瓦再使用、飾り漆喰共通 通用口（一般出入口）：階段丸太取替
					平成 16	2004	扉やり替
					平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、壁塗替等）※全て一部
その他土塀 （弘道館周囲 西側）	CB 造切妻造 棧瓦葺	116m	昭和 41	1966	平成 8	1996	瓦やり替：棟、瓦再使用、飾り漆喰共
					平成 15	2003	通用口（神社側）瓦やり替：棟、瓦再使用、飾り漆喰共 軒廻り：漆喰やり替、ひび割れ補修
					平成 16	2004	屋根：倒木による損傷補修 軒廻り：通用口（孔子廟側）周辺、壁漆喰やり替
					平成 20	2008	屋根：倒木による損傷補修 小屋裏：控柱取替 2ヶ所栗上小 軒廻り：漆喰浮き部分、中塗り・上塗りやり替
					平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、コンクリートブロック造に造替、控柱やり替、壁塗替等）※全て一部
その他土塀 （弘道館周囲 南側）	CB 造切妻造 棧瓦葺	105.60m	昭和 38・41	1963 ・1966	平成 9	1997	控柱取替 3ヶ所 桧 上小
					平成 13	2001	瓦やり替：棟、瓦再使用、飾り漆喰共
					平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、塀倒れ防止補強、壁塗替等）※全て一部
その他土塀 （弘道館周囲 北側）	CB 造切妻造 棧瓦葺	86.43m	昭和 41・42	1966 ・1967	平成 13	2001	軒廻り：ひび割れ補修 9箇所
					平成 16	2004	瓦やり替：棟、瓦再使用 軒廻り：通用口周辺、壁漆喰やり替
					平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、コンクリートブロック造に造替、壁塗替等）※全て一部
その他土塀 （番所脇）	CB 造切妻造 棧瓦葺	10.00m <sup>2</sup>	昭和 38	1963	平成 13	2001	瓦やり替：棟、瓦再使用
					平成 23 -24	2011 -12	災害復旧工事（瓦葺解体・葺直し、壁塗替等）※全て一部
井戸屋形	木造平屋建 切妻造板葺	1.67m <sup>2</sup>	昭和 38	1963	平成 12	2000	井筒：腐朽土台取替
					平成 20	2008	屋根、小屋裏：建替 井筒既存のまま
種梅記碑上屋	木造平屋建切 妻造棧瓦葺	3.17m <sup>2</sup>	昭和 28	1953	平成 10	1998	瓦やり替：棟・降棟 1/2 新規瓦

## 資料 2 : 上位・関連計画の概要

## ①茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」【平成 28 年策定】

茨城県の平成 28 年度からの県政運営の指針を示した総合計画。基本理念に「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を掲げ、「人が輝くいばらき」「活力あるいばらき」「住みよいいばらき」という 3 つの目標に対応した施策体系に基づき、「基本計画」を示している。

弘道館をはじめとする文化財について以下の内容の取組みがあげられている。

## 人が輝くいばらき

政策：生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興	施策：芸術や伝統文化に親しむ環境づくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県の歴史や伝統についての理解を深めるため、本県ゆかりの先人の功績等を紹介するとともに、本県の歴史に関する調査研究等を進め、その成果を展示・公開する。</li> <li>・文化財などの情報を広く県民に周知し、地域住民がその価値を再認識・共有・保護するとともに、地域資源として活用するための取組みを進める。</li> <li>・地域の歴史・文化資源を活用し、若者を巻き込んだ特色あるまちづくりを推進するため、芸術によるまちづくり団体や大学等と連携した事業を展開する。</li> </ul>	

## 活力あるいばらぎづくり

政策：人・もの・情報が活発に行きかう交流社会づくり	施策：個性を活かした魅力ある地域づくりと国内外から選ばれる観光の推進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の受入体制の充実を図り何度でも訪れたくなる観光地をつくるため、接客サービスの向上や観光ボランティアガイド等の人材育成などに取組む。</li> <li>・魅力ある観光拠点づくりの一環として、偕楽園や弘道館などの歴史的・文化的資産の保全・活用を図るとともに、多様なレクリエーションニーズに対応した公園整備を推進する。</li> <li>・東京オリンピック・パラリンピックや茨城国体を契機に国内外との交流を促進するとともに、本県のイメージアップを図るため、国内外に向けた本県の魅力発信に取組む。</li> </ul>	

## 住みよいいばらき

政策：人にやさしい快適な生活環境づくり	施策：みんなが住みたくなる潤いのあるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・潤いのある生活環境を確保するため、地域住民や市町村等と協働して、歴史や文化、自然環境等の地域特性に応じた良好な景観の形成を促進する。</li> <li>・地域の魅力を高めるため、弘道館や偕楽園などを活かした観光・レクリエーション地域の形成など、地域資源を活かしたまちづくりを進める。</li> </ul>	

また、「地域づくりの基本方向」のうち、水戸市が位置する「県央ゾーン」では、地域づくりの取組みの一つに「地域間連携による質の高い観光・レクリエーション地域の形成」があげられており、「日本遺産である弘道館や偕楽園などの歴史的遺産等の地域がもつ多様な地域資源を活かし、それらを繋ぐことにより、北関東有数の質の高い交流空間の形成を図る」としている。

今後 5 年間に優先して取組むべき重点プロジェクトのひとつ「世界に開かれたいばらきづくりプロジェクト」で、日本遺産の偕楽園・弘道館の国際観光の推進が主な取組みとしてあげられている。

## ②茨城県まち・ひと・しごと創生 総合戦略【平成 27 年策定】

茨城県では、まち・ひと・しごと創生法第 9 条に基づき、2060 年度（平成 72 年度）における人口の将来展望を踏まえた「茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27 年に策定している。

県総合戦略では、人口減少の進行を可能な限り緩やかなものとするとともに、地域の活性化に向けた取組みを強力に進めていくために、「人口減少の緩和と活力ある地域社会の維持」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」という 2 つの基本的な考え方に基づき、2019 年度（平成 31 年度）までの 5 年間に集中して取組む内容について、4 つの基本目標とその対策をとりまとめている。

基本目標の「本県における安定した雇用の創出」の施策「魅力ある観光産業の振興」では、おもてなしの向上と国内外からの誘客促進に向けた具体的な事業のひとつとして、偕楽園、弘道館の魅力向上事業があげられている。

## ③茨城県都市計画マスタープラン【平成 21 年策定】

茨城県では、県土全体の都市づくりの基本方針を示す『茨城県都市計画マスタープラン』を、「都市計画区域マスタープラン」並びに「市町村都市計画マスタープラン」を策定する際の指針となるものとして策定している。

水戸市が位置する「県央ゾーン」の基本方針の一つとして「歴史文化等を活かした観光交流空間の形成」があげられており、施策展開の方向性の中に「弘道館などの歴史的建造物の保全と活用」が位置付けられている。基本方針としては「水戸市の偕楽園、弘道館及び近代美術館、笠間市の陶芸美術館などの全国に誇れる歴史・文化資源、千波湖、涸沼、大洗海岸などの地域資産を活用し個性あふれる美しい環境の都市形成を図る」としている。

## ④茨城県観光振興基本計画【平成 28 年策定】

茨城県では、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 年度を初年度とする 5 年間の「茨城県観光振興基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」を策定している。

本計画の基本理念を「いばらきの個性を活かし、世界を惹きつける新たな首都圏観光を目指して」とし、県の観光振興に向けて、6 つの基本方針を設定している。日本遺産に認定された弘道館や偕楽園は、県の個性のひとつである地域資源として、基本方針に基づく多くの施策に関連している。

基本方針の「国内外への情報発信の強化」では、施策「海外に向けた情報発信」のなかで、海外からの旅行者に対して、弘道館、偕楽園などの歴史的建造物・公園等を県観光の魅力のシンボルとして重点的に情報発信していくこととしている。

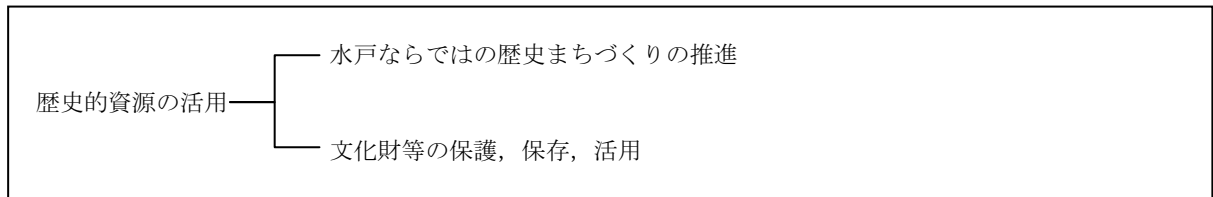
基本方針の「地域の特性を活かした国内誘客促進」では、施策「立地環境や地域資源を活かした誘客促進」のなかで、弘道館や偕楽園などと周辺の観光資源を組み合わせた「着地型・体験型」旅行プランの造成により、首都圏等からの誘客を促進することとしている。

基本方針の「魅力ある観光地域づくり」では、施策「観光資源の発掘・活用」、「観光地のブランド化の推進」のなかで、弘道館や偕楽園周辺の歴史的町並みの整備により観光拠点としての磨き上げを推進していくこととしている。

## ⑤水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－【平成26年度策定】

水戸市では、「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」を将来都市像として、平成26年に「水戸市第6次総合計画－みと魁プラン－」を策定している。基本理念を3つあげており、そのうち「水戸ならではの歴史，自然を生かした魅力ある交流都市づくり」では、「歴史，文化の継承と振興」，「歴史的資源の保全と活用」の中で、「水戸の貴重な財産である歴史的資源をまちづくりに生かし，次代へ引き継いでいくため，文化財の適切な保護や整備，普及を進めるとともに，水戸城跡周辺や偕楽園をはじめとした資産の価値を高め，有機的に連携させながら，より一層の有効活用に努める」とし，以下のような体系のもと，計画を進めている。

## ●施策の体系



## ●主要事業・ソフト（抜粋）

事業名	事業概要	事業主体
天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくりの推進	・歴史的風致維持向上計画に基づく施策の推進	市
歴史・観光ロードの整備	・歴史・観光ロード整備基本計画の策定 ・計画に基づく道路整備等	市
世界遺産登録に向けた取組みの推進	・教育遺産の世界遺産登録に向けた取組みの推進	市
文化財の適切な保護，保存，活用	・文化遺産説明板等の設置 ・指定文化財等の適正な管理	市

## ●主要事業・ハード〔整備計画〕（抜粋）

事業名	整備計画	事業主体
弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくり	・二の丸角櫓・塀の復元 ・大手門の復元 ・歴史・観光ロード整備	市， 関係機関

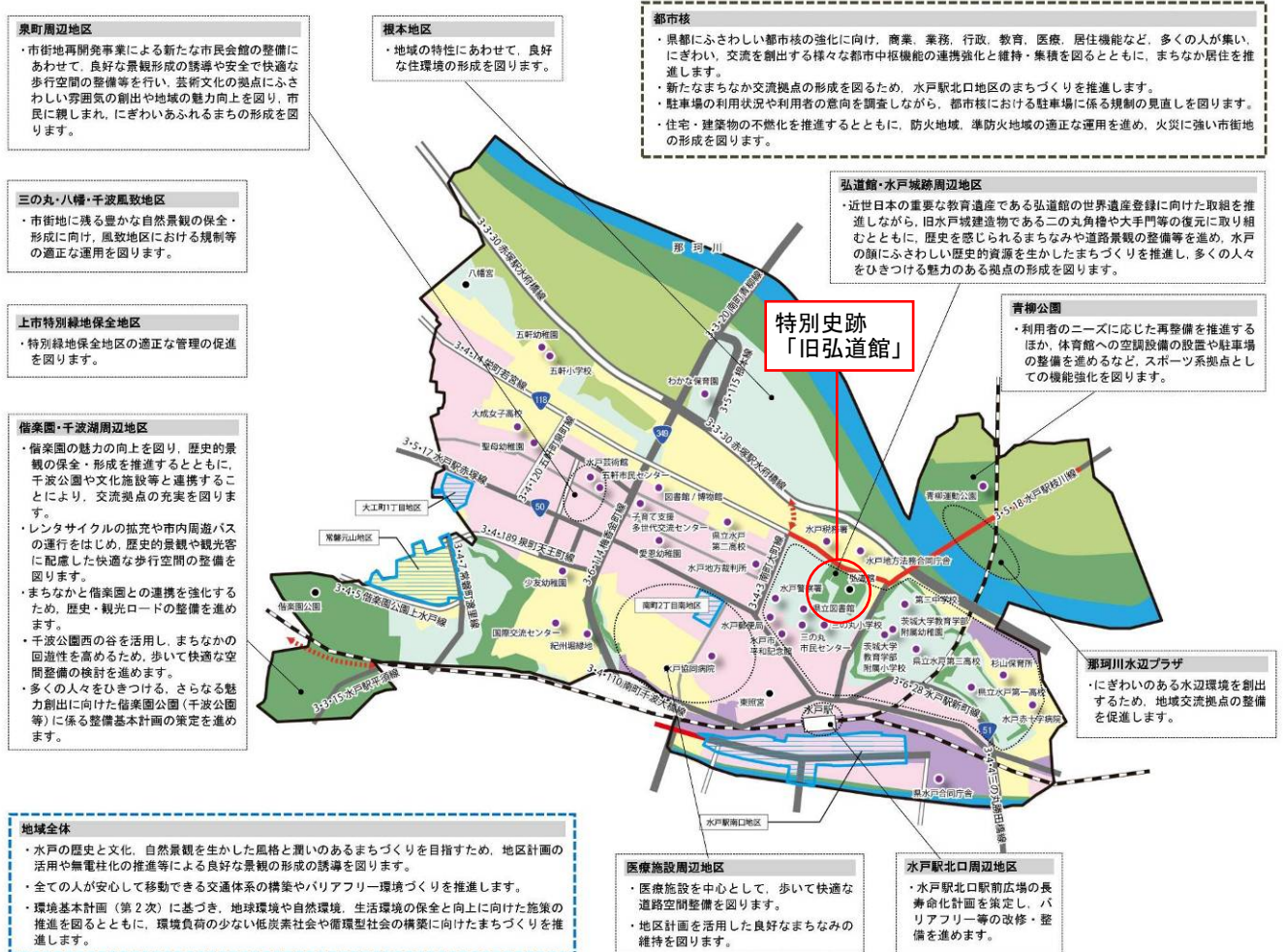
## ⑥水戸市都市計画マスタープラン（第2次）【平成27年度策定】

水戸市は、平成27年度に市町村の都市計画に関する基本的な方針として「水戸市都市計画マスタープラン（第2次）」を策定している。計画は、「全体構想」と、「地域別構想」から構成され、目指すべき将来像を「持続可能なコンパクトなまち」としている。

全体構想で、都市計画の基本的な方針として示されている「分野別まちづくりの方針」の4つの視点のうち、「都市活力の向上等」では、「水戸ならではの歴史を生かした拠点づくり」として「弘道館・水戸城跡周辺地区」については、大手門、二の丸角櫓等の旧水戸城歴史的建造物の復元をはじめ、歴史・観光ロードや白壁整備による景観形成など、風格の感じられる歴史的景観の形成に取り組む。水戸の顔にふさわしい歴史まちづくりを推進する、「水戸ならではの風格ある歴史的景観の保全・形成を図るとともに、近世日本の重要な教育遺産である弘道館と偕楽園の世界遺産登録に向けた取組を推進するなど、歴史のまちとしてのブランドイメージの向上を図る」としている。

地域別構想では、弘道館周辺を含む「第一地域（三の丸・五軒）」は、地域内の10地区について個別にガイドプランが設けられており、「弘道館・水戸城跡周辺地区」の内容は以下のとおり。

近世日本の重要な教育遺産である弘道館の世界遺産登録に向けた取組を推進しながら、旧水戸城建造物である二の丸角櫓や大手門等の復元に取り組むとともに、歴史を感じられるまちなみや道路景観の整備等を進め、水戸の顔にふさわしい歴史的資源を生かしたまちづくりを推進し、多くの人々をひきつける魅力のある拠点の形成を図ります。



図：第一地域（三の丸・五軒）ガイドプラン図（水戸市ホームページより転載）

## ⑦水戸市景観計画【平成 20 年度策定】

水戸市は、平成 20 年に「水戸市景観計画」を策定している。

市全域を景観計画区域として、市内を都市核・拠点地区、市街地地域、郊外地域に分類し、地域別の景観形成に関する方針を示している。

「旧弘道館」は、都市核（中心市街地）に含まれており、なかでも、弘道館周辺、義公生誕の地（黄門神社）周辺などを、「三の丸周辺地区（弘道館周辺地区）」として、「重点的に景観形成を図る地区」に位置付け、市の玄関口である水戸駅北口周辺と連携を図りながら、水戸の歴史と文化が感じられる景観の形成を目指す地区としている。

地区の景観形成方針として、眺望景観の保全を目的とした高さ制限を設けることが記されており、弘道館周辺からの眺望として、正門から旧県庁方向の眺めを保全するため、建築物の高さに関する強制力のある規制として、平成 22 年に高度地区を指定している。



図：「三の丸周辺地区（弘道館周辺地区）」（水戸市ホームページに加筆）



### ⑧水戸市観光基本計画（第3次）【平成27年度策定】

水戸市では、「水戸市第6次総合計画」の策定にあわせて、「水戸市観光基本計画（第3次）」を策定している。計画の期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間としている。

計画では、水戸市の観光が目指す将来イメージを「おもてなしと歴史・文化・自然によって新たな感動に出会えるまち 水戸」とし、水戸市の観光の課題に対応する施策の基本的方向として「訪れてみたいと思える観光まちづくり（観光資源の魅力向上）」「巡りたいと思える観光まちづくり（観光連携力の強化）」「伝えたいと思える観光まちづくり（情報発信力の強化）」の3つの基本戦略を設定している。

基本戦略に基づく施策の展開のなかで、弘道館に関わる主な事業として以下の内容があげられる。

#### ●訪れてみたいと思える観光まちづくり【観光資源の魅力向上】（抜粋）

施策	具体的な事業		事業主体
既存観光資源のリノベーションによる魅力づくり	弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ソフト事業</li> <li>・水戸藩歴史マップの作成</li> <li>・弘道館・水戸城跡周辺ライトアップの実施</li> <li>・水戸城についての市民の意識醸成</li> </ul>	市，関係機関，市民
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ハード事業</li> <li>・二の丸角櫓・堀の復元</li> <li>・大手門の復元</li> <li>・歴史・観光ロード整備</li> </ul>	市，関係機関
	偕楽園と弘道館をつなげた魅力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ソフト事業</li> <li>・偕楽園と弘道館を一对とした観光案内・イベントの実施</li> <li>・教育遺産の世界遺産登録に向けた取組みの推進</li> </ul>	市，関係機関，市民

#### ●巡りたいと思える観光まちづくり【観光連携力の強化】（抜粋）

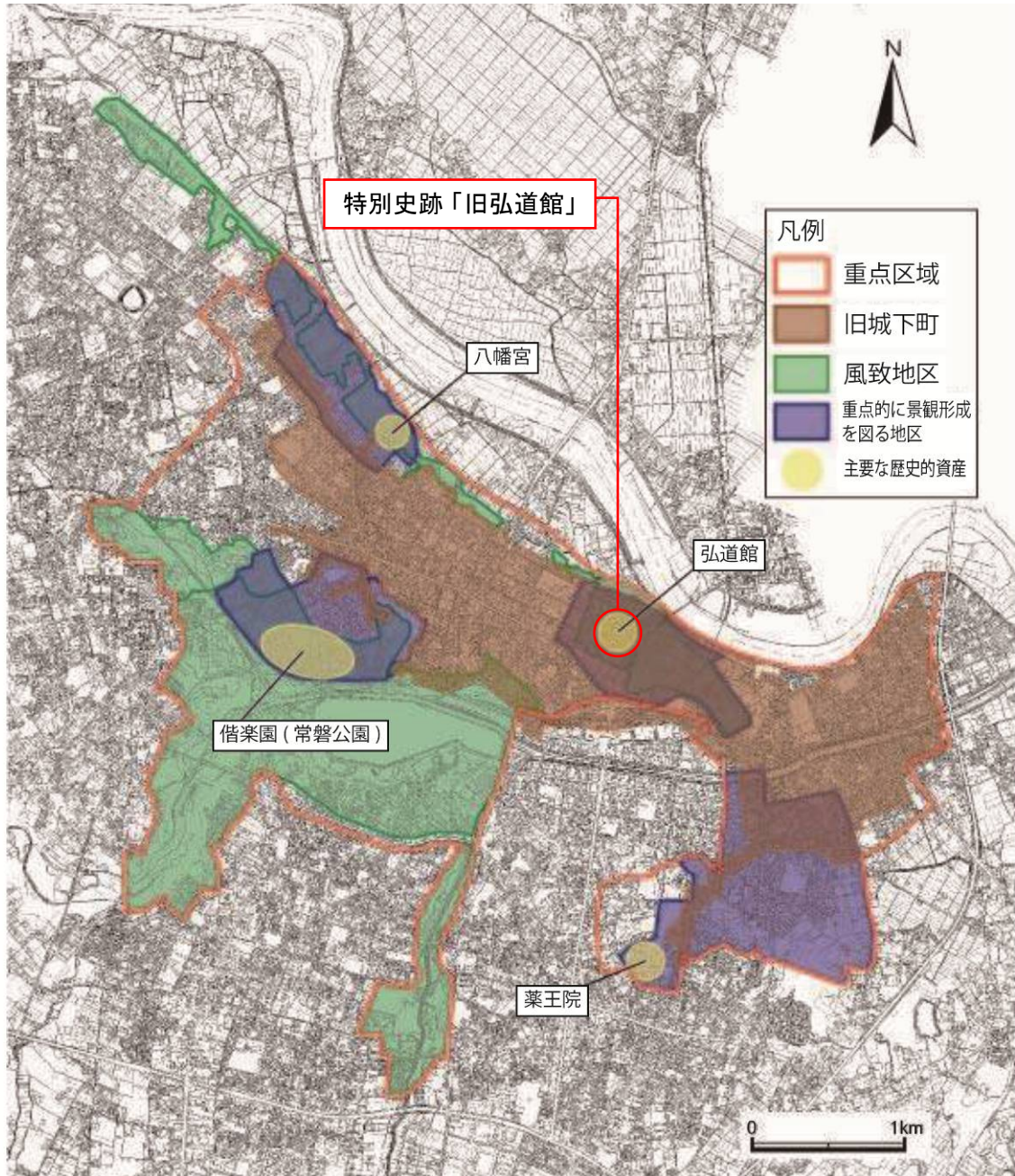
施策	具体的な事業		事業主体
回遊できる観光地づくり	歴史・観光ロードの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ソフト事業</li> <li>・歴史・観光ロード整備基本計画の策定</li> </ul>	市
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ハード事業</li> <li>・計画に基づく道路整備等</li> </ul>	市，関係機関

特に、「弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくりの推進」「偕楽園と弘道館をつなげた魅力づくりの推進」については、優先的に進める先導的な事業のひとつである「歴史観光まちづくり推進プロジェクト」のなかで、今後5年間の重点的な取組みに位置付けられている。

### ⑨水戸市歴史的風致維持向上計画【平成 21 年度策定・平成 24 年度改正】

水戸市は、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成 22 年 2 月 4 日に国土交通省等の認定を受けている。計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間としている。

「重点区域」に設定している範囲は、中心市街地及び古くからの既成市街地、並びに都市公園及び風致地区の範囲と合致しており、旧弘道館及び周辺も含まれる。



図：重点区域の範囲図（水戸市ホームページに加筆）

計画の中の文化財の整備・修理に関する具体的な計画の一つとして弘道館公園整備事業（整備主体：茨城県）が位置付けられており、「今後、茨城県の策定する保存活用計画に基づき、施設の保存修理や案内施設の整備等を実施する。なお、実施にあたっては、現状変更等の許可を要するため、計画段階で関係機関と十分な協議、検討を図る。」としている。



## 資料 3 : 文化財保護法等の抜粋

## (1) 文化財保護法(抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第三章 有形文化財  
第一節 重要文化財  
第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

## 第三款 保護

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

## 第六款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
  - 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
  - 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
  - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
  - 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

- 第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(保存のための調査)

- 第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。
- 第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。
- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第十二章 補則

### 第二節 国に関する特例

(重要文化財等についての国に関する特例)

- 第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
  - 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
  - 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
  - 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第百十五条第一項及び第二項、第百十六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

## (2)文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和50年9月9日政令第267号)

最終改正:平成28年3月25日政令第78号

## 第5条第4項

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第十五条第一項（法第二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）



## (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)

最終改正:平成17年3月28日 文部科学省令第11号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年令
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡，名勝又は天然記念物の滅失，き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条，第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡，名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し，き損し，若しくは衰亡し，又はこれを亡失し，若しくは盗み取られたときの届出の書面には，次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡，名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡，名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は，その氏名及び住所
- 六 管理団体がある場合は，その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失，き損，衰亡，亡失又は盗難（以下「滅失，き損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失，き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失，き損等の原因並びにき損の場合は，その箇所及び程度
- 十 き損の場合は，き損の結果当該史跡，名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響
- 十一 滅失，き損等の事実を知った日
- 十二 滅失，き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には，滅失，き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は，前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在，地番，地目又は地積及び異動後の土地の所在，地番，地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて，異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番，地目又は地積の異動が分筆による場合は，当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(4) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)  
 (昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)  
 最終改正:平成27年12月21日文科科学省令第38号

(許可の申請)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
  - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
  - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
  - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 十三 現状変更等に係る地域の地番
  - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添付書類等)

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
  - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

- 第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
  - 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

## (5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則(抜粋)

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正:平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

## (6) 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(抜粋)

(昭和 50 年 9 月 30 日 文部省令第 29 号)

最終改正: 平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第四十七条第四項(法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
  - 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
  - 三 現在の所在の場所(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。)
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 七 技術的指導を必要とする理由
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- 一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
  - 二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
  - 三 現状の写真又は図面

(史跡名勝天然記念物の場合)

第三条 法第百十八条及び法第百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物の名称
  - 二 指定年月日
  - 三 所在地
  - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 七 技術的指導を必要とする理由
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面に添付すべき書類、図面又は写真については、第一条第二項の規定を準用する。